

阿見町議会会議録

平成29年第2回定例会

(平成29年6月6日～6月20日)

阿見町議会

平成29年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（6月6日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・議案第43号から議案第47号（上程、説明、質疑、討論、採決）	12
・議案第48号（上程、説明、質疑、討論、採決）	18
・議案第49号から議案第51号（上程、説明、質疑、委員会付託）	20
・議案第52号から議案第58号（上程、説明、質疑、委員会付託）	23
・議案第59号から議案第60号（上程、説明、採決）	28
・議案第61号（上程、説明、採決）	29
○散 会	30
◎第2号（6月7日）	31
○出席、欠席議員	31
○出席説明員及び会議書記	31
○議事日程第2号	33
○一般質問通告事項一覧	34
○開 議	35
・一般質問	35
樋口 達哉	35
高野 好央	42
石引 大介	51
海野 隆	56
永井 義一	74

井田 真一	9 1
○散 会	1 0 5
◎第 3 号（6 月 8 日）	1 0 7
○出席，欠席議員	1 0 7
○出席説明員及び会議書記	1 0 7
○議事日程第 3 号	1 0 9
○一般質問通告事項一覧	1 1 0
○開 議	1 1 1
・一般質問	1 1 1
川畑 秀慈	1 1 1
倉持 松雄	1 3 1
難波千香子	1 5 4
柴原 成一	1 8 4
久保谷 充	1 8 7
栗原 宜行	2 0 2
・休会の件	2 1 8
○散 会	2 1 9
◎第 4 号（6 月 2 0 日）	2 2 1
○出席，欠席議員	2 2 1
○出席説明員及び会議書記	2 2 1
○議事日程第 4 号	2 2 3
○開 議	2 2 4
・議案第 4 9 号から議案第 5 1 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 4
・議案第 5 2 号から議案第 5 8 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 8
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	2 3 5
○閉 会	2 3 5

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第168号

平成29年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月18日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成29年6月6日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成29年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	6月6日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月7日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	6月8日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	6月9日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月10日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月11日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月12日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月13日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	6月14日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月15日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	6月16日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	6月17日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	6月18日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	6月19日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	6月20日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[6 月 6 日]

平成29年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月6日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
税務課長	菊池彰君
収納課長	村田敦志君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	井上稔君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成29年6月6日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について）
- 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 日程第5 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第49号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第50号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第51号 阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について
- 日程第7 議案第52号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 57 号 平成 29 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 58 号 平成 29 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 59 号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第 60 号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 61 号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第2回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 野口雅弘君

8番 永井義一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にいたします。

本件については、去る5月30日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

私も、この議場に入室を許されて、早いもので30年になりました。今日のように、行動しやすい、動きやすいスタイルで入場できたのは初めてでございます。そういう中で、国体が、そしてまた、セーリング競技が大成功をおさめますように、皆様方もこのポロシャツを着てですね、町内の多くの方々にPRをしていただき、そしてまた、それと同時に、町民の声をも多く吸い上げていただければありがたいなと思うところでございます。また、天田町長におかれましては、来年3月には選挙でございます。自身のPRも含めていただくと、我々は一石二鳥かもしれないませんが、町長にとりましては一石三鳥になることかと思えます。

では、会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成29年第2回定例会につきまして、去る5月30日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長補佐の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月20日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月7日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、6月8日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

4日目、6月9日は午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月12日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月20日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月20日までの15日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成29年度の第2回定例会、議員各位にはお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、先ほど議運委員長からも言われたとおり、今日は傍聴者の皆さん、今日は何の服装な

んだと思ってびっくりしたのではないかなと、そう思っております。24色をそろえているということで、色とりどりという、自分に合ったシャツをという、そういう形であります。

2019年の9月29日から10月2日まで4日間は、セーリング競技の会場である阿見町で催されます。そういう中で、やはり全町一丸となって、この2年ちよつとの間ですけど、やはり国体に向けて、町民の皆さんと一緒に国体を成功裏におさめるために努力をしていきたい、そう思っておりますので、どうか、議員の皆様方にも御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告事項を申し上げます。

初めに、平成28年度繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成28年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成29年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成28年度繰越明許費、繰越計算書のとおりであります。

次に、平成28年度事故繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

平成28年度の事業施行に当たり、避けがたい事故により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため平成29年度に事故繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成28年度事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

その内容としましては、道路新設改良費で補償物件の移転等に不測の日数を要したため年度内の完了が困難となったことから繰り越すものであります。

次に、平成28年度水道事業会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告いたします。

平成28年度の水道事業執行に当たり、諸般の事情により、年度内での事業完成並びに支出が困難となったため、平成29年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成28年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（紙井和美君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第43号から議案第61号、以上19件であります。

次に、監査委員から平成29年2月分から平成29年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりであります。

次に、平成29年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、6月2日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりであります。

次に、平成28年度阿見町土地開発公社決算書及び平成29年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について）

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について）、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案43号から議案第48号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第43号から議案第45号について、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、我が国経済の成長力の底上げ等を目的に、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、早急に施行する必要が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第43号の阿見町税条例の一部改正の主な内容としましては、町民税関係では、配当所得等で所得税と異なる課税方式が選択できることを明確化し、固定資産税関係では、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する課税標準の特例規定を整備し、軽自動車税では、軽自動車税のグリーン化特例について軽減対象の重点化を行った上で、適用期間を2年延長するなど所要の改正を行うものであります。

議案第44号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、市町村で定めることとされている課税標準の特例の割合を定めるなど所要の改正を行うものであります。

議案第45号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を27万円に引き上げ、2割軽減対象となる世帯の軽減所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を49万円に引き上げるものであります。

議案第46号の阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例を一部改正し、早急に施行する必要が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

改正の主な内容としましては、主任介護支援専門員の要件を明確にするなど所要の改正を行うものであります。

議案第47号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づく国基準の一部が改正されたことに伴い、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を一部改正し、早急に施行する必要が生じたため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決

処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

改正の主な内容としましては、町が発行する支給認定証の取り扱いについて、施設と保護者双方の負担の軽減と事務の簡略化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第48号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

○議長（紙井和美君） 済みません、それは日程第5なので、48は、47号まで。

○町長（天田富司男君） どうも失礼しました。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） おはようございます。

議案第45号の部分なんですけども、この国民健康保険条例の一部改正ですね、これについてちょっとお伺いしたいんですけども、この中で、今、5割軽減のところは26万5,000円が27万、2割軽減が48万から49万というような形で書いてあるんですけども、今年の3月の私の一般質問の中で、国民健康保険税の引き下げについてという質問をしたのがあるんですけども、この回答の中でですね、5割軽減の算定基準が26万5,000円から27万1,000円に、2割軽減の算定基準が48万から49万になることが書かれてるんですけども、今回の27万1,000円が、今回この専決処分の中で27万ちょうどになったその辺の背景をちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答え申し上げます。

3月の一般質問の答弁書に27万1,000円となっておりますか。

○8番（永井義一君） なってます。

○保健福祉部長（飯野利明君） ちょっと今、答弁書がないんで確認とってないんですけども、26万5,000円から27万円に引き上げということが正しいんで、もし答弁書が27万1,000円であるとすればですね、答弁書のほうが誤りだったのかなと思います。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） それでは、補足させて説明させていただきます。

今、部長がおっしゃられましたように、答弁書のほうの1,000円というのが、ミスプリというか、申しわけないんですが27万円ちょうどが正しい金額であります。よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、担当課長のほうからミスプリという話でしたけども、この答弁

書を書いたのはね、担当……。そうか、もしかしたら、かわる前、異動の前なのかな。まあいいや。

ミスプリという話でしたけども、答弁書にしっかり書かれてるんですけども。じゃあ、再度確認しますけども、これ、改めてもう一回、この答弁書を書いたこと自体は覚えてないのか、または気がついてちゃんと計算をし直したら27万だったという感じなんですかね。

私のほうのね、一般質問の中で、1,700億円がどういうふうな形で町民の皆さんに還元されたかというようなね、観点からも聞いてるわけなんですけども、その辺、いつ気がついて、いつ、これ間違っちゃったなというふうに直したのか。

できれば、電話でもいいから、私のほうにね、一般質問こうだったけど、計算したらこうだったよというのはね、これはやっぱり連絡いただくべきじゃないかと思うんですよ。私のほうとしては、この27万1,000円で、やはり町民の人に聞かれたときは答えるわけなんです。ですから、その辺が、どういういきさつでどうなったかというのをちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答え申し上げます。

途中で変わったということではなくて、あくまでも、これはですね、本当に大変申しわけありません、答弁書の、先ほど課長が申しあげましたように、本来であれば26万5,000円であるものが、26万5,000円から27万円に、それから2割軽減の算定基準が48万円から49万円ということでございます。答弁書の誤りということで、こちらのほうでチェックが甘かったということで、大変申しわけございませんでした。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 部長のほうではという言い方でいいのかな、これ、いつぐらいに気がつきましたか。それとも完全に見てなかったか。どっちですかね。

○議長（紙井和美君） 国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） お答えします。

答弁書の作成の段階では、私のほうでも気づいてませんので。ただ、もともととしては、前年度の答弁書というか、毎年5,000円ずつアップしてますので、それに上書きしていったんで、1,000円というのが残ってるのがわからないんですが、ちょっと1という数字が入っていた理由はちょっとわかりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、ちょっと質問と答弁が食い違っていて。

ちなみに、5,000円のアップって今、話がありましたよね。26万から26万5,000円、その前が。今回が26万5,000円から27万1,000円。だから、ここは6,000円のアップになってるんですよ。

ですから、単純に5,000円アップだからという関係じゃないんですよね。ですから、もうちょっと確実な、確認できる答弁をお願いします。

○議長（紙井和美君） 国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、アップ自体が5,000円ずつだったので、1,000円という感覚が、私のほうでもちょっと認識しておりません。答弁書の段階では常々切りのいい数字で上がってると思っていましたので。その辺は、先ほど申しましたように、ちょっとチェックが甘かったのかなとは思っていますが。

ちょっと、気づいたというか、今現在も、ちょっと答弁書の内容を、ちょっと私のほうもちょっと気づきませんでしたというのが本来のところでございます。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 済みません、記憶が余り定かではないんで正確には申し上げられないんですけども、後で3月の議事録のほうを正式に確認をしたいと思います。そのときに、27万1,000円って渡した原稿に書いてあったんですけども、町長の答弁の中では27万円というふうに答弁を差し上げたような記憶もちょっと残ってるんですけども。ちょっとそこら辺、議事録を再度確認をさせていただけたらと思います。

いずれにしても、お配りした答弁書に誤りがあったということで、深くお詫びを申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 一般質問のやり取りの中で、この金額、金額の変更というのは、これはこちらのほうも確実に聞いてるわけですよね。ですから、そこでもし27万って、私も議事録を全部が全部ね、見たわけじゃないし、100%は無理なんですけども、27万1,000円って書いたけど27万ですよってもし答弁があれば、普通ここは直すと思います。ですから、私も議事録を確認してないから、そんなことは言ってないよとは100%言えませんが、一応感覚としてはそういうものじゃないかなと、ひとつ思います。

最後にもう一回聞くんですけども、答弁書を書かれた方がもちろんいるわけなんで、その答弁書を書かれた方が27万1,000円と書いた背景があるでしょう、それは。5,000円ずつアップだとしたら27万だけど、わざわざ27万1,000円ということが書かれてるんで、それだけちょっと確認したいんですけども、答弁できる方おられますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） お答えいたします。

申しわけないんですが、うちのほうの答弁書の原案ですね、そちらのほうと、実際に議員様

のほうにお配りした原案，そちらの答弁書のほうと，ちょっと時間をいただきまして確認させていただきたいと思うんですが，よろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ここには答弁書がありますので。ですから，これは明確に1,000円と書かれてるんで。もし原稿，これを書く前の原稿でね，そうなったら，それは多分，打ち間違え……。というのも変な話ですけどもね。6を7に間違えたとか，4を5に間違えたというのはあり得ると思うんですけどね，わざわざ後ろに1千円って3文字がついてるんでね，非常に疑問になったところです。

ちょっと，これをやり取りしててもしようがないんで。今現在わからないわけですよ，課長のほうとしては。ですから，それはちょっと調べて，後で報告をしてください。お願いしますね。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今の問題ですけれども，議員もね，間違うことがあるんだよね。ただ，執行部も間違うこともあると思うのね。あったときにどういう対応するかってとても大事なことなので，ぜひともね，今，全然気がつかなかったのかどうかもよくわからないんだけど，この関連でいえば，永井さんがね，前回一般質問してるわけだから，その辺はチェックしていただきたいなと思います。

それを言うておいてですね，今回のね，5,000円ずつ引き上げるということで，今回は27万，それから49万になったんだけど，こっちは1万円ですね。改正によってですね，対象世帯の異動というのは，どういう異動になるのか教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えします。

今回の改正によりまして，5割軽減世帯が23世帯，それから2割軽減世帯が13世帯ほど増加する見込みでございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第47号については，会議規則第39条第3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号から議案第47号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第47号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第48号の損害賠償の額を定めることについてを申し上げます。

本案は、平成29年4月11日午後5時20分ごろ、阿見町小池地内の町道第1568号線において、荒川本郷方面から牛久方面に車両で移動中、同町道の表層が破損していた箇所に車両を乗り入れたことにより、相手方車両の左前タイヤを破損させたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 細かいことを言うようでまことに申しわけないんですけども、今回ね、龍ヶ崎の方ですか、道路にタイヤを入れてしまってね、破損したということで、損害賠償が発

生したわけですがけれども、これ、場所は私も正確にわからないんですけども、小池の集落の東側の道路ではないかなというふうに思うんですけども、車が破損するほどの一定程度の大きい穴があいてるというのは、事前にね、地区の区長であるとか地区住民からのですね、一定の情報提供というのはなかったんですか。全然なくて道路にタイヤが落ちると破損するぐらいの大きい穴があいてるということはちょっと考えられないんですけども、どうなのでしょう。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） お答えいたします。

この事案につきましては、地元からの穴があいているという情報はなかったんですが、うちのほうとしましては、見回りということで、シルバー人材センターのほうに委託をしまして、週に3回見回りをしてもらってます。そういうところで発見したものについては直すようにしてるんですが、今回のこれにつきましては、そういうのが発見されなかったところでの事故ということになります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） どの程度のね、大きさの穴かよくわからないんですけども、タイヤが破損するほどだから結構大きい穴があいてたんじゃないかなと思うんですね。

この類のね、専決処分というのかな、損害賠償の専決処分は結構あって、台風の後とかね、急に道路の状態が変わったと、こういうことは結構今までもあって、何となく理解できるんだけれども、生活道路というかな、その辺で、小池の人たちがめったに通らないね、道路なのか、それとも結構ね、通っている道路なのか、これもよくわからないんだけど、私がそこだなんて思ってるところは、結構それなりに通ってるんじゃないかなと思うんですね。ひょっとしたら散歩なんかでもね、あの辺行き来してるんじゃないかなと思うので、今後ね、シルバーもそうなんですけども、住民あるいは区長、そういう方からですね、情報提供を積極的に受けると、そういう形で、なるべくこういう事故が起きなければね、相手も、相手というか被害者も時間と手続を省略できるし、町としてもね、損害賠償しなくても済むということですので、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

これは要望でいいです。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第49号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第50号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第51号 阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第49号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第50号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第51号、阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第49号から議案第51号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第49号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会につきましては、公共施設等総合管理計画の策定に関する審議を行ってまいりましたが、所掌事務の完了に伴い、廃止するものであります。

阿見町地域再生計画策定協議会につきましては、地域再生計画の策定に関する協議を行ってまいりましたが、所掌事務の完了に伴い、廃止するものであります。

阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会につきましては、荒川本郷地区町有地売却業務に係るプロポーザルの参加表明者が提出する企画提案書等に対する審査及び参加者に係る調査に関すること等を行うため設置するものであります。

阿見町スーパー食育スクール事業推進協議委員会につきましては、スーパー食育スクール事

業の推進に関すること等を行ってまいりましたが、事業終了に伴い、廃止するものであります。

議案第50号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

スーパー食育スクール事業推進協議委員会委員，地域再生計画策定協議会委員，公共施設等総合管理計画検討委員会委員，荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会委員については，議案第49号と同様の理由により，附属機関の廃止，設置に伴い，その委員を非常勤特別職として廃止，追加するものであります。

議案第51号の阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について申し上げます。

本案は，予科練平和記念館の観覧料について，主に何度も御来館いただく方の利便性を図ることを目的に，1年を単位として観覧料の区分を設けることで，いわゆる年間パスポートを発行できるようにするため，所要の改正を行うものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案3件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 簡潔にということですので，簡潔に申し上げたいと思います。

予科練平和記念館のね，年間パスポート，これについては，かつてずっと要望しておりましたので，やっとね，実現になったということで，大変喜んでおります。これによってね，入館者の数，有料入館者はどうかわかりませんが，入館者の数は伸びていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

そこで，改正後の8条，特別展の関係なんですけれども，1,000円以内だよと，こういう形で書かれております。通常ですと500円，3回分1,500円で年間何度でも入れると。しかし，特別展はちょっと別だよと。1,000円以内ということなんですけれども，この1,000円以内ということに込められたね，金額っていうのは，どの程度——1,000円以内だから1,000円以内って言われれば，それまでなんだけれども，どの程度をね，予定しているのかなと思うんですけれども，いかがでございましょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

予科練平和記念館の特別展の金額がですね，1,000円以内ということで，今，海野議員のほ

うでお話ししていただきましたが、通常の観覧料につきましては、一般の方が500円、それと子供が300円という設定にしております。特別展というのは、通常の観覧ではなくてですね、その期間に特別なことを行って、それまでの観覧料とは別の金額をこれまでもいただいて行っておりました。これまで、2回ほど特別展を行ったんですけれども、それが600円でした。特別展のですね、上限が今は定められていないということで、高額になってしまうと、なかなか特別展を開くこともできないし、観覧される方も難しいということで、一応上限を定めて、1,000円以内で特別展を開くということで考えております。そういったことから上限を定めようということで、今回、条例を改正させていただきました。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 県内のね、博物館施設については、無料のところから有料のところまでいろいろとあるようなんですけれども、予科練平和記念館が、多分見本というかな、先例として、鹿児島県南九州市かな、知覧の特攻博物館、それから太刀洗、福岡県筑前町かな、こちらの太刀洗平和記念館だったかな、それと大和ミュージアム、広島県呉市ですよ。ここを見ると、大体予科練平和記念館とね、ほぼ同じぐらいの値段かなというふうに思います。

ただ、それぞれね、年間パスポートがあつたりなかつたりと。もちろん、それぞれコンセプトは違うんだけど、友の会という形にして、さまざまな情報発信をして、どこだったかな、あれは、大和ミュージアムだったかな、2,000円で、特別展も含めてやっているということを見ると、この1,500円、1,000円というね、料金の設定、もうちょっと丸めるといふかね、丸めて、例えば2,000円にするとか、1,500円で特別展も見せていくとか、ちょっとややこしいなという感じを受けるんですけども。当然、運営協議会かなんかでしっかり議論してね、そういう結論が出たんでしょうけれども、丸めなかった理由だけ、ちょっと聞かせてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

まず、年間パスポートはですね、先ほども説明がありましたが、何度もですね、この予科練に御来館していただくための利便性を考慮しました。先ほども言いましたが、通常は500円です。この1,500円というのは3回分相当になりますので、3回以上来ていただければ、パスポートの料金のもとがとれるという考えがございます。

それと、特別展につきましては、そういったことではなくて、ほかの予科練記念館で持っていないものについてほかの施設からお借りする、それに対して費用もかかります。そういったことを展示するのに対して、やはり余り高額なものだと、その期間は、今度は逆に言えば来館する方が減ってしまうことも懸念されますので、1,000円以内で展示できるような考え方のも

とで、この金額を設定させていただきました。なるべく上限が1,000円に近づくことのないように考えていきたいと思えます。

そういったことで、とりあえず、パスポートと特別展については、分けて今考えているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） この年間パスポートね、常設展なので、何回も何回もね、見ないんですよ。大体どうやって利用するかというと、誰かを御案内するとかね、そういう例がすごく多くて、私も案内をしてですね、案内する人には買ってもらって、私も買って見ると、そういう形をとっているんじゃないかなと思うんですよ。それからすると、常設展というかな、年間パスポートでね、特別展も見ることができたほうがいいんじゃないかなと。これは個人的な感想ですけども、そういう気持ち、そういう意見もあったということを、教育長、次長には受けとめていただいて。

これは要望です。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号から議案第51号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第52号	平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第53号	平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号	平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第56号	平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号	平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第58号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第52号から議案第58号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第52号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億5,265万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ174億8,165万6,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入から申し上げます。

第14款使用料及び手数料では、阿見町職員駐車場利用規程に基づき、各施設における職員駐車場利用料を新規計上。

第15款国庫支出金では、指定廃棄物の保管施設整備等に係る指定廃棄物保管委託業務費を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額。

第21款諸収入では、学びの広場サポートプラン事業及びスクールライフサポーター配置事業に係る県受託収入を新規計上。雑入で、助成決定を受けたコミュニティー事業助成金及びスポーツ振興くじ助成金を新規計上。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、一般管理費で、本年4月から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用が拡大されたことに伴い、臨時職員社会保険料を増額。町民活動推進費で、本郷区の公会堂備品整備に係るコミュニティー事業補助金を新規計上。

第4款衛生費では、清掃費で、原子力発電所事故に伴う指定廃棄物の処理体制が国において構築されるまでの間、霞クリーンセンター既存倉庫内に仮置きしている指定廃棄物をより安全

に保管するため、環境省の指定廃棄物保管委託業務費を財源として、保管庫建設に係る工事費を新規計上。

第8款消防費では、非常備消防費で、地権者の土地活用に伴い撤去が必要となった若栗地内の防火水槽1カ所について、解体工事費を増額するものであります。なお、当該防火水槽については、既に消火栓により周辺の消防水利が確保されており、撤去による消防活動への影響はございません。

次に、第9款教育費では、学校管理費で、新設小学校の学級数の確定等に伴い、統廃合となる小学校における既存備品との調整を図った上で、新規購入が必要となる机、教材等の備品購入費を新規計上。教育振興費で、本郷小学校のスクールライフサポーターの配置に係る講師謝礼、及び朝日、竹来両中学校で実施する学びの広場サポートプラン事業に係る講師謝礼を新規計上。体育施設費で、平成29年度スポーツ振興くじ助成金の交付内定を受け、総合運動公園テニスコート全面の照明灯改修工事費を新規計上するものであります。

次に、議案第53号から第57号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第53号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から568万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ61億7,831万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、高齢者医療運営円滑化等補助金の負担調整措置に伴い前期高齢者納付金を増額するもので、その財源調整のため、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第54号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から154万3,000円を減額、歳入歳出それぞれ18億4,945万7,000円とし、その財源調整のため一般会計繰入金金を減額するものであります。

次に、議案第55号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に12万7,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億4,187万3,000円とし、その財源調整のため一般会計繰入金金を減額するものであります。

次に、議案第56号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から445万1,000円を減額、歳入歳出それぞれ31億4,654万9,000円とし、その財源調整のため、事務費等一般会計繰入金金を減額するものであります。

次に、議案第57号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から701万9,000円を減額、歳入歳出それぞれ8億3,098万1,000円とし、その財源調整のため、職員給与費等繰入金金を減額するものであります。

議案第58号の水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ475万5,000円を減額するものであります。

その内容としましては、給料・職員手当・法定福利費の減額、並びに職員駐車場使用料の雑収益を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 52号ですね。一般会計のほうです。13ページですね、この総務費の中の1111交通安全対策事業なんですけども、金額はそんなに多くはないんですけども、この地域安全対策費の中でのバス借り上げ料、これ、珍しいなと思って。これはどういった形で使われるのかということをお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

このバス借り上げ料につきましては、茨城交通安全母の会の連合会の50周年記念というのが、9月30日に水戸の県民文化センターのほうでございます。それに、当町から40名ほど参加する予定でございます。

町の行政バスのほうがですね、同日に女性消防団の全国操法大会が秋田県のほうでございますので、そちらで使用するということなので、急遽バス借り上げということで補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） わかりました。バッティングしちゃったらしょうがないですね。

もう1つ、よろしいですかね。

同じ一般会計の19ページ、この中で、塵芥処理費の中の1112の霞クリーンセンターの工事請負費、これは全協の中でいろいろお伺いしたんですけど、今日は石神課長がいないからわかるかな。

ちょっと、全協の中でいろいろ聞いて、話はある程度理解はしたんですけども、この中で、今回、軽量鉄骨の平屋建てを国の予算でつくるということでなっているわけなんですけども、この平屋建ての軽量鉄骨の建物なんですけども、言ってしまえば、このとき、全協で私が質問

したときには、コンクリの形でできないのかって言うと、やっぱり8,000ベクレルを下回ってるからそれはできなくてってことで、この軽量鉄骨になったかと思うんですけども、まず町としては、これは何年ぐらいを考えているのか。軽量鉄骨にしてですね、貯蔵期間というのかな。それが1つと、あと、これの強度というんですか、極端に言えば、台風が来てすっとなじやいましたとか、そんなことはもちろんないとは思んですけども、そういった強度に関して、コンクリート等とは違うわけなんで、それがどのぐらいの強度まで許容ができるのか。その2点をお願いします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

建設するに当たっては、国の環境省と町の廃棄物対策課のほうで十分調整・協議をしてきた中で、建物の構造、それから耐久年数につきましては、設計業務の仕様書の中で、国で出してるんですけども、平成13年国土交通省告示第1641号薄板軽量形鋼造の建築物または建築物の構造部分の構造方法に関する安全上、必要な技術的基準を定めるなどの件他に準拠した構造方法ということになっております。

今回建設を予定している保管庫につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、軽量鉄骨づくりの平屋建てということで、耐用年数については、税務上では減価償却資産の耐用年数うということでは19年ほどってなってますけども、実際にはそれ以上、耐久性というか、それはあるというふうに思っております。

構造的なもの、コンクリートと比べては、なかなか強度的にはコンクリートにはかなわないと思うんですけども、そういった国との何回かの協議の中で、十分そういったものに耐えられるというような構造になっていると聞いておりますので、大丈夫かなというふうには思っております。

以上です。

○8番（永井義一君） 期間と台風と。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 貯蔵期間は、特には今のところ想定はしてませんが、最終処分とかそういった形で、国とか県内はほかに阿見町を入れて14市町ありますけど、そういったところともいろいろ連携を深めて、慎重に考えていくしかないと思いますので、特に貯蔵期間というのは出しておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 強度。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 強度について、風とかの対応については、建築基準法の建築確認をとって建てる建物でありますので、通常の、どのぐらいの強風というのはちょっとわか

りませんが、通常の風であれば全然耐えられるものであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 先ほど、国のほうの、かなり長い、いろいろなところで19年以上耐久性があると。実際のところ、国として一括にどこかということは聞いてないと思うんで、貯蔵期間としてはまだわからないけども、かなりな長さになるんじゃないかと思うんですよね。そういった中で私が心配したのは、老朽化、今、これから建てるのに老朽化って変な話ですけども、査定の中で、通常、台風なんかとか、そういったね、大風が来たときどうなのかなという不安があったんですけども。

要は、一般的な家屋の建て方で、大体40年、50年、そのときに、普通、一般的な台風が来ても倒れないよとか、そういったぐらいの感覚で考えてよろしいんですか。そこだけちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） それでよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号から議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第59号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第60号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第59号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につ

き同意を求めることについて、議案第60号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第59号から議案第60号までの阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者、または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は2年となっております。現在、4名の専門的知識を有する委員が在任しており、公募による委員2名が欠員となっております。

村木氏、太刀沢氏は、一般公募の応募者として選考した結果、人格・識見ともにすぐれており、阿見町政治倫理審査会の委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第60号については、原案どおり同意することに決しました。

議案第61号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第61号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第61号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、欠員となっております教育委員会の委員に、阿見町本郷在住の岡田治美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格・識見ともにすぐれ、また地域住民からの信頼も厚く、生徒の保護者でもあることから、委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については、原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時08分散会

第 2 号

[6 月 7 日]

平成29年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月7日（第2日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
国体推進室長	建石智久君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
交通防災課長	白石幸也君
環境政策課長	柳生典昭君
道路公園課長	井上稔君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
学校給食センター所長	吉田恭久君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成29年6月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成29年第2回定例会

一般質問1日目（平成29年6月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 樋口 達哉	1. 阿見町の、全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という。）への対応（準備）は万全か	町 長
2. 高野 好央	1. 阿見町子ども会育成連合会への行政のサポートは充分に行われているか	教 育 長
3. 石引 大介	1. 小中学校・普通教室への空調設備設置について	教 育 長
4. 海野 隆	1. あみ大使の現状と課題について／ネットワークを駆使した今後の展開を図るべきではないか 2. 広域連携の一層の推進について／体育及び文化施設、図書館の相互利用を図るべきではないか 3. 生活道路整備基準の緩和ないしは特例を適用し舗装整備を推進すべきではないか 4. 国民保護計画にもとづく武力攻撃事態等における町民への情報提供、町民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等について	町 長 教 育 長 町 長 町 長
5. 永井 義一	1. 給食センターの外灯や追尾式太陽光発電システムにおける税金の無駄遣いについて 2. 阿見町の平和行政について	教育長・町長 町 長
6. 井田 真一	1. 霞ヶ浦浄化について 2. 創業支援制度・企業育成について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） おはようございます。昨日、九州と山口県が梅雨入りいたしました。梅雨前線は逐次北上する予報です。本日は、九州・東海・北陸は雨、関東・東北は夜になって雨が降るでしょうという予報でした。

梅雨の時期になりますと、懸念されるのが集中豪雨による土砂災害です。こういった災害が起きたときに発令されるのが全国瞬時警報システム、Jアラートです。Jアラートはこういった自然災害だけでなく、国民保護情報等のミサイル攻撃、航空攻撃、ゲリラ攻撃、それからテロ等の情報にも使われます。昨今北朝鮮の弾道ミサイル発射問題が顕在化し、にわかに注目を集めているシステムでございます。

報道等によりますと、北朝鮮の弾道ミサイル発射基地がある東倉里から日本への弾道ミサイルの到達時間はわずか10分程度だそうです。政府は緊急事態発生時Jアラートを使って国民に避難を呼びかける方針ですが、課題も浮かび上がってきております。

北朝鮮が弾道ミサイルを発射した場合、米国の早期警戒衛星から防衛省に一報が入り、日本に飛来するおそれがあれば総務省がJアラートを発信します。人工衛星を経由し各自治体の受

信機に送信され、自動起動装置で即座に防災行政無線が流れるようになっています。国民保護関連の警報音は全国共通のサイレン音で、プルルルという不気味に響く連続音です。プルルルです。皆さんは聞いたことがございますでしょうか。これらの情報は、携帯電話会社にも伝わり、該当地域にいるスマートフォンに緊急速報のチャイムになります。

Jアラートは、約10年前平成19年2月に運用を開始し、平成26年に受信機が整備されました。平成28年、昨年5月に自動起動装置が全市区町村に整備され、地震や津波などの自然災害のほか、平成24年12月と昨年の2月の北朝鮮による弾道ミサイル発射でも作動いたしました。昨年2月には、北朝鮮の弾道ミサイル発射4分後にはJアラートが作動し、到達予想地域である沖縄県の各市町村に発射情報が伝達されました。この際、即時に防災無線が鳴り響き、その7分後に弾道ミサイルが沖縄県上空を通過したそうです。

この2回のミサイル発射では、いずれもJアラートは正常に作動しましたが、防災無線に対する認識不足などから、弾道ミサイル発射に気がつかない住民の方もいたそうです。これらの教訓は、いかに弾道ミサイル情報を周知し、かつ理解し行動するのかが課題だということです。果たして弾道ミサイルの発射情報が流れたら、阿見町の町民の方々はどうすればいいのでしょうか。

危機管理に詳しい東京の防災システム研究所山村武彦所長は、Jアラートだけでなく国民がどう行動すべきかという視点も必要で、国や自治体の役割は住民がパニックを起こさないようにすることであり、弾道ミサイルを想定した訓練や避難場所の周知を徹底しなければならないと指摘しています。

以上のようなことを踏まえ、阿見町のJアラートへの対応は万全かという観点で、次の5点について質問いたします。

- 1、阿見町に影響を及ぼすおそれがある弾道ミサイルへの対応について、その認識は。
- 2、阿見町におけるJアラートの設置状況は。
- 3、Jアラートの町民への周知状況は。
- 4、Jアラートに対応する行動の基準は。

そして最後に5、阿見町の保有するその他の危機情報等伝達手段は、についてお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

非常に唇の震えがすばらしいなと思いました。何かやってるのかなという。また、やはり樋

口議員は自衛隊出身者ということで、非常に危機管理の問題に対しては造詣が深いという、そういう思いをしております。私の答弁でどれだけの話ができるかっていうのは、そういう面でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、阿見町の全国瞬時警報システム、Jアラートへの対応は万全かについて、お答えいたします。

1点目の、阿見町に影響を及ぼすおそれがある弾道ミサイルへの対応について、その認識は、についてであります。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして判断された場合、政府は、Jアラートを使用し緊急放送を伝達します。Jアラートが使用されると、市町村の防災行政無線は自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話に緊急速報メールが配信され、「ミサイル発射情報。先ほど北朝鮮からミサイルが発射された模様です。続報が入り次第お知らせします」というような情報が消防庁から発表されます。弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で着弾する可能性があるため、速やかな避難行動等正確かつ迅速な情報収集が必要であります。

2点目の、阿見町におけるJアラートの設置状況は、についてであります。

町では平成26年度防災行政無線の整備にあわせ、Jアラートの自動起動装置の運用を行い、Jアラートで受信した情報を防災行政無線から瞬時に緊急情報として放送できるようになりました。

Jアラートで配信される情報は、消防庁の全国瞬時警報システム業務規程で定められた25の情報がありますが、原則防災行政無線等を自動起動させなければならない情報と、自治体の実情に応じて自動起動させるかどうか判断してよい情報、自動起動させない情報に区分されております。その中から町では、国民保護情報として、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報について、また、緊急地震速報として震度5弱以上の情報を、さらに気象情報として土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、大雨特別警報を自動起動させて伝達しております。

その運用状況については、国民保護情報はいまだ放送の実績はありませんが、気象情報については、平成27年9月の台風18号の際に、土砂災害警戒情報及び大雨特別警報を、Jアラートにより放送いたしました。また、昨年度は、竜巻注意情報を計10回放送しております。先日もまた竜巻情報を皆さんにお知らせしたところであります。

また3点目の、Jアラートの町民への周知状況についてであります。

弾道ミサイルの落下時にとるべき避難行動については、政府からの情報を町のホームページに掲載するとともに、内閣官房の国民保護ポータルサイトを転載しております。また、平成27

年10月に全世帯へ配布しております防災ハンドブックにおいて、町の防災情報の広報手段として、防災行政無線から放送するJアラートの緊急情報をお知らせしているほか、Jアラートに関する消防庁からの情報を、町ホームページに掲載し、関係リーフレットを窓口配布する等、町民への周知に努めているところであります。

4点目の、Jアラートに対応する行動の基準は、についてであります。

対処方法につきましては、Jアラートから緊急情報が発信された場合、防災行政無線や緊急速報メールから、サイレン音とともにメッセージが送信されます。その内容は、弾道ミサイルが発射されたとの情報伝達があった場合、屋外にいるときは近くの頑丈な建物や地下街に避難してください。その続報で、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとの情報伝達があった場合は、屋外にいるときは、直ちに頑丈な建物や地下街に避難してください。また、近くに適当な建物がないときは、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。屋内にいるときは、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。その後、ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等についての情報が伝達されます。

このように、状況に応じてJアラートにより情報が伝達されますので、指示に従い落ちついて行動してください。

5点目の、阿見町が保有する、その他の危機情報等伝達手段は、についてであります。

災害関連情報を、放送局等の多様なメディアに対して迅速かつ効率的に伝達するシステムであるJアラート、総理大臣官邸において対処することになる緊急事態に対し、地方公共団体等と緊急性を有する情報連絡を円滑に行うための一斉同報システムである緊急情報ネットワークシステムのエムネット、そのほか町ホームページあみメール、防災行政無線等、さまざまに準備をしておりますが、今後も、停電時でも対応できるように1つの伝達手段に頼ることなく、あらゆる媒体において二重、三重にカバーできるよう体制を整えてまいります。

いずれにしましても、緊急時に情報が迅速かつ確実に伝達されることが大変重要となりますので、町民の安心・安全を確保するために、いかなる事態にも瞬時に対応することができるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 1点目の答弁で、弾道ミサイルが発射され日本に飛来する場合、極めて短時間で到達するという御認識を示されましたが、具体的には何分ぐらいで到達するのかと考えておられますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

内閣官房の国民保護ポータルサイトに掲載されている、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達に関するQ&Aによりますと、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所等により、日本へ飛来するまでの時間は異なりますが、例えば平成28年2月7日北朝鮮西岸の東倉里付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に発射場所から約1,600メートル離れた沖縄県先島諸島上空を通過しております。済みません、1,600キロメートルでございます。済みません、失礼しました。1,600キロメートル離れた沖縄県先島諸島上空を通過しております。先島諸島といいますと、宮古島とか石垣島、西表島があるあたりでございます。

また、新聞報道によりますと、弾道ミサイル発射4分後にJアラートが作動し、沖縄県の各市町村に発射情報が伝達され、即時に防災無線が鳴り、その7分後にミサイルが沖縄県上空を通過したとされております。

これらのことから、ミサイル発射から10分程度で着弾する可能性があり、Jアラートによる情報伝達後、避難行動等の時間は5分程度しかないと捉えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） はい。さて、このような状況で、我々は被害を極限する対応をとらなければなりません。そのためには、ミサイル発射情報を正確に伝達し、先ほど答弁にありました数分間という限られた時間で避難し、強い衝撃や熱線等に備えることが重要と考えます。

2点目の御答弁にありましたJアラートの設置状況、特にその機能の維持と発給は町民の生死にかかわる重要な役割を担っております。しかしながら、沖縄県の教訓に見られるように、警報の聞き逃しや無関心があると町民の安全が確保できません。

そこで警報の周知方法として、どのようなことに着意されておりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

幸い、これまでに国民保護に関する警報等の受信や放送実績はございません。しかし、北朝鮮情勢が緊迫している今般、緊急自体がいつどこでどのように発生するのかを事前に予測することは極めて困難でございます。こうした事態が万が一発生した場合に備え、情報伝達の方法や状況に応じた退避方法等について、町民へ周知徹底を図ってまいります。

町長の答弁にもありましたように、現在町ホームページへ弾道ミサイルが落下する可能性がある場合の情報伝達や行動等について掲載し、そこから内閣官房の国民保護ポータルサイトを閲覧し、警報等の視聴もできるようにしておりますので、引き続き町民の理解を深めるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 4点目の、Jアラートに対応する行動の基準の中で、1、警報が発令された場合、屋外にいる場合は直ちに頑丈な建物や地下街に避難する。2、近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。3、屋内にいる場合はできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動するとあります。

しかしながら、行動基準の中にある迅速な避難や地面に伏せて頭部を守るというような、非日常的な行動をいかに確実に行うのかというのが大きな課題であると考えております。御承知のとおり、阿見町及び隣接する土浦市には防衛省陸上自衛隊武器学校、関東補給処、航空学校霞ヶ浦校など各駐屯部隊及び航空自衛隊の中部航空方面隊、第1高射隊、第3高射隊があり、日夜激しい訓練に励み有事に備えております。

ちなみに、霞ヶ浦駐屯地に分屯とする航空自衛隊の第3高射隊は、入間基地に所在する第1高射群というのは親部隊で、その隷下に所属し、そのほかに第1高射群の隷下部隊、子部隊として第1高射隊、これは千葉県の習志野、第2高射隊が神奈川県武山、第4高射隊が埼玉県の入間、に霞ヶ浦と同じように計4個、高射隊配属されております。これらの部隊には、弾道ミサイルが迎撃可能なペトリオットPAC-3、これは射程20キロございますが、これを30数基程度保有し、首都圏の防空を担当しております。

さて、話をもとに戻しますが、阿見町には自衛隊関係施設が多くあることから、退職自衛官が多く前記の非日常的な特殊な訓練を積んだベテランが多数おります。その中で、公益社団法人隊友会という組織は、各地区に存在し連携して地域のために活動しております。それらの方々に地域のリーダーになっていただき、いざというとき、これに備えるのも一案であると考えております。

そこで、防災はもとより国民保護活動などにおいて自衛隊や隊友会と協定を結ぶ計画はございますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

隊友会は元自衛官が会員であるので、災害とか防災に関することを熟知されており、非常に頼もしい存在だと認識してございます。実際隊友会における活動の1つとして、防災支援活動や国民保護活動支援等を実施されているようですので、町といたしましても今後災害指導に支援協力を得られるよう自衛隊及び隊友会との協働を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） せっかちなようで恐縮ですが、いつごろまでに協定を結ぶ予定でしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

相手がいることですので、現時点で具体的に申し上げることはできませんけれども、今後調整をさせていただきまして、できる限り早期にまとめていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 本件につきましては、待ったなしの状況にあると考えております。ぜひ1日も早い協定の締結に努めていただきたいと要望いたします。

5点目の、阿見町が保有するその他の危機情報等伝達手段は、の答弁にございましたLアラート、Mネットについて、阿見町の使用実績と問題点等がありましたら御説明お願いいたします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

Lアラートは、自治体等がですね、発信する避難勧告等の災害関連情報をテレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて、住民へ迅速かつ効率的に情報伝達することを目的とした共通基盤で、茨城県では平成26年8月より運用が開始されております。使用実績につきましては、平成26年10月に台風18号接近に伴う大雨による土砂災害警戒区域に居住する町民への避難勧告の発令、及び避難所開設について。さらに、その1週間後に発生した台風19号接近時にも、土砂災害警戒区域に居住する町民への避難準備情報の発令及び避難所開設について、Lアラートにより報道機関へ情報提供を行っております。

また、平成27年9月の台風18号接近時には、阿見町にも大雨特別警報が発令され、Jアラートにより防災行政無線で放送されましたが、このときにも土砂災害警戒区域に居住する町民への避難勧告の発令及び避難所開設について、Lアラートにより報道機関へ情報提供を行っております。

Mネットにつきましては、町長の答弁にもありましたように、官邸から関係機関に弾道ミサイル等の国民保護にかかわる緊急情報を迅速に伝達するための一斉放送システムであります。幸いにもこれまで使用実績はありませんが、緊急時に備えて受信体制を確保するため、毎月導通試験が実施されております。

両システムについて、今のところ特に問題等はございませんが、緊急時に迅速に対応できる

よう定期的に機器の点検を実施するとともに、担当者の操作取り扱い等の習熟向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 有事には正確な情報の速達が極めて重要です。我々は現在未曾有の緊急状態に直面してるとの認識から、阿見町の町民保護の準備状況について確認させていただきました。

皆さんも御存じのとおり、阿見町は予科練の町です。予科練平和記念館の設立趣旨にもあるとおり、予科練の町として歴史を歩んできた阿見町は、我が国の近代市の中でも特別な時代を過ごし、日本が経験してきた戦争と平和を考える上で忘れることのできない多くの事柄をその風土と歴史の中に刻み込まれています。このような歴史を持つ阿見町は先人たちの残してくれた教訓を道しるべに、沈着冷静に対応していく必要があると考えております。

今からでも遅くはありません。北朝鮮のミサイル問題に限らず災害等の有事に際し、恐れず侮らず淡々と的確に準備し対応してこそ、予科練の町としての教訓が生きてくるものと信じております。

なお一層の町民保護体制の充実を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

なお最後に、先日ドローンで前篠原部長をお送りし、Jアラートで新部長の大塚部長をお迎えできて非常に光栄であります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、4番高野好央君の一般質問を行います。

4番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔4番高野好央君登壇〕

○4番（高野好央君） おはようございます。

質問の前に、少し子ども会について説明をさせていただきたいと思えます。

現代の子供たちからは失われた3つの間——あいだという字ですね、3つの間があると言われていています。時間・空間・仲間。まず時間。これは習い事、塾に費やす時間が増え、自分で自由に使える時間が少なくなってます。次に空間。自由に遊べる空き地・広場が減りました。そして仲間。学校での横のつながりはありますが、異年齢でみんな一緒に遊ぶ姿を見なくなりました。この失われた3つの間を埋めるために子ども会育成会があります。

それでは、この子ども会とはどういったものかといいますと、住んでいる地域に1番密着している組織であり、仲間・集団の形成と活動により家庭・学校では与えることができない社会生活の基本を学び、子供の心身成長の発達に不可欠な経験・活動・促進・助長するのが子ども

会です。

そして育成会とは、地域の育成者たちが力を合わせ、子ども会活動の円滑な運営を側面から援助します。また、単に子供を育てる、育成するというだけの組織ではなく、地域と密接にかかわり、現在のように人間関係が希薄になっている状況では、親にとっても大変貴重な経験と意味を持つ活動の場となっております。

これら単位子ども会育成会が集まり、単体では解決できない問題、行政や他団体との連絡・協力など、活動のより一層の充実・振興を図るために阿見町子ども会育成連合会が組織されています。

阿見町における子ども会育成連合会の現状は、少子化の進展により年々加入数が下がり、本部役員の高齢化、人数減少による行事の縮小など、たくさんの課題・問題に直面し、組織として変わらなければいけない時期に来ていると思います。面倒だからやめてしまうというのは簡単ですが、活気ある子ども会、魅力ある阿見町にするためにも、行政のサポートは必要不可欠だと私は思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

阿見町子ども会育成連合会への行政のサポートは十分に行われているのか。

1つ、阿見町子ども会育成連合会に対する町としての支援、行政の協力をどのようにしているのか。

2つ、少子化が進んでいく中で、今後の阿見町子ども会育成連合会の進むべき方向を町としてはどのように考えているのか。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいま質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 高野議員の1点目、阿見町子ども会育成連合会に対する町としての支援・行政の協力についてお答えします。

阿見町子ども会育成連合会——略称・町子連は、地域の育成者が力を合わせ、子ども会活動を援助するための組織です。町では、活動の意義を認め、補助金を交付しております。

町子連が行う奉仕作業やレクリエーション活動あるいはスポーツ大会事業において、学校施設や社会施設を利用する際には、社会貢献組織として認め、使用料を無料にするなど活動を支援しております。

また、町子連の事務局は、生涯学習課となっており、事業の調整や運営のサポートを行っております。町子連の活動内容については、町のホームページに掲載をし、周知を図っております。

す。なお、今後も引き続き、現行の支援を継続していきたいと思えます。

2点目の、町として町子連の進むべき方向についてどう考えるかについてですが、少子化・社会構造の変化・生活様式の多様化等により、子ども会事業が縮小傾向にあります。また、保護者や役員の負担も大きく、事業継続には多くの課題があると認識しております。

子ども会活動は、子供の自主性を重んじ、異なる学年の子供や地域の大人と触れ合うことができる社会活動であることから、中学生や高校生に積極的に参加してもらうことや、さらに幅広い年齢層のある活動支援が望まれます。

以上、お答えいたします。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） それでは、再質問のほうさせていただきます。

過去5年間の子ども会会員数はどうなっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

子ども会の会員数についてですが、こちらについては全国子ども会共済会加入者数が同数と見られますので、この数について説明させていただきます。あわせて全児童数に対する加入率も、あわせて説明させていただきます。24年度が加入数が2,520人、加入率が97.8%、25年度が2,509人、97.1%、26年度が2,489人で98.1%、27年度が2,455人で97.3%、28年度が2,503人で97.8%と、このような状況になっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 町子連の事務局が生涯学習課にありますので、町子連役員の方と職員とはスムーズな連携・協力はできているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） それでは、事務のことになりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

事務局の生涯学習課なんですけど、青少年係が1名おまして、町子連の事務を兼務しております。事務局としまして、また教育委員会としまして、子供たちのことを考え、地域社会のかかわり方を踏まえながら、保護者が町子連に対して理解していただけるように考えながら活動支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 少子化、役員の負担など、さまざまな問題により、ここ何年かは子ど

も会事業が縮小傾向にあります。町子連の方は、現在相当な危機感を持って頑張っています。片方だけが頑張っても空回りしてしまいますので、先ほど役員の方とはいい関係だとおっしゃっていましたが、行政のほうもこのままでは先細りだという危機感を持っているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） 状況としましては、保護者の多様化と、あと役員のなり手がなくて難しいということ聞いてございます。それから球技大会の参加も少なくなってる現状がございます。町としましても町子連とともに危機感を認識しているところでございます。詳しい内容については、子供が球技大会とか活動したいと言っても親が大変だからとか、あとは当番とか会議があるから忙しいとかいうことで、子供の意思に反してストップをかける傾向もちょっとあるということは実際の話聞いてございます。

危機感っていう中ではそういった打開策になるのか、そういった対応になるのかということも考えまして、今年度、町子連の4月の総会時には、役員と行政側なんですけど、一体になりまして講演を聞きました。その講演っていうのは、講師に小倉さんっていう方を呼びまして、地域の課題とか子供の貧困問題について体験を交えまして、難しい問題を問題解決に向けてわかりやすく家庭教育っていう枠の中で交えた講演にしました。講演の中では、自分の子供のことの相談が多かったようですが、先ほど高野議員からありました地域社会の問題として大きく捉えた方もいました。

このようなことから、直面してる危機管理の1つの策としまして、多くの役員の方に集まる機会を設けて何かを感じたということも言えると思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） お互いに危機感を持って、情報の共有というのが非常に大事だと思います。もっと密な関係になっていただいてですね、いい方向に進んでいただければと思います。

それでは次ですが、子ども会とPTA、子供も保護者もメンバーが全く一緒です。しかし、今まで全く別の組織として活動してきました。今はなかなか単体で組織の強化というのは難しいと思いますので、メンバーが一緒なのであれば、PTAとの横のつながりを強化してはどうでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。

先ほど教育長のほうの答弁もありましたように、幅広い年齢層というところでは縦の話ですけど、横の話で言いますと、今高野議員のお話ありましたように、PTA連絡協議会ということで、組織同士が交流を深めて保護者のつながりを持つというのは非常に強化できる1つの策

だと思えますので、そういったことで進めていきたいということで、PTAの中の連絡協議会とちょっと話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 阿見町の子ども会の対象年齢は、何歳から何歳まででしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

阿見町の子ども会育成連合会の会則におきましては、対象年齢の記載はございません。が、全国子ども会育成連合会では子ども会の構成員につきまして、就学前3年の幼児から高校3年生年齢相当までとすることについて定められております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 子ども会の定義では、就学前3年なので年少から高校3年相当となっているようですが、阿見町ではほとんどの子供たちが小学校卒業で終わりになっていて、卒業すると子ども会とは全くかかわらなくなってしまいます。答弁の中で、中学生や高校生に積極的に参加してもらおうとありましたが、これはほかの市町村で取り入れているジュニア・リーダーのことでよろしいのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

現時点におきましては、ジュニア・リーダーとしての活動を期待するものではございません。が、中学生などが町子連の行事に携わってもらうことで、町子連がどのような活動をしているのかを知ってもらえるかと思っております。そういったことを通じて、行く行くはジュニア・リーダーとしての役割を担ってもらいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） ほとんどの方がですね、ジュニア・リーダーというものを知らないと思いますので、どのような活動をするのか、詳しく説明のほうお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

このジュニア・リーダーについてですが、先ほども説明しました全国子ども会では、ジュニア・リーダーにつきまして次のように説明しております。

ジュニア・リーダーは、子供たちへの指導・助言の内容、子ども会活動の中で担う責任の範

囲、状況を判断する力量などから見て、中学生・高校生・同年齢相当なものをいい、単位子ども会に所属して、最低でも班に1名いることが望まれているということでございます。ジュニア・リーダーは、ほかの指導者や育成者の補助的機能を果たすものではなく、独自の指導的役割を持って子ども会活動を導くものと記されています。

その具体的なものにつきましては、1、仲間作りのよき理解者としてその推進に当たるとともに自らの成長を図ること。2として、班活動の具体的、実践的な指導に当たり、会員の積極的参加を促進すること。3として、集団指導者の指導のもとに、会長・班長など役員の活動を援助することとなっています。

なお、ジュニア・リーダーは、その役割を全うするため、子ども会とは、プログラム、ジュニア・リーダーの役割などの理論、あと指導・援助のあり方、プログラムの立て方、会議のもち方などの方法、そしてスポーツ・レクリエーション、ハイキング、キャンプ、安全教育などの実技を履修するとともに、実際活動を通じて常に自らを高めなければなりませんと定められております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） このジュニア・リーダーをこの先育成していくに当たり、今現在中高生——中学生高校生に対して勧誘や募集などは行っていますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

現時点ではジュニア・リーダーとしての募集は行っておりませんが、今やってることなんです、町子連の各地区の地区長さんに依頼しまして、安全共済会費を町子連で負担することにしまして、各地区の中学生ボランティアとして募集を行ってるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 今のところ募集はしてないということなんです、それでは今おっしゃった中学生ボランティアというのはですね、現在何名ほど在籍してるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

町子連の関係の中学生ボランティア、これ今までやってきたんですけど、例年11月なんですけどバドミントン大会がございまして、準備から審判なんかを大会運営について各中学校のバドミントン部の部員さんをお願いしまして、ボランティアとしてサポートいただいでるところでございます。昨年なんですけど、実際のところそのボランティアの数が3中学校で62名となっ

でございます。

また、そのほかに中学生ボランティア、町子連とは別に、例えば行政区の祭り——太鼓をたたくとかおみこしを動かすとかそういうところを指導する、子供たちに教えるとか、そういった行政区の中の安全共催会に加入してる中学生については、今の29年度なんですけど、現時点で25名ということで数字は把握してございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 阿見町の近隣市町村で、このジュニア・リーダーを育成しているところというのはありますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

ここ県南の近隣市町村ではありませんが、県内の取り組みとしましては日立市におきまして中学生が主体となる中学生リーダー一会として組織してございます。主な活動内容については、3つほど何かホームページに出てたんですけど、スポーツ教室それとクリスマス会、それとキャンプということでレクリエーション関係になりまして、講師及びそのリーダーは補助員を務めることとなります。ボランティアとして構成人数は15名ほどということになっているようでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 役員の高齢化、なり手の減少が進めば進むほどジュニア・リーダーの役割・存在が非常に重要になってくるかと思えます。募集するにも、やはりただボランティアではなかなか集まらないと思うのですが、中学生高校生も一緒に楽しめるような活動があればいいと思うんですが、この先何か具体的に考えてることというのはあるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

中高生が楽しめるような活動につきましては、日立市の例でいきますと中学リーダー会の活動内容を参考にしたいとは考えてございますが、町子連の役員さんともいろいろ話し合っ決めていきたいという考えはございます。ただ、一方的にこちら、行政側でもう大人が決めて、本当に楽しめるかどうかという点もございますので、活動を実践する内容につきましては、中高生からの意見を伺いながら、それで検討していけなくちゃなんないと考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） 町子連のホームページを見ると活動報告しか載ってないんですけど、ホームページのほう、もう少し中身を変えるつもりというのはあるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

今の町子連のホームページにつきましては、事務局であります生涯学習課の職員が運営のほう、動かしてるところなんでございますけど、ホームページの内容や情報についての変更、リアルに変更できるような形にしまして、これから町子連の役員さんと相談の上、順次進めていきたいとは思ってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） ホームページのほうはですね、ぜひとも中身を改善していただきたいと思います。

それでは最後にですね、教育長に一言いただきたいのですが、阿見町生涯学習推進計画の重点プロジェクトにも子ども会育成連合会の支援が入っています。これからの町子連に対する期待だったりとか、町子連の今後に対する教育長のお考えをですね、少しお願いしたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。

先ほど議員のお話の中にもありましたが、異年齢集団で遊ぶ機会が減ってる、間というお話ありましたが、それが昔は子供社会の中で自然に行われていた。それが失われてきたということで、学校教育活動の中でも異年齢集団を意図的・計画的に設置して、一緒に掃除をすとか、業間に一緒に遊ぶとか、そういうことに取り組んでおります。学校教育の中では、御存じのように英語が入ってきたり、いろんな活動が入ってきて、時間的な制限があります。そういう部分を補っていただく意味でも、その異年齢という観点からも、町子育連とそういう組織での子供の育成というのは感謝しております。

ただ先ほどからありますように、各団体とも急激な社会の変化に伴うさまざまな課題を抱えているというのは理解できました。また、その解決策を単体の組織だけでは見い出せない。そのまま従来のスタンスで現在も活動されてる傾向にあるように感じました。そのような中にあるのは、関連の各団体の交流ですね、交流を深めること、あるいは自主的な連携を図る機会を持つことが、その課題解決の糸口を見い出すことにつながるのではないかと考えます。特に少子化問題から発生する課題、それから先ほどありましたように、役員に関する課題等は喫緊の課題かなと捉えております。

今回、高野議員の一般質問を受けて、教育行政として教育委員会、特に担当部局となる生涯学習課も各団体の役員と一緒に課題解決の方向性を見い出していきたいと考えております。

また、議員も御承知のとおり今回の学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を、学校と社会が共有し連携・協働しながら新しい時代に求められる資質能力を子供たちに育む、社会に開かれた教育課程を実現するということを目指しております。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠かと考えます。

そういう意味で、本町では、昨年度から町内の11校の校長には、今年度の茨城教育月間——11月中に保護者のみならず、地域の方々に向けた学校経営のグランドデザインをプレゼンするよう指示をしました。学校の取り組みや成果を地域に発信すること、そしてその中で正直に学校の困り感、こういう力をかりたい、こういう力添えをいただきたい、そういうことも発信して、そのような過程を通して、今文部科学省が進めているコミュニティ・スクール——学校運営協議会制度を、阿見町にも導入していくという方向で考えております。

今努力義務なんですけど、努力義務ってのはやってもやらなくてもいいってことではなくて、やることを前提に努力していくということに捉えておりますので、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる。従来は地域に開かれた学校という表現をしてきましたが、今度は地域とともにある学校に転換していくための仕組みづくりの基盤をつくっていききたいと考えております。

このような観点からも、今回高野議員の質問の内容については、今後の児童生徒の健全育成に向けて、関係ある各団体との連携を深めていく、その仲立ちに教育委員会が深く大きくかわっていく必要性を強く感じました。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

○議長（紙井和美君） 5番高野好央君。

○4番（高野好央君） はい、ありがとうございます。

町子連としてではですね、生涯学習推進計画の支援の中のいろいろ補助金とかですね、そういうのも大事なんですけど、行政とのあと一歩踏み込んだ協力という形でですね、いい方向に進んでいただいて、子供たちが元気な活気のある阿見町を目指していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（紙井和美君） これで4番高野好央君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分からといたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（紙井和美君）　ここで議長から申し上げます。

先ほど高野議員の議席番号を5番と申しあげましたけれども、4番の間違いですのでお詫び申しあげて訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番石引大介君の一般質問を行います。

2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔2番石引大介君登壇〕

○2番（石引大介君）　皆さん、改めましておはようございます。一般質問1日目、3番目に質問に立たせていただきます。石引です。よろしくお願いいたします。

6月に入り衣替えが行われ、学生さんたちの制服も夏服へとかわり、初夏を感じる今日このごろでございます。時折吹く風が心地よく、ついうとうとしてしまいがちな季節ではございますが、今回も一生懸命元気いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速通告に従い、質問に移らせていただきます。

今回は、小中学校普通教室への空調設備設置についてです。

昨今の大きな気候変化は、世界各地で大雨や大干ばつなどを引き起こしています。気象庁のデータによると、日本の平均気温は1898年以降では100年当たりおよそ1.1度の割合で上昇しており、特に1990年代以降は高温となる都市が頻繁になっているとのこと。また、1931年から2010年に全国の15地点で調査した結果、最近30年間の最高気温35度以上、つまり猛暑日の年間日数が最初の30年間の何と1.7倍に上っていることがわかったそうです。

このように、年々暑い日が増えている中、阿見町は子供たちの学習環境改善にどう取り組んでいるのでしょうか。文部科学省では、学校環境衛生基準において最も学習に望ましいのは夏季で25度から28度としていることを考えれば、小中学校への空調設備設置は大変重要であると考えます。

平成24年9月第3回定例会の一般質問で、私の恩師でもあります大先輩である浅野前議員が、空調設備の重要性と生徒の立場から、また先生の立場から訴えられております。また、平成25年6月第2回定例会の一般質問においては、同じく大先輩の難波議員から熱中症の危険性などから空調設備の設置、ミストシャワーの設置など重要性を訴えられております。

そこで阿見町の小中学校普通教室への空調設備設置について、次の3点をお伺いします。

- 1、空調設備設置状況はどうなっているのか。
- 2、今後の導入計画はどう考えているか。
- 3、空調設備が導入されていない学校での対応はどうなっているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 小中学校・普通教室への空調設備設置についてお答えします。

1点目の空調設備設置状況ですが、町内の小中学校では、舟島小学校で平成10年度の校舎改修時に整備したほか、平成27年度朝日中学、28年度に本郷小学校で整備を行っております。今年度は阿見小学校と阿見中学校でそれぞれ整備を進めております。

2点目の今後の導入計画ですが、昨今の地球温暖化の影響による気温上昇や家庭生活においてもふだんから使用している状況や、夏休み中の学びの広場などで登校するといった状況からも、熱中症の危険性が考えられること、また、公平性の観点や空調設備の有用性から、整備をできるだけ早期に実現したいと考えております。しかしながら現状では財政的に困難であることから、これまでと同様、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

3点目の空調設備が導入されていない学校の対応ですが、各教室で扇風機を使用しております。熱中症対策としましては、学級担任や授業者は教室内の温度の確認をして、児童生徒の健康状態について常に観察しており、異常が認められる場合には、危険等発生時対処マニュアル等により、養護教諭と連携をしながら、速やかに対応できるようにしております。さらに、小まめな水分補給の指導や、掲示板等により情報提供を行い、注意喚起をしております。今後もこのような対応をしてまいります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。

空調設備の設置状況、今後の導入計画、導入されていない学校での対応、お伺いしましたので、何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず御答弁の中に、今年度に整備を進めてる阿見小学校と阿見中学校があると思いますが、こちら具体的にいつごろから利用可能、もしくは予定をされていらっしゃいますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

阿見小学校につきましては、これから発注予定しております。そういった関係からですね、年末12月ごろには暖房の使用は可能かと考えておるところでございます。で、阿見中学校につきましては既に工事を行っております、早ければ来月7月からですね、冷房が使えるのではないかと今思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 阿見中学校が7月から冷房が使えるということで、今暑い中で勉強をされてる生徒さんたちが、少しでも涼しい環境で勉強できるということは、本当に好ましいことだと思いますので、ぜひ実施のほうを早めていただくというのは難しいとは思いますが、何とか間に合わせるように努力のほうをお願いしたいと思います。

今、阿見小学校と阿見中学校のほう、導入ですね、しているということなんですが、この2校を導入したと仮定をすると、阿見町の小中学校における空調設備の設置率というのはどういうふうになりますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

先ほどの答弁にもございましたが、町内の小中学校は小学校8校、中学校3校の計11校ございます。で、設置済みがですね、先ほど言いましたが、舟島小学校・本郷小学校・朝日中の3校で、今年、今年度阿見小学校と阿見中学校をやるってということで5校になります。それを単純に割り返しますと、阿見町の設置率は約45%ってということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 全校で11校、うち5校が空調設備が完了、もしくは完了予定ということで、まあ大体45%。文部科学省ではですね、おおむね3年に1度、空調設備設置状況調査が行われておりまして、直近ですと平成26年4月1日現在、全国で小中学校普通教室への設置率は32.8%だそうです。本当に低くて悲しくなる思いはするんですけども。全国で考えると32.8%なんですが、逆に関東で見てもみますと、東京都は何と99.9%、神奈川県が次いで71.3%、群馬県が57.6%、埼玉県が48.9%、栃木県42.3%、こっからぐんと下がるんですが千葉県が24.3%、そして最下位がここ茨城県23.5%となっております。

私が申し上げた、今数値を聞いてですね、阿見町は約45%なんですが、私が今申し上げた全国もしくは関東の数値をお聞きになって、阿見町は設置進んでいると思いますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

こちらでもですね、文部科学省で行っております空調設備設置状況調査については認識しております。今議員から御紹介がございましたが、関東地方の東京都やほかの県の状況を見ますと、どちらもですね、茨城県、あと阿見町の設置状況をオーバーしてる都や県が多いと思います。

こういったことから、阿見町におきましても設置について進んでいるとは認識しておりません。ですが、教育環境の整備を公平にしていくという観点から、当町におきましてもですね、早期に整備をする必要であるとは認識しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 今、私が申し上げた数値をですね、聞いていただきまして、今次長のほうからは、阿見町は決して進捗のほうはよくないという認識で、逆にそういった数値よりもですね、公平性の観点から早期に導入のほうを進めていくというようなお話だったかと思うんですが、同じ質問を、恐縮ですが教育長、今の数値をお聞きになってどうお感じになりますか。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 私も次長同様、進んでるという認識はありません。導入については、空調設備もそうなんです、トイレのほうも乾式に変えていくということで、順番があるんですが、公平性という観点からは何年間もスパンがあるわけですよ、後から入る学校はその時代に合ったいいものを入れてると。これが実質的な公平かなと思います。空調についても、これ日々そういうもの進化してますので、そういうところで公平性を保っていくっていう。やるにはできるだけ早く。ただ財政の問題、これはどうしようもないことなんです、各家庭でもそうだと思うんです。冷蔵庫が欲しい、カラーテレビの大きいのが欲しい、洗濯機も壊れたと。じゃあ購入できるかと。計画を立てて実施しているかと思えます。町のほうもそうかと思えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。今ですね、私、次長と教育長の御答弁をお聞きしまして、ちょっと内心ちょっとほっとしたというか、安心をした気持ちであります。やはりこういった場ですね、皆様に問題提起する場合って、やはり多くが数値的な問題で皆さんに問題提起って行われると思うんですね。でも、私はこの問題に関しては、数値的な問題よりも、やはり公平性の観点というものが1番重要だというふうに、私は考えております。

私にも小学校2年生になる娘がいます。残念ながら、まだ空調設備は設置されていない学校に通ってるんです。阿見町では学区が指定されています。娘は私の子供として生まれてきてしまったために、エアコンのついていない学校に今通っているんです。「パパ、何で私の学校にはエアコンがないの、エアコンのある学校に行きたいよ」と言われたら、私は何で答えたらいいでしょうか。今の阿見町では、こう考えてしまう親は私だけではないのが現状です。

教育長と今次長がおっしゃっていただいた今のお気持ちを忘れないで、公平性の観点から可

能な限り早期に空調設備の設置を進めていただきたいと、強くお願いをしたいと思います。

次にですね、3点目の質問なんですが、空調設備が導入されていない学校での対応の中でですね、扇風機を使用しているとありましたが、具体的にもしわかれば結構なんですけれども、各小中学校で1クラス当たり何台設置されていますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

扇風機の使用につきましては、各小中学校で学校によってまちまちですが、1台から2台ないし使用しているところがございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 1教室で1台ないし2台。率直にお伺いしますが、足りてると思えますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今1教室の児童数は最大40名います。そういう状況で扇風機が1台、2台というのは、率直に私も足りてるとは思っておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 誰が考えても1教室に1台というのは厳しいと思います。例えばここに扇風機があったとしますよね。多分教室って、こっから執行部の皆さんがいらっしゃるぐらいの広さあると思うんです。ここに扇風機があつて、例えば後ろのほうの課長さんとか風届くと思いますか。まあ、届くはずはありませんね。やはり教育長の御答弁の中にも、公平性の観点や空調設備の有用性から整備をできるだけ早期に実現させたい。しかしながら、現状では財政的に困難がある。財政的な問題は私も理解はしているつもりです。今すぐに全校に空調をつけてくれ。これは、現実的ではないと思います。ただ、今年の夏も暑い中で過ごさなければいけない子供たちがいるのが現実なんです。

これ、ちょっと短いんですがもう最後の質問なんです。かつ、これ私は現実的に可能だと思ってお聞きします。空調設備が導入された学校で使用していた扇風機、これを導入されていない学校へ回して、各教室1台ではなく2台もしくは3台など増設する取り組みはできませんか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

平成28年度に本郷小学校はエアコンを設置しました。で、本郷小学校でですね、使っていた扇風機が40台ほどございます。これは現在未使用の状況になっておりますので、これをエアコンの設置されていない学校で使用するようにしたいと今考えてるところです。議員からの御提案もございましたので、早速ですね、手配をさせていただきたいと思ってるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 次長、ありがとうございます。本当にすばらしい御答弁いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

念のため確認なんですが、空調設備が設置されていない学校に扇風機は増設してもらえますよね。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

今の昨年度工事を行いました本郷小学校の話をしました。今年度も阿見小学校・阿見中学校で工事をさせていただいてるところでございます。そういった小学校にも扇風機が配置されてますので、そちらについてもこのエアコンの整備が終わった後にですね、ほかの学校にそちらのものをまた回して増設していくという考えでございます。よろしく願います。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

ぜひともですね、早急に御対応いただければと思いますので、重ねてお願いを申し上げます。

気温25度以上は夏日、30度以上は真夏日、35度以上は猛暑日です。今年は5月にもかかわらず夏日が12日間、真夏日が3日間もありました。気象庁の見込みでは、今年の夏は例年よりも全国的に気温は高目だそうです。阿見町の未来を担う子供たちが、健康で快適に学校生活を送れる環境づくり、各学校への空調設備の設置を1日でも早く、早期に実現をしていただけますよう心よりお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、2番石引大介君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 海野隆でございます。

昨日から少し風邪を引きましてですね、ちょっと声の調子が悪くて聞きづらいかもしれませんが、よろしく願います。

フレッシュなね、新人議員が3名、いろんな観点から町政の課題について質問されていたと。私たち……。まあ私はベテランでは余りありませんけれども、何回かね、議員を経験してる者にとってはちょっとフレッシュな新しい視点かなというふうに思いました。

引き続いて、一般質問を行っていきたいと思います。

この阿見町にとってですね、6月という月はですね、特別な月になります。特にですね、平和への思いを強くする月ということになります。敗戦の年、1945年6月の10日にですね、阿見町は大空襲を受けまして300名の死者を出すということで、6月は祈りと鎮魂、そして平和への思いをですね、新たにする月だというふうに思います。この記憶というのはですね、いまだ皆さんの心に残っております。予科練平和記念館、これの映像を見ているとですね、そのときの様子をまるで昨日あったかのようにありありと証言をしております。

先ほどね、同僚議員から、私も同じ質問をしますけれども、北朝鮮をめぐってですね、日本周辺ですね、状況が非常に厳しいと。こういうお話がありました。私もそう思いますけれども、やっぱりこれはですね、国連を中心に外交交渉、これをしっかりとですね、進めることによって平和的に解決していくと。こういうことですね、やっていただきたいと。これは国民の1人としてね、強く思います。

さて、一般質問に入りたいと思います。

この3カ月の間ですね、3月の議会が終わってちょうど3カ月になりますけれども、この町内をですね、議会報告を持ってあちこちと歩いておりました。そういつてあちこちと歩いている中で、町民の要望とか御意見、こういうものを伺ってきておりますので、そのことをもとにですね、今回4点ほど執行部に対して質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1番目のですね、あみ大使の現状と課題について、ネットワークを駆使した今後の展開を図るべきではないか、について質問をしたいと思います。

町の魅力を全国にPRするこのあみ大使、平成22年に物まねコンビのノブ&フッキー、それからライブ活動やゲーム音楽を制作するシンガーソングライターの薬師るりさん、茨城放送のラジオ番組パーソナリティーとして活躍した藤田加奈子さんの3組に委嘱して始めました。あみ大使設置要綱によりますとですね、その趣旨は、阿見町の魅力を全国に紹介するとともに、町への有益な情報の提供・提言及び助言を受けるためとしており、どのような人物にあみ大使を委嘱するかは、町にゆかりがあり町に対する理解、関心及び愛着を持ち、それぞれの専門分野において活躍する著名な者のうちから町長が委嘱するということになっております。任期は5年ということでございますけれども、具体的な質問項目を申し上げます。

- 1、これまでどのような分野の、どのような方が委嘱されているのか。
- 2、あみ大使の活動及びあみ大使との懇談や提言・助言などの、これまでの実績。

3、制度創設の趣旨にふさわしい今後の展開について。

以上、3点をお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、あみ大使の現状と課題について、1点目の、これまでどのような分野のどのような方が委嘱されているのか、についてであります。

先ほど平成22年度に委嘱したということで、海野議員のほうからもお話がありましたけど、重複しますけど、町で平成22年に委嘱し、27年に再任した物まね芸人のノブ&フッキー、シンガーソングライターの薬師るり氏、元I B S茨城放送局社員で現うしくコミュニティ放送FM-UUパーソナリティーの藤田加奈子氏、平成24年に委嘱したボーイズバンドのM a r y d a y s s t o r y、平成27年に委嘱したイラストレーターの諏訪原寛幸氏、平成28年に委嘱したガールズバンドのみならいモンスターの6組12名の方々をあみ大使に委嘱しております。

2点目の、あみ大使の活動及びあみ大使との懇談や提言等の実績についてであります。

これまでの主な活動実績としましては、おのおのの大使がメディアやライブ活動を通して自主的に町のPR活動に努めていただいているほか、まい・あみ・まつりや町の文化事業に数多く出演協力をいただいております。昨年委嘱しました、みならいモンスターには、茨城国体セーリング事業イメージソングの作曲協力や、カシマフレンドリータウンでのミニライブなど、町のPRに努めていただいております。

懇談や提言等の実績では、藤田加奈子氏に町の主要な会議や観光協会の場において、委員や役員として参画をしていただき、事業に対する助言等をいただいております。

3点目の、制度創設の趣旨にふさわしい今後の展開についてであります。

今後の展開につきましては、町の魅力を全国に紹介していただけるよう、あみ大使設置要綱の趣旨に基づき、幅広い分野で活躍されている方を選任していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

あみ大使ですね、これまで6組12名ということで選任をされて、それぞれ御活躍されているということのようですけれども、まずね、人選についてね、再質問をさせていただきます。

あみ大使設置要綱によるとね、それぞれの専門分野において活躍するというふうになっております。私がこの6組12名、それぞれね、町内出身の方々を中心にね、活動されてるわけですが、少しその分野に偏りがあるのではないかなと、こういう感じを持ちます。

大丈夫ですか。大丈夫ですか。

○議長（紙井和美君） どうぞ。

○9番（海野隆君） 大丈夫ですか、うん。何だ、忘れちゃった……。偏りがあるんじゃないかなっていうふうに思いますね。阿見以外の市町村でも、同じようなね、ふるさと大使であるとか、そういった制度があつて、それで人選をしているようですけども、専門分野ということで選んでいるようですけども、分野の……。分野ごとって、まあ通常分野ごとっていつてもね、職業ってたくさんありますので、どんな分野だつていうふうに分けるのは非常に難しいかもしれないけれども、ざっと頭に浮かぶものとしては、例えば学問とか研究とかね、それから、これは多いようですけども芸能やエンターテインメントね、それから文学とか芸術、あるいはね、実業家ですね、企業家・実業家、全国的物規模の企業の役員・代表、あるいは専門職ですね、あるいは政治家というのもイメージできると思いますけれども、いろんな分野がある中で、この分野についてね、その配慮とかそういうものはされているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

海野議員が言われるように、あみ大使の部分については今現状商工観光課が主管で取り扱ってございます。もちろん、何ですか、その目的の中では町の有益な情報の提供・提言・助言といった1つの目的があるんですけども、そういう商工観光的な意味合いの中でどうしても町内の、阿見町の魅力を外に発信できるような、その方を中心に委嘱してきたっていうのが今までの考え方なんじゃないかなというふうに思っております。

で、今海野議員が言われたような学問ですとか文学・芸術・政治家、そういった方たちの、その方をふるさと大使として委嘱している自治体もございます。那珂市においては16名の方で、大学の先生ですとか、芸術家ですとか、そういったいろんなさまざまな分野の中でいろいろ選任をして提言等についていただいているんじゃないかなというふうに思います。

実は、阿見町でもかつて行政懇談会っていうものをしていたときがございます。これは特に要項とかそういったものはないんですけども、茨城大学の農学部長、その事務長さん、あるいは医療大学長、事務長、あるいは附属病院長、それと東京医科大学の茨城医療センター長と事務長さん等含めて町の執行部の人と一緒に、行政の、町の課題についていろいろと話し合いをしながら課題解決、あるいは提言等をいただいてた年に1回開催してたそういう事業もしておりました。

むしろそういった……。ただ、なかなか日程がですね、皆さん合うことがなかなか難しいということで、私の記憶では24年までやったのか、23年か24年ぐらいまではやってたんですけども、それが立ち消えてしまったということなんですね。そういった意味合いにおいて、なかなか

かそういう、いろんなそういう分野の方の意見を聞くという場になると、やっぱり広報広聴的な捉え方も必要になってくるんじゃないかなというふうには思っております。

ですので、今後の取り組み、考え方としましてはですね、町長の答弁にもありましたように、今後幅広い分野の中でそういったものについては検討していきたいというふうには思っておりますけれども、そういう広聴関係の分野の中での取り組み、そういった方向性についても他の部署とも調整しながら進めていく必要性はあるんじゃないかなというふうに思います。商工観光課の中では、なかなかそういう部分の視点では捉えられない部分がありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

今ね、他自治体の例が出ておりましたけれども、基本的には阿見町御出身の方、あるいは阿見町に在勤していた方、あるいは何かの縁のある方々、こういう方々にですね、あみ大使になっていただいて、さまざまな情報をいただく、あるいは宣伝してもらおうと。こういうことなので、私はもうちょっとね、分野を広げてやられたほうがいいかなというふうに常々思っております、改めてね、今回あみ大使のね、ことについて質問をさせていただきました。

先ほどの例で言いますと、大学の先生にお願いしてですね、その先生が所属する大学と連携協定を結んだと、こういうこともあるようです。それともう1つ。町長のね、同級生にもキャリア官僚がおりましてね、私もちょくちょくこの方とお会いするんですよ。で、この方はいつも阿見町のこと、そして町長のことね、御心配されて「今、阿見どうなってるかな」とかって言うてお話になります。何でこの人にあみ大使委嘱しないのかなと常々思ってるんですね。ですから、灯台下暗しでね、余り近い人はね、頭の片隅に少しね、忘れてしまうのかなというふうに思いますけれども、彼なんか本当にあみ大使にふさわしいキャリアと人脈と、それをお持ちになってる方ですので、もう一度ね、庁内観光商工課所管なんだけれども、もうちょっと分野の幅を広げてですね、やっていただきたいと思います。

ほかの自治体を見ると、集めてですね、年に一度ぐらい集めて自治体の現状をお話したり、意見をもらったりすることもありますし、また、あとは広報紙にそのふるさと大使を掲載してね、それでふるさとへの思い、それから自分の今後の活動、それからふるさとの思いというものね、述べている広報誌を見させていただきましたけれども、この広報誌を読んだね——余り広報紙はね、小中学生読まないかもしれないけれども、読むとね、すごくこのふるさとからね、こんな人物がね、巣立っているんだと、非常に大きなね、自信になるんじゃないかなと私は思います。

ですからぜひね、分野を広げて、さっき言ったような学問や研究分野、文学や芸術分野、企

業・実業や専門職，政治はなかなか難しいかもしれませんが，そういう分野にですね，広げて取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で第1の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは，2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問はですね，広域連携の一層の推進について。体育及び文化施設，図書館の相互利用を図るべきではないかに移ります。

これもですね，町内，この3カ月というわけではないけれども，この3カ月を歩いていてですね，さまざまな御意見・御要望をいただきます。大体ね，その場で説明すると終わるような話も多いんですけども，その中でね，とりわけて図書館ということなんですけれども，近隣の公共公益施設，相互に利活用できるようにしたらどうかと。こういう御提案がありました。

私もね，少し調べ物をしたり，松本課長にね，いろいろお願いをして，近隣の公共公益施設の連携の状況についてね，調べましたけれども，どうも阿見町と牛久市ではですね，図書館の利活用について少し壁があるというかな，そういうことがあるようで，牛久市の資料——この方は専門的な資料をおとりになるってことだったので，阿見町にはない資料，そして牛久市の図書館にはあった資料なんでしょうね，この資料をですね，手に入れるっていても買うわけじゃないんですけども，入手するまでに相当手続時間がかかったと。1カ月とは言わなかったけれども，何か二，三週間ぐらいかかったようなことを言っておりました。

まあね，現在の住民の生活や通学・通勤等，活動範囲ってのは広域化しているわけですね。当該自治体の公共公益施設の整備は，どうしても中心市街地に整備の重点が置かれる傾向があります。阿見町でも図書館としては1つですので，若栗にある図書館と。それぞれふれあいセンターにも図書室的なものがありますけれども，これは十分なものとは言えないと思います。そういうことからすると，近隣で利用できる，そういうことができるようになれば非常に便利だというふうに思われるのは当然だと思うんですね。

自治体も限られた財源の中でさまざまなその住民の要望に応えるわけですから，隣接する自治体がですね，それぞれ持っている資源，これを共有して相互に利活用すると。この推進を一層ね，図るべきだなというふうに私は思います。

ということで，具体的にですね，3点ほどお聞きしたいと思います。

1点は，公共公益施設の広域連携の現状について伺います。

2点目は，今後の広域連携の取り組みについて伺います。

3点目，今度新しく土浦市立図書館が駅前に整備をするわけですけども，県南では1番だと

というような話で、相当大きな施設になるようですけれども、特に土浦の新図書館の整備を踏まえた隣接図書館の相互利活用の方向性について伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 1点目の広域連携の現状についてですが、過去の経緯から、町では、平成13年度に当時の稲敷郡町村会を中心に広域連携の中で、公の施設の相互利用の協定書を締結しています。この協定により、構成市町村の住民は、協定で定めた施設を相互に利用することができ、有料施設の使用料については、それぞれの市町村の住民と同額で利用できることになりました。なお、平成18年度の市町村合併に伴い、協定市町村は稲敷市・河内町・美浦村・阿見町の4市町村になりました。

現在の相互利用の対象施設数は、阿見町では、中央公民館・総合運動公園・町民体育館・図書館など5カ所、稲敷市では17カ所、河内町では7カ所、美浦村では4カ所となっています。

2点目の、今後の広域連携の取り組みについてですが、新たに協定を締結するには、協定市町村間の合意形成が必要と考えられるため、相互利用に関する利用者の要望や相互利用についてのおおのこの市町村の意向を踏まえた上で、検討していきたいと考えております。

3点目の、特に土浦新図書館の整備を踏まえた隣接図書館の相互利活用の方向性について、お答えします。

まず、図書館の現在の状況としては、茨城県図書館協会規約により県内の市町村の図書館で相互貸借制度を実施しており、利用者が居住する図書館で求める図書がない場合には、県立図書館を初め、他の市町村の図書館の本を取り寄せすることで借りることができるようになっております。また、図書等を借りるための図書カード作成の在住条件について、例えば、土浦市立図書館では設けていないこと、阿見町立図書館でも18歳以上の場合は設けていないことにより、多くの住民が相互に利用できる状況となっており、今後、土浦市立図書館が新しく移転した後でも、相互利用についてはこれまでどおりと考えております。

なお今後も、他の公共図書館等との連携協力体制の強化を推進することにより、利用者サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございます。

私もね、これ教えていただいてありがとうございます。土浦市の図書館がですね、自由に…。ま、自由って言うのかな、これは。年齢、居住、一切の条件設けていないということだ

ったで、知りませんでした。これについては、ありがとうございました。

ただ、先ほど例に挙げたね、牛久については比較的近いんですね。牛久というのはね。それで牛久は龍ヶ崎市とだけ相互利用協定を結ばれているようなんですけれども、土浦も近いんだけれども牛久も近いということを考えると、牛久の図書館でもですね、同じような条件で利活用できるということは十分に考えられると思いますね。ですから、ぜひね、町……。向こうからね、言ってこないでしょうから、こちらからですね、「どうか」と、こういう話をですね、していただきたいと思います。

阿見町のことについてもね、私これ知らなくてですね、18歳以上、責任を持ったっていうことかな、責任を持てる人についてはどこの在住であろうが差別しないというかね、利活用できると。このことも知りませんでした。このことについては、本当に今回質問してですね、わかってよかったと思います。

それで、もう一度戻りますけれども、牛久、龍ヶ崎もね、近いといえば近いので、隣接ではありませんけれども、比較的その生活圏が一緒だということを考えてですね、ぜひ声をかけていただければありがたいなと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、海野議員がおっしゃるとおりですね、市町村ごとに相互広域協定を結んでまして、牛久市につきましては、龍ヶ崎市と結んでると。で、お互いの市民の方が同じ条件で借りられることになっております。阿見町については、残念ながら牛久市とはこれまでもその協定を結んでおりませんので、今のところ使えません。

で、教育長の答弁にもございましたが、新たにこの協定を結ぶということ、図書館利用については、この協定という枠組みにもとられないと思いますけれども、そういったことについては、まずですね、相互利用に対する阿見町のほうで牛久市の図書館が利用したいという要望がですね、寄せられること。そういったことを踏まえて、それを持って今度相手の市にですね、その意向を伝えて、向こうの意向を確認しながら進めるという手順になるとか思います。そういったことで、まず利用者の方からですね、要望をまず承るということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい、ありがとうございます。

牛久市のね、公共公益施設で多分一番使ってるのはプールじゃないかなと思いますね。ひたち野うしく小学校、このプールはつくば市、それから土浦、阿見から相当の人数ですね、1桁

2桁、3桁ぐらいで行っているような話は聞いております。

それから例えばね、阿見の小中学生が歴史を学ぶのにですね、龍ヶ崎の博物館に……。ここは残念ながらね、予科練平和記念館はあるんだけど、まとまったね、歴史民俗資料館はないわけですね。これも整備を要望はしておりますけれども。そうしますと、どうしても小中学生がですね、まとまった歴史民俗を学ぶのためにはですね、龍ヶ崎の歴史民俗資料館を利用するか、土浦の高津の貝塚の博物館を利用するか、市立博物館を利用するか。多分授業の一環でも行かれているのではないかなというふうには思います。

ですから、お互いにね、足らざるところ補うと、こういうことが非常に大事だと思いますので。なかなかね、多分ね、博物館についても、町民の人からね、あそこをぜひ同じように……。もっともあそこは無料だからね、自由に誰でも入れちゃうんだけど……。というような声はなかなか起きてはこないんじゃないかと思いますので、先取りしてね、やっていただければありがたいということをお願いしたいと思います。

以上で、この問題について終わりにしたいと思います。

どうしますか。やりますか。いいですか。やっちゃいましょうか。

○議長（紙井和美君） 質問だけお願いします。

○9番（海野隆君） 質問だけ、はい。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、これもね、何度も同僚議員がですね、この問題については過去質問をし、執行部の答弁もどうやらこの辺まで来た。こんな思いはするんですが、改めて。これもね、数カ月間町内を歩きながら受けた要望の1つですので、改めて質問をさせていただきたいと思います。

次の質問ね。生活道路整備基準の緩和、ないしは特例を適用し舗装整備を推進すべきではないかに移ります。

生活道路の整備というのはですね、住民が日常生活を送るにおいて必要不可欠のものです。特に住民がですね、納税の実感、それから納税意識を喚起する最も重要な施策であると思います。しかし町内を歩いていますとですね、いまだ舗装整備されていない生活道路が散見をされます。長い間ね、地区住民から切望されている道路もあって、しかしこの実現の道筋を示すことはできずにいると。そのことによってですね、一般住民が町に不信感を持っているような路線もあります。

生活道路の整備というのは、先ほど言ったようにですね、納税の実感や納税意識を喚起するだけではなくて、特に障害を持つ方々や高齢者にとっても不可欠な政策だと思います。整備基準を満たさないという理由で、整備困難な道路については現状をね、率直に受けとめて、その

整備を推進するべきであると、こういうふうを考えるわけですが、具体的に4項目お伺いしたいと思います。

1, 市街化・市街化調整区域別の生活道路整備要望箇所と整備箇所。

2番, 年度別予算配分。

3番, 阿見町生活道路整備に関する基準について。

4番, これは極めて具体的な道路の箇所ですが、自衛隊朝日燃料支処西側の生活道路、及びサンクレイドル荒川沖北側、それから西郷地内やすらぎの霞台南側、それと県立医療大の北側にある中央1丁目の生活道路の整備の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、17番倉持松雄君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、先ほどの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、先ほど4点ほど質問がございました。

1点目の、地区別及び市街化・市街化調整区域別の生活道路整備要望箇所、それと整備箇所についてですが、平成29年5月末時点で舗装要望件数は83件であり、うち市街化区域内が9件、市街化調整区域内が74件であります。

2点目の、年度別予算配分及び整備箇所についてですが、生活道路整備の工事費決算額及び路線数として、平成25年度が約5,900万で7路線、平成26年度が6,900万で4路線、平成27年度が約6,500万で3路線、平成28年度が約5,500万で3路線を実施しております。平成29年度については、予算額が約4,100万円で4路線を予定しております。

3点目の、阿見町生活道路整備に関する基準についてですが、平成27年12月議会の一般質問でも答弁したとおり、市街化区域の舗装整備におおむね見通しがついた時点で、整備基準の見直しを検討していきたいと考えております。

4点目の、以下の路線の整備見込みについてですが、自衛隊朝日燃料支処西側につきましては、今年度に用地を買収を行い、平成30年度以降に着手する計画をしております。サンクレイドル荒川沖北側につきましては、平成30年度に測量・設計及び用地買収に着手する予定であります。残りの2路線については、道路幅員が4メートル確保されていないため、現段階では整

備の予定はございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは再質問をさせていただきます。まず確認ですけれども、平成27年12月、これは久保谷充議員かな、久保谷充議員の質問に対して、町長がね、御答弁された中で……。平成27年12月の議会ですね。そのときに市街化区域内の未着手箇所は18カ所、約2キロメートルだと。こういう答弁をされていて、それで現在の財政状況とか整備の進み具合からすると、4年から5年ぐらいで市街化区域内については完了というかな、見通しがつくというふうに答弁されております。

それで、これ確認なんですけれども、御答弁ではね、29年度5月末、29年度に入っただけですから、28年度の整備の状況だというふうに思いますけれども、9件残っていると。それで、今年度予算額はね、例年と比べると1,000万以上、2年前と比べると2,000万減少しましたけれども、4路線を予定しているということだとすると、9件残っていて4件整備をしますので、残りは5路線だというふうに考えていいですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

5月時点でまだ未着手の道路工事ということですので、市街化区域は9件ということになります。で、今年度4件あるというふうな話なんですけど、それも含めて9件ということでございます。ですから、今の段階では、まだ9件が残ってるということでございますけれども、3か年実施計画等では、あと2路線が整備スケジュールに入っていますので、以後3か年以内には7件になる予定ではございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 年度末でね、4路線になるんだけれども、その3か年のローリングの中であと2線入るので6路線になっちゃうよということだと思っただけです。大分ね、平成27年12月の御答弁からするとね、結構、相当急ピッチでね、進んでいるんじゃないかなというふうに思います。ただ今年度ね、いろいろね、財政事情はあるので、生活道路だけ重点的にというのはできないかもしれないけれども、1,500万から2,000万ぐらい減少したというのは、なかなかその他の整備予定箇所、例えば買収がうまくいかないとか、そういった要因があって、今年度ね、その4,100万、4路線しか……。しかっていうのかな、しか予算を計上することができなかったというふうに理解していいんですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 予算の計上についてはですね、基本的には中長期財政計画に

基づいて予算を計上しているわけですが、どうしても全体的な財政フレームの中で、道の駅ですとか、国体の関連の業務も入ってきてますので、この道路行政ばかりではなくて、全体的にいろんな事業の中である程度抑えられてる部分は確かにあります。

ただし、町としましてもやっぱり生活道路については、できるだけ地域の要望を吸い上げながら進めていくというふうな考え方に基づいてやってるんですけども、町としては阿見町道路整備審査委員会の中で、ある程度その年度計画の中で、どのような整備をしていくかというの絞っております。ある程度その中で、路線数によっては大体3路線、4路線、5路線ぐらい程度しか年間できてないというのが実情なわけで、平成29年度についても4路線を今予定しているというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 天田町長が誕生してね、生活道路の舗装整備を重点的にやるんだと。こういうね、公約というかな、それに基づいて予算もつくりですね、自ら現地も見てですね、めり張りをつけてやられたという経緯があったのではないかなと思いますけれども、この間ね、平成25年、26年、27年、28年。まあ、28年、29年とだんだん下がっていつてしまっているんですね。財政規模は大きくなっていますので、財政規模からするとね、生活道路に費やすというかな、その予算が総体的に減少していると。こういうふうな感じを受けるんですけども、これについては、少しその重点的なものですね、少し低下したというふうに考えられるですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。担当部署としては低下してるというような考え方を持ってございません。25年度が7路線ありましたけれども、26年度が4路線、27年3路線、28年3路線、29年度は4路線を今計画しておりますので、必ずしも縮小してやってるというふうな意味合いではないんだらうと思います。

それとあわせて、その用地買収ですとか、その道路の形態ですね、そういった部分について、やっぱり予算のかかる部分もあるでしょうし、かからないところもあるでしょうし、それでやっぱり年度の中では予算の浮き沈みはあると思いますので、必ずしもそういう縮小した中で進めているというふうな認識は持ってございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 安心をいたしました。冒頭述べましたけれども、やっぱりその生活道路の整備はね、納税実感が1番感じられる政策ですので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

それで、27年12月の町長答弁ですと、あと四、五年でほぼ見込みがつくと。こういう話からすると、今年度のね、今年度っていうかな、今年度からだから29年、30、31年、この3か年

計画の中では、少なくともほぼその次の検討に移ることができるというふうに、大体考えてよろしいんですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。27年の12月に答弁をさせていただきまして、生活道路の整備の見直し、基準の見直しについては四、五年ぐらいたてばというふうな話は確かに答弁をさせていただいてるところでございます。先ほど言いましたように、9路線の中あと2路線は整備計画のスケジュールに入ってますので、7路線。

ただし、町の基準の見直しについても阿見町道路整備審査会にやっぱり伺いを立てる必要性はあるだろうというふうに考えておりますので、その辺の時期が来年……。2年に1回から開かれるんですけども、来年がその時期になりますけれども、来年にそういうふうな考え方でいくかどうかについては、今後、今年度の実施計画の中でどういうふうな整備スケジュールが当てはめられるかも含めて考えてはいきたいというふうに思います。

ただし、見直しについては4メートルを未満にするというふうな考え方、緩和するというふうなことばかりではございませんので、あらゆる選択肢の中で、その見直しの基準については捉えていく必要があるだろうというふうに思っています。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。そろそろね、2年に一遍だとすると、町として、長としてっていうかな、整備水準の見直しをどういう方向で考えていったらいいのかという、その考え方をね、整理していく時期に当たるのではないかなと思います。今部長が言われたように、4メートルというね、基準は原則として持っておりながら、今通学路は特例って形でやっていますけれども、その特例を幾つか用意するのか。それとも4メートルというのを取り外すのか。あるいは、ある一定の年限ですね、交渉したけれども、どうしても用買に応じてもらえないとか、相続でもうこの土地が誰が持っているかわからなくなってしまったとか、いろんなケースがあると思いますけども、そのときにどうしていくのかという、その方向性を出すべきだというふうに私は思っております。

それで私はね、なかなかね、今までのね、執行部の議論、組み立てからすると原則4メートルという原則をね、外して、生活道路の舗装をするというふうには、なかなかならないのかもしれないという予想をしています。そうでなかったらば、ぜひそういう考えもあるということをお教えいただきたいんですけども。そうすると、現実的には特例をたくさん設けるとか、ある一定の時限を設けて、こういう状況、ああいう状況の場合にはというね、ことを入れてですね、見直しをすべきだなというふうに思うんですけども、その辺の、先ほども少し述べられましたけれども、町長が手挙げるようですから、町長のほうからね、考えをお伺いしたいと思

ます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もろもろ議員の中でもいろいろな意見があるということでもありますから、よく意見を集約してですね、やっぱり基本的には4メートルっていうのはやっぱり外せないんだろうと思います。そういう中で、どういうことができるのか、やはり委員の皆さんにいろいろな意見等を持ち寄っていただいて、そこで決めていくという、それが1番大事なかと。そう思ってます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今御答弁いただきましたけれども、それは何も言ってないのと同じなんですよ。何も言ってないのと同じ。やっぱりね、基本的には町としてね、どういう考えであるということね、つくっていかないと、それを審議するとか、受けとめるね、委員の方々もいろいろお話が出て、それ全部受けるっていうことではないでしょうから。

ですから町として、どういう原理原則を立てるとか、組み立てをするとか、そういう中でそれを提示していくと。1つのことを提示するという場合もあるかもしれませんね。しかし、幾つかの選択肢を示して提示をしていく、その中で議論をいただくと。こういう話ならわかるんだけど、さっきの話だっていうとね、ちょっとね、何も言ってないと同じではないかなと思いますんで、もう1度御答弁ください。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり基本的に4メートルというものを堅持しながら、どうするかということは今後考えていくということでもあります。机上にまだのっていないものを今こうだこうだという、そういう状況ではない、そう思いますので、机上にのって、のせるのは全て行政のほうがのせるんじゃないかと、やっぱりいろんな提案があれば、そういう中でやはり取捨選択していくことが大事なかと、そう思ってます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はっきり言うと、これは町長の一存で決められないこともないわけですね。町長が変わったら、すぐね、この道路基準緩和してですね、なる可能性も高いです。少なくとも今のね、町長の考えでは、少なくともここ3年、4年ではですね、町としては何の方針も出さないと。こういう中で、この問題を解決しなくちゃいけないなというふうに思っていますので、大変かなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。これは具体的なね、路線の整備について伺いたいですけれども、1、2、3、4のね、1、2についてはね、本当に担当者のね、御努力の中で、農林水産省なのか国からなのかな、県なのかな、用水路をね、移管していただいて、そこに暗

渠して、その生活道路を整備すると。こういうこともしていただいたり、それからサンクレイドルのあのところについては、相続の関係があったんだと思いますけども、そういうことも含めて間抜けてる道路、待望久しい道路じゃないかなと。それが少なくとも30年度には動き出すと。こういうことがありますので、非常に期待をしておりますけれども、あとの2つの路線ですけれども、もうちょっとね、説明をいただければありがたいと。

なぜ4メートルの道路幅員が確保できないのか。そして、これは確保したほうがいいのかどうなのか。そういうことも含めてですね、もうちょっと詳しくこの整備……。ごめんなさい、何て書いてあったんだっけ。できませんって書いてあったんだっけ。こっちか。現段階では整備の予定はありませんということについて、もうちょっと詳しくね、状況を教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。

まず、今議員から言われました2カ所。まず西郷地内やすらぎの霞台南側、こちらにつきましては、当事の中郷の土地区画整理事業、その区域との境の道路でありまして、当時区画整理の中でも舗装行為というのは行いたいということで動いていたとは聞いております。その中で区域外の方なんですけど、今回の砂利道に対しては裏側になってしまうんです。そちらの方からの同意が得られなかったということで、4メートル確保の同意が得られなかったということで話が流れてしまったというか、同意が上がってこない状況になっております。

もう1点、県立医療大学の北側中央1丁目地内、こちらにつきましては平成17年度の審査会に1回かけております。このときには、今舗装されてないところとほかの部分も含めて一括して出てきておりまして、4メートルの拡幅ができたところにつきましては舗装工事をやっております。今碎石で残ってるところにつきましては4メートルの確保ができないということで未舗装の状態になってるということです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。特にね、中央1丁目の件については同僚議員がね、一体どうすればいいんだと、どうしたらこれなるんですかと。あの道路をですね、4メートルに拡幅して大きな投資をしてやるというのは本当に町の道路整備にとっていいことなのか、あるいは住民がですね、お金を出し合ってやりたいと申し入れてもですね、町としては、これは町道だから勝手に舗装することはできませんと。じゃあ一体どうしたらいいんだと。こういうことで、私も先日ね、あの辺歩いてお話ししましたけれども、取り残されてるような感じだと、そんな話をされておりました。

ですから、これはもうどこかでね、それが2年後3年後になるのか、とにかく整備基準をね、

どこかで見直すこということをしないとできないということですから、ぜひね、整備基準の見直しを早急に考えていただければありがたいなと。大体30年ではね……。40年になるのかな、10年先ではだめだね。5年先でもね、もう整備されるんだと。こういう見通しが立てばね、待つことはできるかもしれないけれども、見通しが立たないままね、できないんだと言われてる状況というのは、なかなか厳しい状況があるんじゃないかと思しますので、ぜひね、今後とも取り組んでいただきたいということを申し上げて、この項は終わりにしたいと思います。

あと5分なので次の質問に移りたいと思います。いいですか。

次の質問に移ります。これは先ほどね、樋口議員もね、質問されておりましたけども、私は少し、ちょっと異なる視点から申し上げたいと思います。

国民保護計画に基づく武力攻撃事態等における町民への情報提供、町民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等について、に移ります。

阿見町はですね、平成19年2月—28年3月に一部改定をしておりますけれども、国民保護計画を策定して、武力攻撃事態等において町民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めております。町は武力攻撃事態等において、町民の協力を得つつ関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなっておりますが、先ほども述べましたけども、述べられましたし述べましたが、近年のね、東シナ海、日本周辺の政治状況ってのは、領土問題あるいは北朝鮮による核兵器開発・弾道ミサイルの発射など緊迫した状況にあると私も認識しております。

そうした中で、政府は本年4月ですね、これも先ほど述べられましたけども、弾道ミサイル落下時の行動等についてという対応方針を、国民に向けてホームページに掲載して、国民の注意喚起、意識喚起かな、注意喚起を行いました。阿見町も同様方針を転載しております。

阿見町周辺にはですね、自衛隊基地及び施設が数多く立地し、特に航空自衛隊霞ヶ浦分屯基地高射隊には、広域防空用地対空誘導ミサイル——ペトリオットPAC-3が装備されています。私もこの前見てきましたけども、北を向いてしっかりと整備されておりますね。しばらくあのままになってますね。

そうした情勢の中で、自衛隊基地所在の阿見町としてですね、武力攻撃等の事態に備えてどのような対応を考えてるのか、3点ほど質問したいと思います。

- 1、国民保護協議会での議論について。
- 2、弾道ミサイル等発射時の情報提供及び対応について。
- 3、ミサイル着弾及びペトリオットPAC-3迎撃時の対応について、伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、1点目の国民保護協議会での議論について、であります。

町では武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第39条の規定に基づき、町域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、町民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、阿見町国民保護協議会を設置しております。

この協議会は、武力攻撃災害への対処に関し、平素からの備えや体制を整備するための計画を作成する場合、または国の基本指針や茨城県国民保護計画の変更等に伴い、町の国民保護計画を見直す必要が生じた場合に開催しておりますが、今般の北朝鮮情勢の緊迫化に伴っての開催はしておりません。直近では、平成28年3月の国民保護協議会において、武力攻撃事態等における国からの情報伝達手段に、エムネット及びJアラートを追加すること、またはNBC攻撃への対応について、避難住民等のスクリーニング及び除染等の措置内容を追加する等、町の国民保護計画の変更事項について審議した経緯があります。

2点目の、弾道ミサイル等発射時の情報提供及び対応については、最初に樋口議員の一般質問にお答えしたとおりであります。

3点目の、ミサイル着弾及びペトリオットPAC-3迎撃時の対応についてであります。

ペトリオットPAC-3が、航空自衛隊霞ヶ浦分屯基地に配備されていることは認識しておりますが、弾道ミサイル防衛につきましては、国の対処にかかわることありますので、答弁は控えさせていただきます。

なお、樋口議員の一般質問でもお答えしましたが、弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を最小限に抑えることが重要であり、対応策としては、屋内への避難や消火活動が中心となります。今後も、警報等の伝達方法や退避方法について、町民に十分な理解が行き渡るよう、内閣官房の国民保護ポータルサイトの周知を深めるとともに、国、県、その他関係機関との連携体制を整え、有事の際の備えに努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。ありがとうございます。ちょっとね、二、三点確認をしておきたいんですけども、国民保護計画の中でね、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応というのがあります。町は云々から全庁的な体制を構築すると書いてあるんですけども、その武力攻撃等の兆候に関する連絡というのは、今までにあったことはあるんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

そのような状況での、何ですか、連絡っていうか、それはございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 先ほどね、情報提供の話が出てました。Jアラートも含めてね。それで

今までの……。あれは大雨でしたっけ、の状況からすると、避難勧告を出してもですね、住民は避難をしないと。誰一人としてしなかったんですから。そういうことがあります。ですから、あんまりね、危険とか、それをあおることはね、危険かもしれないけど、避難勧告だとかJアラートのことについてとか、そのことについてもうちょっと町としてね、積極的に広報してもいいのかなというふうに思います。

それでね、私がここでね、問題だと思うのは、つまり以前ね、地下鉄でニュースを受信してね、汽車をとめたことがあるんですよ。それはニュースを見てとめたんですね。Jアラートはあくまでも政府が発しなければ出ませんから。そうすると、そのニュースで住民の人も相当そこでいろんな対応をしちゃうんじゃないかなというふうに思いますけども、その辺の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

ちょっと苦しいんですけども。当町付近には地下鉄等はないんですけども、JR鉄道は通っております。で、こういった国民保護の情報が流れたときに……。この地下鉄の場合はニュースの情報だけで運行をとめたという経緯が確かにございました。で、先ほど部長のほうからも答弁ありましたとおり、今まで町のほうにはその国民保護関連で国からの情報が入ってどうのこの放送した経緯はございません。

ただ昨今の状況を見ますと、やはり北朝鮮の状況はかなり緊迫しているのは皆様御承知のとおりだと思います。そういった中で、こういった事態が起きないように国が態勢をとっていたら1番のことなんですけども、EEZ流域にミサイルが飛ばされたという経緯もありますので、緊迫した状況には変わらない。そんな中で阿見町としては、とにかく万が一のことを考えたときに、やっぱり住民に避難を促すこと、これが大前提だと思います。

海野議員から御質問をいただいた大きな設問で、国民保護計画に基づく武力攻撃事態における情報の提供、それから町民の避難、その避難住民等への救援。本当にこれが国民保護の最も最たる3つの柱だと思っております。ですので、こういった避難の呼びかけ、これを迅速かつ丁寧、イのーに住民の方に知らしていくこと。こういったことが重要かと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 町民の命を守るというのも1つの大きな仕事ですので、町長先頭にね、各部課でしっかりと役目を果たしていただきたいと思っております。

最後にね、しかしそうは言ってもやっぱりね、今北朝鮮の緊迫した状況と言ってるんですけども、やっぱり外交的交渉でね、解決して、そういうことを私としては望みたいと思っております。

一旦ね、ミサイルが打たれたらね、このとおりにならないってのは明らかですので、それを…
…。これは町に要望するんじゃなくて私の感想として述べてですね、国に要望として述べて終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一でございます。

7月2日に投開票が行われる東京都議会議員選挙があります。今回の選挙は豊洲新市場の移転問題が大きな争点になっています。豊洲新市場にあるはずの盛り土がなく、地下空間になっていたことに端を発したこの問題、土壌汚染対策に莫大な予算がつき込まれることとなります。生鮮食料品を扱う市場にとっては大きな問題です。豊洲移転ではなく築地の再整備で行うことが必要ではないかと私は思っています。今回のこの問題でも都民、国民の税金が無駄に使われております。

本題に入りますが、今回私は給食センターの外灯や水道事務所の追尾型太陽光パネルなどに見られる、ここ二、三年にわたる設備品の不具合による町の税金の無駄遣いに関して質問をいたします。

まず、給食センターの外灯ですが、この間私は平成26年の6月議会と平成28年の12月議会でこの問題を取り上げました。最初のときは、この外灯の名前から聞き出しましたが、単価は答えずじまいでした。やりとりの中で、当時の次長ですね、が、議事録に書いてあるんですけども「予算がありまして契約差金が出ます。その差金で何基つけられるちゅうのか部分で」という、そういう答えだったんですけども、そういったことで答えております。

その契約差金で何らかの設備を行うことは、水道事務所の追尾型太陽光パネルでも同じことです。このときは840万の追加で7基ということで、単純計算で1基120万とっていたわけですが、いろいろ調べていると1基150万ぐらいじゃないかっていう話もあります。給食センターのシンボルという回答がこの間ずっとありましたが、シンボルとして1,000万円以上かけて外灯をつくることに何の意味があるのでしょうか。

給食センターの整備工事事業で決算額で6,505万8,000円となっています。そうすると7本の外灯だけで1,000万以上ですから、総工費の約6分の1がこの外灯の金額に当たるという計算になります。通常、外灯ですと1基20万前後、高くても50万です。それをシンボルを重視して1,000万円以上をかけることは、これ税金の無駄遣いと言わずして何と言うのでしょうか。

まず、この点についてお伺いします。

また、平成28年の12月議会で、エコルーナに決定するために、平成25年5月に神栖市の給食センターに視察に行ったことがわかりました。旅行命令簿によりますと整備予定と同型の一体型ソーラー外灯と書かれています。ということは、入札が行われる5カ月前には、既にこのエコルーナに決まっていたこととなります。外灯をこの緑洲のエコルーナに決めたのはいつごろで、他社の同等品と比較はしたのですか。

このエコルーナですが、竣工検査が平成26年3月31日、最初に不点灯になったのが同じ年の6月2日です。たった3カ月で不具合が出ています。その後、9月、10月と不点灯が続きました。普通の家庭で考えますと、取りつけた電灯がたったの3カ月で不点灯になれば、これは返品するものです。特に、それが高価な商品であればなおさらです。給食センターのこの外灯整備工事における無駄遣いについてお答えください。

次に、水道事務所の追尾型太陽光パネルの問題ですが、これもエコルーナと同様に竣工検査の約1カ月後に不具合が生じています。建設工事成績表によりますと100点中50点、これで合格ラインぎりぎりです。特に検査員である担当課長は採点区分が全てDランク——A B C Dの4番目ですね、Dランクです。町として、このラッサムからも見積もりをとっていますが、緑洲の製品を使うことに決めたのはいつごろですか。

調査特別委員会でのナカジマの浅野社長の話では、今まで取引はなかったがラッサムと緑洲での熱心な説明があったので使ったという話がありました。町としては緑洲の製品であるエコルーナの不具合を知っていたわけですから、緑洲に対する不安があったと思います。なぜ、そこまでして緑洲の商品を使ったのですか。まして外灯では初めから緑洲の商品ありきではなかったのでしょうか。なぜ太陽光パネルにこの緑洲の商品を使ったのかが大きな疑問です。

今回のパネルの落下事故で、町は固定式のパネルに変更し売電を開始しましたが、当初の計画では予算ベースで、20年で計算すると3,600万円の売電収入が見込まれていました。工事等の費用の約2,500万ですから、差し引き1,100万円の利益となります。しかし落下事故で、パネルが固定式に変更されたことにより、売電収入は同様の20年で計算すると2,276万円となってしまいます。

細かく言いますと、収入は平成26年度が決算で68万、27年度が決算で141万2,000円、28年度が稼働日数——これまだ決算出てませんので、稼働日数から同様に計算すると26万8,000円、29年度は予算ベースで120万、それ以降16年間で29年度と同様に考えた場合1,920万、合計で2,276万になります。よって224万円のマイナスとなり、設置費用のほうが高くなってしまいます。パネルが固定式にされたことで、計算上ですが1,100万の利益が出るどころ、224万円の損失になってしまいます。

このような状況から、町の対応としては追尾式のパネルに原状回復をさせるか、または今のパネルの後ろ部分が、水道事務所ですね、パネルの後ろ部分があいているスペースがあるので、そこにパネルを追加させ、もとの発電量に合わせるか、または元請・下請等に損害を賠償させるか、いずれかをやらない限り町の損失は埋まりません。何も問題がなければ1,100万円の利益が出るころ、緑洲という倒産した会社の製品を使ったため224万円の損失が出てしまいました。このお金もまた税金です。

町長にお尋ねしますが、この損失を埋めるためにどのような政策を考えているのかお聞かせください。

今回の、この2件でともに緑洲の製品が使われています。外灯では平成26年3月31日の竣工検査で3カ月足らずで不点灯になったエコルーナ、追尾式太陽光パネルは平成26年11月17日の竣工検査後1カ月で不具合が生じました。ナカジマの社長は、先ほど言いましたが、今まで取引がなかったラッサムと緑洲の熱心な説明があったので使ったと話していますが、今回改めて調査特別委員会での調査不足が悔やまれます。

国会では、今質問をするたびに問題点が浮かび上がる共謀罪が衆議院で自民・公明・維新による賛成多数で強行採決されました。そのテレビを見ていますと、阿見町での調査特別委員会での多数決による強行採決を思い出します。多くの議員がまだ解明できてない点を上げ、ラッサムの参考人招致を求めたにもかかわらず閉幕してしまったのです。

私は、この問題が氷山の一角でなければいいと思います。町は税金を使っていろいろな仕事をしています。それをチェックするのが議会、議員の役目ではないでしょうか。これからは、あのような調査特別委員会での強引な幕引きがないことを祈って、1問目の質問を終わります。
○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 給食センターの外灯や、追尾式太陽光発電システムにおける税金の無駄遣いについて、お答えします。

1点目の税金の無駄遣いと言わずして何というのでしょうか、についてですが、外灯の設置につきましても、今までにも一般質問においてお答えしてまいりましたとおり、給食センターのシンボルとして親しんでもらえるよう、みんなの心に残るようなデザインを重視したということです。

2点目の、外灯を緑洲のエコルーナに決めたのはいつごろで、他社の同等品と比較はしたのですか、についてですが、外灯を決めた時期としては、神栖市へ外灯視察した平成25年5月ごろであります。また、エコルーナのデザインを重視したため比較はしておりません。

追尾式太陽光発電システムにつきましては、町長からお答えします。

○議長（紙井和美君） 次に、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、水道事務所の追尾式太陽光発電システムにつきまして、これまで議会調査特別委員会や住民監査請求において十分に調査され、既に調査報告書の議会承認並びに監査結果の報告もなされております。

太陽光設備の使用製品の決定についてですが、工事設計書にはシステムのメーカーや機種は指定をしておらず、平成26年5月末に元請業者より株式会社緑洲の製品使用についての承諾願いがあり、その製品が設計の仕様内容を満たしていることから、6月上旬に株式会社緑洲の製品使用についての承諾をし、決定をしております。その当時、給食センターの外灯の不点灯については確認中の時期であり、まだ軽微な出来事として庁内での情報の共有はされておりました。

次に、追尾式太陽光発電から固定式太陽光発電に変更されたことによる売電額の差額についての考え方ですが、水道事務所において太陽光発電を導入した当初の目的は、公営企業として地球環境に配慮した企業の社会的責任を果たすため、再生可能エネルギー利用を推進する環境事業として取り組んだものであります。しかし、追尾式太陽光発電というすぐれた性能を持つ設備の導入により、環境面のみならず収益の面においても大変有利であると試算しておりました。結果的には、試算どおりの収益を見込めなくなりましたが、本来の目的である地球環境への配慮は達成できると考えております。

また、追尾式での売電額と固定式での売電額の差を比較するのではなく、太陽光発電に要した額と売電額の差の比較となりますが、その額は20年間で約400万から600万と試算しております。当初より固定式で実施したと仮定した場合とほぼ同額であり、本来の目的を達成するための費用としては妥当なものと判断してしております。さらに、20年間以降につきましても設備の耐用年数が残っておりますので、売電の継続や自己使用の可能も残っておると考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私、今回3回目の質問をするわけなんですけども、残念ながら3回とも同じこのエコルーナに関してデザイン、シンボル、そういった形で答弁されてます。給食センターのシンボルとして親しんでもらえるよう、みんなの心に残るようなデザインを重視した。これ1番大きな問題で、デザインを重視して、じゃあデザイン料は幾らなんだろう、極端に言えばね、そんなことも考えざるを得ないと思うんですよ。

それで前回の質問のときに、このエコルーナに関して前前の次長ですか、神栖市に見に行っただけのことなんですけども、実際神栖市のほうでね、私も確認したところ、教育委員会のほ

うからファクスが届きまして175万8,000円、1基が、だったという報告が来ております。

では、この阿見町の給食センターに設置した、この1基、正確な金額を教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

これまでもですね、設計額等々は情報開示できないので、お知らせすることができませんでした。今回、昨年度にですね、情報開示によってこのエコルーナですね、金額を契約ベースでもいいから知りたいというお話がございました。そのため、こちらでも開示するためには改めて資料を作成しました。その資料の中で、契約ベースで今回のこの変更契約の中では、このエコルーナを設置するのとあわせてですね、整地のすきとり及び発生土の運搬処分の減額変更の契約が生まれてました。

そういったことを勘案して、この契約金額から実際エコルーナが設計上何割だったかというものを出してですね、この契約金額からエコルーナの金額を算出しましたところ、今永井議員のほうの質問にもございましたが、1基当たり約149万2,000円というのが概算で出ているところでございます。あくまでも設計額は開示できませんので、契約上はこういう金額になるということで御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 前回の中では、そこまでなかなか行かずに。これはあくまでも計算上ですね。1基149万2,000円。約150万とんでもいいかと思えます。ですから、そう考えると、あの当時私は120万ということですずっとお話しさせていただきましたが、150万ということが改めて今回の回答で出てきたということで。そう考えると、やはり1,050万という金額がこの外灯だけにかかっているということになるかと思えます。

それですね、まずこのエコルーナに決めたというところなんですけども、回答の中で5月の27日ですか、神栖市に行ったときに当時の次長と課長と担当職員が行って、一応エコルーナを確認しております。その中で、神栖市のほうで私のほうにファクス来た中なんですけども、この当時を知る職員の話では、設置当初から照度が低く周辺が暗く感じられたとのこと、ということが一文に載っています。

で、前回の質問したときに、神栖市の担当の人と話をしたのか、話をしてないのか、会ったのか、会わないのかってことが、非常に当時の次長の答弁でははっきりしてなかった。で、これは私のほうで、神栖市のほうで確認した文書なんですけども、実際のところ当時の行ったときに担当者と話したのか、しないのか。そこだけちょっとははっきりさせましょう、今回。どうです。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

当時のですね、旅行命令簿等を見ますと、その日にはですね、向こうの担当の方とお話をしないで、そのエコルーナっていう物を、製品をですね、外から確認したということだったと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） となると前回のね、前回——今の前の次長とのやりとりが非常に無駄な時間になってしまいましたね。最初からそう言えば済むことなわけなんですけども。

それで、これも給食センターのほうもね、所長がかわってちょっとわからないかもしれませんが、その神栖市のほうでそういった形で設置当初から照度が暗かったということ言われてるわけなんですけども、給食センターのほうでは設置当時、もしわかればどうだったのか、照度のほうですね。ちょっと確認お願いしたいんですけども。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

設置した当時は、当然私いませんので、ちょっと全然わからないんですが、あの当時、今の現在と同じだったのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 現在と同じということは、非常に薄暗い。私も何回かあその前通ってますけども、ちょうど町でLEDのやつが電柱にこう、ついてます。それと比較すると非常に薄暗いぼやんとした関係があると思うんですよ。一応そういった意味合いでよろしいんですか、今の。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えします。

ちょっとこの辺、表現についてはちょっと難しいところなんですけど、私としては何か優しい明るさと言ったほうがよろしいんでしょうか。そういう感じを受けます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね、優しい明るさ。いい言葉がありました、はい。

それで、このエコルーナに決めた時期なんですけども、先ほどの回答の中では、この神栖に行ったとき。で、神栖に行ったときの報告書で、この外灯エコルーナの確認って当時の次長なんですけど、と書いてあるんですけども、入札から大分前のタイミングだと思うんですよ。で

すから、実際私はこういう、実際入札とかそういった作業をやったことないんでわからないんですけども、こういったときに外灯何にしようとかいうのは、入札のそのぐらい前にもう決めるわけなんですか。どうなんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

当然入札する前にはですね、設計というものを組みます。今の話は設計段階でどういう品物を使うかということの調査という。それは先ほども言いましたけども、実際に現地に行ってその品物を見るっていうことでそれを確認したということで、この時期にそれを確認してこの製品を取り入れるっていうことを判断したものと認識しております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、入札の前に阿見町としてこのエコルーナを入れようということ、もう事前に決めていたわけですね。で、その中で、まずエコルーナに関して、途中の回答でも出てくるんですけども、他社商品と見比べたかっていうか、比べたかというところが質問で出てくるんですけども、その辺はもうどうなんですか。エコルーナありきで話したのか。それとも幾つかこうある中で、これにしようっていう形で決めたんですか。それはどうです。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

当然、神栖市の給食センターにあるのはエコルーナって商品でした。それを見に行ったわけですから、それを主として考えたということでございます。で、ほかの製品について比較したのかってことですが、今現在残ってる資料等見ますと、そういったものはございませんので、比較はしてないと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃ、最初にエコルーナありきっていうところからスタートしたっていう感覚でいいかと思えます。

それですね、この入札に関して1回目不調になってますね。それで、この外灯、この工事の中で、その前々回の、前前任者の次長のちょっと議事録あるんですけども、ちょっとこれね、非常にわかりづらいんでちょっと読みますけども、「今回1回目で不調になりまして、1回目これは外灯は入っていません。で、変更契約で外灯を追加した形になっております」と答弁してます。ですから、1回目、これは外灯は入っていませんって書いてあるんですけども、その後のくだりの中でですね、「はい、お答えします。1回目のときは外灯は入っていました。2

回目以降は当然車庫と外構で、その中には外灯は入っていませんでした」という。これ、時間的には多分5分も待たない間のやつなんですけども、実際のところ外灯のやつが1回目なのか、2回目なのか、ちょっとどっちだか教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

その当時の経緯を御説明しますと、まずその当時平成25年9月にですね、まず外構工事ということで、そこでは先ほど言いましたエコルーナの外灯を設置する内容の工事を出しておりました。そこが先ほども議員のほうからも話がありましたが、入札不調になったということで、それを受けまして、今度外構工事を外構整備工事と車庫整備工事に分けて発注しました。その中で外構整備の工事発注するに際してそのエコルーナについても、これはそこに入れないで発注したものを、今度は変更契約で外構工事のほうに後から変更契約でやったというふうな経緯になっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時10分といたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時10分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 休憩前のね、次長のほうの話で、エコルーナの話し合い、入札の話はわかりました。で、先ほど次長のほうが変更契約の話ちらっとして、照明器具ね、7台の増額と、あと減額の話もありましたよね。すきとりとかいろいろ。で、これとあと交通員の誘導が30人が20人減ってのがありましたよね。これ、あそこの地域でそんなにね、交通量が激しいですか。一般道路とは違う場所ですよ。ですから、この減っているのはどういう意味合いなんですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

申しわけございません。ちょっと手元にその当時の資料が、契約変更の資料がございませんので、そこまでの具体的なことはわかりません。ただ一般的にですね、どういう工事であってもやはり交通員さんは必要かと思えます。安全確保のために。それが何らかの事情によって必要なくなったということだと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっと手元にないということなんですけど、変更前が30人で変更後が10人ということですね、これ何なんだろうと単純に思うわけです。それで、この変更契約、先ほど次長のおっしゃった変更契約書の中で840万の増額という形になりましたけども、先ほどのエコーナが150万というふうに考えると、足りないわけですよ。ですから、このマイナス部分ってのは幾らぐらいだったんですか。減額、今のその誘導員の減とか、あといろいろ細かい外構工事の減ですね。その減額はどのぐらいだったんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

やはり資料がないので、正確なここでマイナスの金額っていうのは出せないんですけども、逆に言うと、先ほど初めにですね、840万円の変更契約で7基をつけたというお話があったんで、120万だという話だったと思うんですけども……。ですよ、それが今回私ども説明で実際は契約上は150万、1基あたりですね。1,050万近くかかってるってことで、それを逆算していただければ1,050万から840万ですか、を引いたものがマイナスの額というふうに考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 一般質問ね、出して、その後に普通ヒアリングが行われると思うんですよ。ですから、ぜひともね、それはやっていただきたい。ですから、そうすれば資料がないとか、わからないとかいうことはなくなるわけですよ。これはひとつこれからのことでもありますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

時間もなくなるんで、それで改めてお伺ひするんですけども、この1基にね、今150万って判明したエコーナ、これが7基。で、なおかつあそここのところは敷地内であって、電気がつくころにはもう今の状態だと誰もいなくなっている。で、通行人もいない。街路灯・防犯灯というのにもほとんど役に立っていない。なおかつ3時間から4時間ぐらいの点灯時間って、前聞いております。ですから、仮に8時、9時に暗くなって点灯しても、12時ぐらいには消えてしまうというようなものが、あそこに7つ、1基150万あります。

改めてお伺ひしますが、これ立てて本当に町としてよかったと思いますか。教育長、お願ひします。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい。その辺のいきさつ、十分理解してないですが、導入した当時の状況でデザイン性優先ということで入れたということで、今その部分を、今の時点でそれは

どうであったかっていうのは、ちょっとわかり兼ねるところがあります。

それから、これは全く個人的なんですけど、これ推測なんですけど、商品名エコルーナ——エコルーナ、優しい明かりとありましたけど、月明かり。ですから、もうがんがん照らして、今のLEDと比較してがんがん照らして明るい外灯ってものを求めたのか、それともシンボルとして本当に、さっきの優しい明かりじゃないですけど、エコルーナ、商品名からしてそういうものを求めたのか、私はそこはちょっとわかりませんが、その辺も加味していくことが必要であるかと思えます。

ただ、大切なね、税金を使っていくということですから、それは議員御指摘のように、そこは慎重に今後もやっていかなくちゃいけないかと。そこは反省すべきところだと思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 教育長も当時からはおられたわけじゃないんで、なかなか当時のことを理解できないということで、今おっしゃられたかと思うんですけども。エコルーナね、ちなみに当時の次長がね、「水星や金星のように光っていた」と。まさしくエコルーナという形になるかと思うんですけども、ただ笑いごとじゃ済まされない問題です。

はっきり言うと、これはもう過去にお金が出てしまっている。ですから、今いみじくも教育長おっしゃいましたけども、これからのことを考えたら、やはりこのお金、この金額でこういうものをつくっていいのかどうなのかっていうことを、やっぱりしっかり考えるべきだと思うんですよ、私は。先ほど冒頭の私の話の中で、高くても50万ですよ、はっきり言って。外灯をつけるとなると。ですから、それが3倍の150万。ですから、先ほど言ったように、工事費の中でね、6分の1を占めてしまうというような外灯を、これはつけること自体が、私は阿見町として間違っていたと思うんですよ。

ですからこの間、私はその3回の一般質問、今回3回目ですけども、この問題やらさしていただいて、やはり阿見町での税金の使い方、これは本当に大きな問題があると思います。ですから、無駄をなくす、ね、ということで、ぜひともね、税金を使ってしまったら、結果的にこれはもう使ってしまったのはしょうがないちゃしょうがないのかもしれないけども、じゃ、それをどう取り戻すか、町として。極端に言えば、仮に50万のところに150万つけてしまった。1基に対して100万多く支出してしまった。それが7基だから700万。じゃあ700万をどう取り戻す、町として。行政のその手腕ですよ。ぜひとも、そこを考えていただかないと。

これ町民の人は、ここのところは怒りますよ。「150万の外灯、ばか言ってんじゃねえよ」という話になるかもしれません。ですから、それを取り戻すということをおね、ぜひともこれから考えていただきたいと思うんですよ。ですから、エコルーナに関してはもう終わってしまったっていう関係もあるんで、取り戻すってことをね、ぜひともやっていただきたい。それは

ひとつ要望いたします。

で、もう1つの太陽光のほうなんですけども、こちらの太陽光のほうが、まずですね、この水道事務所の件なんですけども、今回工事でラッサムから見積もりをもらっているかと思うんですね。そのラッサムの見積もりでは、どのような製品を使用するような形になってたかちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。

私どもの仕様は、あくまでも2軸の追尾式で28.8キロワットの発電量を満たすものということで資料をつくっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃ、その段階ではラッサムの見積もり……。ラッサムから見積もりとったのはとりましたよね。で、その段階では、じゃあこの製品、極端に言えば緑洲の、今回使った緑洲の製品を使いましょうとかいうことにはなっていなかったんですか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい。うちのほうは、再三お話してるところなんですが、製品の指定はしておりません。で、見積もりをとった中で1番ラッサムのものが安かったので、その単価というか、価格は仕様しております。ただラッサムの物を使え、緑洲の物を使えということは一切指定はしておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、回答書でもあったのかな、そのAっていう会社の物を使えとかいう、そういうことはないわけですね。なおかつ、今回ナカジマが、この前の調査特別委員会の中で、やりとりの中でラッサムと緑洲、それが熱心に営業をかけたんで使ったってことで、ナカジマがそれを町のほうに、これを使いますよと申請したと。その段階で、もちろん緑洲っていうのは聞いたかと思うんですけども、ここにも書いてありますので、軽微な出来事として庁内での情報の共有はしてなかったって書いてあるんですけども、実際この間のことを考えれば、緑洲のことを使うっていうことに対して、やはり町として、何ていうんだろいうな、不安感っていうのかな、要は給食センターのほうでこういう状態になってるということで、そういった不安感ってのはなかったんですか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 当時の部分について、時系列で申し上げますと、26年の5月の

30日にナカジマより緑洲の製品使用の承認願ひ、これが上がってきました。で、一方エコーナの方は、26年の6月2日、6号機が途中不点灯であることを確認。で、この情報は、町長答弁でもあったとおり私どものほうには入っておりませんでした。そういう中で、私どもは26年の6月の4日、製品の使用について承諾をしております。一方エコーナなんですけど、原因追及をしております。で、26年の9月に設定の不備、ですから機械本体がどうのこうのということじゃなくて、設定の不備だということでその設定を直して不具合を解消したということになります。で、26年9月の2日には、私どももう売電を開始しておりますので、給食センターで追求して原因がわかったときには、もう我々のところには設備が設置されて売電が開始されていたということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 結果的には、まだ給食センターのほうで原因がわかんないまま、こっちとしてはこっちとして動いててという形になったんですかね。

はい。それでですね、回答書の中で言われてるんですけども、再生可能エネルギー利用を推進する環境事業として取り組んだ。そう書かれております。確かに、この問題が起きたときに水道課からいただいたこの資料あります。この資料の中で、冒頭の、この平成24年のやつで、平成24年の再生可能エネルギー導入基本計画業務報告書というのがね、ありまして、そこに冒頭にはっきり言って書かれてはいます。しかしこの中で、この平成25年の見直しが行われた中で、全量売電ができるということで投資回収年かな、これ最も早い追尾型全量売電が最も有効な候補になると。経済的にすぐれた全量売電方式で、発電効率のよい追尾式方式が望ましい。そういうふうはこの文章の中で書かれています。

そういった中で、冒頭、先ほどの24年の最初の段階で環境の問題とか、それは十分わかります。で、環境の問題をずっとこの今回の回答書の中では前面に出して回答してるわけなんですけども、実際この間のやりとりの中で、環境の問題よりも金額の問題がほとんど話に出ていると。それでですね、これは決算特別委員会の中での議事録なんですけども、坪田課長のほうでおっしゃってるとこなんでね、「最終的にじゃあ幾らだったんだ、もと取れるのかという話になると追尾式で再開するのは非常に厳しい」という。要するに、これ壊れた後の問題ですけどね。で、「今あるパネルを利用して設置型、これで再開できればいいということで考えております」と。で、「ざっとした試算なんですけど、今までの売電収入が先ほどお話ししたように300万円弱。前2,100万円かかっていますので、後1,800万強ということになるんです。大体これから23年度やればツーペイになる。今ここでやめてしまえば1,800万の損失ということになるので、この損失を少しでも少なくしたいということで現場サイドは考えている」というようなこ

とが議事録の中に載っております。

そうすると、やはり回答でのこの環境問題、これももちろん必要なことだと私は十分思いますが、この追尾式の中で動いていく中で、設計段階でも25年の変更ということも先ほど言いましたが、その中でやはりこのかかったお金、やはりこれをもとに取るっていうことがやはりこれは町でももちろん考えていたわけだと思います。ただ、この回答書の中で見ますと、「当初より固定式で実施したと仮定した場合とほぼ同額であり、本来の目的を達成するための費用としては妥当なものと判断する」と。

ですから、環境問題としてやった場合はもしかしたら妥当だったかもしれない。しかしその25年の変更の中で、この間追尾式ということになって、お金を、やはりその売電価格をやろうと。で、冒頭私のほうで約1,100万円の利益が何もなかったら出るだろうというところが、結果的に落下事故が起きてできなくなってしまったということで、私の最初の質問でも言っているとおりですね、この問題に関しまして、私のほうで考えたところでは、その3つの方法があるんじゃないかと。

1つは、もう1回追尾式にする。ただ、これはもう今現在あそこに固定式になって置いてありますから、ちょっとそれは現実的じゃないかもしれません。ただ、それも1つの方法としてある。2つ目が、後ろのスペース、前、課長にもね、お話しましたが、後ろのスペースが空いている。あそこにパネルを並べることによって同じ売電ができる物をつくると。それが2つ目。3つ目としては、これはストレートに損害賠償ってことになるかと思うんですよ。

ですから、私は今回のこの一般質問の中で、税金の無駄遣いってということで質問させていただいてます。ですから、先ほど給食センターの話もしましたが、給食センターの場合にはもう使ってしまった。ですから、どうにかその700万円を取り戻すことを考えてくれって話しました。で、こちらのほうとしては、使ってしまったとはいえ、これからまだ先が20年というスパンがある問題です。ですから、今言ったように3つの方法。もし別個に水道課のほうで、いや、こういうこともあるよという場合そうなんですけども、まずはその224万。これはあくまでもこれ、予算ベースの計算ですんであれですけども、この224万円をどう取り戻すか。だから、それこそそれ分のCO₂、環境の問題で考えれば、私はあの後ろにその分の発電できる太陽光パネルを設置する。これが1番現実的かなと思うんですよね。

ですから、その辺今回の質問の中で、それをどう町としてやっていくのかってことをお伺いしてるわけなんで、その辺当該のほうとしてはどうお考えなのかをお願いします。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもあったように、あくまでも売電期間20年という期間でどういうふうに

なるだろうというシミュレーションをしております。で、実際パネルについては25年の保証が出ておりますので、20年たってからでも5年間は当然使えていくと。そういう中で、東電と新たに売電契約を結べるものであれば売電契約を結んで売っていく。売電契約ができないということであれば自己使用ということで、あそこの事務所の中で発電した電気を使って少しでも電気代を少なくしていく。そういうことで、最終的にかかる費用を最少限にしたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 20年以降の話はね、今課長おっしゃいましたけども、実際追尾式のやつだって20年でばたっと終わるわけじゃないわけですよ。ですから21年、22年があれば、その分だけ発電しますよ、ね。ですから、今の話ですと、ね、今の固定式で20年じゃはっきり言ってペイできない。これはこっちの計算、最初の東洋設計のほうで計算した金額でも固定式だと20年でペイできないって、これは屋根の中で書いてありましたけど。ですから、20年でペイできないのは、今、現状じゃしょうがないんですよ。

ですから私は、はっきり言って21年、22年になると、その追尾式のほうだって動いてるからもっともっと発電するでしょう。ですから、どんどんどんどん差が大きくなるわけですよ。ですから20年以降の話じゃなくて、今20年というラインを切った中で、その224万円、これをどうするのかというところを教えてくださいよ。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 私のほうからお答えさせていただきます。

減価償却が一応20年というふうなことでございます。で、今回そういう、今までいろいろ説明をさせていただきましたけれども、その追尾式の太陽光が落下してしまったというような原因が前提にあるわけです。そういった中で永井議員……。我々としましては、当初はその環境対策に環境事業として取り組むというふうなものがあつたもんですから、当初の予定に、考え方としては変わらないだろうというふうなことで答弁をさせていただいております。これは永井議員と、これは意見の違いですから、なかなかそれはそういうふうになってしまいますんで、埋まらないと思いますけれども。

そういった中で、永井議員が追尾式ならもっと20年以降も出るだろうというふうなことは、あくまでもそれは結果であつて、今前提の中では、もう既に固定式で、ある程度町としてもどうしたらその今までの費用を回収できるかというふうなことで考えていかなければならないんだろうというふうに思っております。そういう意味で、20年以降も使用した中で、なるべく投資した額に近づけるような対応をしながら使っていきたいというふうには思ってるということ

でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今私が20年以降と言ったのは、課長のほうからそういう話があったから私は言ったわけであって、ね。町のほうが最初から20年以降の話をしてんですから、私はそれで合わせたわけなんですよね。

で、今追尾式のやつがね、落下したことが大きな原因だってありますよね。ですから、私はじゃあ落下した原因はどなのっていうと、これ28年の12月議会でのね、同僚の海野議員の質問でのね、湯原部長の答弁なんですけどね、「今私が答弁したとおり、海野議員が言われるように機械の欠陥が、大もとはそれが原因になるんだろうというふうには認識しております」と。「ただ自然災害が、その風速が強かったため、それが機器の欠陥に基づいて落ちてしまったということでございます」。ですから、大もとは機械の欠陥、不具合っていうんですか、それがあると。それはまあ部長も認識しておられると思います。ですから、機械が壊れたということによって、その売電ができなくなったっていうのは、これは紛れもない事実であって。ですから、機械が壊れなければ、こんな話はないんですよ、言ってしまえば。

で、こちらもそうだったけど、こちらも契約差金でやられてますよね。ですから契約差金でやられてるから、こちらのほうとしてもなかなかわかんなかったって関係もあって、何もなかったらそのまま「いつできたんだろうな、あの太陽光発電」というとこですと、変な話終わっちゃってるかもしれません。こういった問題が起きたからこそ、今のような問題があると。ですから、落下した原因が機械の問題があるわけですから、私としては落下しなかったときの売電収入から計算して、その損失した部分はどなのかってことを聞いているわけですよ。

ね、ですから環境の問題はもう、十分私もこれしっかり読まさせていただきましたし、この前いただいたこの報告書ね、上下水道課から出た報告書を読まさせていただきました。で、環境問題は非常にわかるんですけども。そういった中で、やはりこの落下が原因で。で、メーカーがもう倒産しちゃって直すことができない。倒産したメーカーがね、緑洲ということで、こっちも緑洲がかかわってることなんでね。

ですから、私はそのことを再度お伺いしたいんですけども、その落下した原因は、今言ったような原因がありますんで、どう224万円を埋めるのか。それをちょっともう1回お尋ねします。時間もないしと。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。再度お答えしますが、穴埋めをするというふうな認識というふうなことではなくて、なるべくその……。住民監査請求の中でもあったように、20年以降もそのパネルを使って、その投資額に対する回収というものも図れるというふうなこ

とですので、そういった中で、なるべく回収していきたいというふうには考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君に申し上げます。不規則発言は控えてください。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） もう時間がないんでね、同じようなやりとりをしてもしょうがないんで、やはりこの先ほどの給食センターの問題、太陽光パネルの問題、あります。これは今日の午前中に小中学校のエアコンの話ありました。で、やはりお金がないから順番にやっていくしかないんだよというような話が次長のほうからあったと思うんですけども、その設置に関してもですね、こういった今までやってる町の税金の無駄遣い。それがなくなれば、子供たちはもっと早く涼しい教室で勉強ができるわけですよ。

ですから、先ほど教育委員会のほうにも申しましたけれども、やはり穴埋めの問題だとかそういうところをね、町として、やはり私たちの税金、皆様方もそうだと思いますけども、税金が使われているんな施策やる。施策やることはいいことです。ただ、それがどっかしらおかしい、間違ってるんじゃないかな、そういった、こんな無駄遣いがあるんじゃないかなということかね、大きな問題だと思うんで、ぜひともそれを再度お願いして、1問目を終わります。

じゃあ、2問目いいですか。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、改めて2問目に移ります。

この阿見町の平和行政についてです。この間、阿見町では町内の中学生を対象として平和記念式典派遣事業を実施しています。この事業で平和のとうときや戦争・原爆の恐ろしさなどを学んでいます。昨年11月7日・8日に佐倉市において第6回に平和首長会議国内加盟都市会議総会が開かれ、加盟都市総数は111自治体185人で、うち首長は47名の参加でした。この平和首長会議は、世界の都市が連携を築き、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的としております。平成28年12月1日現在、世界162カ国の地域の7,196の都市が加盟しており、国内においては全国で1,741自治体、そのうち茨城県内では全ての市町村を初め、全体で95.1%となる1,655の自治体が加盟しています。

また、この会議では各市町村の平和行政に関する取り組み等が報告されています。今回の議事において、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶署名に対し、平和首長会議として賛同・協力することについて、また核兵器禁止条約の早期実現に向けた取り組みの推進についての要請文を日本政府に提出することについて了承・可決いたしました。

また、3月27日から31日にニューヨークで行われた、核兵器全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議、ここでも広島で被爆したカナダ在住の方の演説が世界を動かしました。国連会議のエレン・ホワイト議長も被爆者国際署名の日本

での取り組みについて強い関心を示したと言われております。阿見町でも、この平和首長会議の加盟都市の一員として、この被爆者署名に主体的に取り組むことを強く要請します。

そこでお伺いしますが、阿見町としてこの被爆者署名に取り組むとともに、広く町民呼びかける考えはありますか。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町の平和行政についての質問にお答えいたします。

町では、昭和61年に「平和憲法の本質にのっとり、非核三原則を将来ともに遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指し、非核平和都市の宣言を行う」とした非核平和都市宣言を制定し、世界平和の実現に向けて、平和行政を推進しているところであります。

そして町は、平和行政の一環として核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を目的とした世界各国の都市が加盟している団体である平和首長会議に、平成22年から加盟しております。平和首長会議では、核兵器禁止条約の早期実現を目指した署名活動を平成22年から実施しており、インターネット上でのオンライン署名が可能となっていることから、町ではこのオンライン署名サイトのリンクを町ホームページに掲載することで、町民に対して広く周知を図っているところであります。

平和首長会議で実施している署名は、議員御提案の署名と核兵器廃絶という点で同趣旨のものであることから、引き続き平和首長会議が行っている核兵器禁止条約の早期実現を目指し、署名活動を町民に対して周知していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 町でもね、この平和の取り組み。非常に私もよいことかと思えます。それで今、回答の中でね、このホームページのやつで、こういった形で私もちょっと打ち出してきましたけども、こういった形で町のほうとしてやられるということだね、ぜひともお願いしたいんですけども。

その中で、1点だけお伺いしたいんですけども、今年の3月に土浦の市議会で、これは代表質問——代表制とってるんでね、代表質問をやったんですけども、その中で平和行政についてということで、日本共産党の久松議員がやったんですけども、同じように平和首長会議のね、第6回の中でこの被爆者国際署名の話が出て、その中で肩書署名っていうのがありまして、普通の一般の署名はこういった形で、5名連記みたいな感じになってるわけなんですけども、役職のある方に関してですね、この肩書署名っていうのがありまして、名前と肩書を書くような。これも同じように国連のほうに出すというような署名がありまして、で、この中で……。

○議長（紙井和美君） 永井議員に申し上げます。残存時間が無くなりました。

○8番（永井義一君） はい、まとめます。じゃあ短時間にまとめます。済みません。

県内で20の市町村長がやれています。じゃあ1つだけ質問よろしいですか。最後の。

○議長（紙井和美君） 簡潔にお願いします。

○8番（永井義一君） はい、簡潔にいきます。ぜひとも町長のほうにですね、この20やられてる質問の肩書署名ですね、やっていただきたいと思って、それが最後の質問になります。済みません。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。じゃあ考えておきます。

○8番（永井義一君） はい。

○議長（紙井和美君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

次に、3番井田真一君の一般質問を行います。

3番井田真一君の質問を許します。登壇願います。

〔3番井田真一君登壇〕

○3番（井田真一君） では、本日最後の質問となりますが、最後まで皆さんおつき合いよろしくお願いいたします。

前回3月の一般質問では、霞ヶ浦二橋推進について質問いたしましたが、橋をつくって経済効果や観光誘客につなげることも重要である一方、霞ヶ浦がきれいではなくては魅力はありません。幾らハード面が強化されても、望む効果は得られないと思います。そういう中で、霞ヶ浦は湖水浴場がにぎわっていた昭和40年ごろ、COD——湖沼の水質汚濁状況をはかる代表的数値になりますけれども、このCODが4ミリグラムパーリットル程度でした。それが昭和54年には11.3ミリグラムパーリットルまで上昇してしまい、その後いろいろな方の努力もあって平成4年には6.8ミリグラムパーリットルまで改善されました。しかし、それ以降は7から8ミリグラムパーリットル台で横ばいに推移しており、大幅な改善には至っておりません。

毎年、海の日の際に泳げる霞ヶ浦市民フェスティバルが開催されています。私も青年会議運動でカヌー乗船体験等お手伝いさせていただいております。そのときは、子供たちはみんな楽しそうに霞ヶ浦で泳いでおりますが、親は心配そうに水の汚いこの霞ヶ浦で泳いでるのが心配だなという声が多く聞かれております。

そういう中で、私はかねがね霞ヶ浦を昭和40年ごろの環境に近づけて、親子安心して湖水浴が楽しめる環境をつくっていきたくて強く感じておりました。折しも、来年の平成30年10月には、本県霞ヶ浦を中心として第17回世界湖沼会議が「人と湖沼の共生—持続可能な生態系サービスを目指して—」というテーマで開催されます。阿見町でも清掃活動や家庭用使用済みてん

ぷら油の回収を行い霞ヶ浦の浄化に努めておりますが、湖沼会議があることをきっかけに、さらに霞ヶ浦の浄化を進めていただきたく、幾つか質問させていただきます。

1点目、現在町として行われている霞ヶ浦やその河川、周辺河川への環境対策はどのように行われていますか。

2点目、湖岸周辺・親水拠点の整備状況はどうなっていますか。また、整備に伴って環境への影響はどのように考えられますか。

3番目、世界湖沼会議に向けて、新たに何か取り組まれる考えはありますか。

以上、3点について御質問させていただきます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、霞ヶ浦浄化についての1点目の、現在町として行われている霞ヶ浦やその周辺河川への環境対策はどのようなことが行われていますか、についてお答えいたします。

霞ヶ浦の水質が改善されない主な原因は、河川など通じて霞ヶ浦に流れ込む汚れによるものです。その発生源は、流域の生活排水や家畜の排せつ物、また農地や市街地等の面源となります。町としては、その中でも負荷割合の多い生活排水への対策を主に取り組みしており、下水道の整備・接続の推進や、合併浄化槽の設置指導を進めております。また、霞ヶ浦に流れ込む町内の身近な河川について、定期的に水質調査を実施し、霞ヶ浦流域の水質把握に役立てております。

水質浄化の啓発や活動の取り組みとしては、霞ヶ浦や身近な河川に親しみ、目を向けてもらうことを目的として、主に小学生を対象とした湖上体験スクールや小野川探検隊、霞ヶ浦での地びき網体験などのイベントを開催しているほか、9月1日の「霞ヶ浦の日」に合わせた水質浄化キャンペーン、家庭用使用済みてんぷら油の回収などを行っており、さらに霞ヶ浦の水質浄化意識の高揚を目的として、毎年霞ヶ浦清掃大作戦を行っております。

そのほか、町では茨城県や霞ヶ浦流域21市町村で構成する霞ヶ浦問題協議会や各種団体及び個人で組織する阿見町家庭排水浄化推進協議会と連携をし、霞ヶ浦の水質浄化へのさらなる意識高揚を図りながら、泳げる霞ヶ浦を目指し活動を進めているところでございます。

2点目の、湖岸周辺、親水拠点の整備状況及び、整備に伴う環境への影響について、お答えいたします。

霞ヶ浦周辺及び親水拠点の整備については、かわまちづくり事業の中で平成25年度から27年度にかけて、桜堤整備や、島津小公園整備、それに伴う桜の植樹を行うとともに、平成26年度

から28年度にかけてサイクリングロードの整備を行っております。今年度は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所により緩傾斜堤防の工事が予定されていることから、河川空間と町空間の融合が進み親水性が高まることとなります。

そのほか、平成31年度開催予定の茨城国体競技であるセーリング会場の準備を進めており、平成30年の工事完了を目指し設計作業に着手しております。湖岸周辺の影響については、自然公園法等の関係法令を準拠するとともに、管理者である霞ヶ浦河川事務所と協議をし、実施しているところであります。

3点目の、来年行われる世界湖沼会議に向けた新たな何か取り込まれる考えはありますか、についてお答えいたします。

平成30年10月に第17回世界湖沼会議が茨城県で開催されますが、本県で世界湖沼会議が開催されるのは、平成7年に第6回会議を開催して以来、23年ぶり2回目となります。この世界湖沼会議は、一般市民や学術研究者、NGOや行政等が一堂に会し、世界の湖沼やその流域で起こっている多種多様な環境問題について、情報の共有や意見の交換を行う極めて重要な会議であり、町としては霞ヶ浦問題協議会と連携して、平成29年度世界湖沼会議気運醸成事業に取り組んでまいります。

しかしながら、同じ時期に町内で国体セーリング競技のリハーサル大会が開催され、相当の人員配置が必要とされることから、世界湖沼会議に関して、当町を会場としたイベントは行いませんが、1人でも多くの人に会議への参加を促すため、積極的な広報や情報提供等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、答弁ありがとうございました。

では、1点目の再質問をさせていただきたいと思うんですけども、答弁の中にありましたけれど、生活排水ですね、そういうようなものについて、現在の下水道整備状況及び集落排水整備状況はどうなっておりますか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。

平成27年度なんですけど、下水道整備率が68.7%、農業集落整備率が4.9%、平成28年度下水道整備率が69.1%、農業集落排水整備率が4.9%。で、農業集落配水地区につきましては、人口減少がちょっと大きい地区ですので、28年度に人口減少等を考慮した今の、正しい数字というか、現況を把握した数字を用いたところ、前年度より若干下がったということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。そういう意味では、下水道整備に関しては全国平均が77.8%に対して、ちょっと先ほど言っていたのが69.1%でしたかね。そういう中で、ぜひ阿見町としても全国平均に近づけてほしいと思っていますが、今後の普及予定等はどう考えているでしょうか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい。今後の公共下水道の計画なんですけど、荒川本郷地区、あと吉原地区、あと2つ工業団地があるんですけど——筑波南第一工業団地と福田工業団地、あと筑見地区、市街地が形成されておりますので、そのあたりを中心に整備をしていこうということで考えております。

で、町内全体が市街地ということであれば、どんどんどんどん下水道を整備すれば整備率も上がるし、当然水質もきれいになるんですが、阿見町のように市街地があって、あとは集落が点在してるという地区になりますと、どうしても配管だけをやってくということになると無駄が出ます。で、阿見町としては、公共下水道事業、農業集落排水事業、あと合併浄化槽設置事業、これを3つをうまく組み合わせて排水を処理していこうと。で、その3つを組み合わせたものなんですけど、平成27年度で汚水処理人口の普及率が90.6%、平成28年度で91.8%。これは全国平均で——全国平均は27年度のものしかないんですけど、89.9%ですので、全国平均は上回ってる状況です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

確かに阿見町は荒川本郷のように人口が多いところと、やはり農地が多くて人口が密集してないところがあると思うんで、そういう中で予算をどううまく軽減して普及していくかということで活動されてるということがわかったので、そういう意味で全国平均よりも普及率が上回ってるということなんで、引き続き100%を目指して進めていただければと思います。

それではですね、次の、答弁に町内の身近な河川の水質調査とありましたが、どの河川を調査していますか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

一級河川の清明川と乙戸川、それから準用河川の桂川の水質調査をですね、毎年この3河川を行ってるというところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。その調査において水質の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

1河川においてですね、5カ所程度の調査を行っております、昨年度秋に行った水質調査によりますと、CODの1リットル当たりの平均値が清明川は7ミリグラム、乙戸川は6ミリグラム、桂川は5グラムとなっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時10分といたします。

午後 3時00分休憩

午後 3時10分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 休憩前、先ほどですね、各地点での数値を言っていたと思うんですけども、その数値はここ数年の傾向としてはよくなってるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

平成24年から平成28年、昨年までのですね、霞ヶ浦流域河川の3河川の平均でですね、水質をCODで指標いたしますと、1リットル当たり平成24年が6ミリグラム、平成25年が5ミリグラム、平成26年が4ミリグラム、平成27年が5ミリグラム、平成28年が6ミリグラムとなっております。大きな数値の変化はございませんが、5年間で平均いたしますと約5.2ミリグラムというふうになっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 大きな変化がないということだったんですけども、霞ヶ浦問題協議会で発行している「清らかな水のために」によると、霞ヶ浦の平均値ですが、平成25年6.8ミリグラムパーリットル、平成26年に7.0ミリグラムパーリットル、平成27年には8.2ミリグラムパーリットルと、27年は大きく上昇していますが、どのような原因か考えられることはありますか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

平成26年度から比較いたしますと、1リットル当たり1.2ミリグラム上昇いたしました。いろいろな理由が考えられますが、その1つとして平成27年10月はですね、日照時間が長かったことから、10月以降植物プランクトンが多くなってCODが高い要因になったのではないかと、いうふうに言われております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 今、日照時間ということだったんですけども、なかなか明確な原因は特定しにくいのかなと思います。そういう中で、いずれにしても数値を下げていくように努力が必要だと思います。町としても清掃大作戦や水質浄化キャンペーンを行って力を入れていることはよくわかりますが、町が行う事業以外に霞ヶ浦浄化につながるような団体に支援してるところは、霞ヶ浦問題協議会以外にどこかありますか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町外の団体としては、先ほど町長のほうが答弁あった、今、井田議員が言われた霞ヶ浦問題協議会や、そのほか小野川流域の6市町村と市民団体・企業・霞ヶ浦を管轄する行政機関などで構成されます小野川探検隊連絡会議という団体がございます。この団体は小野川流域市町村である、つくば市・稲敷市・牛久市・龍ヶ崎市・美浦村・阿見町が輪番制で実施主体となり、環境教育などの事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 小野川探検隊ということで、それも霞ヶ浦問題協議会に附属しているような団体だと思いますんで、実際には1団体。なかなか自治体として特定のほかの団体を支援するっていうことは難しいのかもしれませんが、先ほど言われた小野川探検隊のように、小学生を対象にして霞ヶ浦に触れて体験イベントをするということは、すごくいいなって感じております。

そういう中で、ちょっと小野川探検隊で検索して内閣のホームページを見たところ、交流事業のイベント参加者資格が牛久市内の小学校4年生から6年生と表記されていたんですけども、町内からの参加者の資格はないのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

流域の各市町村からの参加資格はございます。先ほど申し上げたとおり6市町村により組織されております。阿見町からも毎年参加してございます。事業内容については広報等に掲載い

たしまして、募集をかけているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） じゃあ、ホームページちょっと見ていただければわかると思うんですけど、じゃあ誤りだったということだと思いますんで、ちょっと確認いただければと思います。

それで、済いません、先ほど参加者ということでしたけど、何組っておっしゃったんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

今年の参加者でよろしいでしょうか。

○3番（井田真一君） はい。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 昨年、平成28年ですけども、阿見町からは一般参加者は4組8名の申し込みがありました。6市町村での合同事業となるため、例年の参加人数を目安とした募集上限枠が各市町村ごとにございまして、全体で100名前後の募集をかけるため、阿見町においては10から15名の枠というふうになっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） ちょっと枠があったのは知らなかったんですけども、一般質問に当たりちょっといろいろ調べてた中で、海野議員のブログがありちょっと参考にさせていただいたんですけど、平成26年は1組しか参加されていなかったということで、昨年は4組8名ですか、増えているということによかったなと思います。ぜひ、いい事業なので、枠があるのかもしれないですけども、町内の多くの方が参加できるように推進していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目の再質問になりますけれども、霞ヶ浦の水質が改善されないほかの要因として、湖底に累積してる泥から窒素・リン酸などが溶け出し、それが栄養源にしている植物プランクトンが増殖することによってCODが上昇したり、水の透明度が低くなるとも言われております。今回湖岸を整備するに当たって、湖底を多少掘るとも聞いてますんで、せっかくそういうことをやられるのであれば、そういう海底にたまっている累積した泥をとるようなことも一緒に、その環境浄化につながるように進めてもらえること期待しております。

また湖岸を整備するに当たり、町民が気楽に霞ヶ浦に接したり湖水浴ができるような場所をつくるような計画等はあるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えします。

湖水浴場をつくるという計画は今ございません。先ほど町長の答弁の中で、町は平成23年度から国土交通省のかわまちづくり事業に認定を受けまして、国交省霞ヶ浦河川事務所と一緒に霞ヶ浦の湖岸の水辺環境の整備をしまいいりました。で、今年度、大室下に緩傾斜地を整備するというので、まだ具体的にどのくらいの長さで、どういうふうについてというのはあれなんですけれども、大体80メートルから100メートルぐらいの間に、霞ヶ浦になだらかなスロープをつくるというふうな……。スロープになるか段差になるかはちょっとあれなんですけれども、そういった整備をしておりますので、そういった中で霞ヶ浦と一体となった整備がされてくるということで、非常に期待をしているところでございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） まずは浄化のほうを進めなきゃいけないんだと思うんですけれども、先ほど話した子供が湖水浴をしてる、ちょっと今日は写真を持ってこなかったんですけども、汚いんですけれども、すごく楽しそうに泳いでいたんで、次回ちょっとそういう機会があったら持ってくるんですけども、ぜひ、そういう短い夏の期間になってしまうかもしれないんですけれども、積極的にそういうことも推進していただければなと思います。

それで、最後に3点目の再質問なんですけれども、今回国体のリハーサル大会が同じ時期に行われる関係で、イベント会場が参加できないということはとても残念なんですけれども、逆に、実際にもイベントをやっていたら、それにお金がかかったんだと思いますね。そういう中で、実際にそのお金が費やされることが今回なかったということで、阿見町やいろんな団体があると思うんですけれども、そういうところに推進するようだったりとか、新しく団体をつくっていくような、そういうような補助金だったり、そういう考えはありますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町では、今年度世界湖沼会議関係の予算を計上してはおりませんが、県において世界湖沼会議のテーマに関する事業、または世界湖沼会議への参加促進に関する事業を実施する県内の団体を対象として、補助金が交付されることとなっております。そういった部分について、町においてもですね、県で実施するこういった補助制度について広報等で周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。ぜひ、日ごろから地道に頑張ってる方たちもいますんで、そういう方にもスポットライトを当てて、そういう補助なり積極的に進め

ていただきたいことをお願いして、最初の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。じゃあ、続きまして最後となりますけれども、創業支援制度、企業育成について伺います。

この1年間、私も去年当選させていただいて、先輩議員や同僚議員から子育て支援や福祉を充実させるための提案が幾つも出されました。私も、ぜひやってほしいなと思うものばかりでした。町長も、もちろん町として全部かなえてあげたい、取り組んでいきたいという思いはあると思いますが、限られた財源で全てをかなえることは不可能です。財源を賢く使っていくことも大切ですが、財源をどう増やしていくかということも重要です。幸いにも阿見町は交通インフラ等の充実により、3つの工業団地があり多数の優良企業が入っていただいております。

町も県と連帯により、昨年末にはアイリスオーヤマが東部工業団地に入ることが決まり、吉原地区の開発も順調に進んでいます。今後も県と最大限努力して企業誘致を進めていただき、雇用の創出・税収増につなげていただきたいと思いますと思っております。

今回質問させていただきたいのは、新たに始まった創業補助金制度についてです。創業が活発になれば町に活気が出て、その業界のみならず飲食業界や町の経済好循環につながると思います。祭り等の地域活動にも大きくプラスになると思います。大手企業のように、すぐに町の税収につながるということは難しいかもしれませんが、最初に夫婦や1人だけで始めた事業も5年、10年とたつうちに大きく成長していく可能性もあります。そういう意味で、今回の創業支援制度は大きな一歩だったのではないかなと思っております。

また、美浦村では地域交流館ふれあいプラザが3月にオープンしました。これに伴い、美浦村の特産品商品開発を行う会社まちづくり美浦が美浦村商工会青年部メンバー主体で設立されました。阿見町でも道の駅が平成32年に開業予定で、指定管理者予定者は株式会社ファーマーズ・フォレストに決定しました。道の駅の成功はもちろんですが、ファーマーズ・フォレストと連携して、阿見町の企業がどのように特産品や新しいビジネスをつくっていくかどうかも大切だと思います。そのような観点から、阿見町の創業支援と企業育成に関して質問させていただきます。

- 1、創業支援制度の活用相談は何件来ていますか。
 - 2、創業補助制度を活用した企業への継続した支援策は検討していますか。
 - 3、道の駅開業と連動した行政としての町内企業育成をどのように考えていますか。
- 以上、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいま御質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、創業支援制度、企業育成についてということで。先ほど

井田議員のほうからも話があったとおり、美浦の商工会の青年部5人でね、立ち上げたっていうこと。非常にすばらしいことだなと新聞紙上でも読まさせていただきました。やっぱり阿見町でも、やはり若い人たちがひとつ団結して何かやっていたら。また農業関係も同じなんですよね。やっぱり若い人が、やっぱりこう新しいものに挑戦するっていうことを非常に期待しておりますので、よろしくお願ひしたい。

それでは、1点目の創業支援制度の相談件数についてであります。

町内での創業を促進するため、昨年度、産業競争力強化法に基づく創業支援計画を策定し、今年度から町及び町商工会、日本政策金融公庫、県信用保証協会、町金融団が連携して特定創業支援事業を開始するとともに、創業支援補助金制度を新設したところであります。相談件数につきましては、今年4月から2カ月間で12件あります。

2点目の、創業補助制度を活用した企業への継続的な支援策についてであります。

創業支援補助金を活用して町内で創業した事業者は、創業から5年間、売り上げや雇用状況等を町へ報告することになっております。経営の状況に応じ、小規模事業者持続化補助金やIT導入補助金等、国や県の支援制度や自治金融を紹介する等、業務改善に向けた支援をしてみたいと思います。

3点目の、道の駅開業と連動した町内の企業育成についてであります。

道の駅につきましては、平成29年2月に指定管理予定者として宇都宮市にある株式会社ファーマーズ・フォレストに決定したところであります。ファーマーズ・フォレストの提案は、「地域商社」という発想のもと、道の駅の管理運営のみならず、阿見町の道の駅に携わる産業全体の向上、経済好循環を目指している点が特徴的でありました。このようなことから、地元企業としてもさまざまな可能性、ビジネスチャンスが生まれるものと考えられます。

町といたしましては、ファーマーズ・フォレストと町内企業の連携を積極的に推進し、現行の新商品開発補助金制度等を活用して、継続的な企業支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、御答弁ありがとうございます。

答弁にありましたが、2カ月で12件の相談ということで、私の感覚ではたくさんの方に興味を持っていただいているんじゃないかなって感じました。

その中でね、阿見町ではこれまで年間で平均すると何社ぐらい起業をしてるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えします。

町の創業機関である町商工会、それと日本政策金融公庫、県の信用保証協会の平成27年度の

実績ですけれども、10件というふうになっております。内容としましては、収納整理サービス業とか空揚げ製造販売業、美容サロン・エステ業等のさまざまな業種が新規に創業したということでございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。私自身も農業や福祉の事業に興味があり、先日は農業事業について相談に伺いました。まず商工観光課と面接をした上で、金融機関と事業計画をブラッシュアップすることができ、いろいろな期間で指摘やアドバイスを受けられることで、計画がより成功に近づいているなということが個人的に実際にそれをして体験できました。そういう中で、ぜひ多くの人に相談に訪れていただき、起業につなげていただきたいと思います。今年度の達成目標の数字等はあるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。先ほど町長の答弁の中で、産業競争強化法に基づく創業支援計画っていうのも昨年度策定いたしました。その中では、目標については、創業支援対象者、相談人数、これを25件として、創業者数を15件というふうなことで設定をさせていただいております。その根拠ですけれども、27年度の10件に対して1.5倍というふうな形で、その計画の中で目標設定してるところでございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。15件ということで、1.5倍というのかなり、なかなか達成には難しい数字かもしれないですけども、新しい試みでチャレンジしていく。そういう中でやっぱり企業も数字というのをすごく求められる中で、今回商工観光課としてそういう数字を達成して、阿見町の本当にいい起業の循環をつくっていただければなと願っております。

それでは2点目の再質問なんですけれども、ちょっと質問というよりも要望になってしまうと思うんですけれども、新規創業企業というのは、5年後の会社生存率が40%、10年後は25%とも言われております。これが個人企業になると、さらに少なくなるデータがあるとも言われております。私は先ほど、まず最初に小さく始めても5年、10年とたつうちに大きく成長していく可能性が大きいと言いましたが、現実には数字が示すように5年、10年継続していくということは難しいことでもあります。

答弁にもあったように、制度による持続支援とともに、商工会等にも頑張ってもらおうよう協力関係をさらに深めていただき、新規創業企業が活躍できる阿見を他市町村にアピールしていただけるようお願いいたします。これは質問ではなく要望なんで、ぜひよろしく願いいたします。

最後の3点目なんですけれども、今回、道の駅指定管理予定者が町内の企業でなく決まって

しまったということは、町民の1人としては残念なことなんですけれども、町として事業の成功、すなわち採算ベースに乗ることを最優先させた選考だと私は強く感じてます。私も全協でファーマーズ・フォレストの松本社長から説明を受け、既に宇都宮で道の駅運営に成功していたり、中小企業の診断士の資格持っていたりと、すばらしい企業に来ていただけたんだと強く思っております。このような状況活かしていくためにも、答弁にもあったように、地元企業としてもさまざまな可能性やビジネスチャンスが生まれる流れをつくっていかなくてはなりません。

そういう中で幾つか質問をしていきたいんですけど、その前にちょっと確認したいことが。前回予算の内示会のときだったと思うんですけど、指定管理公募に町内の企業・団体というのが1社あったと聞いた気がしますけれども、それがちょっと正しかったってことを確認したいことが1点と、また公募が発表された後に、その他町内の企業・団体から問い合わせ等がありましたでしょうか。

以上、確認させてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） お答えいたします。

過日全員協議会で御説明しましたとおり、指定管理予定者で応募された町内の企業は1団体がございました。

それと公募が発表された後のですね、問い合わせ等につきましては、ございません。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） ちょっと問い合わせがなかったってことで。実は私の周りでも何人かから道の駅運営に興味があるという話を聞いたこともありました。確かに大きな事業なんで、応募や問い合わせまでには至らなかったんだと考えられるんですけども、今回公募があった企業やそういう興味を持っていた企業・個人に対して、ビジネスチャンスを生み出してほしいと思っております。

町としては、これから町内企業の連携を積極的に推進するということですが、具体的なイメージとしては、やはりまず商工会やJA等の大きな団体との連携を進めることになりそうですでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 道の駅の整備に当たっては、もちろん阿見町の地域振興、産業の育成、振興というのが大きな大前提の中で整備されるものだというふうにも認識しております。その中で、やはり商工業者、それから農業者にかかわっている商工会、あるいはJAと

いったところとの連携をしながら進めていくことは、非常に大切なことであるというふうに考えておりますので、道の駅整備に当たっては、JA・商工会とも含めてですね、いろいろ話し合いをしながら今後の運営、そういった部分について進めていかなければならないんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 今答弁あったように、やはり大きい事業なんで、どうしてもそういう大きい団体に、やはり最初にアプローチしていくということになるとは思うんですけども、やはり私は、事業はやはりやる気が1番大事だと思っております。そういう中で、阿見町は先ほど町長も言ったんですけども、若い人や実際に行動してる人を積極的に支援してると感じております。その1つに、私は商工会……。私は立ち上げたわけじゃないんですけども、商工会青年部が立ち上げたさくらまつりの運営に私も携わっております。そういう中で、メンバーたちは本当に何か金銭を対価に、別に金銭を得てるわけでもなく、逆に時間やお金を提供して、そういう祭りをつくっております。

町はそういうような努力しているところに対して、今年度予算をつけてくれました。その結果、さくらまつりでは特産品のタケノコを活用したB1グランプリが開催され、大いに盛り上がることができました。町の特産品に関しては、商工会青年部でもいろいろ話をしていますし、商工会に属してないところからも、そういう若い青年部と話をしたい。そういうやる気のある企業さんも結構います。ただ、やはりみんな自分たちの事業を持っていますし、そういう具体的にもう一步進めるっていうところまでになかなか至っていない状況です。仲間からもさくらまつりを立ち上げることには、すごいエネルギーがかかったと聞いています。ゼロから何かをつくり上げるということは、とても大変なことだと思います。

そういう状況の中で、町がもう一步踏み込んで、ゼロを1にするような後押しをするような働きかけは何か考えることはできないでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） まず、町としても今回さくらまつり、これは商工会の青年部の方が中心になって取り組んでる事業でして、町としてもそのさくらまつりを町の3大イベントの1つに捉えて盛り上げていただきたいなというふうなことから、ゼロから1にするために、いろいろと商工会の青年部さんのほうに支援をしていきたいと思いますよというふうなことの観点で、今回特別な補助というふうなことで、支援をしてきたというふうな経緯がございます。

そういうふうな部分については、やはり若い人たちの商工業者さんたちが、やっぱり団結をして盛り上げていくということがやっぱり大切だというふうに思っておりますので、町としてもですね、そういった人たちの提言ですとか、そういったものがあるのであれば、できるかで

きないかはわかりませんが、真摯に向き合いながらですね、町の商業の活性化につながるものであれば、一緒になってですね、支援それと事業を取り組んでいくということは進めていく必要があるじゃないかなというふうに思っております。

ですので、今回はゼロから1に行ったというふうな認識で御理解いただければというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

今回のケースは、まず多分商工会青年部が動いたということだとは思いますが、先ほど町長言われたように、1つ例として、隣的美浦村なんですけれども、株式会社まちづくり美浦が設立メンバーからの出資金を募り、設立されました。ただ、最初は行政から商工会青年部有志に一般公募で出資金を集めてまちづくり会社を設立しないかと、そういうような相談があったと聞いております。最終的には、人のお金で商売するのではなく、自分たちで責任をとってやろうとメンバー自ら出資して会社が設立されました。実際にメンバーから話も伺ったんですけれども、やはりゼロからスタートなので最初はうまくいかない部分のほうが多いということでしたけれども、本当にメンバーの熱意が伝わってきて、やはりそういう中では、すぐに成功しなくとも、いずれ近いうちに成功するんじゃないかなという期待感を持ちました。

このように、行政からのアプローチがきっかけで有志が集まって、企業が設立された例もあります。阿見町でも、やはり何度何度にもなってしまうんですけれども、連帯連携に対して熱意ある企業・団体があらわれなかった場合は、行政がそういう熱意ある人たちに働きかけて、美浦ではないんですけれども、今回の創業支援制度のような一歩踏み込んだ政策を考えていただけないでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。先ほど私から説明したとおり、やっぱり若い人たちの意見っていうのは非常に大切なところがあって、そういう人たちが盛り上がってやっていただくということも重要なことだというふうに思っております。そういった意味では、町でも年2回に商工業に関する懇談会っていうのを開いてございます。その中にはもちろん商工会の青年部の部長さんも入っておられるわけなんですけれども、そういった中でもいろんな課題ですとか、今置かれてる状況なんかも話し合いをしながらですね、町のほうにいろいろ提言等もしていただければというふうな働きかけはしておりますし、また創業支援事業ではないんですけれども、そういった1つの支援ができるような、施策的なものがあるのであれば、積極的に商工会の青年部あるいは商工会への働きかけをしていきたいなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 前向きな考えありがとうございました。まちづくり美浦のケースなんですけれども、実は設立して地域交流館のオープンの3カ月前に、行政から急な話でそういうのどうだっというのがあったみたいなんです。そういう意味ではね、短期間でいろいろな決断をして準備しなきゃいけなかったということで、なかなか難しさがあったと思うんですけど、幸運なことにもまだ阿見町の道の駅まではオープンまで数年あります。町長も本当に時間が多少延びることが逆にいいことでもあることにもつながるということをおっしゃってましたけれども、私もそういう機が熟すっていつかあると思いますんで、なかなか議論がまだ深まってないところもあると思いますが、やはり町内全域のみんなでやっば盛り上げていくためにも、そういう若い力や商工会の力、JAさんの力、いろいろな力をおかりして、町の企業育成に努めていただければなと考えております。

今後は、まだまだ時間がありますんで継続的にこの議題に対して質問させていただきたいと考えてますんで、今回はこの辺で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで3番井田真一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変に御苦労さまでした。

午後 3時40分散会

第 3 号

[6 月 8 日]

平成29年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月8日（第3日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
情報広報課長	遠藤康裕君
国体推進室長	建石智久君
税務課長	菊池彰君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
環境政策課長	柳生典昭君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	石神和喜君
社会福祉課長	煙川栄君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
健康づくり課長	田邊好美君
都市計画課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成29年6月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成29年第2回定例会

一般質問2日目（平成29年6月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. エネルギー自治と公益事業について 2. 社会教育の取組みについて 3. 町の広報紙について	町 長 教 育 長 町 長
2. 倉持 松雄	1. 地域コミュニティーの形成推進について	町長・教育長
3. 難波千香子	1. 公共交通・福祉施策について 2. 教育について 3. 高齢者肺炎球菌予防接種について	町 長 教 育 長 町 長
4. 柴原 成一	1. 阿見町の将来の税収について	町 長
5. 久保谷 充	1. し尿汲み取り及び浄化槽清掃エリア分けによる町民の不利益の是正について	町 長
6. 栗原 宜行	1. 阿見町第6次総合計画の重点施策「定住促進」の取組みは進んでいるか 2. いきいき茨城ゆめ国体2019の準備はどこまで進んでいるか	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたします。

なお、議長より申し上げます。質問時間の40分というのは、全議員で取り決めたルールであります。昨日、2名の議員が若干時間をオーバーいたしました。特別に許可させていただきましたが、今後は、よほどのことがない限り時間で切らせていただきます。

なお、あちらの掲示板と手元にありますモニターのところに残時間は表示されておりますので、特別こちらからは、あと何分ということは申し上げません。個人の責任において調整を図っていただきたいというふうに思っております。

それでは、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。今、議長のほうからありましたが、限られた時間の中で、実り多い、今日は一般質問ができればと思っております。よろしく願いします。

それでは、通告に従い質問いたします。今回は、エネルギー自治と公益事業について、初めに質問いたします。

2011年3月、福島第一原発事故以降、エネルギー問題が政策課題の中で大きな地位を占めるようになりました。私も、2012年春に売電価格が42円が決定し、そのときに多摩地域にある、

あるシンポジウムに参加をした記憶がございます。そのとき、シンポジウムの後、多摩ニュータウンの人々がマンションの屋根借りをして、再生エネルギーを発電し、雇用を生み出し、その利益を地域発展のために再投資しようじゃないか、そういうことで集まって会を開いておりました。有識者を囲み、また、集まってきた中には、そういう電気事業関係に従事している人たちも多くいて、そういう中での非常に実り多い議論があったことが思い起こされます。

さて、その後、帰ってきた後、町長に、町において売電事業、今進めることによって自主財源が生まれるんじゃないかという提案をしたことがあります。当時、環境政策課の課長であった岡野課長がいろいろと研究をして、議会執行部で群馬県の太田市に現地視察も行いました。しかし、残念ながら議会において否決をされ、それは実現できませんでした。

さて、自治体で公益的に行う収益事業は公益事業体と呼ばれ、歴史的にもその先進的な取り組みは、ドイツのシュタットベルケと言われております。ドイツには、約900のシュタットベルケ、自治体エネルギー公益事業体があると言われる。電気、ガス、熱供給、上下水道、公共交通、廃棄物処理、公共施設の維持管理など、市民生活に密着した極めて広範なサービスとインフラ整備と維持を手がけております。独立採算性の事業体では、大抵は黒字を計上しており、それを元手に他の公益事業に再投資しています。ドイツにおいても、EUが1990年代後半から電力自由化を進める中で、シュタットベルケが競争に打ち勝って生き残り、今や分散型電力システムの担い手と成長しつつあります。

日本でも戦前、シュタットベルケをモデルとした電気事業が全国主要都市で展開されました。戦時中の総量体制下の中で、現在の9電力体制に強制的に統合されました。今、再エネの促進と、昨年4月からは家庭用の電力自由化という大きな構造転換の中で、再び自治体によるエネルギー公益事業体の可能性が関心が高まっております。

そこで、質問いたします。

1つ目、電力をめぐる社会環境が大きく変化する中、再生可能エネルギーについて今後どのように取り組んでいくのですか。

2つ目、エネルギー自治についてどのように認識をしていますか。

3点目、公益事業体についてどのように考えていますか。

以上3点質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、エネルギー自治と公益事業について。

川畑議員に質問を受けてから、土地貸しとかそういう中で利益を上げられるような状況、ま

た、議員の人たちがね、随分阿見町で太陽光発電やっているということで、固定資産税、そういうものが随分上がってきたってということで、各家庭に対するLEDの補助っていうこともできました。これは本当によかったんじゃないかなって、そういう思いをしております。

それでは、1点目の、電力をめぐる社会環境が大きく変化する中、再生可能エネルギーについて今後どのように取り組んでいくのかについてであります。

再生可能エネルギーには、太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱等がありますが、町では太陽光発電として、民間企業への土地貸し・屋根貸し事業や、災害時の避難場所に太陽光パネルと蓄電池を設置しております。また、食用廃油の利活用として、BDFを使用したバスの運行を行っているところです。

現時点で新たに再生可能エネルギーを活用した事業の具体的な取り組みはございませんが、今後も、さきに述べた事業を継続するとともに、先進地の事例等を調査研究し、再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

阿見町のこの土地柄っていうものもありますので、なかなかどうこういうものがかかっていうのは難しいかなっていう、そういうものが考えております。

2点目の、エネルギー自治についてどのように認識していますかと、3点目の、公益事業体についてどのように考えていますかについてであります。

エネルギー自治とは、住民福祉の平時における向上及び有事における確保のために、地域自らがエネルギー需給をマネジメントし、コントロールできる取り組みであると考えております。また、地域の自治体や企業が中心となり、エネルギー事業体を立ち上げ、地域資源によるエネルギーの地産地消に取り組むことにより、これまで化石燃料費として地域外に流出していた所得を地域内にとめる経済効果や雇用の創出を図り、公共の福祉の維持と向上を目指すことを目的とする団体が公益事業体と考えております。

先ほど川畑議員が言われたとおり、ドイツとか、私もオーストリアに行ったときに、1つの小さい行政区、それでそういうことをやっているっていう、そういう自治体を見してきましたけど、やっぱり向こうは進んでるなって、そういう感じは受けました。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。確かにエネルギー問題、この公益事業体、こういうことが可能に、大きく進んでなったってというのは、昨年の家庭の電力の自由化、そこから1つはスタートしたのではないかな。で、今、いろんな異業種の企業が、この電気をめぐるエネルギーの中で、この事業体に参加をしてくれております。当然コンビニもそこに入ってきてます。なぜじゃあ、そこにいろんなさまざまな企業が入ってくるのか。入ることによって、そこから利益が間違いなく生まれてる、そのやり方ができるということでありまして。

そうしますと、自治体においても、さまざまなことがこれから考えられる。また、そういう取り組みをしてきている自治体もだんだん増えてきてますんで、やはりそういう先進事例、また、自分も売電価格が42円になり、町長にもメガソーラーの話をし、進めていく中で、阿見電力ができればという話もちらっとしたことがあったように思います。簡単に言いますと、阿見町の中に、多分80ヘクタールくらいの太陽光パネルを自前で起こすことによって、家庭用の電力はほぼ全て賄えて、年間15億のお金が多分阿見町の中で回転するようになる。雇用が生まれ、東京に持ってかれぬ中で、永続的にそれはお金が循環していく。そういうことを考えますと、これからは三位一体改革の中で、税金が地方へ移譲され、その後は多分、基準財政需要額も、これちょっと財政の話になりますけども、いろんな自治体の基準値がだんだんだんだん下げられて、財政力指数が1.0に近づくように、いろんな総務省のほうで操作をやっているのも事実で、2000年からそれはスタートしております。見えないような形で。財政統計とってみますと、それもはっきりしています。

そうすると、その中で人口が減少してく。また、税金がこれから先、伸びることもない中で、じゃあ、どうやって地域社会、福祉を充実させていくかということになると、やはりこれは財政、経済的な裏づけがないと、いろんなサービスを提供することはできません。

ですから、その点で、今日ちょっと議論の中で深まった議論ができればいいと思って、再質問をさせていただきます。

以前、町で計画したメガソーラー、これが実現できていたら、大体どのくらいの年間収益になっているか。その年度掛ける年数で、わかれば計算を出していただきたい。

それと、今の、町で計画していたところの、もしメガソーラー、発電所の固定資産税等がわかれば教えていただきたいと思います。わからなければ、後で結構です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。まず最初にですね、平成24年のときに、阿見町メガソーラー事業計画案ということでありました。これについては、先ほど議員おっしゃるとおり、議会のほうで否決されたという経緯がございます。

その事業計画案によりますと、まず面積といたしましては、阿見地区2カ所で約6万5,000平米でございました。それから定格出力といたしまして3,000キロワット、それから年間の発電量でございますが、309万キロワットアワーということでございます。で、1キロワット当たりの買い取り単価が当時42円ということでございます。それで、当時の事業計画案でございますと、支出が総額で23億、約23億ということになってまして、それに対する収入、売電収入ということでは27億ほど。で、差し引きで約4億700万ほどの事業計画案の中でなってるということでございます。

それから、固定資産については、ちょっとわかんないんですが。はい、失礼します。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。これは、ある意味で新しい事業体なので、これから先どうするかっていったところも、ちょっと私のほうで何点か説明させていただきたいと思います。

この自治体エネルギーの公益的事業、これはどのようにして公益的になり得るかといったところ。1つは民間ですと投資をする人がいる。で、投資をした人にその利益は還元されています、株主に。そうしますと、いろんな企業体があって、このエネルギー環境なんかも入ってくると、その本店のあるところで収益は全部入っていく。利益は地元には残りません。これを企業として公益事業で、その地域の中で自治体を中心となり、また、自治体じゃなくても、地域の企業を中心、本店があるところが中心となってやったときっていうのは、そのかけた資本に対する再投資が、その地域に戻ってくる。この公益的っていったところになりますと、それを住民サービスというような形で還元をしていく。そういうことが考えられます。ですから、一般の株主に還元されていくそういう会社とは違った形で、その地域の福祉サービスの向上につながっていくのが、この公益的事業体になってまいります。

地方再生、地方創生が大きな課題となっている中で、この持続的な、永続的なことっていったところを考えていったときに、やはり先ほども言ったシュタットベルケのそのような考え方が大事になってくるんじゃないかと思います。実は、シュタットベルケだけじゃなくて、ヨーロッパ、フランスなんかの企業体なんかも、その地域の大きな企業っていうのは、やっぱり公益的なものであるという認識で、その地域の中の企業として、非常に公益的な色彩を強く持っております。

さて、今回こういう事業を進めていく中で、何が大事になってくるかという、法制度がドイツなんかと違ってまして、事業ごとに個別法制でしてる形になってます。そうしますと、エネルギー分野固有の協同組合法が存在しない、日本では。現在は、それを各個別にやるんで、非常にそこに制約が存在していきます。しかし、公益事業体でやると、法的なそういう制約がなくて、所有形態も、どういう所有形態であってもOKになってくるので、非常にこれは取り組みをしやすい。そこで、先進的なところとして、浜松新電力、それとみやまスマートエネルギー株式会社、この辺のところを、ちょっとざっくりとお話をしたいと思います。

浜松新電力、これは浜松市が2013年3月に浜松市のエネルギービジョンを策定し、その中でスタートしました。目標値は、政策目標として、電力の自給率を2011年の4.3%から、2030年には20%まで引き上げを。で、現在2015年末では、ちょうど10%になったというような資料がございます。

それと、グリーンニューディール基金を利用して、公共施設に太陽光施設を設置し、また支援拠点でソーラーセンター、ここはそのタイミングでつくったそうです。ですから、この町内の事業者が積極的に再生エネルギーに取り組むっていったときは、そこでいろんなことを一本化して、取り組みやすいように支援をしていった。それで、この設備をしていって、センターを利用して、そのセンターをつくり、会社をつくったとき、9割が地元資本で行ったそうです。総額は6,000万。で、浜松市が8.33、あとはNTTとかNECとか、いろんな建設会社、鉄道会社、ガス会社、そういう地元の会社が出資をして、ここは運営をしております。

みやまスマートエネルギー、ここに関しては、地域の新電力企業、これでスタートしました。人口が約4万人、阿見町よりちょっと小さい。そういう中で、市内の約1万4,000世帯の9%の1,200世帯に太陽光パネルを設置して、今発電している。阿見町も推進してますんで、結構持ってらっしゃる方が、今増えてるんじゃないかと思いますが。で、それを1つの契機にして、みやまスマートエネルギーを有効活用をしていくためにやろうと。地元で発電した電力を、東電に売るのではなくて、地元で地産地消しようといったところから、電力会社をつくっていった。今までは九州による電力供給、これを九州電力による電力供給を地域会で購入するんじゃないなくて、流出してたものを、この地域内で循環させる会社を立ち上げました。で、これによって、この株主なんですけど、これなんかも、自治体がここは55%出した。あとは、九州スマートコミュニティーという会社が40、筑豊、地元の銀行が5%。で、議会の報告義務が、25%を超えとしないといけないところを、大幅に超えてても進めていった。それをやることによって、主導権は自治体にあって、自治体のほうでいろいろと住民サービスをする。公益事業として利益を分配する。そのようなことをしております。これに関しては、買い取り価格を通常よりも1円プラス高くして、ここは買い取ってる。で、提供電力販売に関しては、九州電力より3%安い金額で。で、そういう財政的な面でも、非常にお得感のある形でやってる。

なぜ、そうできるかというところ、九州電力よりもできるのは、発電設備を持たない。施設の建設、維持管理、資本費、そういういろんな経費がかからないことによって、それが可能であるということが言われております。

これは発展的に、将来的にタブレットを配布して、高齢者の見守りであったり、また独居老人がいろんな形でサービスを受けるのに受けやすいようにタブレットを配布して、それも全部通信でつなげてやっていこうというような計画もあるようです。ですから、阿見町であれば、今CCRCなんかも進めていますが、そういうところなんか見ても、非常にこういうことを取り組んでやると、非常におもしろいのではないのかなと思います。

ざっくり、お話、今しましたが、エネルギー自治の公益的事業を進めていくことによって、地域からお金が流出しない、雇用も生まれる。そういう中で、今、そういうことをサポートす

る企業も増えてきております。ですから、自治体だけではなくて、いろんな企業体も専門性を持ってこの事業に入ってるわけではなくて、多分そういう専門的な企業と連携をしてスタートしてるはずです。そうしますと、この浜松新電力、また福岡県の、今言ったみやまスマートエネルギー、こういうところから考えてみましても、阿見町でもこれだけ地元で太陽光発電がしている。また、太陽光パネルも屋根に張りつけてある。そうすると、これは非常に可能性としては大きいのではないかと。

もう1つは、阿見町で阿見電力を、もしつくったとしますと、今、庁舎で使ってる電気代、またクリーンセンターなんかで使ってる電気代も安くなります、間違いなく。数%安くなります、東電から買ってるよりも。そういうことを考えてみましても、コストの面からも、またそれは永続的に雇用を生んでいく。で、お金がそのまま町の中で回転していくということを考えると、ぜひこれは研究をして、先進地なんかをいろいろと調べて、また実際に行ってみて、これは町としても一歩研究、勉強することに取り組むべきではないかと思うんですが、町長の、その点はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 売電ということになると、値段等もいろいろ問題があると思いますけど、最初にやはり私が取りかかった事業は、やっぱりちょっと拙速だったことも確かでした。今考えると、今のこの地域電力っていうことになればね、やっぱり阿見町、商工会、そういうものを、そういう団体等を巻き込んで、一緒にやれるような状況をつくっていったら、非常によかったなっていうのは、その後、やっぱりそういう反省が出るんですよね。だから、そういう形にして新電力の会社をつくっていくっていうことがよかったんじゃないかなっていう気はします。

でも、今後ね、やはりいろいろ調べていき、やっぱり町にとって何が有利なのかっていうことを考えさしていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。実際これを進めていくと、地域の町内に住んでらっしゃる方たちも、電力の切り替えに賛同していただかないと、これはなかなか事業として成り立っていきません。そうしますと、これはやっぱり阿見町全体として、これからさまざまなことを学び合いながら進めていくのがいいのかなとも思います。そういうときは、この後、一般質問でも、この後の質問でもやる、いかに社会教育が大事になってくるかといったところにもつながっていきますんで、その点、一歩前向きに進んで、これは研究課題としてやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） じゃあ、2点目の質問に移らせていただきます。社会教育の取り

組みについて、ちょっとお伺いをしたいと。私も以前、社会教育の進捗状況等、協議会の中で2年間ほど務めさせていただきました。そこでやってる事業内容等、前期、後期に分けて2年間、チェックをして進捗状況など、一緒になって見た思い出があります。

で、やってく中で、私なりにいろいろと考えていくと、ちょっと方向性として、これからの社会情勢を考えていったときに、もっと発展的に取り組んでいく必要があるのではないかな。阿見町としては教育に力入れて、社会教育に関しても非常に早い時点から、県内の自治体、関東地方の中でもスタートしましたが、じゃあ内容、内実はそれに伴っているのかというと、ちょっとクエスチョンマークな部分もあるかと思います。

そこで、質問させていただきます。

1点目、社会教育充実のためにどのようなことに取り組んできましたか。

2点目、公民館活動をどのように捉えていますか。

3点目、今後、社会教育をどのように発展させていかななくてはならないと考えていますか。

以上3点お願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） それでは、1点目の、社会教育充実のための取り組みですが、社会教育は学校教育法に基づく学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義されています。

町の社会教育事業については、講演会や公民館講座、専門性の高い大学連携講座、家庭教育関連の事業では、就学前教育に関するもの、また地域の方を活用した家庭教育座談会、青少年関連の事業、人権教育と、常に対象者と事業効果を考え実施しております。

2点目の、公民館活動の捉え方ですが、公民館は貸館的な部分もありますが、地域住民の日常生活に密着して問題解決を図る社会教育施設です。地域住民にとって最も身近な活動拠点というだけでなく、地域づくりや人づくりという重要な役割を果たしています。

公民館においてはさまざまな団体が活動を行っていますが、公民館活動を知らない町民も多く、地域の関心を高めていくことが課題と認識しております。

また、公民館講座や研修の受講後は、学んだ成果を活用し、利用者に行行政課題や地域課題についてさらに学んでいただくことで人づくりが期待できます。

公民館やふれあいセンターについては、ふれあい地区館の特性を活かし、他市町村にはない地域に根差した公民館活動を展開しているところです。

3点目の、社会教育の発展性についての考えですが、平成25年の中央教育審議会において、

生涯学習を振興するため、学校教育と家庭教育支援の中で社会教育の重要性を明確にしています。これは、まちづくり、高齢者、男女共同参画、青少年への課題対応に、どれだけ協働や連携できるかによって地域教育力の向上が期待できることを示しています。

町においても、まずは社会教育という大きな枠で現状を踏まえつつ、地域と行政が課題解決に向けて共有して、さらに協働して進めていくことが必要と考えます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それでは、再質問をさせていただきます。1点目、町としての社会教育の取り組み、戦後どのくらいになるかということと、もう1つは、社会教育事業について、講演会、公民会講座、専門性の高い大学の連携講座、これがありますけども、今までどのようなことに取り組んでこられましたか。また、その年間の予算はどのような配分の仕方で行ってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。町として社会教育に取り組み、何年になるのかという御質問ですが、社会教育法が戦後、昭和の24年に制定されております。その法律の第5条に、社会教育に関して、市町村教育委員会の事務として位置づけられておりますので、このときから阿見町では取り組んでいると考えられます。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） それでは、今の2点目の、ちょっとお話なんですけど、公民館に関する具体事業ということから、私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま次長のほうから答弁ありました社会教育法の規定されている教委会事務ですというほかに、公民館につきましては、社会教育法の20条で目的というものが、それから22条で事業内容が規定されていますが、その中で講演、講座等を実施しているということになります。

川畑議員のほうから、予算というちょっとお話もありました。昨年度の実績で申し上げますと、講演会の中では340万円ほどの委託費でございます。大学専門講座につきましては8万円ほどの委託費、それから公民館講座につきましては、公民館事業としてですけど、5館で実施しております。前後期合わせまして合計60講座開設しまして、これ事業の謝礼金としてなんですけど、5館分で480万ほどになってございます。

それと、どんなことをしたかと簡単に申し上げますと、1つ目としてましては、講演会につきましては、家庭教育、それから音楽、文化、芸術分野にわたります。内容的には、28年度の教育の日に家庭教育の講演をやりました。それからミニライブとか、おたわ史絵講演、能楽、それから新春お好み演芸等でございます。

大学専門講座につきましては、茨城大学との連携協定により、専門性の高い公開講座を行っ

ております。内容は、農学部の特徴から、家畜の行動とか動物の仕組み等がテーマにしております。

3つ目の、公民館講座につきましては、年間約、前後期合わせて60講座でございます。配分ということでございますが、ここ数年で、質問の配分ということになりますけど、ここ数年、定額の、前年度並みの予算となったり、予算の枠の中で実施、年度において内容を検討して進めているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 次に、わかりました、公民館講座の内容についての詳細、この辺は分析はされましたでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えいたします。公民館講座の内容でございますが、ちょっと集計的にちょっとしたものがございまして、27年度の前期から29年度の前期まで約5期分になりますけど、計155講座ありました。内容をちょっと分類しますと、こちら分類の仕方なんですけど、運動系、それから芸術系、生活系、語学ということでございますが、このうち町民の方が参加、講座に申し込むというケースから申し上げますと、高い順から並べますと、生活系が45%、運動系が34%、芸術が12%、語学が5%となりました。それと、生活系につきましてはお茶とか手芸、料理、園芸なんかが多かったです。運動系につきましてはストレッチ、健康体操、ウォーキング、ヨガということでございます。芸術関係では音楽、陶芸等、語学では外国語関係でございます。

それから、議員さんのほうからありました、これを受けてどのような形の分析等にもなりますけど、これ改善については、実際、固定的な講座になりがちな面があることから、昨年度から土曜、日曜の講座を実施したり、また今年度から、就学前の家庭教育関係の講座も組み入れてございます。それから若い世代に向けて、29年度からちょっと考えてんのは、ネイルアートとかキャラ弁とか、そういうところの話も受けてますので、そういったものも増やし、若い人に興味を持てるような工夫もしていきたいと、講座の中、教室などで考えていきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 答弁の中で、常に対象者と事業効果を考え実施してありますとありましたけども、客観的、実証的に総括、これはされたことはありますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。今の公民館講座のちょっとお

話ししましたけど、講座も含めて講演もそうなんですけど、まず計画するときには、目的、対象者、効果というものを考えて、特にどのような方に参加していいのかというものをちょっと考えて、あと場所とか案内の検討して実施しているところでございます。

実施後は、当然、講演に参加していただいた方には任意でアンケート調査を実施しまして、アンケートの結果の内容を見てるところでございます。

その他の方法では、例えば、昨年度は教育の日にやった家庭教育講演会は、先生、保護者と地域の方とか、いろんな方が来ていただきまして、終わった後、ちょっと感想とか聞きながら、そういう声を聞いてるところでございます。で、アンケートの結果、継続を希望する人が非常に公民館講座、多い傾向がありまして、今までは、次の講座もそのままお願いした経過がございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。公民館講座の内容、詳細、分析、今お聞きしました。5館での155講座まとめていただいたのなんかもお聞きしますと、やはり生活に関しては、園芸であり、料理であり、手芸でありと、あとは運動とか音楽とか外国語、そういうところになってきている。で、その他のこの4%っていうのは、どういう内容になりますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えいたします。これ、その他、どこにも属さないということで、ちょっと分けさしてもらってるんですけど、阿見学講座とか、そういうのがございます。で、あとは、俳句を楽しむとか、ちょっと楽しみの部分だと思っております。そういった形でちょっと分けさせてもらってるのが実態でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。続きまして、公民館活動についてちょっとお伺いします。

地域住民の日常生活に密着して問題解決を図る社会教育施設であり、地域住民にとって最も身近な活動拠点というだけでなく、地域づくり人づくりという重要な役割を果たしている。こうありました。具体的にどのようなことを行ってこられましたでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えいたします。公民館活動の中で、地域づくりの点ということでは、ふれあい地区館がございまして、そういった活動経過をパネルで紹介して、地域の人が頑張ってるところを、ちょっと芸術作品を展示したり、文化財の遺跡の紹介を行ってます。

中央公民館でいえば、昨年なんですけど、阿見吉原東土地区画整理事業と開発区域の中で出土した文化財展示を、事業者とあわせて、事業者茨城県と連携して、企画展ということで、これ夏休み期間中でございますが、夏休み期間で、夏休みの学習コーナーで勉強する子供さんや保護者の方に見てもらって、開発事業における裏側の埋蔵文化財、そういったものをちょっと知ることができたということがございます。

あわせて、君原公民館におきましても、埴保存会と地域の方々を、埴城ということで、地域資源について学習しました。

あと、人づくりという点では、公民館講座では、講座を受けた人が仲間をつくり同好会ができることを推奨してございます。その中で、また交流という点では、本郷ふれあいセンターにおきまして、昨年、茨城大学生が、茨大の学生が「あみゆめカフェ」というものを企画しまして、学生自身が町の農産物を料理して地域の方に楽しんでもらったということで、大学と地域の連携を深めることができました。

で、町の支援としましては、この社会教育団体とか、そういう公民館の団体、活動する団体に、利用料金の減額で活動を活発化しやすいようにしてございます。

で、あと、中央公民館で申し上げますと、昨年の1月から男女共同参画センターの利用が始まり、機能を拡大してございます。で、当センターは社会の要請に応える場としても、公民館同様な町民活動や参画社会の側面も持ってまして、またDV関係の相談口としまして大切な施設でございます。あとは地域活動の拠点となってることと言えるということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 次に、公民館やふれあいセンターについて、ふれあい地区館の特性を活かし、他市町村にはない地域に根差した公民館活動を展開してるとありました。出前講座等が入るんじゃないかと思うんですが、その具体的な内容、また効果、どのようなことがそれによって期待できるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。ふれあい地区館については、過去に「生き生き学びのまち」でも宣言したとおり、各小学校地区にそれぞれ8名の社会教育指導員を配置してございまして、住民主体の運営ということでは、指導員に助言、指導を行いながら事業を進めてございます。特に地区の公会堂、集会場を町で借り上げて、生涯学習の学習の拠点として、そういったことで生涯学習を進めてございます。

ふれあい地区館の活動につきましては、当然、学習機会拡充と、それと実践ということで、コミュニティーづくりを重視しまして、住民の学習の場として、芸術、文化、スポーツ、地域

住民のネットワークとしての役割も担ってございまして、事業関係は、いろんな部会がありまして、青少年、成人、女性、体育、高齢者部会で、それぞれの部会ごとで、それぞれが課題、そういうものを設定して、地域の人たちが学習してるということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 今、答弁の中で、それぞれが課題を設定するという事は、それぞれの部会で課題を設定してるんだと思うんですが、その地域全体広域にわたって、こういうことが課題だというような、1つの社会的な、その地域の問題は取り上げてやってますか、やってませんか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。じかに地域の人と話するというのは、ちょっと社会教育指導員の方がじかに接触してるところがありまして、社会教育指導員の方には、月に1回ですけど、月例です、定例会をやりまして、その地区の実情とか把握しながらっていうところがございます。

で、地区の課題っていうと、いろんな課題ありまして、例えば地区で高齢者のほうが多いって方は、そういった介護予防に対するものやっってくださいとか、あとは子供さんが多いところは、やっぱり家庭教育にちなむようなものとか、そういうものをということで、地域の特性によってまた違いますので、そういったところは社会教育指導員を通しまして、こちらで把握しながら、以後進めていきたいと思っております。これ当然、社会の要請というところでは、やはり地域事情と、やっぱり年齢構成もいろいろ違いますから、そういったことで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。それをしますと、その地域の課題を解決するのに、地域の人たちからの要望が上がってくることを町で受けてどうするかという形と捉えてよろしいですか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） 今の川畑議員のお話のとおり、そういったことで、一応、声を捉えて進めていきたいということで思っています。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。じゃ、次に、社会教育の発展性について伺います。

維持可能な地域社会、持続的な発展的な地域社会をつくり上げていくために最も必要なことは何だと考えていらっしゃいますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。社会教育の発展性に関してですので、教育長の答弁にございましたが、平成25年の中央教育審議会におきまして、今後の社会教育の取り組みの方向性が示されております。参考までにそれを紹介させていただきたいと思います。

それによりますと、今後は社会のあらゆる場で地域住民同士が学び合い教え合う相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成することが必要で、このため、従前の公民館等における講座等の実施を中心とした、いわゆる公民館だけで完結した自前主義から脱却し、小中学校等への支援や、社会教育施設間の連携強化のみならず、町の首長部局や大学などとも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働してネットワーク型の取り組みを進めていくことが求められるという方向性が示されております。

このような方向性からもですね、町としましても、こういった関係機関との連携協働を推進していくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 次にですね、これから社会教育を現実の地域社会により推進発展させていくために、何を学ばなければならない、このように考えているのか。また、社会教育に求められる職員というのは、どういう職員が求められていますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。こちらにつきましても、先ほど説明しました25年度の中央教育審議会において、やはり参考になるところがございますので、それを紹介させていただきます。社会教育の専門的職員の役割の変化等について、期待される役割が示されておりますので、そこをちょっと紹介させていただきます。

それによりますと、専門的な町職員は、地域の学習課題を把握する能力や、企画立案力、組織化援助の能力、調整者としての能力などを有するとともに、地域住民の主体的な問題意識を喚起し、多様で複雑な問題や課題を明確化して、自主的、自発的な学習を促進、援助するといった専門性を有することが期待されており、これからは、このようなことに対応できる職員が求められているのではないかと考えております。

なお、今後の地域社会を発展させるためには、行政だけの取り組みだけにかかわらず、地域課題や現実に対応するには限界があると考えております。そこで、各世代間や地域の実情もありますが、町民自らが学び、行動に移し、先ほど教育長答弁にもありましたように、行政との

協働により、地域課題の解決に臨むべき姿勢と主体的な学習が必要かと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。最後にちょっと、本質的なところをちょっと質問したいと思います。

憲法と教育基本法、そして社会教育基本法の関係をどのように理解してらっしゃるか。

2点目は、憲法第8条の地方自治、これと社会教育をどのような関係性と理解してらっしゃるか。

この2点、もしお答えできればお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。法律のことで大変難しいことなんですけれども、教育基本法については、1947年、昭和22年に、教育に関する基本法としまして、憲法の精神にのっとり、憲法と一般の教育法令の架橋的役割を果たし、普遍的な教育を充実するものとして制定されたものと理解しております。社会教育法については、1949年、昭和24年に、教育基本法の精神にのっとり、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的に、社会教育のあり方を定めた法律と制定されたものと理解しております。

御質問にあった憲法8章の地方自治と社会教育の関係ですが、こちらにつきましては、憲法8章は条文4条文ほどあると思いますが、なかなか難しいものだと思います、正直。これについては、社会教育は行政と地域住民の相互の関係からも大切なことと、そういった意味で地方自治と深くかかわりあるのではないかというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今年は憲法施行されて70年になります。なる中で、それと一緒に施行された昭和22年の教育基本法の前文で、これは平成18年、第1次安倍内閣のときに、これは教育基本法は改定されております。でも、おおむね方向性としては大きく違ってるわけじゃないんですが、昭和22年の教育基本法の前文ですね。この憲法の捉え方も、今、憲法改正議論もいろいろされてますが、実はこういうこともきちんと深く学んで知ってということが、社会教育の中に間違いなく入っているはずなんです。学校ではなかなか深いところまで小学校、中学校では教えることはできないと思います。これは生涯教育の中で、きちんとこれは学んでいくべき内容ではないのかと思うんですが、実際には、学んでいる、そういう社会教育をやっている自治体ってのは非常に少ないです。

で、ちょっと全部読んでみますね。日本国憲法、この日本国憲法の定義の仕方っていうのは、

理想の実現、憲法つくった理想に向かって日本人は戦後の廃墟の中からスタートするって、この理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものであると、このように言われています。結局、この憲法に書かれていること、それを実現していくこと、それは教育による。じゃあ、憲法では何、規定したのかっていうと、簡単に言いますと、中心となるのが13条、個人の幸福の追求の権利をきちんと担保して、それを実現する方向に持っていけるかどうか。じゃあ、それを実現するのは、どの場で実現するかという、国というレベルではなくて、各市町村で、そこで実現していくのが、この基本的人権の条項の内容であります。そこで実現されなければ、これはただ単にから文句になってしまう。なかなかそういうことも学ぶ機会がないまま来てるのが実状ではないのかなと私は感じております。

で、第8章のところなんですけど、よくアメリカ、GHQから押しつけられた憲法だって話もあります。実際に、現実、事実、時系列できちんと調べてみますと、簡単にそうは言えない部分がある。第90回の帝国議会で約5カ月近い形で日本人の国会議員がそこで両院で審議をしてる中で、実は、前にもお話ししたかもしれませんが、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。実はこの本旨に基づいてってという言葉は入ってなかったんですね、マッカーサー憲法は。組織及び運営に関する事項は法律でこれを定めるだったんです。なぜここに本旨に基づいてって入れたか。要するに、戦前の明治憲法のもとで、中央集権的に全部束ねて一気に戦争に持っていかれたから、これによって、これと95条とで、国と地方が対等になったことが書かれている。ですから、この地方自治の本旨に基づいてといったところで、国は、例えば阿見町の教育だったり行政であったりといったところは、口出しは、逆に言うと、できない。自主独立してやっていける。

上位組織であるとか、国とか県とかの言うことを全部うのみにして聞くというんじゃなくて、実は、英文で訳すとローカル・セルフガバメントって、やっぱり地方自治政府になってますし、そういう自主、自立できちんとその地域をどうしていくかっていうことを考えていかなきゃいけない。

じゃ、この地方自治の本旨に基づくと、本旨ってのは何なのかと。これもまた難しい。憲法自体が、憲法学者の杉原先生に言わせると、謎解きだって言われています。また、ある歴史学者に言わせると、歴史的な産物だ。歴史的な産物ってのは、その時代の英知を集めたものが、そこにでき上がってきてる。ですから、ただ単にレッテルを張って、こうだあだっていうんではなくて、そういう事実確認をきちんとして学んでいったときには、より深いことがわかってくる。やっぱりそういうこともきちんとして学んでいくことが大事なんじゃないのかなと、私は思います。

ドイツのヒトラーが第一次世界大戦後、理想的なワイマール憲法、ゲーテの思想をもとにし

たワイマール憲法の中で、なぜ暴走していったか。簡単に言いますと、あ那时的ドイツ国民の、その未熟さにあったんです。学んでなかったから、知らなかったから。全部流されて、ナチスドイツのあの中で、強制収容所の中ではさまざまな悲惨なことが行われました。600万人のユダヤ人が、あそこで殺された。やはりそういうことをとってみましても、きちんと学ぶことによって、そういうことに歯どめがかかり、また地域社会が豊かになってくる、こう思います。

これがちょっとヨーロッパの話で、よくデンマークなんかも出てくるんですが、デンマークは、今、世界で住みたい国で2番目になってます。経済力に関しては、1人当たりの経済力は、これは統計をとってるところによって、ちょっとさまざまばらつきがあるんですが、大体1桁の真ん中からちょっと下あたり、6番目、7番目あたりに大体記載されてる。非常に世界の中でも豊かであり、また住みたい国でもノルウェーに次いで2番目に来ている。非常に豊かなとこなんですが、じゃあ、そのデンマークっていう国は、何によってここまで来たのか。これは教育長あたりもよく本を読まれるんで知ってるんじゃないかと思いますが、グルントヴィという、デンマークが世界に誇る大教育者がいます。これはフォルケスコレ、国民高等学校、これを創設した方として知られている。要は、一部の特権的な人しか高等教育が受けられなかったものを、全ての人に受けられるようにと行ったところで、そういう教育運動を興していった政治家でもありました。で、グルントヴィは本の知識を丸暗記する、それだけの教育ってのは死の教育だと。生の教育、生きる教育、それは違うと行ったところで、教育にグルントヴィは力を入れて、それがデンマークの教育の基礎になって、市民革命があり、ナポレオンにもじゅうりんされ、ドイツにもじゅうりんされ、そういう中でいろいろと変遷している中で、今ああいう国をつくってきております。

ですから、福祉の部分でも非常に充実した福祉をデンマークは行ってます。障害を持った方が仕事をする。仕事をするに対して正当な1人の人間としての労働賃金を払う。日本では、障害者の賃金っていうと、時給何十円とか100円とか200円とか、そういうものでやってますが、デンマークなんかは、全然その人権に対する考え方が違います。そうしますと、その障害を持った方は、仕事をする。仕事をする、正当な収益がきちんと入ってくる。自分も障害を持っていることによって障害年金が入ってくる。そうすると、自由に動いて、自由にいろんなことが本人できるわけじゃないんで、お金が余ってしまう。余ったお金はどうするかっていうと、家族に仕送りをしてる。そういうことが現実にこのデンマークで行われている。

ですから、いかに豊かな地域社会をつくっていくかということを考えますと、教育ということが根幹にどうしてもなってくるんじゃないかと思います。

先ほどいろいろお聞きしましたが、要は、憲法で言われている主権者ってのは国民主権って

言われてます。実際には英文でこれを読むと、内容的には国民主権じゃなくて人民主権になるんですね。ここで市民と人民と国民の違いを言っても、ちょっとあれなんですけど、そうしますと、その言葉の概念であったり、主権者とは何なのかといったところを、実は私も議員になって勉強するまで、はっきりわかりませんでした。いろいろ勉強してわかった。わかってくると、いろんな地域で発展的に地域づくりをやってる自治体ができ上がってるところというのは、社会教育が非常に充実してる。これは一朝一夕にできることではないんで、これは時間をかけて丁寧に、で、その中でお互いに学び合って、こういう一番今、日本で欠けてる教育ってのは、社会教育の中での主権者教育が一番欠けてる。要するに、自らが最終的には全部責任を持つてことがわからない。何となく誰かに決めてもらって、誰かに提供してもらうのが主権者だ。

先ほども、社会教育委員が地域の課題を持って帰って、それを町に要請して、町がその問題を解決するって言ってました。阿智村の話、よくしましたが、阿智村は、その地域のことは地域で学び合って、地域で解決してくんです。自分たちがこうしようと。で、自分たちで解決できないことは、村が全面的に支援していく。そういう体制なんですね。ですから、今度、秋にも視察に行きますが、障害者施設の「夢のつばさ」なんかも、障害者の施設が村の中にどうしても必要だと、村づくり委員会でそれを検討して、どうしてもこういうものが欲しい。じゃ、村としてはつくります。でも、運営は皆さんでお願いします。で、その人たちは社会福祉法人をつくって運営もしてる。ですから、協働の地域づくり、まちづくりのその基本は、やはり教育に入ってくると、私もいろんなところに行って学んできた中で感じました。

で、ちょっと前の村長の岡庭さんが本出してまして、その内容をちょっと読まさせていただきますね。

どんな人でも、人前できちんと話せる、話を聞くことができる、そういう村をつくりたい。一人ひとりを尊重し、一人ひとりがきちんと意見を言える。そしてみんなその意見をきちんと聞くことができる。当たり前のようにだけでも、なかなかこれが難しいと思います。

そして、地域全体の問題を研究するための村民研究集会っていうのが行われています。この当時の本の中では40回、この阿智村社会教育研究集会っていうのは、今50回になるかと思いません。それを毎年ずっと続けて積み重ねてきている。その中には、福祉や、またそれ以外にも、福祉や健康を考える集会を行ったり、子育てを考える集会を行ったり、そしてまた、地域ごとの問題を考える地域研究集会を行ったり、さまざまな地域課題を主体的に自らの問題として一生懸命取り組んで解決しようとしていくところが、この先進的な阿智村の公民館活動なんですね。

ですから、1つはそういう先進事例も見まして、また、憲法や地方自治の中の内容を見ましても、やはりこれから社会教育の充実が非常に大事になってくる。そういう中で、その根幹と

なるべき、学ぶべき課題の内容を、やはりちょっと統計的に見てみましても、私はちょっと欠落している部分が、過去の実績から見るとあったような気がします。その辺の、新しくこれからさまざまな取り組みをされていかななくてはいけないと思うんですが、最後に教育長、どうでしょう、この社会教育の充実っていったところを考えてみたときに、やはり今までとまた違った形で、ちょっといろいろと社会教育、発展的に行くように考えていっていただきたいと思うんですが、その点、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 今、議員のお言葉の中に主体的という言葉がありましたが、まさに今回の学習指導要領改定でも、子供たちに主体的な学び、それからコミュニケーションという対話的な学び、そして深い学びの視点というのが授業改善のポイントになっております。将来を担う子供たちにはそういう教育をしていく。そして、茨城県も、先ほども答えましたが、就学前教育と。学校上がってくる前の子供のしつけ、教育、そこに親が責任を持って、地域社会が責任を持ってという観点も入ってきました。それから高齢化社会ということで、お年寄りの経験から学ぶところもたくさんあるんですが、でもお年寄りも、今の社会の中で、病院に行けば、タッチパネルで自分のやらなきゃ。俺はできない、私はできないでは生活できないわけで、そういう高齢者の学びを含めて、主体的な学びってというのは大事なことかと思えます。

それを実現していく1つの方法として、昨日もお話ししましたが、今、国で進めようとしているコミュニティ・スクール、地域の問題、学校だけではなくて地域と一緒にこうやっていく、そういうコミュニティ・スクールの方向性を考えております。それで昨日もお話ししましたが、まずは学校がオープンになって、校長が、こういう方針で経営をしていますよ。で、今年の11月には、4月にこういう方針で学校経営をしてきました。6カ月たって、今子供たちの姿はこういう成長をしました。ただ、まだこういう課題が残ってます。3月末までにはこういう姿にしたい。そのときに地域からもこういう御協力いただきたい。そして一緒に考えていただくと。そうすると、今いろんなところで、何か起きると学校の責務、言われてるんですが、違いますよ、あなたも学校経営に参画してるんですよ。責任は地域にも責任がある。そういう社会に持っていく必要があるかなと思うんです。

ですから、今回、学習指導要領が改訂されましたが、これは学校の先生や教育委員会だけが読むんだ。そんなことではなくて、ぜひ読んでみたいっていう人が多く出てくるような学習機会をつくっていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。生涯教育も含めて、コミュニティ・スクールの話も出てきました。コミュニティ・スクールといいますと思えば浮かべるのは、国立から始

まって、数年前に新潟の聖籠町にも行きました。聖籠町に行ったときは、あそこは町民立中学校でコミュニティ・スクールを充実させてやっている。その教育の内容に関しても、さまざまな専門的な教育学者を交えて、聖籠町の教育をどうするかということを経験審議をし、議論をしていく中で計画を立てて、ああいうものをつくっていった。やはりこういうことは時間をかける、丁寧にやるという中で、やはりいいものができ上がっていくのかなと思います。

ぜひ、学校教育も当然なんですけど、社会教育、生涯教育をぜひとも充実をさせていただいて、1人でも多く主権者意識に立った阿見の住民の人たちを、そこで学びをし、育てていただければ、お互いに学び合って育っていけば、私はいい地域社会ができるのかと思って、この質問は終わります。

いいですか。はい、じゃあ。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） じゃあ、最後の質問に行きたいと思います。町の広報紙について伺いたしたいと思います。

町の広報紙について、さまざまな毎回、毎回取り組みはやってると思うんですが、今、考えてらっしゃる、これからやろうとしてる新しい取り組みはどういうことを考えているか、その辺ちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、町の広報紙についての。

町広報紙においては、積極的に町内の出来事や、町民の皆様の取り組みを取り上げて掲載しているところであります。その1つの手法として、今年度から新たに町民特派員制度を開始し、個々の事例にスポットを当てて、より親しみやすい町民目線での広報製作に取り組んでいるところです。

また、ボランティアグループ「阿見朗読の会」の御協力により、広報紙の音読CD化を実施しており、読むことが困難な人に配布しております。点字化版の別途発行はコスト等と実務者確保が困難なため、いまだ現実化しておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。いろんな方がこの広報紙を、いろんな条件の中でも、ぜひ自分の情報として取り入れられるように進めていただいているとは思いますが、点字の部分に関しては、なかなかその経費も考えてみますと大変な部分もあるでしょうし、実際にどれだけの需要があるかといったところは、まだわかってない中での話なんで、これは今後の1つの課題になるのかなと思います。

ここで1つちょっと提案なんですけど、町民の特派員制度等もあるようです。実は、広報紙の中でもさまざまなことを、町民の活動も取り上げておられますが、実際に人に目立たず、そういう組織ではなくて、また個人で、人に本当に目立たないところで一生懸命本人が使命感に燃えて、また意欲を持って、地域社会、町のために、これは努力してらっしゃる方も中にはおられます。ぜひ、そういう方がおられた、またそういう方がいるんで、こういうことはぜひ顕彰して広報紙で紹介してほしいっていうようなことがあれば、広報紙にそういう方を紹介していただいて、顕彰していただければと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前々から私が思ってたのはね、やはりこの姿勢っていうか、地域で目立たないけど、こういうことを一生懸命やっていたらいいんですよという、そういう人たちの情報をね、やっぱり地域からいただいて、そういう特派員の方がそこに取材に行くとか、そういう形のものをつくっていくといいなと思います。やはりいろんな、目立っている人は随分いろんな賞をもらってるでしょうから、なるべく日に当たらないようなところで一生懸命努力している人に、やっぱり光を当てていくっていうことが、非常に大事なかと、そう思っております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。確かに、目立つ人はどこでも大体表彰されて、目立つところでポジションであるんですが、ぜひ陰で、誰も見てないけども、一生懸命、もう何年も何十年もやってらっしゃる方もいます。そういう方はぜひ顕彰していただいて、そしてまた、阿見町が明るく住みやすく、そしてまたみんなが生き生きと輝いて学び合える、そういうまちづくりを進めていければと、こう私も考えておりますので、ぜひよろしく願います。

本当にありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） それでは、地域コミュニティーの形成推進についてと題して質問をいたします。

阿見町第6次総合計画の基本理念は、みんなが主役のまちづくりです。基本目標は、人がつながるまちづくり、人を育むまちづくりとあるように、人と人とのコミュニティーに重点を置いています。

人口が急増する地域では、隣同士で知り合う機会が少なく、挨拶も交わさず、地域のコミュニティーが薄れる可能性もあります。本郷区という行政は、まだ誕生して新しいんです。本郷区が誕生するまでは、私は現在の本郷二丁目の方々と班を同じくしていました。旧住民と新住民の間に溝ができ、隣同士で挨拶もせず、回覧板は遠くのほうに回すのでは困るということで、地域が仲よく挨拶を交わして明るい暮らしができるようにと願いを込めて、2年に1度の親睦会を催し、私も3年間ともに暮らしたときがありました。現在も本郷区では、餅つきとかお楽しみを催して親睦を深めていると聞いています。

同一地域に居を構えている以上、何らかの形でまちづくりにかかわっていただき、毎日挨拶をして、明るい地域をつくっていただきたいと思うとともに、町はそのように誘導すべきです。

最近子供たちも増加して、来年度は新しい小学校が開校され、一層活気があふれる地域になってきました。ところが、今回の学校再編計画では、本郷二丁目は、平成29年8月31日までに土地を取得し、将来子や孫が居住される世帯は新小学校に通学を認めるが、その後の世帯については新小学校への入学は認めないとのことでした。

また、集合住宅についての考え方として3つの案が提示されていますが、そのうちの3として、持ち家と比較して転居が行いやすいため、集合住宅に居住の世帯については指定校変更を一切認めないと書かれています。このことは、本郷小学校にいる子供たちが新しい小学校に変更を認めないということだと思えます。

本郷地区に新しく住まれる方は、子供の学校の通学班や、クラスの友だち、あるいは部活動の友人関係を通して、親同士が挨拶をし、お近づきになるとのことです。もともと本郷区は、本郷第一土地区画整備事業として、住民の増加を見越して学校敷地を確保して、宅地を開発し、完成のあかつきにはオルティエ本郷と名づけ、今日に至ったのであります。

フランス語をもとにしてつくった言葉で、住む人が誇りを持って暮らせるまち、また、おしゃれな家が並ぶすてきな町並みと宣伝し、保留地を販売し、多額のお金をかけて住んでいただきましたが、今回の通学区割りでは、オルティエ本郷をめっちゃめっちゃにしまいました。特に本郷二丁目は、隣同士の子供が別々の学校に通うことになってしまう場合が生じます。

町が掲げる第6次総合計画にある、人がつながるまちづくり実現のために、どのような取り組みをするのですか。次の4つの点について質問をいたします。

1 番目に、町民の地域イベントの参加推進について。

2 番目として、近隣住民が互いに助け合う共助の推進に向けて。

3 番目として、子供の社会参加への啓発意識の向上に向けた取り組み。

4 番目として、その他、新小学校と通学区域について。

以上、質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 地域コミュニティの形成推進について。

3 点目の、子供の社会参加への啓発意識の向上に向けた取り組みについてと、4 点目の、その他、新小学校・通学区域については、教育長より答弁をしていただきます。

それでは、1 点目の、町民の地域イベントの参画推進と、2 点目の、近隣住民が互いに助け合う共助の推進に向けた取り組みについて、関係がございますので、一括して答えさせていただきます。

個々の生活スタイルや価値観の多様化等から、地域コミュニティの希薄化傾向は、町においても感じられるところであり、各行政区長や民生委員児童委員の皆さんの活動の中からもよく聞かれます。しかし、6 年前の東日本大震災や昨年の熊本地震などの大災害の経験を経て、きずなという言葉をよく耳にするようになり、人や地域のコミュニティの大切さが再認識されております。

町では、住民生活において、御近所づき合いや自治会活動への参加は地域コミュニティの最たるものと認識しております。自分たちの地域は自ら形成するとの意識のもとに、各自が共助の担い手となるよう、広報紙やチラシの配布、講演会の開催などによる啓発活動、または、自治会への加入や自治会活動の活性化等についての相談・支援活動を行っております。

人がつながるまちづくりを進めていくためにも、地域住民が日ごろから集い、自治会活動に参加しながら地域の課題を共有し、その解決に当たっていくことが必要です。定期的に多くの住民が参加できるイベント等の開催により、地域コミュニティ力を向上させ、地域で生活する人たちがつながる仕組みをより強固にしていくために、引き続き区長や民生委員児童委員、ふれあい地区館活動等に携わる大勢の町民の皆さんとともに、地域コミュニティの大切さを広く啓発しながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 3 点目の、子供の社会参加への啓発意識の向上に向けた取り組みで

すが、将来の社会を担う子供たちが社会参加の意識を持つように教育することは大切なことと捉えております。この意識を育てるのは、家庭、地域、学校などで、子供たちにかかわる大人たちの役目であります。

学校では、教師が日々の学校教育活動全体を通して、キャリア教育の視点で教えております。幾つかの例を挙げますと、各教科を通して、その教科や学習内容にかかわる職業について興味を持たせたり、ボランティア活動や中学生の職場体験等の体験的な活動により、社会参加のすばらしさを学ばせたりしております。

このような教育を通して、一人ひとりがなりたい職業を考えたり、大人になってやってみたいことなどの夢を持てたりできるようにして、社会参加の意識を高めております。

4点目の、新小学校・通学区域についてですが、本郷地区新小学校の通学区域は、子供たちの教育環境の向上を最優先に、幅広く御意見を伺うため、地域や育成会及び議員の代表等を委員とする阿見町立学校再編検討委員会における慎重な審議を経て、答申をいただいております。この間、委員の皆様は、行政区や子供会育成会における意見集約など大変御苦勞をおかけしております。

答申内容としましては、学校再編による統合、分離に当たって児童の不安を解消するため、心のケアに配慮し、対象校同士が連携して児童の交流機会を充実させることや、通学路の見直しを行い、児童が安心・安全に登下校できるように必要な措置を検討・実施することなど、地域住民の意向を酌み取りながら、地域の活性化に資するよう町全体で取り組むといったものがあります。

その後、答申をもとに平成29年3月定例教育委員会において通学区域を決定し、議会に報告させていただきました。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私が再質問する前に、ちょっと資料を皆さんにお渡ししたいんですが、見せたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） はい、どうぞ。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、お配りします。

〔資料配付〕

○議長（紙井和美君） 議長より申し上げます。倉持議員より、事前にお話がありましたので、皆様のもとに配らせていただきました。それでは、引き続きどうぞ。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今、教育長から答弁をいただきましたが、検討委員会で決めたという言葉が、私の脳裏に一番強く残りました。検討委員会で決めたんだから、教育委員会は関係

ないとは言ってませんが、いや、検討委員会で決めても、検討委員の人は学校に対しての知識というのは、それほどないと思います。このようなことを基本にして決めるんだよという、その基本を示したとか、参考資料を渡したと、そういうことで、検討委員の方がそれに気持ちが回っていったという可能性が十分あるだろうということは、前もって教育委員会の皆様と話したことがあります。これはないしょ話じゃございませんで、私と教育長と教育次長とお話をいたしました。それでまた、ここで私が今ごろ質問をするに当たっては、朝日教育次長に当たっては、当時はこれを確定したころには教育次長ではございませんでしたので、なかなか今になって質問されると、困る部分もあろうかと思いますが、しかし現在はあなたが教育次長ですから、聞かざるを得ないことで、あしからずお願いします。

地域のイベントですか、この本郷二丁目については、育成会というのは2つできるかと思えます。この議事録があるんです、これ、検討委員会の議事録の中には、行政区内のイベントや町内運動会の参加においては育成会単位で行うということが書かれておりますけれども、育成会単位ということは、やはり育成会が2つあってしまうということは、この検討委員会にして役員の方々は理解できたのかもしれませんが、私はちょっとこれ、この二丁目の方々が育成会が分かれてしまう。その中が分かれてしまうということは、阿見町が進めている6次総合計画、それに、みんながつながるまちづくりと、人がつながるまちづくりというものを基本目標にしているにもかかわらず、この目標に外れてしまうんじゃないかと思えます。これをどうしてつなげるのか、その点をお尋ねします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えしたいと思います。ちょっとお答えする前にですね、1つ確認をさせていただきたいんですが、今、倉持議員さんのほうの一般質問の中で、集合住宅のお話があったかと思えます。そこについて、答申案の中にそういう案はないんでございませけれども、改めてこちらで答申案について説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。ただいまのは反問権として捉えさせていただきます。

○17番（倉持松雄君） じゃ、言います。最初のほうには、平成29年8月31日までにとということが書いてあって、で、次に、集合住宅などの賃貸住宅の考え方について説明しますということにありました。そこで、ちょうど中ほどなんですけども…。いや、これ全部読んでみますか。

ちょっとすいませんね。すいません、どうも失礼しました。

集合住宅は戸建て住宅と比較すると、敷地面積当たりの世帯数や人口が多い傾向にあります。そして、現在の状況からすると、小学校に入学する前に転居することが多く、世帯当たりの児童数は比較的少ない状況です。新小学校の通学区域になると、それを目的とした転入や集合住

宅の新築が進み、加速度的に児童数が増える可能性があると考えています。これらのことを考慮して、集合住宅にはいずれかの条件を考えなければいけないと思います。

今回、あくまでも案ですが、案、確定はしてないですよ。案ですが、3つほど提示します。

例えば1番として、持ち家と同じように、基準日までに居住した世帯については申請を認めるということにする。これは本郷小学校に行ってる者が変更して新小学校に行くということ認めるということですね。そうじゃないですか。

2番目の案は、分離する前の時点で、該当区域の集合住宅に居住していて本郷小学校に通学している児童に限り、分離後の新小学校への通学を認めるというものです。

3は、持ち家と比較して転居しやすいため、集合住宅に居住の世帯については、一切指定校変更を認めないといった条件が考えられます。

そのほかにも考え方はあると思いますが、参考として提示します。

決定したとは書いてありませんよ、参考。ここに書いてあるんです。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） わかりました、ありがとうございます。そうすると、今、倉持議員のほうは、これまでの会議の検討の経過の中の、事務局でとか、各委員さんから求められて、事務局で提案した案について説明していただいたということによろしいわけですよ。あくまでも、この答申案、決定案の説明をされたわけではないということによろしいですね。

○17番（倉持松雄君） 要は、3通り書いてあるから、決定したとは聞いてません。

○教育次長（朝日良一君） いいんですね。先ほどの話だと、そういう案もあるというふうな、ちょっとふうに、私、受け取ったものですから、大事なことですので、こういう議場でもそういう説明をされているのであれば、私のほうからちゃんと答申案、決定した事項について説明させていただくということで申し上げました。

それでは、改めて説明させていただきます。

今、倉持議員がおっしゃった本郷二丁目については、確かに特殊な状況でございます。今、倉持議員にも一部説明していただきましたが、本郷二丁目につきましても、ほかの上本郷も一部入っているんですけれども、こちらについては、平成29年8月31日に対象地区内に定住した世帯、こちらは持ち家だろうが集合住宅だろうが、特に指定はしておりません。

そして、平成29年8月31日までに対象地区内に土地を取得し、かつ住宅建築の契約を行った者、こちらの方については、新小学校になりますよと。で、条件が、今説明した条件を満たさない世帯については、本郷小学校の通学区域となりますよと。ただし、この平成29年8月31日以前にですね、この新しくできる新小学校通学区域内に定住し、この同一区域内において転居を行う場合はこの限りではないというのが、この通学区域の決定事項でございます。

了解していただいたということによろしいでしょうか。

○17番（倉持松雄君） もう一回。

○教育次長（朝日良一君） こちらは、以前にもですね、全員協議会でもお配りしました資料にも書いてありますし、町のホームページにも載ってるし、広報にも掲載しているし、いろんな関係の方にも、これはお知らせしているところでございます。

以上です。

それと、御質問がありました、すいません、育成会の件ですけれども、先ほど言いましたが、この検討委員会では、こういったことについてもかなり議論をしております。そこには当然、本郷二丁目の委員さんもいられるし、本郷地区のほかの一丁目、三丁目、かなりの委員さんもいて、あと区長さんもいらっしゃるし、本郷地区の。その中でこういった議論を十分やってきた結果、最終的に検討委員会で、もうこの案にしたということで、私どもは尊重しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私は検討委員じゃございませんので、検討委員の中身で、検討委員の方々に決めたことは、別にそれ以上文句は言いません。しかし、6次総で、人と人がふれあう、人がつながるまちづくりと、こういう目標で町は進めているのに、こういう通学区を割るというようなことは、この町の方針に反してるんじゃないかと、それを聞いているんです。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。確かに6次総にはそのような計画が載っていると思いますが、今回倉持議員も御存じだと思いますけど、この本郷、今さっきも言ったオルティエ本郷地区は、かなり変わった特殊な地域になってると思います。で、この通学班がですね、同じ地区に2班できる、育成会ができることがですね、必ずしも、今言った6次総に全て反することになっているとは思いません。

答弁でも説明しましたが、いろいろ区長会、育成会、ほかの中で、地域のコミュニティーが形成されるものだと思います。そういったことも踏まえて、この検討委員会の中で、多分結論を出されたと思います。このことだけがもって、今言った6次総に全て反するというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それは教育次長が考えたことで、それはそれで結構です。とにかく検討委員会で承諾されたんですから、それは結構ですよ。私は、その6次総についてのお話で

したんですが、まあこの、同じ地区で、朝になった、通学班があっち向いてく者とこっち向いてく者、そういう……。それも、こっちの地区がこっちに行くわけじゃなくて、ところどころに行く人いるわけですから、それがばらばらばらっと集まってきて、あっち側とこっち側向いたら、これはおかしい通学班だと、私は思って、それが6次総の人がつながるまちづくりにマッチするのかと、そういうことを聞いたんですが、それは、で、仕方ございません。そのような結果でよろしいということになったんですが、でもこれは、人がつながるまちづくりには反していると、私が思っています。

それから、この検討委員会では、子供たちのことを第一に考えて通学区域を検討するのが大前提と。これは確かにそうですね。子供たちのことを最善。適正規模とか適正配置とか、良好な教育環境。言葉は多少違いますけども、人数について、随分この言葉が出てくると、そんな感じがしました。

実はこの学校を建てるという最初のころ、今さら学校って、阿見町全体では本郷小学校が教室足りないらしいが、阿見町全体では教室余ってる。だから、学校建てるなんてこと言わないで、あいてるところに送っていったらどうか。それがいいだろうと。スクールバスをもっとあれして、スクールバスを活用した通学班に町全体を変えたらいいんじゃないかと、そういう話もございました。

しかし、いろんな意見があったと思いますが、それよりは、スクールバスでどこの子供を送ってくんだと。例えばですね、実穀小学校が子供が少ないと。教室余ってる。じゃあ本郷の子供を送ってこよう。というときは、一番最初はやはり近いとこ下本郷でね、下本郷、中根、平成30年は2人ぐらいしかいないという話じゃなかったですか。2人送ってってどうなると。で、その次、送ってくのは上本郷。学校が目の前にあんのに、上本郷の子供バスに乗って送ってくなんちゅったら、怒られますよ、これ。じゃあ、住吉の子供。本郷小学校の前を通って実穀のほう行くつつたら、これはもう、これも納得はされない。まあ、人のつながりを切るということは、非常に難しい。これは切っても切れんものがあると。数の論理だけではできないということで、これは新小学校をつくるとなったと思いますよ。

で、どうしても、そんなことじゃないと。そんなこと言ってんじゃない。数は切らなくちゃならないと言って切るんでしたら、これはやっぱり阿見町の子供を全部をまとめて8つに切ったほうが簡単ですよ、切れるもんなら。そんなことはできないということで建てたわけですから、どうしても切るのが優先だとしたら、学校を建てたということが間違っていたということになると思いますが、その点どうですか。町長や建てた議員は、大きな責任が、判断が間違ったんじゃないかねかと。そういうふうになってしまうと思いますが。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。今いろいろと倉持議員から、当時のことをですね、説明していただいたようです。で、倉持議員がおっしゃっているいろいろなことがあったと思います。で、そういったことを踏まえてですね、平成27年3月に、阿見町立学校再編計画書というのができまして、その中で新小学校もつくと。当然、議員の皆様にもですね、いろいろ御意向いただいて、その当時の議員様で御了解していただいて建てたと思っております。私は、今現在そのことについてコメントできる立場にないと思っております。今どうなんだって聞かれても、そういう計画のもとに進んでいるということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 例えば、そんなことを今さら言わないといっても、言われても困りますね。ここまで来ちゃったんだから。でも、人数だけにばかりこだわってはい、そういうふうになってしまうと思います。しかし、世の中には、大根じゃないんですから、切っても切れないものがあると思います。切るのが望ましいこととは言っても、切っても切れないことってあると思いますよ、これは。そう数の論理で、端から、はい10センチで切りましょうねと。こんなことはできない部分が随分あると思います。切れるものもあるかと思いますが。まあ、鉄骨やビニールパイプなら、これ切れますよ。人と人とは、切るのはできません。

ですから、私は、何が何でも切らなきゃならないと、そういう考えではないほうがよろしいかと思えます。

それからですね、この新しい学校、新しい学校で、どんどんこの市街化区域の子供たちが増えて困ると。今は何人ぐらい入る予定なんですか。今の数字は。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今、通学区域をですね、新しく定めさせた後にですね、保護者のほうからにも、今アンケートをとらせていただいて、6月、今月の初めの時点のアンケートの結果では、新小学校の児童数は700名を超えるという、そういう状況になっております。

以上です。約700名ですね。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それで、教室は何人分ぐらいあるんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今、その人数をですね、各学年で集計したところ、教室については、今は現在21教室。あと……。ごめんなさい。21教室ということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） あれ、教室の数は四六，二十四，24なんて言わなかったですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 失礼いたしました。ちょっと訂正させていただきます。今の21教室というのは、あくまで特別支援教室を、ちょっと入れないで、普通教室の数だけで21教室ということになります。そこに特別支援のお子様がいれば、それに教室が増えるということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） いやあ、普通教室が24で、そのほか特別支援教室があるんじゃないんですか。そのほかに多目的教室があるんじゃない。多目的教室は、普通教室にすることができると書いてあったんじゃないんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。ちょっと私の説明がちょっと不十分でして、今の新しくつくる学校は、先ほど言っていた適正規模の観点からですね、各学年4クラス。6学年ありますので24クラスができる計画です。そういったことで、倉持議員は、今24クラスだろうということ、それは間違いありません。ただ、今現在ですと、その4クラスのうち2年生と6年生の学年が、2年生は3クラス、6年生は2クラスということ、その学年について4クラスに達しないということ、全体で21クラスになるということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、教室の数は24。それで、特別支援教室が6つあるかどうかわかりませんが。それから多目的教室、これはもう満杯のときには一般教室にすることができるということが6。で、特別支援教室は除いて、満杯に入れたら何名入るんですか。満杯に入れたら。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。今言いました多目的教室を、これから子供が増える場合には普通教室に転用することも可能かと考えております。それが、今、倉持議員がおっしゃったとおりですね、6クラス、一応多目的教室の場所を用意しています。ということは、今言った24にさらに6ということで、30クラスが確保できると。で、今1学年ですね、最大で40名のクラス編成になりますので、これ1年生、2年生はちょっと少ないんですけども、

40名と仮定したときに、40名に30クラスですから、1,200名が最大で入ることになります。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 新小学校はそのくらい規模あると。そうすると、現在の本郷小学校、これは700名……。700名だと何クラスかな、これ。20教室ですか。20教室を使いますね。で、ちょっとお待ちください。今は1クラスは30名か40名か、どちらなんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今、文部科学省のほうで、1クラスの定員数を定めておまして、基本的には40名ということになっておりますが、さらにその中で茨城県もまた、そのクラスについて、一応緩和してまして、1年生と2年生については35名が最大になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） で、現在の実毅小学校、来年度ですね、30年度、30年度には、実毅小学校から統合して本郷小学校に来る児童の数、実毅地区は何名いるんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。実毅小学校から平成30年度に本郷小学校に再編されるお子様はですね、児童は96名です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） で、現在の区割りで、本郷小学校に今いる子供の残りだよ、残り、新小学校に来るのに残る、残りの数というのは何名ですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 本郷小学校をですね、今いる通学区域で本郷小学校のほうに通学する子供は、今現在、調査したところ、325名になります。

それと、先ほどですね、多目的教室を転用した場合のですね、人数で、ちょっと、私1,200名と説明してしまいましたが、厳密に細かく計算しますと、1,050人ということで訂正させていただきます。先ほど言った35人学級があるということで、それをちゃんと厳密に細かく計算しますと1,050人になるということでございます。訂正させていただきます。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） いや、1,000人も1,200も、それは入れるかもしれませんが、入ってしまったら、やはり本郷小学校の子供がいなくなってしまうでしょうから。700名とした場合

で、でも本郷小学校に残る子供が325名と96名では421名ぐらいですね。421名。違いますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 大変申しわけありません。ちょっと資料の私の見方が間違えまして、本郷小学校の通学区域から本郷小学校に行く人数は229名で、実穀小学校とその本郷小学校の児童を合わせると、先ほど言った325名になります。大変失礼いたしました。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） すいませんでした。325名、325名っちゃうと、2クラスにはちょっと足りないということですね。2クラスには足りない。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。先ほども言いましたけども、1年生は35人までが1クラスで、36人以上になれば2クラスにされると。そういった細かい計算してください、どの学年も2クラスで、全体で12クラスできます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 2クラスできる。それで、本郷二丁目のあいてる土地、これから全部本郷二丁目全部新小学校に通わせるとしたら、何戸ぐらい、いや生徒がどのくらい増える予定をしてるんですか。まず、面積がどのくらい。何戸ぐらい家が建つか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。そのような想定は、ちょっとしておりません。これからですね、どれだけの人が増えるかということは想定できませんので、それはやっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 本郷C地区ですか、一区のC地区、C地区は市街化だから、これからもどんどん家は増えるであろうという話も出たと思いますよ。これ書いてありますから出たと思いますけども、それでも一丁目できても、まだ計算はしてない。いや、それはちょっと困ったもんですね。

それから、どのくらい増えるかを、面積がどのくらい、それから人数が、家が何戸くらい建つかと、それを計算してもらって、どのくらい人数が増えるかというのが、今後調査していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 今のですね、二丁目のその状況とか、一区の状況についても、再

編検討委員会の中で随分議論しまして、その中でも、将来の予測はできないということで、皆さん委員の方は理解していただいています。で、なぜ委員さんがこういう心配してるのかというと、今、本郷小学校がですね、そういう状況の中でもどンドン人が増えて、子供たちが増えていると。で、本郷小学校がプレハブは1棟建てて、また子供たちが増えた関係でまた1棟建てると。そういう状況を踏まえて、そういう計算とかをしなくても、これから増えるだろうということは、みんな共通理解に立ってるんですね。そこを改めて細かく計算、それもどうなるかわからない将来を計算しても意味がないということで、検討委員会の中でもそういう精査していただいて、共通理解の中で、人は増えるということで精査してもらっています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それでは、いや、私は教育委員会では、本郷小学校ががたがたになって、人数が少なくなっちゃっては困ると心配してるのかと思いました。そのような心配はしてないんですね。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。再編計画では、適正規模ということで、小学校は2クラスから4クラスが適正ということで計画書で立てております。で、本郷小学校も今現在2クラスということで適正規模の範囲内におさまってまして、新しくできる小学校も4クラスまでということで、適正規模内におさまっています。当然、どちらの学校もですね、適正規模にしてほしいというのは、教育委員会の考えとしてはありますが、そういったことを、この検討委員会でいろいろ説明させていただいて、それをまた委員の皆様と共有していただいて、この議論は進んでいることだと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 昼休みをしますと、大分ペースが狂ってきますけども。最初に通告

した分とは大分脱線したような感じがいたしますが、それでも4番目として、新小学校と通学区が、一応入れておきましたので、全部が全部脱線したわけではございませんので、もう少し聞かせてください。

一番最初にですね、集合住宅に居住の子供は新小学校には行かせないと、私は書いてあったとは言ってませんでした。この文書の中にも、あくまでも案ですがと書いてありますので、いやあ、倉持議員がそう言ったんじゃないかねえかなって言われましても、いや、そんなことございませんよ。でも、私としてはですね、何でこんな3つの条件をここに書いたんだと。大体行かせないなんつうのは、言いつれえ話だと。それを書いたということは、こちらからは言わないけど、読んだ人は理解してくださいよと言ったのかと思った。で、これ書いてありますよ。3つの条件を書いてあるのはなぜかと。本音は3、行かせないと読んだ人が、自らわかっていたらきたいことを望んでんのかと。こう言いたかったんですが、教育次長は、そんなこと書いてねえということでした。

これが私の本心でございました。

それからですね、教育委員会としては、新小学校が大きくなり過ぎてしまった。本郷小学校が1クラスになっちゃうと困るということは、大分言われていたようですが、それについて、人数適正が一番大きく考えてありますけども、しかしそれでは、先ほど申しましたけども、本郷二丁目には空き地がどのくらいあるのか、これからどのくらい家が増えるのかということは、これは想像すべきだと思うんですが、それを先ほど、想像してないと言われましたよね。これはやっぱりやってもらわなければ、本当の計算はできないと思うんです。教育次長、先ほどの意見を絶対突っ張んのか、それとも計算をすと言ってもいいのか、お考えをいただけますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。先ほどの、今の御質問ですけれども、正確な数字の推計はできないということで御説明したと思います。

で、実は検討委員会でもですね、こちらに、どの地域にどのぐらいの空き地があるのかという現状は、あくまで資料として提出しまして、それは説明させていただきました。それも本当に細かいとこじゃなくて、ざっくりした数字ですけども、そういった今現状があると。で、あと、これまでの本郷小学校、本郷小学校地区の人口とか、ちょっとその伸びを勘案すると、それだけの空き地があると、これからもまだまだ増えるだろうという御説明をさせていただきました。そこでは、あくまでも、その具体的なものは当然、誰もそれは神様ではないんですから、将来のことはわからないんで、それは求められなかったです。ただ、その現状からですね、将来を皆さん共有したということで、私は説明させていただきました。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 本郷二丁目の空き地、おおよそのことは、おおよそのことはわかってんですか、おおよそ。わかってる。じゃ、それちょっと面積。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えします。そのとき、おおよそにですね、本当に概略ですけども、本郷一丁目では、あいているところが約2万7,500平米、二丁目は3万4,600平米、三丁目が1万8,000平米というふうに、図上でですね、本当に大ざっぱな計算ですけども、それで出したものを検討委員会の中に示ささせていただいております。

なお、あと一区もですね、こちらも本当に。

○17番（倉持松雄君） すいません、二丁目、もう一回お願いします。

○教育次長（朝日良一君） 二丁目が3万4,600平米ということで、空き地の面積を計算上出して説明させていただいております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） これは、教育次長の勝手な計算じゃないと思いますが、面積あっても、私の土地なんかは、全部特例かかっていますから、何もできません。家建てるつもりございませんから。これは全部があったとしてでしょ。で、これじゃあ、おおよそ何人ぐらいはしてあるんじゃないんですか。何人ぐらい家が増えるとか、何戸ぐらい増えるとか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。倉持議員がおっしゃるとおりですね、個々の土地の状況については、こちらでもわかりませんので、あくまでこれは面積を図上ではかったものでございます。

それと、二丁目についてですね、今回ですね、荒川本郷地区にウイングタウンという民間で分譲しているところがございます。そこで1画地当たりの規模が大体70坪、約230平米っていうことで聞いてましたので、その面積を参考にですね、この空き地面積を割り返すと、大体二丁目では3万4,600ですから、その230平米で割りますと、150世帯の住宅が建つだろうというふうな推計はさしていただきました。これはでも、あくまでもそのウイングタウンの例ですので、それでは正確な数字とは言えないと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 小学生は6年までですから、6年以上は行ってないと思いますよ。で、今から家が増えて生まれる子供がいるんですから、そう簡単には減らないと思いますが、

これは減ることも想像はしてんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、確かに倉持議員おっしゃるとおり、小学校は6年生までしか通えませんが、で、想定ではですね、先ほども何回も説明申し上げましたが、本郷地区で、今、本郷小学校が子供が増えてると。それは、今度はウイングタウンですか、こちらのほうにかなり土地を求めて買われている方がいらっしゃる関係で増えてると。町も好ましいことだと思います。そういう状況が、これから減る方向ではなくて増える方向に行くんじゃないかと、その状況からは考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） いくら増えても、最高に満杯にするには、まだまだ子供が足りないと思います、先ほどの新小学校の教室に満杯にするには。で、それよりも、本郷小学校のほうが少ないとちゃうということも心配してるんだと思いますから。本郷小学校も住宅はまだまだ建つと思いますよ。現在まだ計画されているものあると思いますが。こういう委員会には、都市計も一緒に参加してるんじゃないんですか。で、都市計で聞いてもらったらいかがですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。こういう検討委員会におきましては、町ぐるみで、今回やってきております。それで、町のほうでも町長公室長とか関係部長、あと、今のお話にありました都市計画課長も委員として参加して、毎回、委員として参加していただいて、そこで話を聞いてもらったり、場合によっては意見を述べてもらったりしていただいております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 場合によっては意見を述べてもらうとって、いや教育次長、それだめだ、こうだよって言う人はいないでしょう。質問しなければ。どうですか。教育次長に、この検討委員会に、教育次長、それはだめだよ、こうなんだよと言う人は、ほかにもいないですよ。ですから、それはここで質問がなければ、何とも言えないと思いますよ。ですから、ちょっと質問してみてくださいよ。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 確認させていただきます。それは検討委員会でのことですよね。今、この場でのことではなくて。あ、ここで、今のこの場で、都市計画課長にってことですか。ああ、そうですか。はい。すいません、じゃあ。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君，もう一度，明確に質問をお願いいたします。

○17番（倉持松雄君） ですから，新小学校の区域で，空き地とそこにどのくらい住宅ができるかということ。

○議長（紙井和美君） すいません，ちょっと聞こえない。

○17番（倉持松雄君） 空き地があつて，空き地は先ほど，朝日教育次長から聞きましたけども，もっと正確なことで，都市計の課長から聞いたほうがいいんじゃないかと，私が朝日教育次長にお願いしたんですよ。私があつちに聞く必要はないんですよ。私は教育次長に聞いてるんですから。だから，教育次長がわかんなければ，別にここであそこで聞いたっていいでしょうよ。かわりに答えてもらったっていいんですよ。何でもかんでも朝日教育次長に答えろって言ってるわけじゃないです。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 私に質問されてるということでお答えさせていただきますが，私は先ほども説明しましたが，正確な数字は出せないんじゃないかって御説明さしあげたと思います。そこは御理解していただきたいと思いますが。

はい。それで次は，はい，お願いします。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） わかったから，じゃああなたがほかの人から知識を得て結構ですから，もっと詳しく言ってくださいと言ったんですよ。あなた自身で考えてしゃべってくれなんて言ってないですよ，私は。あつちから聞いたっていいでしょうよ。

○議長（紙井和美君） 倉持松雄君に申し上げます。都市計画課のほうにお答えを今，頂戴いたしますか。

○17番（倉持松雄君） いや，私は教育次長に聞いてるんですよ。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 私のほうで，じゃあ，お答えになっていないかもしれませんが，先ほど言った資料はですね，検討委員会で皆さんにお配りして，いろいろそこで議論をしていただいた。その場に都市計画課長も，この資料をちゃんと見ていたわけです。その中で，委員さんから都市計画課長に発言を求められることはなかったと思いますし，このことについてですね，そういうふうに委員さんは多分理解されたと思っております。それ以上に何か説明しなければいけないことがございますでしょうか。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） この学校のことについて，全部私は，学校のことで，一応これは教

育関係、教育委員会に聞くべきだと思っています。でも、教育委員会で、自分で答えられなければ、その中で自分の仲間いるんですから、その人の中で相談して答えたっていいんじゃないんですか、あなたが。あんたの知ってる知識でない以上、あっちから聞いたらいいいでしょう。そんなこと言わないですよ、私は。それで結構ですから。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 随分行ったり来たりになってしまいました。この小学校、新小学校の建設は、私の2期目の最大の、皆さんに、町民の皆さんにお願いしたっていうことの公約でありますので、まず、新小学校の区域ですよ。それは、じゃあどこどここの区域があって、どれだけの余剰宅地が残ってるか。これ全部調べます。調べて、それが満杯になったらどのぐらいになるか。これはちゃんと調べられるよな。ちゃんとあるわけだからな。大体今、私が聞いた中では、二丁目は2万7,000平米ぐらい、もう随分前から、前の……。これ古いほうだもんね、今の資料はね。今の資料じゃないもんな。今の資料じゃないでしょう。3万4,000っていうのは。

〔「去年の」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） そうだよ。今は2万7,000ぐらいです。私も調べましたから。そういう中で、やはり検討委員会っていう委員会ができて、その答申は、やっぱりこれは、皆さん、議員皆さんが尊重したっていうことで、これは皆さん尊重していただいたと思うんですよ。それで、確かに倉持議員の立場としてみれば、いろいろ本当にもう、道路1つ隔てて二丁目ですから、いろんな問題が来ると思います。ただ、今後ね、やはりどれだけの新小学校の地域でね、家が、土地利用が進むのかっていうことを、やっぱり今後、将来に向けてどういう状況になるのかっていうものを、やっぱり見きわめながら、やはりどの時点で見直すかはわかりませんが、やはり家が全然建ってこなければ、何も新しい小学校に行ってもらってもいいわけですよ、人が増えなければ。人がどんどんどんどん増えていくっていうことになると、なかなか難しい面がありますけど、ただ、推移を見ないと。今こうだっていうことは断定できないんで、ただ、推移を見ながら、やっぱり見直しをかけるっていうことは、これは大事なことかなと思います。それで、本郷小学校地域も、あれだけもう土地利用が、もう大体300区画ぐらいの土地利用は、もう決まってるわけですから、そういう面で、新しい小学校じゃなくて古い小学校のほうも十分人がそこに住んでいただけるっていう状況になってくるのかなと思います。

だから、推移を見て、何とかどういう状況になったにしても、やはり推移を見ないことには、土地利用がどういうふうに進んでいくかというのを見ないことには、今こうだっていうことはできないですけど、ただ、今後、将来に向けて見直すっていうことは、やっぱりあり得るんじ

やないかなと、そう思っています。

やっぱり私も公約で、一番の公約でしたから、これはやっぱりやり遂げないといけないなど思って、本当に今、ようやくね、基礎もでき、立ち上げもできてきたようですから、非常にそれ、わくわくって言っちゃいけないですけど、本当にいいものができてくるといいなっていう、そういう思いで、今見守っているところです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 町長に本当に親身になったお話を聞かせていただきました。皆さん、これ何しゃべったっていいんですよ、これ。最終的には町長が責任者ですから、罪をかぶるのは町長なんです。そうですよ、これ。

しかし、そうかと言って、そんな無責任な話をされては困るんです。まあ、するつもりもないと思いますが。しかし、脱線しちゃいますと、無責任な話をいくらでもする人が中にはいますから。

じゃあ、これから、本郷小学校の通学区域には、どのくらい人が増えるかということも、今のところまだ想定はしてないんですか。最新の情報、どのくらい住宅が増えるか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。先ほど言いました本郷一丁目、二丁目、三丁目の空き地の状況をですね、説明した段階で、同じようにですね、本郷地区、先ほど言ったウイングタウンとか、あと、上本郷とか実穀で、今宅地開発のですね、情報が入っています。そういったデータなんかも、その検討委員会には示させていただいて、一緒に、将来こちらもある可能性あるってことは共有しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 可能性っていうのは、まだ想像だって可能性ですから、いいですが、教育委員会としては、子供の数は一番敏感に感じなければならないところですので、もう家が建つんではないか、2年ぐらいのうちに建つんではないかというようなことも把握しているかと思えます。いや、絶対ありますよ。土地あるんだから。土地ないときは増えませんよ。土地があるんだから建ちますよ。調整区域も何もこれは関係ないですから、家が増えるんですから。土地のないところは、何の区域だって指定したって増えません。あつたほうがいいんです。あそこは調整だから絶対増えませんなんつたってだめですよ。

ですから、そういうことを想像すると、何でもかんでも新小学校に入る子供の数を強制的に限定しなくってもいいんじゃないかなと、私は思うんですが、教育次長の胸先三寸でどうにで

もなるんですから、ひとつ教育次長によろしく、本郷二丁目を全部通学できるように、一晩寝れば結構です、わかると思いますから、考えていただきたいと。その点をお願いします。

それから、やっぱり、そのほか私もいろいろこれずっと読んできましたけど、これは検討委員会の方々が承諾したことですから、これは別に私は構いません。

それですね、さっきこれ言いましたね、私ちょっと、学校建てるの間違ったって、そんなこと言っていないっていいましたね。あまり人数のことを、切ることだけを優先的に考えると、バスで送ってやるっていう、スクールバスで送ったほうがいいだろうと。で、じゃあ学校建てるの間違いだっただのかと言って、そうじゃないとは言いましたね。ああ、わかんない、もう一回。

余り人数を切ることを考えては、学校は建てずにスクールバスを使って余ったとこの生徒を地方に送ったらいいだろうと。そういうふうになってしまいますよと、私が言いましたよね。そうなのかと聞いたら、あなたはそうでないと言いましたが、そうでないというのを、もうちょっと具体的に話してもらいたい。こういうわけでそんなことないと。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 倉持議員の、最初にまず、倉持議員が今、本郷二丁目についてそういう思いがあるということはわかりました。そして、倉持議員が御発言の中で、教育次長の胸先三寸ですか、そこで何とかなるっていうことについては、ちょっとそれは私のほうでもそういう権限はないので、できないということは御了解していただきたいと思います。

それと、今、御質問にありました、新小学校をつくるに当たって、スクールバス云々で通学区域を検討するっていうことについてはですね、これは先ほども言いましたが、学校再編計画、これは新小学校ばかりではなくて、今の吉原小学校、実穀小学校、第二小学校、君原小学校の再編するという計画をつくる時にですね、その中で、新小学校についても、そういう中学校区割りですね、変えてまで、学校区割りを変えてまで、新しく学校をつくるのではなくて、そうではなくて、やっぱりあその地域に将来朝日中学校行くということの地域になってますので、その中学校は一緒として、その中で、本郷小学校はもうパンクしてしまうという、そういう状況から、新小学校をつくらなきゃいけないという、多分当時の再編検討委員会の中で、そういう意見が交わされて、多分そういうことで再編計画書の中にですね、そういうふうな答申が出されたと思っております。それは私も尊重したいと思っています。今この時点で、その当時のことについて、私が意見を言う立場にないと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） これはちょっとお願いですが、いろんな細かいことが、これたくさ

ん書いた本いっぱいあるんですが、それは今日は文部省でこうなってるということが書いてありますね。で、文部省で東京のど真ん中で決めたことが、どこにも通用するのかと。そんなことないと思うんですが、それどのくらいまで考えてるのか。

それからもう1つ。つくばみらい市で、新小学校2年か3年前、開校しましたね。来年あたりまで1つ開校するって話聞きましたね。そのときに、この学校ができたんで、ほか人数が極端に少なくなっちゃ小規模学校はできないのかつつたら、4つできると言いましたよ、あのとき。その4つは、小さい小学校は学校そのまま運営しているのか。もしわかれば、わかればそれをお尋ねします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

まず1点目の、文部省の基準ですが、文部省です、適正規模ということで、2クラスから4クラス、小学校は、そういった基準を設けていまして、で、その文部省の基準をなぜ尊重するかという点です、学校を建てる時に文部省からお金、負担金、補助金をいただきます。それを守らないと、なかなかそういったお金はいただけないという状況になりますので、多分どこの市町村もですね、つくる場合には、その基準を勘案してつくって、それでちゃんと決まった額の補助金、負担金、交付金をいただくというような考えだと思います。そういうことで、文部省の基準はやっぱり守っていかなくちゃいけないのかと思っております。

それはある意味、やはり学校ですね、教育環境の適正規模といえ、少ない学校も、多過ぎる学校もですね、やっぱり教育上はいろいろ問題があるのかと思います。その中で、やはり2クラスから4クラスというのが一番、子供たちにとっても、あと先生にとってもですね、私が言うことでもありませんけれども、多分教育される先生にとっても、一番いい環境なんだと思っております。

それと、2点目の、ちょっとつくばみらい市のことですが、ちょっとこちらで情報ないんですけども、倉持議員がおっしゃるとおり、つくばみらい市に、今どんどん人が増えていますので、学校をつくってる状況があります。今年も、今多分新しく建設していると思います。それはつくばみらい市でも、やはり阿見町と同じようにですね、TXによる駅前開発があつて、その付近がかなり人口が増えて、その結果、児童数が増えて、それで学校をつくってもまだ足りなくなってしまうて建て替える、さらに新しい学校をつくと、そういう状況になってると思います。それは今、倉持議員がおっしゃったとおりで、ただ、4校云々という話は、ちょっと私もわからないので、そこはちょっとお答えできません。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） いつまで話しても、ほかに迷惑をかけるのでございますから、そろ

そろ終わりにしたいと思いますが、文部省の言うことは、言うことを聞くことはないと思いますよ。わざわざ、ここで反対する必要はないけど、しかし、切っても切りきれないことがあると思いますよ。先ほど言ったように、大根切るわけじゃあないんだから、切れないとこ。それはね、やはり地域に合わせた解釈の仕方をするほかない。そんなこと言わなくてもわかってると思いますよ、知らないふりするのはいくらでも簡単じゃないですよ。

それで、ところで、大分話は脱線しましたが、ここに行政区及び育成会を運営していく上でさまざまな課題が生じると。今後、この1つの行政区に2つの育成会ができるというようなことが、これ事実上、本郷二丁目にあるわけですから、そういうときに、地域のコミュニティーのあり方について、住民と行政が一体となって考えていく必要があるとあるんですが、で、何考えるんですかと、これ。字で書くのは簡単ですが、どんなことを、これ考えればいいんですか。

ちょっと議長、そういえば、既に検討委員会、委員の方に承諾をいただきましたというのなら結構ですよ。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 今、倉持議員が多分説明していただいたのは、検討委員会で配られた資料をもとに説明していただいたと思うんですけども、そういったことで、今、倉持議員がおっしゃるとおりですね、そういった課題もあるだろうと。そういったことに対しては、地域も含めて行政も含めてかかわって、何らかの問題が起きれば、解決していこうということで、そういう意見交換したりとか、状況をしたいと思っています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 言葉吐くのは簡単なんですけど、やってみると難しいんです、これ。何らかのことっての、それですよ、それ、何らか。実際やると、これ難しいと思いますよ。問題はあるだろうなんというのと、そして何らかと言うんですよ。でも、実際、実際にどんな問題にぶつかるか、これは難しいと思いますよ。思いついたもの1つでも2つでもありますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 確かにね、どんな問題が起きるのかってのは、そのときになってみないとわからないことがあると思います。ただ、倉持議員も最初からおっしゃっているとおりですね、1つの行政区に育成会が2つできるという可能性は、確かにそれはあると思います。そういったことが起きたときでも、その育成会、行政区は1つですから、そこでうまくまたやっていくということも、できなくはないんだと思いますね。学校が違っても何もできないということじゃなくて、小学校は違っても中学校は一緒になる区域ですから、そういったことを考え

れば、行政区でもいろいろな活動がとれるのではと思います。それに対して町もですね、かかわっていくと。

あと、育成会については、昨日、高野議員からも御質問がありましたが、子育連という連合会も、ちゃんと親組織がごぞいます。そういったとこの力もおかりしながらですね、いろいろかかわっていけるのではないかと考えています。具体的な、今考えられる課題については、ちょっと思い浮かびません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 育成会の数は、私の地区でも2つできるんです、今度。それは、あちらのほうでこの育成会、こちらにこの育成会。これは結構ですよ。本郷二丁目は、1軒1軒別かもしれないですよ。これが大きな問題だと思いますよ。こういうところはほかにはないと思います。……違うんだから。一区もあるんですよ、こっちの区域。こことA地区、A、Bが一緒でね、CとDが一緒で。これは仕方ないでしょう、あっちのほうとこっちのほうで分けんだから。ところが隣近所みんな違ったんじゃ、困りますよ。それが大きな違い。ですから、私も、本郷二丁目はあっちと、こう決まってるんだら、それはいいです。中には1軒置きに別だという、そういうことができるわけですから、それがおかしいんじゃないかと。それは6次総で、人がつながる……。

○議長（紙井和美君） 倉持議員に申し上げます。残り時間が少なくなっておりますので、簡潔に明確にお願いしたいと思います。

○17番（倉持松雄君） 人がつながるまちづくり、これは6次総でもう基本ですから、それはさっき言いましたよね。何でもかんでもそれに従う必要はないと。これとんでもないことですよ。町でこれ進めても、そんなのは紙に書いたもんだから、従う必要はないといった言葉遣いではないですが、これは改めて。その1軒1軒違った人たちが、同じ行政区の祭りごとに来たときに、一緒に仲よくやることができる。そういう方法をつくっていただきたい。私はそう思います。どうですか、それはできますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 一番最初の質問に戻ったのかと思いますけども、育成会がですね、1つの行政区に育成会が2つ分かれることが、6次総で言っているそういったことには全て必ず影響するということではないと、私は思っております。私個人の考えかもしれませんが、それは、先ほど言いました地域のもので、いろんな方の協力連携によって、その6次総が目指したことが、取り組みによっては可能ではないかと思えます。挨拶もしないだろうっていう話も、今日の倉持議員のお話からもあったかと思えますけれども、同じ地域に住んでいて、

挨拶するしないは、育成会の問題ではないと思いますし、そういったことは、本当にそれは地域の問題として、あとは、それにかかわるやっぱり大人の社会の問題として考えていかなければいけないのかと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） あれ、教育次長はどこに住んでるんでしたっけ。住まい。

○議長（紙井和美君） あの……。その件に関しては、質問はしないでください。

○17番（倉持松雄君） はいはい、わかったわかった。別に、荒川沖小学校と本郷小学校したところがあったんだよね。知ってんでしょう。住吉で。あそこは中村小学校行ったのいたんやかな。同じ地区でいっぱいいたの、そういうのが。話ししないって言ってたよ、その。今は全部本郷小学校へ来たけども。あそこから三中行った人もいるし、いろいろいます。そういうのを私は聞いてるんですよ。ですから、これ言ってるの。いやそんなことないと思いますと言ったってね、これは一区でね、このA地区とB地区、これが一緒になって、CとDが一緒の育成会、これならわかりますよ、あっちとこっちだから。でも、これ違うんでしょ、これこれ。そういうことを私は申し上げて、しかしそういう状態なんですから、住吉で昔あったんですから、ないということは絶対ないんです。ですから、それを親しく交わることができるように、教育委員会は指導していただきたいとお願いをして、質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） 通告に従いまして、公共交通・福祉施策について一般質問をさせていただきます。超特急でというお話ありましたので、頑張ります。

私は、今までも幾度となく質問させていただきましたが、交通弱者対策について、まずお伺いいたします。

当町におかれましては、これからもますます高齢者が増加していく傾向にあり、交通弱者が増えていくことは見据えてあると思いますが、近年、自家用車の普及やバス路線の廃止、縮小が相次いでおり、ダイヤの改正も行われました。こうした状況の中、地域公共交通総合連携計画を策定し、路線バスの代替手段といたしまして、平成23年2月からはデマンドタクシー「あみまるくん」が誕生し運行しておりますが、7年目を迎え、地域でなくてはならない交通機関となりました。

高齢化が急速に進む中で、さらに買い物や通院のために午前中だけでも増便できないか、ま

た、乗りおりが1人でもできるように低床化にできないか、家の前まで来てもらえないか等の声もたくさんお聞きしております。

一方で、阿見町の住民基本台帳の人口に占める65歳以上の第1号被保険者の比率は、平成29年度26.5%で、団塊の世代の方が全てが75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、町民の約3人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えます。また、そのうち要支援・要介護認定者は、約7人に1人の割合から約5人に1人が認定されると推定されています。

これらを考えたときに、高齢化や地域ニーズを踏まえた公共交通の方向性をしっかりと考えておくべきであると思います。さまざまな関係機関との連携による多様な外出支援の方策についても考えるべきだと思います。

昨年、石引議員からも関連事項についての一般質問がありましたが、まずは新たな移動手段の創設の推進について、今後、他地域への路線拡大の御予定があるのかどうか、公共交通体系の見直しイメージについてお伺いいたします。

2点目、福祉有償運送の導入についてであります。タクシーの公共交通機関を利用することが困難な要介護者や身体障害者の人たち等を、NPO法人などの非営利法人が実費程度で送迎サービスができる制度で、平成19年10月に施行された改正道路運送法に法的制度として盛り込まれましたが、現在当町には登録がありませんが、今後の推進についてお伺いいたします。

3点目、路線バスを補完する交通手段の1つとして福祉タクシー利用の一部助成の現状と今後の活用についてお伺いいたします。

4点目、買い物弱者の実態と支援についてお伺いいたします。

高齢者を中心に日常の買い物に苦勞している買い物弱者が高齢者を中心に増えており、全国で約700万人と推定されています。宅配、移動販売、買い物場所の開設などのほか、店舗送迎など、企業全体の多彩なサービスも展開されていますが、支援が進展しているようですが、必ずしも成功ばかりではないようです。サービスを提供する事業者の採算性や住民の協力、連携をどう確保していくか、交通、流通、販売といった公的な要素があります。こうした実情を踏まえる中で、課題の解決に当たっては、自治体がリーダーシップをとり、NPO法人の育成や、住民と企業団体の調整役に徹するという方法も考えられますが、地域ニーズに応じたきめ細かい支援のあり方も求められていると思います。

他自治体例から、当町で考えられる方針、取り組みについてお伺いいたします。

5点目、商店街や事業者による宅配サービスの展開の支援についてお伺いいたします。

青果、魚、米、薬、クリーニングなど、日常生活に不可欠な商品を電話1本で御自宅まで配達してくれるお店を掲載した町内宅配サービスのリストを作成し配布していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

茨城県内でも配布している自治体もあるようですが、船橋市で作成しております冊子、地域のお店宅配ガイドマップのようなマップを作成し、高齢者、障害者に、より外出が困難な方の買い物支援はできないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 公共交通・福祉施策について。

1点目の、公共交通体系の見直しイメージについてであります。

少子高齢化が進み、財政状況も厳しくなる中、年をとっても安心して地域で暮らせる生活環境や移動環境の確保、町の活性化を支える地域の人々の交流促進、そして地球環境への負荷軽減といった多様な影響を考え、町では、平成22年3月に、今後の公共交通のあり方と具体的な計画となる地域公共交通総合連携計画を策定し、地域公共交通の活性化と再生を図ってまいりました。

町内のバス路線については、マイカーの普及や利用者数の減少等の理由から赤字路線の廃止や減便が進み、公共交通不便地域が増える傾向にあったことから、交通手段に不便を来している人に、自宅や指定の場所から目的地まで乗り合いにより送迎を行なうデマンドタクシー「あみまるくん」を平成23年2月より運行しているところです。これまでにJR荒川沖駅東口付近への乗り入れや、セダン型タクシー3号車を増車するなど、より多くの方が利用しやすいよう改善を行なってまいりました。

また、今年2月からは、茨城県と稲敷地域5市町村の連携による稲敷エリア広域バスの実証運行が行なわれているところであり、ルートやダイヤの変更について県や協議会に働きかけ、利便性の向上を図ってまいります。

町では、今後も、地域の実情に即した暮らしやすい交通環境の構築に向け調査研究を重ねてまいります。

2点目の、福祉有償運送との組み合わせなどの導入についてであります。

現在、町では福祉有償運送を実施している事業者はおりませんが、5月下旬に福祉有償運送に新たに参入を希望する事業者から登録申請の意向がありましたので、現在、福祉有償運送運営協議会の開催に向けて準備を進めているところです。この協議が整い次第、当該事業者が茨城陸運局に登録し、福祉有償運送事業を開始する流れとなります。

3点目の、福祉タクシー利用の一部助成の現状と今後の活用についてであります。

福祉タクシー利用券助成事業として、身体障害者手帳の1級、2級の方、療育手帳がマルA

またはAの方、精神障害者保健福祉手帳が1級、2級で自立支援医療受給者証の交付を受けている方で、自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方を対象に、タクシー初乗り運賃相当額を町が助成を行っております。

平成28年度の阿見町福祉タクシー券の利用状況については、66名の方に助成券を交付し、1,358回の利用がありました。

また、自宅と特定の医療機関等の往復のため、車椅子及びストレッチャーに乗ったままでの移動が必要である高齢者を対象として、福祉タクシー費用を助成する外出支援サービス事業を行っております。本事業は、福祉タクシー料金の9割を助成するもので、1回当たりの助成限度額は4,000円、年間24回までの利用を上限としております。平成28年度の利用状況については、8人に対して延べ53回、15万5,990円を支出いたしました。

引き続き、制度内容等の周知を図りながら、事業を継続してまいります。

4点目の、買い物弱者の実態と支援についてであります。

高齢化や人口減少、大型スーパーの進出等により、既存の住宅地内にあった、徒歩で歩いて行ける範囲の店舗が相次いで撤退や、高齢のために自動車の運転できない等の理由で、ひとり暮らしの高齢者世帯など、食料品や日用品などの買い物に困難を感じている買い物弱者が、より一層増えることが予測されております。

買い物支援の取り組みにつきましては、ネット販売や宅配など、さまざまなサービス形態がありますが、その1つとして、高齢者が直接商品を手にとり、目で見て安心して買うことが出来る移動販売の取り組みがあります。

近隣の自治体に置きますと、生活協同組合や大型スーパーと自治体と地元自治会が協力して、スーパーや商店街のない住宅団地や高齢化率の高い地域などを対象に、トラックを改造した移動店舗車による買い物支援を行っている事例があります。

町におきましては、いばらきコープにより、週に1回だけですが、筑見地区内3カ所と近隣の有料老人ホームにおいて移動販売車による生鮮食品や日用品などの販売が行われております。移動販売事業は、利用者の絶対数が少なく、客単価も低いことから、人件費や車両の維持費等について採算がとれる事業とすることが非常に難しいと聞いております。町といたしましては、参入を希望する事業者と連携しながら、地域の実情に合った事業を検討したいと思っております。

5点目の、商店街や事業者による宅配サービスの展開の支援についてであります。

船橋市では、重いものが持てない、移動手段がないといった理由で、買い物に困難を感じている高齢者などを支援する目的で、食料品や日用品などの宅配を行っている店舗を掲載した冊子「地域のお店 宅配ガイドマップ」を作成し配布しております。

外出が困難な高齢者など買物弱者に対して、宅配可能な地域のお店をわかりやすく取りまと

めたマップを作成することは、日常生活支援という観点からも重要であると考えますので、今後検討したいと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 御答弁、大変に丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の、公共交通体系の見直しイメージについてということから始めさせていただいて、まずデマンドタクシーの「あみまるくん」の稼働率についてお聞きしたいと思います。

9便ある、9便なんですね。3台で9便やってるってということで、登録者数、そして年齢別の利用者数、また1日平均乗車人数の推移をお教えてください。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、お答えいたします。まず、登録者数でございますけれども、22年末ですけれども800人、23年度末が1,280、24年度末が1,519人、25年度末が1,756、26年度末が1,967、それと28年度末ですね、これが2,382ということになっております。

それから、年齢別利用者数でございますけれども、年齢者別の利用者数は、特にデータ的にはとってはいないんですけれども、システムの中で計算をした、その数字での説明をさせていただきますと、パーセンテージで申しわけないんですけれども、22年度は23年ちょっと41日間ですので、含まれている部分がありますので、23年度がですね、60歳以上が84%、それから60歳未満が16%ですね。24年が、60歳以上が83.6%、60歳未満ですね、が16.4%。25年が、60歳以上が86.8%、未満が13.2%。26年度が、88.8%、未満が11.2%。で、大変申しわけない、27年度がですね、ちょっとシステムの変更がございまして、ちょっとそのときの利用者の年齢区分というのが、ちょっとわかりづらくなっておりますので、28年度ですけれども、28年度の部分については、60歳以上が86.6%、未満が13.4%ということで、圧倒的にですね、60歳以上の高齢者の方が80%以上を占めているというふうな実態でございます。

それから、1日平均乗車人数の推移でございますけれども、平成22年が41日間で20.6人です。23年度が244日稼働で36.1人。それから24年度が245日稼働で32.8人。平成25年度が244日稼働で42.4人。それから26年度が243日稼働で44.9人。平成27年度が243日稼働で45.0、45人ですね。それから28年度が242日で44.2%という状況になっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ほとんど8割以上が高齢者ということで、こういったことも、また今後の考えていく必要があるかなと思うんですね。

それで、あと、町の、そうしましたら負担額はこういった状況になってまいりましたでしょうか。

委託料，また補助金もあるということと，また収益も，差し引いた金額の推移。それから，今，答弁漏れてたんですけれども，平均乗車人数というのは，大体一緒だということによろしいんですね，一緒。平均。1日の乗車というのは，これ例えば44.2%というのは，242というのは1日の乗車……。そうですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 平均乗車人数につきましては，ちょっとお待ちください。
大変失礼しました。平均乗車人数。

大変失礼しました。平成23年がですね，36.17，24年が32.8，それから25年度が42.4，それから平成26年度が……。いや，全部で，3台全部まとめて平均乗車人数になりますが，44.9ですかね。大体そういうふうな状況になっております。28年度が……。28年度がちょっとデータがないんですが，28年度が……，38.2人ということになります。

○13番（難波千香子君） ごめんなさい。委託料。質問してありますよね。委託料，町の負担額，委託料，この収益を差し引いた金額の推移ということで，あまり変わりはないとは思ってんですけれども。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい，お答えします。委託料につきましては，平成24年からなんですけれども，全体で……。委託料といいますか，24年が1,924万8,726円かかってます。そのうち補助金とか利用の回数券ですね，を差し引きますと，町の負担が1,531万3,000円ほどになります。25年度が全体で2,300万円。それで，補助金，諸収入を引きますと，マイナスの町負担分が1,367万1,000円。それから平成26年でいいますと，合計でかかる費用が2,317万2,000円に対して，町の負担が1,506万8,000円程度。それから平成27年度が合計で2,370万円ほどかかっておりまして，町の負担が1,564万9,000円。平成28年度につきましては，合計で2,380万円に対して，町の負担が1,641万9,153円ということになっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしますと，1台の車，1日大体13人から14人ぐらいで，ざっと計算して動いてるという。稼働率がいいんでしょうか，悪いんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 一応，平成24年のときに，非常に稼働がいいというふうなことで，1台増車をしております。ですので，あとは1日のルート，予約をする時間帯ですとか場所によっては，なかなか予約がとれないというようなところがあるんで，一概に何とも言えないんですけれども，1日乗車平均，そういった人数になりますと，稼働率がいいという判断

になるかどうかというのは、ちょっと何とも言えないところです。

ただ、デマンドタクシー2台で、うちワゴン車10人乗りタイプのやつがございますので、それも大体平均4.5人ぐらい、4.5から5人ぐらいは乗っているんじゃないかなというふうに思います。セダン型は2人しか乗せないということになってますのでね。ですので、その状況によっては、いいときと悪いときがあるんじゃないかなというふうに思います。ただ、その分析については、今のところ、してはございません。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今後、改善策は考えておられますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 町長の答弁にもありましたように、非常に予約がとりづらい、登録者数、利用者数が増えてきたということで、これまで増車をしたというふうなことがあります。それから荒川沖駅に利用したいというふうな利用者の要望があったということで、随時改善をしてきたわけでございます。

今、これまでも、それ以外に、やっぱり予約のシステム関係ですけれども、るる改善してきた経緯がございます。今後も、ちょっと予約がとりづらいとか、あるいは、とつてもなかなか、何ていいますか、長い距離の移動時間帯と、それと短い範囲の中での移動時間帯っていうのが、なかなかとりづらい部分……。短い距離の中ではとりやすい、ある一定とりやすいんですけれども、どうしても長い距離を移動するデマンドタクシーにとっては、その時間が見えないというふうなところがございますので、そういった改善ですね、を今、委託している業者と、今後どういうふうにしようかということで改善をしていこうかなというふうなことは考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひします。そういう苦情が結構多うございます。はい、わかりました。

あと、登録者の転出とか、そういったものは、ちゃんと名簿を整理して、住民基本台帳をリンクさせて、シルバーさんと業務をスマート化させておられますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 登録者の転出の確認については、特に毎日やってるというふうなことではございません。というのは、あくまでも利用できるかできないかのことでございますので。ただ、年に1回、年度末に住民基本台帳のほうと突合して、消し込みをしているというふうなことは行っております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。それからですね、今、広域の、以前、石引さんのほうからもありました。議員からもありましたけれども、稲敷のエリア広域バスの実証で3ルート。各平均1日の乗車人数、またルートやダイヤの変更を県や協議会に働きかけて利便性の向上を図るといような御答弁をいただいておりますけれども、荒川沖駅も今入っておりますけれども、どのような御要望をされて、また利便性を図っていかれると考えておられるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 稲敷エリア広域バスは、美浦、稲敷市、牛久、阿見とルートをつくって運行しております。特に阿見町のルートにつきましては、江戸崎・阿見線と美浦・龍ヶ崎線という、その2便だけになります。それ以外は、ちょっと阿見町の、もう1便阿見町のルートには入っていないということで、美浦・龍ヶ崎線がですね、実は美浦の光と風の丘公園から布佐を通して、大形を通して、一度あみアウトレット、プレミアム・アウトレットに入ってきます。これはアウトレットだけが乗車場所になっております。そこから、久野から最終的には竜ヶ崎駅まで続くルートになっております。

この便については、平均乗車率がですね、2月が0.9人、3月が0.7人、4月が0.9人、合計平均で0.8人ということで、延べ人数では、2、3、4月で580人乗ってるんですけども、そういう状況でございます。

もう1つ、江戸崎・阿見線が阿見町内を縦断といいますか横断といいますか、するルートで、これは江戸崎から蒲ヶ山、それから筑波南奥原工業団地を通して……。失礼しました。江戸崎からですね、稲敷市役所、それから飯倉の県道と飯倉2区の十字路のところを通してアウトレットに入りまして、それから吉原小学校の前を通して実穀、寺子、本郷、それで荒川沖駅に行かないで、荒木田線をひたち野うしく方面に行って、ひたち野うしく駅まで行くルートになっております。

これにつきましては、2月が1.7人、3月が1.5人、4月が1.5人、で合計で、2、3、4、3カ月で1,061人で、平均が1.5人というふうな状況になっているということでございます。

もう1つ、今後の考え方なんですけれども、前にも説明をしたと思っておりますけれども、当初、荒川沖駅に乗り入れるような要望を町としてはしておりました。やはりひたち野うしくではなくて荒川沖に乗り入れてもらいたいというふうなことを要望しておりましたので、今後は県と関係市町村とよく協議をしながらですね、荒川沖駅に乗り入れるような形で、できればですね、中央地域を通過していただきたいというふうなところもあるんですけども、なかなか他の民間事業者との競合というふうなところもございまして、そういう形で、強くですね、要

望はしていく予定でございます。まだ、県との協議はこれからになってくるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひ、粘り強く、県と働きかけていただきたいと思います。

あと、そうしましたら、何としても荒川沖が1日9本とかですよね。何かその辺を何とか改善していただきたいんですけれども、以前にも御質問したときに、荒川沖本郷地区と荒川沖中央地区を結ぶ新路線バスの運行を調査検討を進める計画ですと、平成22年の質問のときに取り上げさせていただいたときの御答弁にありますけれども、茨大と連携して、今調べておら……。委託しているということで、その進捗状況、お聞かせください。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 27年度に茨城大学さんの受託研究授業として取り組んだアンケートでございます。目的ですけれども、町内を中心に立地する企業従業員の方、それから、平成29年度に高校生になる中学2年生を対象にアンケートを実施したというふうなことです。その中で、町内企業につきましては、MCフードスペシャリティーズ、MCオブティック、フタムラ化学、この町内の3社、特に中央地区にある業者を選定させていただいて、その従業員についてアンケート調査をさせていただきました。回収は3社から576票が回収されたというところでございます。

いろんな考え方があるんですけれども、まず、企業形態によっては、通常勤務とシフト勤務ってのがございまして、朝夕に通勤、退勤する人と、途中でシフトが変わる人がおるんですけれども、シフト勤務の人につきましては、まず公共交通を利用するというのはありませんでした。少なくとも出勤時間が定時である人が公共交通の利用者層であるというふうなことがわかっております。

それから、現状の公共交通の利用は全体の1割程度で、やはり大部分がですね、自家用車の運転、あるいは近距離であれば徒歩や自転車で通勤をしているというふうなことです。

それから、利用されているバス路線なんですけど、ほぼ毎日利用している人に限ってですが、荒川沖方面よりも土浦方面から、土浦駅から来るバスの利用者が多いということ。これはどうしても便数がやはり多いというふうなことが、その要因に上げられるというふう考えております。

で、もし荒川沖と企業の直通バスが運行された場合にはどうですかというような問いに対しては、23%の方が利用してもいいんじゃないかというふうな回答を得ております。

それから、全体の2割を占める、公共交通をほとんど利用しない人のうちですけれども、そ

のうちの36%、または全体の7割を占める公共交通を全く利用しない人のうち13%が、直通バスを利用できるというふうな回答を得ておまして、バス運行を検討する上では、この人たちが実際に使うようなバスを検討することも重要であろうというふうには考えております。ただ、現状の公共交通よりは全体の1割ですので、その1割の中での何%ということですので、かなり絞られてくるんじゃないかなというふうに思います。

それから、中学生ですけれども、町内の3中学生ですね、中学生492人に対して配布してもらって、393票が回収されたということで、考え方としては、進学後に公共交通を使うかというふうなのが、具体的な最終的なアンケートの中身なんですけれども、進学後の通学の手段については、45%は進学先を選ぶ際に通学手段は気にしないと。で、残りはやはり徒歩、自転車あるいは公共交通があって家族に負担をかけなくてよいようになることを期待しているというふうなことでございます。また、JR常磐線利用については全体の28%、そのうちの16%が駅へのアクセス手段として路線バスを利用したいというふうには回答はしております。

また、駅へのアクセス手段の選択では、普段からバスを利用している者では、将来の通学時のバス利用の割合も高くなる傾向が見られたと。また、このことから、中学生に対しての日ごろの駅利用においてバス利用を動機づけさせることが、通学時のバス利用を高める上で効果があると。つまり、中学生に対して日ごろの駅利用においてバス利用をしてくださいというふうな動機づけが前提になってくるんじゃないかなというふうなことでございます。

難波議員、27年度にそういうふうなアンケートをした後にですね、実は、28年度にもアンケートをしております。これは、荒川沖東口の利用者のアクセス交通手段に関する実態調査ということで、阿見町から荒川沖を利用する人、特に通勤、通学で利用する人の駅へのアクセス交通手段として路線バスを充実させることの可能性を検討するために行ったものなんですけれども、1日だけなんですけれども、荒川沖東口で、電車からおりる、朝は乗る方、帰りはおりる方を、どういうふうな方がいて、どういうふうな、駅をおりてから交通手段を使っているかというふうな状況を調査をさせていただきました。

その中で、やはり高校生は、やはり朝夕とも300人程度の利用がありまして、特に7時から8時の45分間で68%が集中的に電車を利用したということです。一般の通勤は、やはり時間帯では高校生に比べて、6時台と7時台との利用量の差は大きくはないんですけれども、荒川沖への路線バスの利用は、高校生の場合には1%と非常に小さくて、やはりマイカー送迎が全体の4割程度、残りが徒歩と自転車であったというふうな調査も出ておるというふうなことでございます。

ですので、今後この資料については参考になるのではないかなと思いますけれども、今後の公共交通のあり方について、1つの参考にさせていただくというふうなことになろうかと思

ます。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時20分といたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） すいません、先ほど難波議員のほうから、デマンドタクシーの1日平均乗車人数で、平成28年度の数字を38.2人というふうな話を言ってしまったんですけども、正確には44.2人でございます。訂正させていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。さまざまな変更というか創設を考えていらっしゃるということはわかりました。

それですね、もう2点、ルートをお聞きしたいと思います。あと1点がスクールバス。これもやはり学校編成に伴うスクールバスの昼間の利活用ということで質問した際に、コミュニティーバス化ができないか、できれば運行できないかと、教育委員会のほうに申し出ているところだと、産業建設部のほうからの御答弁もいただいておりますけれども、その後の進捗状況、教育委員会あるいは産業建設部と連携しながら、どの程度なっているのか、進捗状況をぜひお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。スクールバスの件につきましては、今、難波議員からのお話は、今、再編統合している吉原小学校から阿見小学校に向かうスクールバスと、実穀小学校から本郷小学校に向かうスクールバスの件だと思います。

こちらはですね、それぞれの学校の統合準備委員会のほうですね、今、スクールバスの停留所、ルートを決めている段階です。まだ決定には至っておりません。そういう状況です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 前回の答弁の中で、スクールバスの昼間、午前と帰りですね、以外のあいてる時間帯についても利用の可能性はあるんじゃないかというふうなことで調査検討していきますよというふうな答弁をさせていただいております。

今年度、スクールバスをどういうふうにしていくかというのが決まってくると思います。た

だ、昼間空き時間をどういうふうを活用するというふうな形になっても、コミュニティーバスということになれば、ある一定のルートの設定ですとか、あと利用時間帯、それから交通事業者ですね、ほかの今、運行しているJRバスですとか、関東鉄道バスさんとの調整、タクシー事業者との調整、それから、やっぱりかなり、先ほど言いましたように、交通環境というのは、非常にこの辺の地域、非常に厳しい状況もございまして、コミュニティーバスを走らしても、なかなかそこに乗車していただけないというふうなところもございまして。そういったことを考えると、費用的な部分もかなり発生するんじゃないかなというふうには思っております。

ですので、こういった部分について十分に、費用対効果も含めて、やっぱり考えていかなければなりませんし、そういった部分についてトータルで政策的な1つの課題として、今後詰めていきたいなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしています。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） できれば、ぜひ調査研究して、実現できるところからお願いしたいと思います。

そしてもう1点が、これはもう8年前からの課題ですけれども、アウトレットから荒川沖、今かなり乗ってる方も当初より減ってるのかなと、私個人的には思ってるんですけれども、それも一般の方がコミュニティー化として乗れるようなふうには計画を策定中であるということまでは聞いてるんですけれども、その後の進捗状況をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） ちょっと今、資料がないんですけれども、アウトレットと荒川沖駅を結ぶシャトルバスがございまして。1日な何便か出てるんですけれども、雪印メグミルクさんが、そこに企業が張りついたときに、やはりアウトレットと雪印といろいろ調整をさせていただいて、それはシャトルではなくて路線化図れないかというふうなことで検討させていただきました。

ただ、雪印さんについては、やはり24時間稼働で、勤務シフトがなかなかそのバス時間帯には合わないということで、雪印は使えないというふうなこと。あと、アウトレットさんとの話し合いの中でも、やはりシャトルバスでないと、なかなかそれが難しいというふうなことで、今の段階で、その先の協議までには至ってないということです。

ただ、そのルートについては、今、稲敷エリア広域バスですか、も走っているんで、ですから、その部分で何とか荒川沖駅に乗り入れられるような方策ができないかなというふうなことで、今後、茨城県のほうには働きかけをしていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 状況も変わるかとは思いますが、今まで挙げたルートも、しっかりとまた継続的にお願いしたいと思います。わかりました。じゃあ、ありがとうございました。次に行かしていただきます。なかなか結論が出ないと思いますのでね、継続で、ぜひお願いいたします。

それでは、次、福祉関係のほうに行かしていただきます。再質問ですけれども、福祉有償運送についてですけれども、まず協議が整い次第との御答弁がありましたけれども、今後の流れ、また御予定、また乗車対象者の内容についてお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。その前に、お配りをさせていただきました答弁書の中で、3ページになりますけれども、福祉有償運送に新たに参入を希望する事業者から登録申請がありましたのでとなつてございますが、町長答弁させていただきましたように、希望する事業者から登録申請の意向がありましたのでということで、正式な登録申請までは、まだ書類等が整っていないという状況がありますので、今の段階では、登録申請の意向があつたということで、その状況を踏まえて、現在、福祉有償運送運営協議会の開催に向けて準備をしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、御質問のありました、まず福祉有償運送の今後の流れ、予定について御説明をさせていただきます。

福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長の行う登録申請、これを受ける必要がございます。登録の要件といたしましては、バス、タクシー事業者等によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体——町です、それからバス、タクシー事業者、またはその組織する団体、住民等、地域の関係者が合意していること、それから、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること等とさせていただきます。

このように、登録の申請には、市町村が主催する運営協議会におきまして、福祉有償運送の必要性、それから運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要となつてきます。このため、運輸支局への登録申請を行う場合、運営協議会において協議が整っていることを証する書類等の添付が必要となつてきます。

この運営協議会の開催につきましては、現時点では、8月中の開催を目安に作業を行っているところでございますが、まだ申請の状況等を踏まえて、ずれ込む可能性もございますけれども、申請が上がれば、速やかに運営協議会のほう開催していきたいというふうな準備を進めてございます。

それから、運輸支局への登録申請が行われた場合、運輸支局長の行う登録の標準の処理時間

は約1カ月程度というふうに伺ってございます。

以上が流れと予定ということでございます。

続きまして、対象者、旅客の対象者なんですけども、対象者は、身体障害者、それから介護保険の要介護、要支援認定を受けている方、それから、その他肢体不自由ですとか内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害ですね、障害を有する方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている方及びその付添人ということになってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 再度お聞きいたします。対象者の中で、認定を受けてなくても、そうしましたら大丈夫ということによろしいのでしょうか。単独で乗れない方であれば、ちょっと膝が痛いとか、認定は受けてないと、その辺の、それは虚弱な高齢者であれば利用できるというような、そういう幅も広がっているということをお聞きしているんですけども、それは各自治体サイドでそれは決められるというようなことをお聞きしていますので、その辺の考え方、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。町のほうで、今年度から介護予防それから日常生活支援総合事業というのが始まっておりますけども、この事業による生活支援サービスを利用できる方が、要支援1、2の方、それ以外に、チェックリストにより事業の対象者と判断された方が利用できることになってございます。で、このチェックリストで対象となられた方につきましては、要支援の認定を受けていませんけれども、何らかの支援が必要と思われれますので、こういった方については対象に含めていきたいなというふうに考えてございます。これにつきましても、運営協議会での協議が必要となってくると思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、次、福祉タクシーなんですけれども、これ詳しくわかりました。制度内容の周知を図りながら継続していくという御答弁もございましたけれども、実は私も余りよく知らなくて、福祉タクシーを病院まで往復、おばを、大体2万円ぐらいかかってたんですけども、ああ、いただければよかったというか……。助成の手続の方法と、あと、今、透析の患者さんがとても多いんですけども、週二、三回、そういったこと使われる方も多いと聞いてるんですけども、そういった

場合の助成制度，手続等お聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず福祉タクシーでございますけども，福祉タクシーの初乗り料金の助成のほうにつきましては，利用券の交付を，年間36枚を限度ということで行ってございますが，慢性の透析療法を必要とされる方につきましては，年間60枚を限度ということで行っていただいております。

それから，先ほどの外出支援サービスのほうかなと思われるんですけども，65歳以上の方で公共交通機関を利用することが困難ということで，車椅子とかストレッチャーでの移動を必要とする方が対象となっておりまして，これは片道を1回としまして年間24回まで利用できるということになっておりまして，助成のほうは1回当たりですね，利用料金の9割，上限が4,000円ということになっております。これは事前にですね，町のほうに申請をしていただければということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 詳しくありがとうございます。はい，わかりました。

それでは，次の質問に行かせていただきます。買い物弱者についてでございますけれども，何点か質問させていただきたいと思っております。

まず，参入を希望する事業者と連携しながら地域の実情に合った事業を検討したいとの御答弁がございましたけれども，採算性の確保や継続が厳しいとの問題もあるようですので，地域との協力関係もかなり必要ということもあります。見守りという意味もありますけれども，取りかかりとして企業から協力をいただいて，行政と一体となって買い物弱者の方々を救うような，そういった取り組みを，町としてどこまで支援できるのか，お考えをお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい，お答えします。まだ具体的にどういう計画でとかいうところがないので，明確に申し上げることは難しいんですけども，一般的には，企業のほうで売りたい売り手が，それから買い物弱者という高齢者等ですね，買いたくても買えない消費者が，これをどのようにマッチングをさせていくかということで検討する必要があるのかと思っております。この両方がうまくマッチングした段階で事業が成り立つのではないかなというふうに考えてございます。

議員おっしゃられましたように，買い物困難者の対策として，民間の事業者による，例えば移動販売等を検討する場合に，取り組みの採算性の確保，これが非常に重要になってくるのではないかなと思っております。採算性に問題がある場合には，当然事業としては長続きしないし，そ

れから公的助成とか補助に頼った場合には、それが打ち切られた場合に事業が継続できなくなってしまうというおそれがあります。取り組みを継続するための採算性をいかに確保していくか、そしてこれをマッチングさせていくか、非常にそこがポイントになってくるのではないかなというふうに考えてございます。

採算性の確保には、民間事業者、企業側によるコストの削減、それと売り上げの増加、コストの削減と売り上げの増加、この2つがあると思います。そこで、売り上げの増加ということで、地域の住民の方の協力が必要になってくるのではないかと思います。運営する事業者の経営努力に加えまして、地域住民による積極的な利用の声かけ、それから、例えば配達などのボランティアの協力などにより採算性を確保する必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

まずはですね、地域の要望それからニーズの把握を行い、その上で、集客のために地域住民への声かけですとか、あるいは車の駐車スペースや販売場所となる場所、町の例えば施設の駐車場とかの利用の利便などが考えられるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。本当にマッチングというか、それが大切だと思います。今は、昔もよく自動車での移動販売をよく見かけましたけれども、今でもお豆腐とか、たまに来てますけれども、いつの間にかいなくなっちゃったとか、掛馬の前にも来てたけど、もういなくなってしまった。そういうお話も聞いております。

近隣を調べてみますと、移動販売としては、お隣のつくば市、取手、日立が大型スーパー、そしてまた、牛久、龍ヶ崎、土浦、水戸等々がいばらきコープ、またセブン、イオン等の参入と拡大しております。また、美浦村も今、考えているとお聞きしております。今、部長がおっしゃったような、そういうウィン・ウィンの協力は必要かなとは思いますが、また、筑見のような無償の有償販売移動もやっている。そういったものも町全体に広がればすばらしいなと思います。

ここで1つ参考になることを話したいと思うんですけれども、広島県の神石高原町という取り組みなんですけれども、美浦よりちょっと大きいぐらいのところなんですけれども、町出資の運営会社がコンビニ大手のローソンとフランチャイズ契約を結んで、町内の——これから阿見町もそうなんですけれども、町内の道の駅に店舗を開設した。ここを起点に2台の移動販売車を使って、高齢者の買い物を支援する、安否確認も一緒に行っているという、そういったこともあるそうです。農林水産省の最近の調査で回答のあった市町村の8割が買い物弱者対策が必要としているけれども、対策の実施率はそのうちの6割にとどまっているということであり

ます。

再度、こういったことも含めて、ぜひ町長から展望等があれば。ありません……。すぐには難しいと思いますけど、お願いいたします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど部長が言われたとおり、やっぱり業として成り立つっていうことが一番だと思うんですね。そういう中で町がどういう助力ができるかっていうことは、それは考えざるを得ないと思います。どういう業者がね、参入してくるのか。こういうことでやりたいっていう、そういう人がいたならば、話は聞きたいなと。部長ともども、話は聞きたいと思いますので、そういう人がいたら、よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。また、継続的によろしくお願いいたします。

じゃ、次の質問に入りたいと思います。買い物バスツアーということで、提案もしてございますけれども、守谷市ではコミュニティーバス、また小美玉市では社協のバスを利用して、月1回、スーパーマーケット、市内外のをめぐるといって、そういった、大変定着しているとも聞いております。私自身もこういった御要望を数多く阿見町でもいただいております。いただいているところであります。

こういった各部局の連携も必要でありますけれども、こういった取り組みについても、やはり皆さんのニーズを聞いて酌み取っていくことも1つの手かなと思います。この辺はいかがでしょうか。まだ考えてないかもしれませんが。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 地域の意見を聞いてということでございましたけれども、昨年ですね、町の社会福祉協議会それから町が合同で実施しました地域福祉懇談会の中で、やはり買い物に不便を感じているという地域もございました。高齢化が進展する中、地域の課題解決を目指して、地域福祉を推進していくという観点からすれば、社会福祉協議会とも連携を図りながらですね、今後、対応等について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。委託というか、社協のほうでもしっかりとまた、包括支援センターとか、また連携してやっていただければなと思います。

そして最後に、宅配サービスの展開支援ということで3点ほどお聞きします。今後、検討したいとの御答弁でありましたけれども、これはどこの部局で担当されて、どこと連携して、中心になって、どのように取り組まれていくのでしょうか。縦割りではなくて、関係各課が横断的に連携する対応が欠かせないとは思いますが、その辺の見解も少しお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。横断的にということをございまして、まさにそのとおりだと思います。買い物の困難な方が存在する地域におきましても、既に地域のお店それから事業者が、宅配それから配達、出張販売などを実施して、買い物の困難な方をサポートする仕組みが整っている場合もあるかと思えます。が、こうしたサービスが本当に必要とする買い物弱者等、高齢者等の方々に、その情報が十分に伝わってないということも考えられます。まずは、こうしたサービスを行っている事業者ですとかお店を把握することが必要というふうになってくると思えますので、福祉担当部門と商工担当部門のほか、商工会等とも連携をしながら検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひお願いいたします。1部局では難しいかと思えますので、その辺、お願いいたします。こういったことも、ちょっと責めるような形になってしまいますけれども、いつごろの予定で、もしできた場合は、どういった感じで配布していかれるんでしょうか。お聞かせ願えますか、御予定。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 現時点でいつごろというふうに申し上げるのは、非常にまだ難しい。これから検討を進めるということをございまして。マップを作成する場合に、単独で町でね、単独のマップをつくっていくのか、あるいはほかの媒体と組み合わせてつくっていくのか、あるいは、マップを掲載するに当たって、船橋市さんなんかでもそうなんですけども、募集要件、普通お米ですとか、生鮮ですとか、魚とかね、こういったものを配達してくれるよとかいう募集要件の検討を行った上で、掲載を希望する事業者を公募する手続が必要になってくるかと思えますので、こういったことを含めると、ちょっと時間を要するのではないかと思いますけど、今後、検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。いろんな、便利帳とか、今つくっていらっしゃるって、今年にはつくりたいというお話を、ほかの部局でも聞いておりましたので……。また、課が違い……。部が違いますよね。そういったところで横断的にまたぜひお話し合いを持っていただいて、一番いい方法をとっていただければなと思えますので、きめ細かい支援のあり方を、ぜひともお願い申し上げます。

じゃあ、次の質問にさせていただきます。

2項目めの教育について御質問させていただきます。よろしいでしょうか。

最近の子供たちを取り巻く環境は、いじめや不登校、貧困問題など、さまざまな難しい問題を抱えております。このような状況の中で、子供たちが数々の困難を乗り越えたくましく生きていけるように、強い精神力と健康な体をつくることは大変重要なことでもあります。また、児童生徒の健全な育成のためには、学力向上も大切ですが、自分や他人を理解し、社会の一員としてお互いに協力することの大切さや、人を思いやること、社会に貢献しようとする事など、豊かな心の育成が必要であると考えております。そのために、体験学習や良書を活用した教育も必要であります。特にいじめの対応では、教育長も話されておりますが、学校運営に地域住民が参加することで教育の安定性も高めていただきたいと思います。

平成27年3月、学習指導要領が改訂され、特別な教科として道徳教育が位置づけられました。小学校は平成30年、中学校は平成31年度からの実施となります。今後、検定教科書が使用され、評価も行われると聞いております。また、親子道徳の日を定め、学校、家庭、地域の連携を強化するとして、学校外での道徳教育を進めるとしています。

そこで、3点についてお伺いいたします。

1点目、当町の道徳教育の現状と、目指すべき道徳教育についてお聞きいたします。

2点目、挨拶できる子供、日本一の実現に向けて、教育委員会が学校長や教員を指導し、継続的に辛抱強い取り組みが必要であると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

3点目、挨拶や礼儀ということを指導しておられる全国的な組織で、公益社団法人のマナーキッズプロジェクトがあります。私も、早稲田大学で開催されました講座に参加させていただく機会がございました。全国から、そしてまた海外からも参加されており、関心の高さに驚いた次第でございます。今、子供たちの現状に大変危機感を持っているということで、取り組みを全国展開されております。こういうノウハウを持った組織の活動を考えて、教育、また挨拶運動等に取り組んでいく必要があると考えますが、お答えをお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 教育についてお答えします。

1点目の、当町の道徳教育の現状と目指すべき道徳教育についてですが、小学校で平成30年度、中学校で平成31年度に、特別の教科道徳が実施されるに当たり、各小中学校とも道徳教育推進教師を中心に計画的に道徳教育が進められております。

教育委員会では、道徳教育の充実を図るために、道徳教育推進教師研修会を実施しております。各学校では、道徳の授業を積極的に公開し、計画訪問や校内研修等で助言指導を受け、授業の改善を図っております。特に竹来中学校では平成26年度から道徳教育に力を入れており、

今年1月には文部科学省の教科調査官による訪問指導がありました。

今後は、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れる等の工夫を行い、自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが大切だと考えます。予測不可能な未来に起こり得るさまざまな場面や状況で生き抜く力、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるために、教育活動全体で道徳教育の推進を図ってまいります。

2点目の、挨拶できる子供日本一の実現に向けての継続的な取り組みについてですが、挨拶は豊かな心、社会性を育むためには欠かせないものであります。

学校においては、児童生徒による挨拶声かけ運動等の自主的な活動や創意工夫を凝らした活動を行っております。

また、教育委員会生涯学習課主催の挨拶声かけ運動には、PTA連絡協議会、青少年相談員連絡協議会、防犯連絡協議会、ライオンズクラブ等、多くの団体に参加していただき、地域全体で育てる体制が整備させております。

今後も、学校と家庭、地域社会が連携して元気な挨拶ができる児童生徒の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の、公益社団法人によるマナーキッズプロジェクトの内容についてですが、専門講師の指導のもと、子供に伝統的な礼法と挨拶の仕方を体験させることで、バランスのよい子供を育てるプログラムと言えます。

町でも、特に就学前教育については、1歳6カ月健診時の案内やPR事業、講演等を行っておりますが、当プログラムの体験により、子供に正しい姿勢、おじぎ、挨拶の仕方を実践で身につけることは大切なこととあります。また、保護者とともに学習することで、家庭教育の中でも効果的な取り組みと判断できることから、実施に向けて検討してまいります。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、道徳教育でございますけれども、特に竹来中学校では力を入れておられるとの御答弁がございましたけれども、どういった内容で行われておられたのでしょうか。ぜひお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） お答えします。道徳教育、普通、教員のほうでは専門の教科、例えば私でしたら理科が専門なんですけど、担任を持つと道徳という授業を行います。ただ、やはり道徳については、人の心に訴える教科ですので、どのような展開をしたら心に響くか、これはなかなか難しいものがあります。一般的には、道徳の教科書というか副読本がありまして、そ

こを読みながら、これに感情移入と言いますか、そういうような授業を展開するのが一般的ではありましたが、やはり今回の文部科学省の改訂にもあるように、本当に子供たちの心を耕さなくてはならない。そのためには、やはりどのような道徳があるのかということ、これはいろいろな角度から迫る必要があります。そのことについては、すぐにできるものではないので、竹来中学校のほうでは、いろいろな角度から、道徳推進教師なんかを中心に、やはり授業研究を中心に、今日のこの発問はよかったねとか、導入のところではこういうところがよかったねとか、そういうのをお互いに授業研究しながらやっております。

もちろん、先ほど答弁にもありましたように、文部科学省の調査官なんか来てくれたりとか、外部の人の指導をいただきながら、阿見町のリードをしている学校だと捉えています。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 来年からということで、先生方も大変かと、非常に思っております。先生方と懇談する機会がありました。道徳教育で問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるというお話で、今までとは全然違うんですね。私たちのころの道徳とは。ということで、まずはびっくりしたんですけれども、いよいよだなどは感じてます。

子供の個性に応じた教育を進めていかれると思いますけれども、経験の、先生、今おっしゃいました、教育の、阿見町は特にと思うんですけれども、経験の少ない若い教師も多くおられます。そういった方に、今おっしゃった子供の心に合った道徳をとというのは難しいかと思うんですけれども、教師の観察と子供の実態のずれが指摘されていますよね。いじめであっても、教師は違う、でも子供はしてるっていう。なんかそういうずれを今、指摘されていますけれども、で、この間、先生とお話しあった機会に、子供たちのアンケート、Q-Uという、そういったものがとても役に立って、今まで不登校が減ってきたというお話を聞きました。そういったものも利用している学校としてないところがあるとお聞きしたんですけれども、その内容と、そういったものを使いながら子供の心をしっかり酌み取って、授業とは違う心の優しい、それを現実にしていくという、その辺の手法ですね、その辺のともあわせてやっている、Q-Uを取り入れてるところと、また学習の内容ですかね、そういったものもあわせて、知ってる範囲で、ぜひお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。まず、30年度、新しい特別の教科道徳ということで、前倒しで始まるということですが、道徳自身は現在も行われてます。その道徳をより特別な教科、教科という扱いにして、よりしっかりとやろうというような格上げになったというふうな捉え方で、決して新しく、もう今まで道徳はやってなかったわけではありません。

また、その文部科学省の学習指導要領等を見てくれればわかるんですけども、より実践的な

場面でも使えるように、問題解決型の道徳だったりとか、体験的とか、全ての教育活動を通して道徳教育というのは行います。道徳の時間に、例えば運動会でこんなことがあったよね。こういうときどんなふうになればよかったのかなとか、そういうより実践的なことについて道徳の時間で取り扱ったりとか等々、子供たちの本当に心に響くような道徳にしていきたいと思いますという流れです。

で、先ほど難波議員さんのほうからあったQ-Uテストということですが、Q-Uテストについては、端的に言いますと心理テストです。それで、そのテストは、子供の学校での意欲とか満足度などがアンケート形式で答えることによってわかります。そうすると、それを見ると、あ、うちのクラスの子供たちは、誰々ちゃんはこういう思いでいるんだとか、クラスの中で子供たちの間ではどんなポジションにいるんだなっていうのがわかります。また、ちょっと話が長くなりますが、それと、教師の、先ほど難波議員が言ったように、ずれがあった場合には、あれ、私の見立てと子供の感覚は違うとか、そういうところをもとにしながら、子供への、ではこういうところが違うんだったら、こんな道徳が一番いいかなとか、そういうきっかけとなるのには有効な手段だと思ってます。

ただ、集団の中の関係を見ますので、人数がある程度多くないと、その関係が、せっかくQ-Uテストをしても、人数が少ないところでは、その意味合いが薄れたり、極端に出てきてしまいますので、学校規模とか、その学校の実態に応じて、Q-Uテストなんかは有効だということで紹介とかはしたり、学校の先生も有効だと思えば使ってるというのが現状です。

それでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そういったすぐれ物があるということで、はい、わかりました。学校に応じて、ぜひ使っていただきたいと思います。

児童生徒の心の中は、管理するのではなくて、心の中を引き出すという、そういうことでよろしいでしょうか。で、評価はしないということではよろしいんですか。評価は、1、2、3はないと聞いてますけれど。そのほかの……。どういった……。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） 数字であらわせるものではないんですが、言葉では、道徳の授業を通しながら、こういうところが変化が見られたとか、こういう心が育ったとか、そういうような評価にはなると思います。ただ、数字では評価はできません。誰々さんの心は3ですとか、そんなことはあり得ない。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、挨拶、2点目なんですけれども、児童生徒による創意工夫を凝らした活動、また地域全体で声かけ運動を行っているという御答弁がございましたけれども、具体的にお教えくださいますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいま、9番海野隆君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。道徳にもつながるかとは思いますが、挨拶、やはりこれは大切かと思えます。大人になればなるほど、まずは挨拶からというところがあります。子供たちに聞いても、挨拶はしなくちゃなんないとはわかっています。でも実際に、なかなか声に出ない。どういう場でどんな挨拶をしたらいいのか、なかなかわからない。そういうときに、ただ単に強制的に、ここで挨拶するんだって言うても、なかなか身につかないし、納得いかないと思います。ですので、やはり道徳にも通じますが、心に響くような挨拶の大切さだったり、挨拶をしたとき、されたときの気持ちはどうだった、みたいなことをしたりとかしながら、まず、挨拶に対する気持ちを、各学校の発達段階に応じてしています。

ただ、そういう理論だけわかっても、実践の場がなければしょうがないので、理論を実践の場ということで、挨拶運動等を各学校で取り入れてます。これはもう非常に工夫をしています。子供たちに各学校の門に立って、挨拶運動週間だとか、あるいは各教室を生徒会の役員なんかが回って、挨拶を促したりとか、「ピース&さくら」を登場させて、挨拶のときに挨拶をしたりとか、それから、敬老会の人たちとか、本当にいろんな外部の人たちなんかに協力いただきながら、挨拶運動は行っています。この両面からやって、それで大人になったときに、実際に実践ができるような子供たちを育てているのが現状です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。地域全体、町ぐるみで子供たちを育ててあげるといふ、そういう御答弁ありがとうございます。阿見中学校と役場の間にも、すごいね、急に何事かなと思ったら、挨拶全国ナンバーワンですよ、はい。で、生徒自らね、考えたということなので頼もしいなと思います。朝、たまに立つときあるんですけれども、やっぱり顔が笑う子とか、挨拶しない子とか、先生にもしない子とか、そういう子もね、見られますのでね、やはり時間がかかるのかなというふうに思ってますけれども、常日ごろの先生の御指導には敬服いたします。ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の、最後の質問なんですけれども、やはりそういったことで、中学生で急に言っても難しいなと思いました。小さいうちから教える必要を強く感じております。既に実施し

ております全国47都道府県の幼稚園，小学校から高い評価を得ているマナーキッズプロジェクトについて御答弁がありましたけれども，もう一度，町でどのように思っておられるのか，詳しくお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えいたします。先月ですね，5月になりますが，マナーキッズプロジェクトにかかわる方に直接お会いすることができました。そのときお話を伺ったんですけども，そのお話の中で，このマナーとルールは人間形成の第一歩であり，挨拶においても体幹が大事であることから，このマナーキッズプログラムの体幹遊びを通じて，子供たちの体幹の筋肉を鍛えることもあわせてでき，挨拶，ルール，マナーの大切さを学ぶことができますとおっしゃっておられました。そういったお話を聞いてですね，教育委員会としても，家庭でのマナーやしつけなどの学習効果が期待できることから，特に就学前の児童を対象とする貴重な体験型の家庭教育事業として取り組めるのではないかというふうに，今現在，思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。子供の意欲とか思いやりとか，やっぱりそういう口では大切ですよと言ってもたやすいことではないので，実践的に実際にやっていただけという，子供にわかりやすいようにということで，よろしく願い申し上げます。

そうしましたら，答弁で，検討しますということで御答弁がありましたけれども，実施した場合の費用，特に実施に向けての今の考えをお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えいたします。このマナーキッズプロジェクトの研究所の方にですね，ちょっとお伺いしたところですね，費用につきましては，講師については交通費の負担だけでいいということでした。そういったことで謝礼は不要です。なお，参加する場合に参加者の方にですね，1人200円程度なんですけれども，資料代がかかるというふうなお話を聞いております。

で，このマナーキッズプログラムについて，ちょっと調べたところですね，文部科学省も後援しているということがわかりまして，具体的にですね，「マナーキッズ体幹遊び手引き」というのが発行されていまして，こちらの内容を見ると，かなり内容的にも参考になる部分がございます。そういったことからですね，また教育委員会では，目的，対象者，効果を踏まえた実施場所や実施人数を検討した上で実施を計画したいと考えております。

まず，現時点では，先ほども言いましたが，主にですね，就学前の児童を対象に実施するこ

とができるかということを検討したいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。ぜひ、1回きりじゃなくて、継続ですかね、忘れてしまうと思います。そういったことも今後考えていただけたらと思いますけれども、特に学校と家庭ですかね、その辺もぜひ力入れていただいて、さらに子育てとお願いしたいと思えます。

それですね、あとは普及について、どのように進めていくのか、ぜひ最後をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。普及に関してですけれども、このマナーキッズプロジェクトを普及する場合は、子供のほかにもですね、対象者として、保護者の方、あと幼稚園や保育園の先生の方、そして小学校の先生、それにあと地域の方などが対象として考えることができます。このような考えから、学校の保護者が中心となる、まず家庭教育座談会事業をやってますけれども、この事業に組み入れることが、家庭に普及することができることじゃないかと思っております。そして、地域に根差してますふれあい地区館のお届け事業もありますけれども、こういったものにやはり組み入れることで、地域にもこの事業を普及することができるのかなと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変ありがとうございました。また期待しております。また、教育長に最後に改めて、本当に教育、テレビでもかなりいろんなことをにぎわしておりますけれども、今一番必要と思われる、今後の阿見町に対する、ちょうど1年近くなりますけれども、今後の教育について、ぜひお言葉を賜りたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 発言の機会、ありがとうございます。今、マナーキッズのお話がありましたけれども、私もプレゼンを受けました。なるほどなというので、茨城県でも就学前教育、学校に入る前の教育が大事だと。そこがうまく機能してくれば、学校教育ももっとスムーズに。やっと気がつきました。阿見町でも昨年度から、1歳6カ月で始まっているんですが、その部分の内容にマッチしていると思えますので、ぜひそういう団体のお力をかりられればというふうに思っております。

それから、質問の中に特別の教科道徳というお話がありましたけれども、道徳というと一緒に

くたに道德って皆さん捉えられてしまうんですが、学校で行っている道德、ルールを守るとか、その指導の方法が、厳密に言うと分けられるんです。規則を守んなきゃならないと、君はこんなことやって、遅刻してだめだろ。これは道德ではないんです、学校の中ではね。生徒指導なんです。これは生徒指導が、生活上の問題とか規則等を正面から扱って、直接指導する。これは生徒指導の域になります。で、道德科は、道德的価値に照らして、先ほど室長からありましたように、内面的資質としても道德性を主体的に学ぶ時間ということで、その道德性をつけるかなめの時間として扱っていくということです。道德性というのは、道德的な判断力、それから心情、実践意欲と態度、そういう要素を道德性と言っております。

それから、かつての道德と……。以前の道德が悪かったわけではなくて、もっとよくしようということで取り入れられてるという認識をしていただきたいと思います。従前は、教材を読み、共感的な理解を必要とした道德をしてました。今度は、自ら考える道德を志向する学習方法の提示ということで、午前中もありましたが、能動的あるいは主体的な学びという観点になるかと思えます。

それから、最後にお話ししたいのは、特別の教科道德をつくって、学校でしっかりと道德教育をしても、今、皆さん御存じのように、テレビをつけると大人が堂々とどちらかがうそを言っている、そういう現象ありますね。学校だけに道德教育を任せられても、学校は困る。やはり、先ほど地域で責任を負っていくというお話をさせていただきましたが、やはりその辺の自覚を、私を含め大人がしっかりいい見本でなければ、背中で教えていかなければならないのかなど、自分も含めて大人にも訴えたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） すばらしい。ぜひそういった、町長とまた教育長を筆頭に、そういったみんなで、やはり阿見町に住んでいる以上は、大切な子供たちですのでね、やはり私たちはそう長くはないので、あしたにも死ぬような感じですけど、40年、50年ですかね、そういう方に託す以外ありませんので、本当にぜひね、みんなで協力できるような、また教育長がかわりましたので、ぜひ実現的に地域を巻き込んだ、そういった先ほどもコミュニティーとか、そういうの実際にできる方向になるとすばらしいなと思いますので、ぜひ協力させていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。大変にありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らさせていただきます。

高齢者肺炎球菌予防接種について質問させていただきます。

日本での肺炎の死亡率は、以前は3大死亡と言われる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に続いて第4位でしたが、平成23年には脳血管疾患と入れ替わって第3位となり、全死亡者に占め

る割合は約10%となっています。肺炎にかからないようにするためのワクチンが肺炎球菌ワクチンです。医療費の削減のためにも、このワクチン接種は有効だと思われます。

そこでお尋ねいたします。

1点目、平成26年度から定期接種となり、今実施している5歳刻みの公費助成は、平成31年度にはなくなり、それ以降は65歳時の1回のみ助成になります。接種内容と対象者数と接種者数から接種実績、またその接種率向上についての対策を何か考えておられますでしょうか。

2点目、接種できなかった方やはざま年齢の方も含めて、他自治体で独自で救済しているように、65歳以上はいつでも1回は助成が受けられるようにしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、高齢者肺炎球菌予防接種について。

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎は我が国の死亡原因の第3位となっており、日常的に生じる成人の肺炎のうち4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられ、特に高齢者での重篤化が問題になっています。そこで、予防接種による肺炎の予防や重篤化の予防、医療費抑制効果が期待されているところです。

高齢者の肺炎球菌感染症は、平成26年10月より予防接種法に基づく定期接種のB類疾病の対象となり、町では1件につき3,000円の助成をしております。

1点目の、接種率はどう変化しているのか。5歳刻みの対象者数と接種者数についての現状。接種率向上についての対策についてであります。

定期接種の対象者は、65歳の方と60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能によって日常生活に極度の障害のある方とされており、過去の接種歴で除外される方の規定があります。なお、平成26年度から平成30年度までの5年間は、経過措置期間として、65歳から5歳刻みで100歳までの方も対象となっております。

昨年度までの定期接種の実績につきましては、平成26年度が対象者数2,702人に対し、接種者数1,100人で接種率は40.7%。平成27年度が対象者数2,570人に対し、接種者数976人で接種率は38.0%。平成28年度が対象者数2,722人に対して、接種者数1,061人で接種率39.0%となっております。また、平成29年度の対象者数は2,832人となっております。

肺炎球菌感染症の予防接種は、その効果が長期間持続し、特に高齢者の肺炎予防に高い効果が認められており、町としましても、1人1回、予防接種を受けていただきたいと考えており、対象者に対して個々に予診票をお送りし、定期接種の機会を逃さず接種していただけるよう取り組んでいるところです。

2点目の、接種できなかった方や、はざま年齢の方も含めて、65歳以上はいつでも助成が受けられるようにしてはどうかについてであります。

国の計画により、平成30年度までの5年間を経過措置期間として、その間の段階的实施をもって、既に接種歴のある方を除く65歳以上の全ての方に、1人1回、定期接種の機会が設けられております。平成31年度以降につきましては、65歳の方のみが定期接種の対象となる予定です。このため、平成31年度以降、定期接種を受けられなかった方に対する接種機会の拡大を図る観点から、町独自の助成につきましては、今後検討してまいります。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、再質問を数点お聞きしたいと思います。

まず、肺炎球菌ワクチンの効果期間は何年くらいでしょうか。お教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。通常5年以上は効果があるということで、5年を経過すると、徐々にその効果が薄れていくというふうには言われております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。そうしますと、定期接種対象者の、今、半分以上の方が未接種という、大変に不名誉な結果が出ておりますけれども、5年に1回の機会を逃してしまい、5年後にはまた機会があるかもしれない。普通そのように思っている方も結構いらっしゃるようで、勘違いをされている方もいらっしゃるかもしれません。そういった内容等も含めて、わかりやすい周知と、あと2回ですけれども、29年、30年、再度の通知、勧奨通知も出していくべきと思いますが、今後そういった方が、もう受けられなくなるんですよね、31年からは。そういったことを含めて、どのようなお考えか、再度お聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 平成26年の10月から、御承知のように定期接種ということで、対象が65歳の方、それから経過措置で5歳刻みで対象になっております。周知といたしましては、その年度年度ごとに、その対象年齢に該当される方について、個別に通知を差し上げてございます。要するに5年間のうちに、国のほうでは、生涯に1回は高齢者肺炎球菌を受けて、肺炎になる率を下げようということで、国民の皆様は、生涯に1回は受けていただきたいということで、そういう措置を講じているところでございます。

ただ、その経過措置が平成30年度で終わってしまいますので、今後、答弁させていただいたとおり、31年度以降については検討してまいりたいというふうに答弁さしあげました。答弁に

もありましたけども、肺炎、日本人の死因の第3位ということで、その多くが65歳以上の方となっておりまして。この肺炎球菌の高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けることによりまして、肺炎などの感染症などを予防して重症化を防ぐ効果がございまして。

費用の助成を行うことによって接種率の向上を促して、その結果、医療費の削減につながるということも考えられますので、平成31年度以降、接種の機会を逃した方、要は65歳以外の方、対象年齢にならない方も受ける機会が、助成を受ける機会が31年度以降、65歳とあとそのほかちょっと要件ございまして、そういった方を除いた方は受ける機会がなくなってしまいますので、そういった方をフォローしてですね、経過措置がなくなる平成31年度以降の助成対象について、そういった受けられなかった方も対象にしてですね、助成をして、なるべく予防接種の機会の向上を図っていきたいというふうに、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。要望がありまして、31年の4月からという、1年くらい準備期間等とはあると思いますので、やはりもう30年ぐらいからしっかりと準備されたほうがいいかなとは思いますが、あとは、1回個人で受けてしまったと。町からは助成金をもらってないと。たしか健康づくり課にどなり込んだ方がいらっしやっただと思いたいですけれど、不公平だということで。そういった方もね、出てくる可能性もあるかと思いたいですけれど、最初聞いたのは5年ということで、それ以後はだんだん効力がなくなるよというお話はまた御答弁で伺ってはいるんですけれども、そういったのはいかが、どう考えていらっしやいますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まずは、平成30年度からということございまして、30年度までは5歳刻みで均等に受ける機会があるということございまして、経過措置が切れる31年度以降の対応について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございまして。

それから、既に1回自費で受けられた方につきましてはですね、再接種を定期接種で実施する、国のほうで、定期接種ということで平成26年からなつたわけなんですけども、既に接種歴のある方における再接種を定期の接種でですね、実施する必要性については、国の予防接種ワクチン分科会について、今後検討事項とするということになってございまして、この国の動向を踏まえて、町のほうでも検討していきたいと思っておりますが、ほかの自治体等も見ても、基本的には、目的としては、生涯に1回、このワクチンを接種することによって、肺炎になる方を防ぐということで、受けていない方、こちらの方をなるべく1回受けていただきたいということで助成を行うということで考えてございまして、既に接種歴のある方については、国

の動向を今後注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。1つ答弁，勸奨通知ということで，半分以上の方が受けてないんですけれども，個別には来てるんですけれども，まあいいやと，そういう方に，もう1つ，もう一步，勸奨通知を出していただければ，もう健康保険，介護保険，そういったものよりは数倍お安いと思うんですけれど，いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 国のほうで，定期接種の年齢が限られておりますので，その勸奨通知といいますと，その受けられていなかった方ということになるので，対象外になってしまいますので，あくまでもその年度で対象になる方について個別の通知を差し上げて，それがなくなる31年度以降，接種できなかった方に対する助成等を考えていきたいということでございますので，よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） すいませんね，しつこくて。1回，65歳，80歳で来ますよね。それで受けなかったと。それはそれっきりなんですけど，その年齢の方に，もう1回，来てませんねっていう，1年間スパンがあるので，そういうのを勸奨通知って言うんですけれど，そこまでやっていただくと，かなりこれが75%ぐらいに接種率がなって，今後の31年度からどっと増えるような，町の財政が減るのではないかなと。今だったら国の補助ですけれども，31年からは持ち出しになりますので，65歳以外は。だから，そういったことも考えて，勸奨通知ぐらいは出していただけると，今後の阿見町の財政を考えた場合には得かなと思うんですけれど，どうぞ検討していただければなと思って。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 趣旨は十分わかりました。ただ，一度個別に通知を差し上げて，そうするとその方がいつの段階で接種されるかというのがわかりません。例えば年度末の2月とか3月ぐらいに接種される予定の方も，例えばインフルエンザの予防接種とあわせて実施されるというようなケースも結構聞いてございますので，そうすると，いつの時点で勸奨通知を出すのかと。非常に難しいということもございますので，個別の通知，そのほか，町の広報等も活用しながら周知を図っていきなさいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。じゃあ，ぜひまた周知をしていただき

まして、接種率をもう少し上げていただきたいなと思います。本当にありがとうございました。

以上で質問を終了させていただきます。

○議長（紙井和美君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時35分といたします。

午後 3時24分休憩

午後 3時35分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、10番平岡博君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

次に、14番柴原成一君の一般質問を行います。

14番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔14番柴原成一君登壇〕

○14番（柴原成一君） 阿見町の将来の税収について伺います。

私がここで言う将来とは、20年後、30年後のことでございます。阿見町は今、他市町村からうらやまれています。うらやまされています。確かに、福田工業団地、香澄の里工業団地、新たな東部工業団地、いぶきの丘阿見東の区画整理事業等があり、あみプレミアム・アウトレット、雪印メグミルクを誘致しています。これからは、大和物流センターの稼働、アイリスオーヤマの工場建設があります。そして、固定資産税等の増収が見込まれます。そして、阿見町は平成30年、新小学校の開設、31年、国体の開催、32年の道の駅の開設・営業、CCRCの開設と大きな事業を控えています。また、荒川本郷の住宅都市整備公団から無償でいただいた土地の活用もあります。これらのことから、ここ10年内の施策は、大体目に見えるものと思います。

そこで、次の3点につき質問をいたします。

1つ目、東部工業団地には、雪印メグミルクやアイリスオーヤマ等の企業進出があり、阿見町にとって大きな税収増となります。東部工業団地の企業誘致状況はどのようになっていますか。

2つ目、東部工業団地が全部埋まったときには、どのくらいの税収がありますか。

3つ目、東部工業団地の販売が終わり、いぶきの丘阿見東区画整理が全部埋まった後の阿見町の新しい税収を何か考えておりますか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町の将来の税収について。

1点目の、阿見東部工業団地の誘致状況についてであります。

県企業局が平成13年度より分譲を開始しました阿見東部工業団地は、現在、18社が進出してあります。昨年11月に立地を決定したアイリスオーヤマ株式会社は、工場の稼働に向け工事を順調に進めており、SBSフレック株式会社も新たな物流施設の建設に着工したところであります。今年3月16日に雪印メグミルク株式会社が最後の空き区画を追加で取得したことにより、現在、全ての区画が埋まっております。

また、株式会社杉孝が6月いっぱい江戸崎工業団地へ移転しますが、既に別の企業からの引き合いが来ていると聞いております。今年2月末の圏央道県内全線開通により、物流を含めた交通アクセスが向上し、県南地域は企業の関心が高まっている状況であります。

非常に阿見町は県の中でもうらやましがられているという、そういう状況であることは確かであります。この間、企業局の50周年記念においてもですね、やっぱり記念品等はアイリスオーヤマと雪印メグミルクの品物が記念品として配られました。

2点目の、東部工業団地の税収についてであります。

平成28年度の東部工業団地に係る法人町民税額は7,482万円、固定資産税額及び都市計画税額は4億6,195万円で、合わせて5億3,677万円となっております。

今後の税収については、新たに建設される建物や設備の規模、従業員数等の不確定要素があるため、推計するのは非常に難しいところであります。

3点目の、阿見町の新しい税収についてであります。

町の税収は、町の予算規模と、これに応じた行政サービス量と密接な関係を持つものです。町の人口や事業所が増えることのほか、経済活動を通じて資産形成が進むことによる町民税と固定資産税の増収は、行政サービスの拡大につながります。

町の歴史を振り返りますと、経済活動や居住の場となる市街地開発に継続的に取り組んできました。工業団地については、昭和56年に福田工業団地、昭和59年に香澄の里造成事業、平成15年に阿見東部工業団地造成事業が完成しました。また、市街地開発については、平成10年に本郷第一土地区画整理事業を起工し、平成15年に阿見吉原土地区画整理事業が起工され、現在に至っております。

このように着実に実施してきた市街地開発は、現在の行政サービス形成と維持に大きく寄与しているものと考えております。現在は本郷や吉原の市街地開発を進めておりますが、町の持続的な発展を目指すためには、新たな展開の検討に着手する時期にあるものと認識しております。

本年2月の首都圏中央連絡自動車道の茨城県内全線開通により、沿線の土地利用の需要が高まっております。こうした状況を踏まえ、都市計画マスタープランにおいて、将来市街地検討ゾーンの1つに位置づけられた牛久阿見インターチェンジ周辺において検討してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） ありがとうございます。2点目の答弁でですね、東部工業団地の今後の税収について推計するのは難しいとありますけれども、確かにいぶきの丘阿見東については難しいと思いますけど、東部工業団地の税収、雑駁で結構なんで、教えていただけますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。ただいま町長からの答弁にありましてとおり、確かに新たに建設される建物、さらには施設の規模、従業員数等の不確定要素があるということで、なかなか今後の税収を見込むというのは大変難しいところでございます。そういったことを御理解いただいた上で申し上げますと、法人町民税、固定資産税、都市計画税等、総額合わせますと、東部工業団地では約5億9,000万円程度というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） ありがとうございます。確かに毎年上がる税収、定期的に上がる税収というのは、一番大事なかなと思います。で、答弁にありました都市計画マスタープラン、第3問目の答弁ですね、3つ目の答弁で、都市計画マスタープランが今後の阿見町の将来の基本構想かと思いますが、その構想の中では、今後20年、平成47年までの全体構想を描いております。そして、平成47年の目標人口は5万人。そんな中で、先ほどの答弁の中で、過去を振り返りますと、昭和56年、福田工業団地、59年に香澄の里、平成15年に阿見東部工業団地の完成、こういうふうな段階を踏んできているわけです。ですから、今、いぶきの丘阿見東が終わってしまった後、一体どのように税収を考えていくのかということが、私の質問の一番の観点でございます。

答弁では、都市計画マスタープランの将来市街地検討ゾーンの1つに位置づけられた牛久阿見インターチェンジ周辺において検討してまいりますとありましたんで、結構なことだと思います。で、将来市街地検討ゾーンの牛久阿見インターチェンジ周辺地域の説明書には、阿見東インターチェンジ周辺の開発の動向を見きわめながら、物流施設集積地としての整備を検討しますとあります。

ですから、物流施設集積地以外でも、例えば、将来は本社移転を促し、東京一極集中を解消

するための物流施設集積地としても考えられるのではないかと思います。今から20年、30年、50年先を想定するのは確かに難しいことかと思ひますし、町長から反問権を行使され、柴原君には何か対案があるのかと質問されても、対案はありません。しかし、天田町長には将来に向けた大きなビジョンを持って町をリードしていくことをお願いし、質問を終わります。

以上。

○議長（紙井和美君） これで、14番柴原成一君の質問を終わります。

次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願ひます。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。通告により、し尿くみ取り及び浄化槽整備エリア分けによる町民の不利益の是正について質問をいたします。

昨年6月議会で、私は、1、し尿処理の区域割りについて、2、し尿処理の許可業者及び条件について、3、町内及び龍ヶ崎衛生組合自治体での料金体系の比較について、4、区割り及び料金体系の町の関与について、5、地区内の自由競争は考えられないのか、6、合併処理浄化槽の補助金について、7、下水整備計画の拡大を検討するべきではないかという7点について伺いました。

議会だよりを読んだ多くの町民の方々から、エリア分けの事実を知らなかった、処理料金の格差があるのを知らなかったとの連絡をいただきました。再度、この問題について質問するのは、なぜエリア分けがあるのか、なぜ公共料金に等しいし尿処理、浄化槽清掃料金に格差があるのか、なぜ業者と自由に契約できないのか等々の質問が相次いで寄せられましたからであります。

本来、町が処理地域を区別することがなければ、民間の自由競争のもと、町民サービスや料金などを選択でき、適正な業者との契約を行うことができます。しかし、阿見町がエリアつまり営業区域分けに関与することにより、処理料金に大きな格差が生じています。これは町の過剰な介入による行政処分であり、町民の公平公正なサービスを受ける権利を奪っており、見過ごせない行政指導であります。直ちに是正すべきであると考えますが、以下の項目について質問をいたします。

1、現状の業者による異なる料金格差は、具体的にどの程度になっているのか。

2、阿見町と龍ヶ崎衛生組合内の他自治体における区域割りや料金体系及び料金は、比較してどのようになっているのか。

著しい価格差が生じており、町民からは是正を求めらる要望が多いが、是正の具体的な方策について考慮しているのか。

- 4, 町が処理区域割りに関与する法的根拠は何か。
- 5, 不利益解消のために、町はどのような対策をとろうとしているのか。
- 6, 許可条件に記載されている処理料金にかかわる指導を遵守するという事はどのようなことか。

以上について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、し尿くみ取り及び浄化槽清掃エリア分けによる町民の不利益の是正について。

1点目の、現状の業者により異なる料金格差は具体的にどの程度になっているかについてであります。

町では、町内業者である黄金開発商事株式会社及びカスミ衛生浄化槽設備株式会社の2業者に、区域ごとの必要な許可を出して、し尿等の処理や浄化槽清掃を行っております。

料金の格差については、くみ取り料金は、町内でほぼ均衡がとれた料金となっております。

一方、浄化槽清掃料金については、一例を申し上げますと、設置数が多い5人槽型の浄化槽汚泥処理量の平均1,600リットルを比較した場合、黄金開発商事株式会社が2万4,500円、カスミ衛生浄化槽設備株式会社が2万1,600円となります。

2点目の、阿見町と龍ヶ崎衛生組合内の他自治体における区域割りや料金体系及び料金は、比較してどのようになっているのかについてであります。

龍ヶ崎衛生組合内の他自治体における区域割りについては、加盟自治体8市町村のうち、町を含む5市町で区域割りがされております。

次に料金体系の比較ですが、し尿処理は許可方式と委託方式があり、また、処理料金の算出方法についても従量制と定額制の2つの方式があり、採用されている方式が市町村によって異なっております。

料金については、町と同様の方式の市町村を比較すると、くみ取り料金は、1リットル当たり約6円から10円程度、浄化槽清掃料金は、1,000リットル当たり約8,000円から1万円程度となっております。

3点目の、著しい料金格差が生じており、町民からは是正を求める要望が多いが、是正の具体的な方策について考慮しているかについてであります。

処理料金については、それぞれの許可業者が従量制による料金を定めているため、処理量によっては、料金差が生じてしまう料金体系になっております。

是正の具体的な方策については、町内の各家庭や各事業所の処理実績等を把握する必要があるため、許可業者に調査を依頼し、実態の把握に努めているところです。

4点目の、町が処理区域区割りに関与する法的根拠は何かについてであります。

一般廃棄物の収集運搬業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法第7条第11項の規定により、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができるとされております。そのようなことから、町では、町内を2地区に分けて、1地区につき1業者に、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業と浄化槽清掃業の許可を出しております。

5点目の、不利益解消のために、町はどのような対策をとろうとしているのかについてであります。

3点目の御質問にお答えしたとおり、町内の実態を把握し分析をした上で、許可業者と協議を行っていきたいと考えております。

6点目の、許可条件に記載されている処理料金に係る指導を遵守するとはどのようなことかについてであります。

許可条件については、廃棄物処理法や浄化槽法等の関係法令を遵守することや営業区域等を定めております。その他、処理料金に係る指導を遵守することについても許可条件として定めているものです。

これは、し尿を含む一般廃棄物については、適正な処理が継続的かつ安定的に確保されることが重要であるとの観点からであります。

しかしながら、実際には許可業者の設定した処理料金に、行政がどの程度かかわっていけるかについては、難しい問題だと考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） じゃあ、ちょっと再質問をさせていただきます。昨年6月議会では、いろいろなやりとりがありました。その中の町長答弁では、「もう昔からテリトリーが決まっていて、今これを崩すということ自体が、もうこれ、できない。そういう状況ですよ。裁判になったら必ず負けるわけですから。そういう中で、これを現状は今のまま続けていくということ。あと、料金に対しても、先ほど言ったとおり従量制だから、1トンで1万5,500円か。それぞれ従量によって、それぞれいいところ悪いところがあるから、その辺はもうちょっと業者と一緒に話し合いながら、どういう形がいいのかっていうことを話し合いはするけど、ただあくまで、阿見町がこうしろ、ああしろと言うことはできない。ただ、そういう話し合いはできると思います。ただ、テリトリーがもう決まってて、それを自由競争にしろという、そういう話には、これは今は無理ですという話です」という答弁をしております。

私は、町が処理区域分けをするという関与について、することによって町民の方々の不利益

が生じているので、是正すべきではないかと提言をいたしました。

昨年の一般質問の町長答弁で、「業者と一緒に話し合いながらどういう形がいいのかということ話し合いはする」という答弁をしておりますので、その後1年がたちますが、また来年度、許可証の更新だというふうに思いますので、約半年になりますのでね、どのような話し合いが行われたのか、経過はどうなっているのかについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。今、久保谷議員のほうから言われた、昨年の6月の一般質問でありましたけれども、その中で、いわゆる適正な料金っていう部分で、この実態がはっきりわかっていないので、町内の2業者について実態調査をしていくと。それから、龍ヶ崎衛生土木管内の……。すいません、龍ヶ崎衛生組合、衛生組合の8市町村ですか、そういったところの実態調査ということで、昨年度進めてきたところでございます。

それで、町内2業者につきましては、町のほうで調査票をつくりまして、2業者のほうに対してですね、調査を行っているとこなんですけど、その2者のほうからですね、まだ十分な回答がいただけていない部分もありますので、ここについてはちょっと引き続きですね、調査のほうを検討していきたいというふうに思っております。

それから、龍ヶ崎衛生組合管内の状況調査ということで、これにつきましては、各市町村のほうに当たりましてですね、調査いたしました。くみ取りと浄化槽の清掃ということで2つに分かれてございます。で、龍ヶ崎衛生組合の管内の市町村ということは、阿見町も入れて8市町村になります。

それで、し尿くみ取りのほうで申し上げますと、処理方法につきましては、許可というふうにしてるのが7自治体で委託が1団体という形になります。

それから、区域割りの有無でございますけども、区域割りににつきましては、区域割りしているのが5団体、それで、なしが3団体というふうになっております。

それから、料金の算定方法につきましては、市町村が関与しているかどうかということでは、関与しているのが1団体、していないのが6団体、その他ということで1団体ございます。

それから、料金の加算方式といたしましては、従量制をとっているのが6団体、その他が2団体でございます。料金統一の有無につきましては、統一されているのが5団体、統一していないのが3団体になっております。

処理料金の額でございますけども、各団体によって、ちょっとばらつきがございます。先ほどちょっと町長の答弁であったような形になります。

それから、龍ヶ崎衛生組合への投入負担金の負担ということでは、市町村が負担金を出しているところが6団体、業者が2団体ということでございます。今のはくみ取りの状況です。

それから、浄化槽清掃につきましては、処理方法として許可しているのが8団体。浄化槽清掃については、全自治体が許可という形をとっております。

それから、区域割りの有無といたしましては、区域割りの有りが2、なしが6というような形です。

それから、料金の算定方法は市町村が関与しているかということで、関与しているが1、関与していないが7団体。

それから、料金の加算方式は、従量制が5、その他が3。

料金統一の有無については、統一されているが3、統一されていないが5ということです。

それから、処理料金の額は、先ほど申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今ですね、2業者に対していろいろな調査票みたいの出しているというふうな話がありましたが、どのような内容の調査票なのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。2者ですね、料金体系の考え方、算出方法とか、それから営業実績、事業方法、処理件数、運搬量、収益等の検証する必要があるということの観点からですね、調査票を出しております。で、1つはですね、一般家庭の清掃実績ということで、実績はどういった感じなのかということで、それはし尿くみ取りと、それから単独処理浄化槽、それから合併処理浄化槽に分けて調査のほうを行っているところです。その中には、世帯数及びくみ取り量ということで、例えばし尿くみ取りですと、普通便槽とか無臭便槽とか、それから簡易の水洗とか泡式水洗、その他ということで分かれております。そういったところに該当する世帯数とか、1回当たりのくみ取り量、それから年間くみ取り回数ほどのくらいあるのか。それから、浄化槽でいいますと、5人槽、7人槽、10人槽、それから11人槽以上ということで、そのやはり世帯数とか、1回当たりのくみ取り量、それから年間のくみ取り回数ということです。それから、事業所の浄化槽清掃実績ということで、事業所数とくみ取り量、それも10人槽とか、11人から20人槽とか、21人から50人槽と、そういった分け方で、事業所数、それから1回当たりのくみ取り量とか、年間くみ取り回数、そういったものを調べてございます。

それから、料金体系ということで、くみ取り料とか人槽等による算出根拠、その他くみ取り以外にかかる費用、水張り作業とかあるかと思うんですけど、そういったもの、それから現行の制度に対する御意見等ございましたらということで調査のほうをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 先ほど町長の答弁でもね、答弁というか、去年の6月の答弁でも、話し合いをしていくという話の中でね、もう1年たちますが、その中で、今までね、そのようなね、話し合いを持ったのかね。もう本当にさっきも言いましたが、半年みたいな形になりますのでね。で、そういう中で、今回も、今いろいろと質問項目というか調査項目を出してるといふふうに、今ね、答弁ありましたがね、そういう中で、今回は、私の一般質問に対していろいろな調査項目にかかわることも多分あったといふふうに思いますが、そういう中で、2業者とも全部そういう項目についての報告はあったのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。先ほどの調査票の回答ですか。

○11番（久保谷充君） はい。

○町民生活部長（大塚芳夫君） については、まだ全部は、ちょっと十分にいただいてない状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いやだから、十分についてというのは、どういう状態なんですかっていうことを、今伺ってんです。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 2者のうち1者のほうは、ちょっとまだいただいていない状況です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうすると、私が今一番ね、問題にしているところは、その辺なんです。やはりね、同じところで、いろいろな、何ですか、情報を得てね、そういう中でいろいろ話し合いの中でしてくんだら、私はいいというふうに思いますよね。で、やはり今回ね、私もこれね、町のほうでも出してっかどうかもわかりませんが、単独浄化槽とやっぱり合併浄化槽の、町内のね、数をちょっと聞きたいというふうに思ってたんですが、その辺のところもやっぱり出てんですかね、これ。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。町内の全部の浄化槽っていうことですか。

○11番（久保谷充君） はい。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 町内の全部の浄化槽っていうのは、ちょっと出ていないんですけども、平成22年って、大分前、7年前になっちゃうんですけど、そのときに、上下水道課のほうで、そういう実態調査をやったっていうのがあるんですけど、大分それだと古い資料になってしまうんですけど。そのときはですね、エリア分け、今現在もエリア分けになっていますけど、黄金開発とカスミ衛生ということで、そのエリア分けの中で、町内の、7年前なんで、ちょっとデータの古くて申しわけないんですけども、単独浄化槽がカスミ衛生のエリアが132、それから合併浄化槽が85です。黄金開発のほうのエリアが、単独浄化槽が2,056、それから合併浄化槽が1,798という数字になっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 多分、単独のほうはそんなに増えてないというふうに思うんですね。そういう中で、例えば合併浄化槽は当然町のほうで、何ですか、補助金の中でね、ある程度把握はできんのかなというふうに思うんですが、こういうことも、本来はやはりね、いろいろな情報を共有しながらすれば、全部出てきた話かなというふうに思うんですね。そういう中で、1者しかそういう調査に協力してくれないっちゃうことで、もう1者のことについて町はどのようにそのことについて考えているんですか。ちょっとその辺のところを伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。やはり実態調査するからにはですね、町内の2業者の実態をやっばり把握できないと、これから適正料金とか、どういった部分で、何ですかね、そういう適正な料金という数字が出せるのか、そういうのがちょっとつかめないんで、ちょっとまだいただいているはないんですが、ちょっといろいろ意見を聞きながら、町としても、さらにちょっと話し合いは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） だから何回も言いますが、あと半年ぐらいなんで、早急にあれを、話し合いっていうか、その調査の中でね、よく話し合っていないと、もうだからその辺のところは、それまでには調査完了して話し合いを持ちますよっていう回答を、私はもらいたいんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 黄金開発さんのほうが、ちょっとまだ机上にのっていないことでもありますので、なるべく2業者が一緒にね、話し合うという。ただ、話し合ったからってどうのこうのって、私にはなかなか難しいと。それは何十年もやっててね、これのテリトリーを

ころころ変えるっていうことは、非常にこれは厳しい状況だと思いますよ。

そういう中でね、やはりカスミ衛生さんはごみの収集、これがなかなか入札できなかったっていう、そういう状況の中で、これがね、10年も15年も前にこういう話がどんどんどんどん出てきて、今こういうふうにあるんだっていうんならわかるんだよ。それが今、今自分が、収集ができなくなった中でね、今度はテリトリーをこっちに変えようっていう、これがやっぱりね、そこにひっかかってしまうんですよ。これね、俺、20年前だなんかからずっとこのテリトリーが、ちょっとおかしいべと、この守備範囲がおかしいべと、そういう状況なら、私は、あ、こういう流れで来てんだなと。これならやっぱりきちんとやるほかないなと思いますよ。だけど、ごみの収集がね、急になくなったから、このテリトリーをこっちに広げてくれっていうことになると、これはやっぱりね、ちょっとやっぱり疑問視を、私は、率直な話ですよ、これは。率直にそういう思いをしました。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長ね、私は、そういう話で質問をしているわけでも何でもありません。それで、町長はそういうことを考える自体、私はおかしいというふうに思いますけどね、はっきり言ってこれは。長くやってるからいいんだと。そういう中でね、ごみの収集がとれなくなったからどうのこうのじゃないんですよ。

私も、最初はこれはもうずっと知らなかった。町民の方から、これだけの料金格差あんだよと、これ言われたんですよ。そういう中で調べたりすると、やはりそういう格差が出てきちゃうんですよ。これ、区域割りとか初めから言ってますが、そういうことがなければ、何もだから料金的にね、同等ぐらいだったら、サービスとかそういう多少の部分はいいいというふうに私は思いますよ、それは。企業努力とかいろいろもろもろあるわけですから。そういう中では、やはりこの料金の格差が、やっぱり生じてたから、私はこうやって去年とね、今年と、これ1年たってまだやっておりますが、そういう中で、さっきも言ったけども、また2年更新かなんかなんでしょうよ。そういう中で、やはり、ずっとやってたから、じゃあ料金の格差あってもいいのっていう世界っていうふうに、私はさっき、初めっからね、話をしましたが、やっぱり町民の方、今これだってね、そういうふうにエリア分けがあんだとか、料金の格差があんだとかっていうね、全部が全部、多くの方が議会だよりを見てる人も少ないわけですから。そういう中で、まだこういう実態もわかんないで頼んで、高いやつもいるというふうに思いますよ、だから。それはやっぱり、何かで取り払って、そういうことに町が許可を出してるわけですから。その辺のところをやっぱり、当然町が何とかしてあげなくちゃいけないっていうのが、やっぱり町の考え方だと私は思いますよ。どういうふうに考えてるんですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 簡単にそれは言えるけど、何十年もね、それこそね、大変な思いをしながらやってきた業者ですよ、黄金開発っていうのは。だから、今度、黄金開発の社長と話してみてくださいよ、一回。だから、カスミ衛生の社長とは話でっかわかんないけど、今度は黄金開発の社長ともきちんとした話ししてくださいよ。どういう歴史があつて、どうやってきたかって。やっぱりそれなりに大変な思いをしながらやってきたと。それで、ここに来てすぐテリトリー、その守備範囲をころころと。それは町としてもね、なかなかそれは難しいですよ。それは料金の格差に対しては、今後一緒に机上の中で、一緒にやっぱり机上にのってもらって、そこで話し合つて、そんでだめなものはないけど、これだつて町が決められることじゃないからね。幾らにしろっていうわけじゃないんだから。だったら、それは一緒に同じ場所で同じ話をしてもらつて、そんでどういう状況になるか、それはやりたいと思います。だけど、そんな簡単にテリトリー、その守備を、営業範囲を、こうだこうだつていうことは。だから、自分が、じゃあその黄金開発の立場になったとき、だつてこれ生活権の問題だからな。そうでしょ。みんなそれで何十年って生活してるわけだから。それをここでぱつととるっていうわけにはいかないわけですよ。やっぱりそれには、やっぱりそういう歴史があつて、町にとっても本当にいろんな面で協力していただいたと、長年。それはやっぱり、町も感謝しなければいけないと、両方によ、これはカスミ衛生さんもそうだし、黄金開発さんにも感謝しなけりゃいけないと思つてます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長はね、勘違いしているというふうに思いますが、私はね、カスミ衛生さんとは話はしておりません。そういう中で、やはり、じゃあこれ、料金の格差はあつてもいいっちゃうことなんですか、これ。町長に伺いますけど。ずっと長くやってっから、それはやっぱり民間はそれぞれに、今はみんな企業努力しながらいろいろなことをやるんですよ。長く、だから、やってきたから、じゃあずっとそのまんまで料金格差もあつてもいいつていう話を町長はしているという話だと、私は思いますよ。違いますか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうにしろ、机上に2者をのせて、それで話し合いをして、どういう話し合いになるかは、その結果を待たなけりゃわからないじゃないですか。でも、なかなかそんな簡単には物事は進まないということ。町の一存でこうだつていうことは、今の状況の中ではできない相談ですつていう話をしてる。町がこうだつていうことは、断定して町がこうやってやれよつていう、そういう状況にはないつていうこと。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 後でこの件については、最後にね、ちょっと話をしようというふう

に思ってます。だから、去年の6月のときに、もう一回聞きますけど、現状のまま続けていくという根拠に、裁判になったら必ず負けるわけですからと答弁をしておりますが、このね、裁判になったら負けるっていう根拠とか、それはどういうことを指して言ってるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。昨年ですね、昨年度の一般質問で答弁していると思うんですけども、結局、自由競争っていうことは、阿見町の今ある地区割りを撤廃するっていうことだと思うんですよね。その自由競争について、平成26年に出された最高裁判決の中で、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業がもっぱら自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていないものと言えるということで、最高裁のほうで出されています。要するに、自由競争にそぐわないということという見解が示されておまして、これを踏まえてですね、法律の適正な運用の徹底についての通知が同年の10月になされていると。そのようなことから、現在、その地区内を自由競争にすることは考えてございませんということで答弁してあるとおりでと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） その自由競争っていうのは、今の例えば阿見町の現状からすればね、区割りじゃないんですよ。2者いるところにもう1者入れたときに、そういうやつの自由競争はそぐわないっていうのは、そういうことを言ってんじゃないの。違いますか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） すいません、私はそういうふうに、ちょっと解釈したもんですから。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） じゃあ、それよく調べてみてください。今、後ろにいるの、わかるの、誰か。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） ただいまの御質問についてお答えいたします。まずですね、このし尿処理業者の、この際、改めて検証したいと思いますが、事業の特殊性ですね、これについては、2業者さんございまして、後発のカスミ衛生さんも昭和52年からということとなっています。ちょうど今年で40年目の事業でございましてね。町長も冒頭お話ありましたように、長年にわたって、本来、最終的には町が責任を負うものを、長年

にわたって値上げせず企業努力をもって、今まで町民のために行ってきた事業だと認識しております。

それですね、一方、昭和59年、約33年前ですか、阿見町では下水道事業が開始されました。その後、農業集落排水事業、こちらもさらに開始されました。今となつての私なりの検証ですが、その当時、この問題をですね、事業者はバキュームカーをほかのことには使えませんから、事業が必然的に縮小する。その点については、私なりの反省ですが、当時から検証すればよかつたのではないかとすることがございます。ところがもう、私、当時、平成の初めですか、当時の環境課に8年間いましたけど、町民からの苦情ですね、ちょっと話ずれますけど、それについては、当時は確かに相当ありました。電話、特に年末あたりは相当ありまして、要するに、お正月に、何とか正月前にくみ取ってほしい、そういう御要望が毎日のようにありました。ところが、先生の今年の御指摘を受けて調べましたら、昨年度中は、実際のところ御要望は、料金ですか、料金関係の御要望は4件でございました。あと27件ありましたが、それは先生が御指摘の区割りについて、例えば仮設トイレが工事現場に来ただけで、どこに頼んだらいいとか、そういう御質問が27件ございました。

そういうわけで、今後さらにですね、ますます事業が縮小する中で、これをさらに解除して、エリアをですね。当時、54年当時に区域割りをしたという推測しておりますが、当時の、もうやっぱり、私があと平成の初めにいた当時の先輩方の話では、資料は見ませんでしたけど、両業者の過当競争っていうか、それを防ぐために引いたという、当時聞いた記憶がございます。そういうわけで、ますますこの事業が縮小していく、下水道の整備等々でお客さんが減っていくという事業でございますので、町としても、その辺を鑑みて、現在の利用者さんが困らないように、安定的に事業を継続できるように、そのためにも、現在のこの段階において解除することは、現在のところそぐわないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そういうことは聞いてなかったんですけど、いろいろと答弁をさせていただいてありがとうございました。要は、私が聞いてんのは、この裁判になったら負けるっていう話の、先ほど裁判の結果の話で、それは区域割り、ただ単なる意味の区域割りじゃなくて、競争っていうのは、2者のところに1者入れて競争させるっていうことが、それは競争にそぐわないっちゃう結果は、そうじゃないですかと私は聞いたんですよ。それは今はわかりませんっていう部長の話ですよ。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問につい

てお答えいたします。26年の、この伊万里市ですね、佐賀県伊万里市の判例でございますが、これについては、入札関係の裁判でございます、なぜ指名にしたかという判例でございます、なぜ随契にしなかったかという、そういう例の判例でございます。その中で、その中でですね、今私が先ほど申し上げましたように、既存の業者を保護する方法をとることも合理性があるという、そういう点も触れてましたので、その点を申し上げておきます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それは判例の中の話でしょう。だから、競争の話はそういうことじゃないでしょうってんの、だから。そういうことも含まれてますよっちゅう話だよ。だからまあ、私の聞いてんのと違うんですが、それでね、先ほどの答弁の中でも、浄化槽清掃料金については、設置数が多い5人槽型の浄化槽汚泥処理量の平均1,600リットルを比較した場合、黄金開発株式会社が2万4,500円、カスミ衛生浄化槽設備株式会社が2万1,600円と答弁がありました、私が合併浄化槽の中で、今一番多いのは5人槽っていうか、2,000リットルっちゅうか2トン、あと3トン、これを比較した場合の料金については、どのような比較になっているのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。量的には1者、調査した中では、単独も合併も5人槽が多いです。こちらで調べたやつでは。それで、今御質問いただいた2,000リットルですか、2,000リットルのやつで比較しますと、浄化槽清掃でいいんですよ。

○11番（久保谷充君） はい。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。黄金開発さんが2,000リットルまでで3万500円、カスミ衛生さんが2万1,600円。ですので、黄金さんが8,900円ほど高いということでございます。

○11番（久保谷充君） 3トン。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 3トン、3,000リットルまでについては、黄金開発さんが4万5,500円、カスミ衛生さんが3万2,400円。黄金開発さんが1万3,100円高くなるというような状況です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） だから、量がね、増えると、こういうような形になっちゃうんですよ。で、その辺のところを踏まえてね、今、阿見町と、先ほど質問しましたがね、衛生組合内のね、ほか自治体において、区域割りや料金体系の比較について、どういうふうになっているかの答弁の中でね、料金については、阿見町と同様の方式の市町村を比較すると、くみ取り料金は1リットル当たり約6円から10円程度、浄化槽清掃料金は1,000リットル当たり8,000円から

1万円程度と答弁がありました。阿見町の今、2業者はカスミ衛生さんが1トン当たり、1,000リットル当たりね、1万800円、あと黄金さんが1万5,500円となり、衛生組合の平均と比較しても大きな処理料金の格差が、私は生じているというふうに思います。これはね、2トンにしても、これ片方の安いほう、平均の中でもね、これ、すると1万6,000円ですよ。そしたら、片方、これははっきり言ってカスミさんでもちょっとね、あれからすると高くなっちゃう。

私ね、衛生組合の中でも、私から話しかけたわけじゃないんですけど、稲敷市の議員が、いやあ、阿見が管内で一番高いんだよって、こういう話になってんですよ。私にしてくるわけですから。だから、やはりこれはもう管内で高いんですよ。それをだから放置するっていうことは、私はこれはあれだというふうに思います。

そういう中で、この格差が生じているのに、これ町はどういうふうに考えてんですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。そういう格差も実際あるということ、先ほど言いましたけど、その実態調査をしてですね、適正な料金というのはどういうものなのかっていうのを、その2業者の中で協議して、町も入ってですね、話し合いをしてって、いい方向にそういうのができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、何ですか、事業所の、会社だよ、事業所の区割りはどうなってるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、事業所については、特に区割りはしてないっていうふうに聞いています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 事業所で区割りはないっていうのは、どういう理由でないのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） ちょっと私もその理由までは聞いてない、把握してないんですけども。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） やはり、事業所なんかね、私もこの前ね、頼みましたが、6トンも

7トンも頼んで10万近くなると、6万、3万も4万も変わっちゃうんだよ。これははっきり言って、こういうことがもしあって、何かあったら、これ大変な問題になりますよ。そういう中で、じゃあ個人……。だから事業所はよくて、個人がだめだっていう理由っちゅうか、何ですか、この区割りがあるっていうことが、私はおかしいというふうに思うんですよ。片方はよくて、片方はだめだ。この差っていうか、その辺についてはどういうふうに考えてんの。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 事業所のその実態、料金、今、言われましたけど、そういうところは、ちょっと私のほうではつかんでないので、ちょっと今、比較するのが、ちょっとできないというような状況です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いやだから、事業所も従量制だから、同じ形になんですよ、だから。これ事業所だって、かなり片方はやっておりますよね。そういう中で、やはりね、事業所は選ぶことができ、一般の個人の町民の人は選べないちゅうのはおかしいんじゃないですかと、私は言ってますよ。その辺のところ、どうですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） ですので、その辺の実態をですね、まだ私のほうも把握していないので、何とも言えないところです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 要はね、私は、行政のほうかね、町民のほうを向いてんだかね、どこ向いてんだかっていう話になってくんですよ、これ。やはり、町民の、やっぱりこれね、利益を守るのがやっぱり、これは町のほうの考えだと、私は思うんですが、その辺について、本当に町はね、これから先、何回も同じこと言ってますが、真剣にね、このことについて取り組んでもらいたいんですよ。だから、その辺、もう一回ちょっと部長、答弁をお願いします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから言っているとおり、まず2者を机上の上に乗せて、それで話し合いをするということであります。そこでやっぱり結論を出していく。それ以外には、やはりないということ。阿見町がこうだという、これは阿見町が決められるという、そういう状況にはないということは、ずっと言っているとおりです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） これ、町長、区割り割りを廃止できない理由とか、何か、町長本人は何かあるんですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は何もありません。ただ、今までの歴史っていうものを踏まえると、そんな簡単にはいかない。これが阿見町が、あなたはこんだけのものを持つてるから、こっちにやりなさいとか、そういうことはなかなかできないということです。それはみんな歴史がある。みんなそれぞれ……。で、自分がその立場になったときどうなんだ。自分のテリトリーがこんだけあって、じゃ、こっちは少ないから、じゃこっちやってくれよって言ったときに、当の本人、自分がその立場に立ったとき、どうなんだっていうことを考えれば、なかなかそれは難しいんじゃないかと。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 話し合いて、そういう中でいい方向に行くようにね、もう幾らもないんでね、その辺のところをやっぱり踏まえながらね、これははっきり言って、町長が許可証を出しているわけだから、町長の判断でね、是正は、私はできるというふうに思いますのでね、ぜひとも、このこんだけの料金の格差が、また町内でもあるし、龍ヶ崎衛生組合管内でもそんだけのやつが出てるわけですから、そういうところを踏まえながらね、今1者しかいろいろ出してこないという現状らしいんですが、そのところ2者出てきてね、町長が言ってるようなことも踏まえながらね、いい方向で、ぜひともね、町が関与できないというふうな話がありますが、何とかね、その辺のところを是正するようにお願いしたいんですが、最後に町長。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、久保谷議員が言われたとおり、町はやはりその机の上にのせていくっていう、これはもうやらささせていただきます。なかなかいろんな面で難しい面がありますけど、ただ、どういう結論が出るかは、これはね、業者が2者いるわけですから、それにはみんな利害が絡むっていうこと。そのことを考えたときに、どういう結論が出るか、なかなか阿見町がこうだっていうことは言えないというだけは御理解をいただいて、机の上にのっていただいて、いい話し合いができればいいなと、そう思ってます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長も弱気にならないで、もうちょっとね、現状を本当にね、伝えて、何とか来年の更新までにはね、何とかお願いします。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、11番久保谷充君の質問を終わります。

それでは、ここで、会議時間は阿見町会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時45分といたします。

午後 4時37分休憩

午後 4時45分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。最後の大トリということで、質問をさせていただきます。早目にやりますので、よろしくをお願いします。

では、通告に従いまして、阿見町第6次総合計画の重点施策、定住促進の取り組みは進んでいるかについて質問をさせていただきます。

阿見町の現状につきましてはですね、先ほど柴原議員の質問、また町長の答弁にありましたように、目をみはるものがあると思います。確かにですね、私たち、県南議員総会とかですね、県の研修会におきましてもですね、それぞれの他の市町村の議員さんのほうから、羨望のまなざし、うらやましがられたことを記憶にしております。特にですね、3月16日に雪印メグミルクが空き区画を追加で取得して、全て区画が埋まったということがですね、昨年まで雪印メグミルクに在籍していた者としてですね、とても喜ばしいことと思っております。

それではですね、今日質問させていただく第6次総合計画の骨子についてですね、若干説明させていただいて、質問のほうもさせていただきたいと思っております。

現在、第6次総合計画ですけれども、御案内のとおり、2014年、平成26年から平成35年までの10年間ということで現行、現在4年目に入っているということでございます。阿見町としてはですね、第1次が昭和46年、1971年からですね、第1次の総合計画が始まっております。この計画、第1次から始まって第5次まで進んだ結果がですね、先ほどの目覚ましい結果の阿見町の姿となっていると思っております。

その計画の構成なんですけれども、御案内のとおり基本構想がありまして、これは10年間。そして基本計画が、前期基本計画と後期基本計画各5年。そして実施計画が、3年ごとのローリング——毎年やるんですけども、3年間のローリングをして見直しを行っていくという形になってございます。第6次の部分について、重点施策としてはですね、これから質問させていただく定住促進を図ります。もう1つにつきましては、安心の実感を高めますという形の中でですね、重点施策が目標として掲げられております。

では、それではその以下4点につきましてですね、質問させていただきます。

1点目、阿見町第6次総合計画の成果指標に対する現況について伺います。

2点目、今までに実施した定住促進策について、その内容と中間評価について伺います。

3点目、第6次総合計画の最終年度、平成35年の人口見通し5万人は達成するか。

4点目、市制への移行について、そのお考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町第6次総合計画の重点施策、定住促進の取り組みは進んでいるかについての質問であります。

1点目の、成果指標に対する現況についてであります。

定住促進については、将来にわたる町の持続的な発展を果たす上で重要な取り組みであると認識しております。重点的・優先的に取り組むべき政策課題に対する総合的・横断的なテーマとして、重点施策に位置づけております。定住が実現しているのか、これを評価するために着目する成果指標として、就業者数、就学者数、人口総数を例示しております。

これらは主に国勢調査の結果によって把握されますが、最新の平成27年度調査の結果の公表は一部にとどまっていることから、各年4月1日の住民基本台帳による人口総数について申し上げますと、平成26年は4万7,313人、平成29年は4万7,430人とほぼ横ばいとなっております。

2点目の、定住促進策の内容と中間評価についてであります。

定住は何か特別な施策によって実現されるものではなく、住みやすいまちづくりを目指す多様な施策が実施されることにより、実現が近づくものと考えております。したがって、施策が多岐にわたることから、第6次総合計画の初年度以降に取り組んでまいりました施策の一部について申し上げます。

まず、優良な教育機会と就業機会の提供を確保するため、学校施設の改修、新小学校の建設、また企業の誘致を実現してきました。子育て環境については、待機児童を減らすために、民間保育所の整備を進めてまいりました。このほか、人口の社会増加を図るための三世帯同居・近居促進奨励金や町内企業の従業員を対象とした移住促進奨励金を実施してきました。

こうした施策展開の結果、我が国全体の人口が減少する中において人口が維持されていることは、一定の評価ができると考えております。着目すべきは14歳以下の人口構成割合であり、町人口の13%を維持しております。持続的な発展を目指す当町にあって、均等な年齢別人口構成が望ましいことから、これまでに実施した施策の方向性は間違っていないものと評価しております。

3点目の、平成35年度の人口見通し5万人は達成するか、4点目の、市制への移行について

の考え方については一括してお答えします。

町としては、単に市制施行、その要件となる人口5万人を目指しているものではありません。あくまでも持続的かつ安定した発展を目指しています。そのためには定住促進を図ること、特に若年層の転出超過を解消することにより、バランスのよい人口構成を実現していくことが必要だと考えます。阿見町の魅力と存在感を高める施策を通じ、町民の方々に住み続けていただく、また阿見町に住みたいと思う方々が増えることにつなげるのが大切であると考えております。その結果として人口5万人が見えてくるものと考えております。

我が国全体で急速に進む人口減少の中にあって、厳しい状況にあります。達成することを目指して取り組む姿勢に変わりはありません。また、市制施行については要件の1つである人口5万人が達成された後に判断すべきものと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。それではですね、御答弁いただきました内容につきまして質問をさせていただきます。

まずですね、1問目の成果指標なんですけれども、これについてはですね、人口の部分が記載されております。26年度と29年度ということで人口が若干伸びたという形で、今ほぼ横ばいですよという御案内がありました。これは主に国勢調査結果については、まだ一部にとどまっているということなんですけれども、就業者数とかってね、その他の項目につきましてはですね、いっごろわかるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 議員御質問の、例えば従業地ですとか就学地等につきましては、今、国の予定ですと、今月末に公表になるというふうには伺ってます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。人口データにつきましてはですね、御案内のとおり、国際的な部分については国連人口部が出しているデータ、国内におきましてはですね、基本となるものは国勢調査。それをもとにですね、社人研が独自の部分の視点を入れてですね、将来人口推計を出している。それを見て、総務省、厚労省がまたその実態動向、人口動向という部分を出しているという形になっています。基本となる国勢調査ですので、一番大事なところですよ。6月30日が出たことによってですね、さらに阿見町の成果指標が詳しいものがあるということで期待をしたいと思っております。

それから、2点目のところなんですけれども、優良な教育機会と就業機会の提供を確保するためにということで御答弁いただきました。この優良な教育機会というのはですね、実際にこの間、どのような形で取り組まれておるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 総合計画に対する御質問ですので、担当であります町長公室のほうで答弁させていただきます。

優良な教育機会ということですね、これまで取り組んできましたのは、その環境ですね、教育環境というような形で、例えば校舎の耐震化ですとか、あとエアコン、トイレの改修等々に、それと新小学校の建設等に取り組んできたということでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） では、就業機会の提供のほうはいかがでしょう。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 企業誘致をですね、継続的に取り組んできたというようなこと。それと、雇用拡大のためにですね、例えば、あみ大好き就活フェアですとか、そういったもの、それから商品開発ですとか、今年度から創業支援とか、そういった事業にも取り組んでいるというようなことでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。続きましてですね、次の3ページ目のほうの分なんですけれども、人口の社会増加を図るための三世代同居・近居促進、それから町内企業の従業員を対象とした移住促進策という形に入っています。先ほど御案内したとおり、昨年、雪印におりまして、特に阿見工場についてはですね、大阪それから横浜それから厚木、そういうところからですね、3工場が1つに集約されて、それぞれの従業員が阿見に来てるという格好でございます。もう6年たつわけなんですけれども、特に私とするとですね、そのまま阿見町の仮住まいではなくて、移住のほうに、移住促進という形の中でですね、住んでもらいたいという気持ちを、希望を持っておりますけれども、この移住促進の奨励金を実施してですね、実際の取り組みの成果というのは、どのくらいになっているんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。3つのそういった奨励金を実行してございます。まず、町内事業所等の従業員の移住促進奨励金につきましては、こちらにつきましては、申請者がですね、6事業所から29名ございまして、転入者の総数が46名というようなことございます。あと、三世代同居・近居促進奨励金につきましては、申請者が18名ございまして、それで転入された総数につきましては、親世帯が52名で子供の総数が60名というようなことございます。それから、第3子以降の出産奨励金につきましては、57名のお子様へ奨励金を支出したということでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうでしたらですね……。

○議長（紙井和美君） いいですか。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 大変失礼いたしました。こちら28年度の数値でございまして、プラス27年度がでございます。すいません。ちょっとすいません、合計してないんですが、まず町内の事業所等につきましては、転入者が27年でプラス15名ですね。ですから、先ほどの数値に15名足していただきまして、三世代近居につきましては、親世帯が40名、転入した子が56名。それと第3子につきましては51名というようなことでございます。大変失礼いたしました。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。やっぱり少しずつですけども、やっぱり町内に移住していただける方も多く、三世代同居、それぞれの近居促進とかいう形の中でですね、この部分の施策がある程度効果が出ているという形で安心をしました。

そこでですね、実際先ほども御案内しましたけども、実施計画のところのローリングがありますよという形で、今度の第6次についてもやられているという形ですけども、ローリング結果もどのような結果になっているのでしょうか。また、それぞれの実施計画の中でですね、大幅な未達、おくらしているようなものはありますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。定住促進につきましては、27年度から実施しております。これまで今年の29年度も含めまして、延べ64事業を行っております。大体毎年20事業前後を実施しております。その中でですね、やはりPDCAサイクルを活用しまして、検証してですね、効果のあるものについては拡充していくと。効果が余り見られないものにつきましては、ある程度トーンダウンしていくとか、そういうような形でですね、常にですね、検証しながらですね、取り組んでいるところでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、実際にスタートをしてですね、もう3年過ぎて、ある程度の成果が出てものがありますけれども、今の部長のお話ですと、特別悪い施策はなかった、見直さなきゃいけない施策はなかったという形でしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） いろいろ、定住促進ということで今年3年目を迎えますが、その中でですね、ローリングをしながら、その定住促進と安全安心というようなことを優先してやってまいりました。その結果としましては、やはり教育環境に対する事業、それから保育環境ですね、それと防災等につきまして優先的に事業を進めていく結果になってきたというようなことでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、3年ごとの、毎年実際はされているんですけども、実施計画、その上位になっているんですね、前期基本計画が5年ごとにあるという形で、先ほど御案内しました。4年目に入ったという形の中でですね、前期基本計画の進捗ですね。それを見てですね、どのような感じで今進んでいるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） まだですね、前期が30年までですので、実際に28年度の決算といますか結果は出てますけども、まだその5年間の経過はしておりませんので、正確な評価についてはしておりませんが、ただ、町長が答弁されましたようにですね、ある程度近隣の市町村から比べますと検討はしてると思ってますし、それだけの、それなりの成果は出てるといふふうに、数字でも出てますので、何ていうんですかね、方向性は間違っていないというような、そういったことをごさいます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。定住促進という形の中でですね、特に阿見町は他の市町村と違うところ、特異性として上げられると思うのはですね、各大学の学生さんが多い。それから樋口さんもそうですけども、自衛隊の皆さんがいらっしゃる。それから企業の、先ほどの企業誘致によってですね、企業の従業員の皆さんも多く、また、こちらのほうのですね、第6次総合計画の中の外国人の方の割合もですね、600とか700名いらっしゃるという形で記載されています。そういう将来の定住者となる可能性のある、今申し上げた方々に対するアプローチとしては、どのような形をされていたのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 今、議員のほうからありました学生ですとか、それから各企業、あと特異なところとしましては自衛隊というような施設ですね、そちらの方々につきましてはですね、まず学生につきましては、連携計画を締結しまして、茨城大学ともう10年近くなりますので、今はですね、その学生さんもですね、実際にその連携の中に、実際にですね、入っていただきまして、我々職員とですね、一緒に例えば事業を起こすとかっていうことで大分進んでまいりました。そういった方にですね、アプローチをしていくというような、そういった方法をとっております。

あと、企業の方々には、先ほどの定住促進ではないですけども、そういった奨励金、それからですね、あとは企業懇談会等ですね、工業団地の中にですね、連絡協議会をつくりまして、その中で、うまくですね、行政とうまくコミュニケーションをとれるような、そういった仕組みにしておりますので、その中でいろんなPRをしてるところでございます。

自衛隊の方々につきましては、本当に古くから自衛隊の町としておりますので、たくさんO Bの方ですとかいらっしゃいますので、そういうような自衛隊の方々については、もうロコミです、我々がPRするよりもですね、ロコミで当町のよさをですね、PRしていただいているというふうには感じております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。実際の定住促進策がですね、功を奏しているというのは、実態として、今お話をいただきました。

実際に定住促進策というのがですね、各自治体また国、都道府県、それぞれやられているんですけども、実際に柱となるものは、やっぱり教育の問題であったり、産業の振興であったり、観光の振興であったりという形で、大体似ております。そこで、政府はですね、訪日される外国人の方の人数2,000万人台に乗せたいという形で、ずっと計画をし、実際そうしていったわけですけども、観光庁のほうのですね、訪日外国人旅行者数の推移というのがホームページにありましたんですが、本当に2,000万人にずっと近づいてきたなというところで、2016年、昨年の実数がですね、確定した部分が、今年の1月の17日にですね、日本政府観光局の部分からですね、リリースされたという形で載ってございましたので、御披露したいと思います。

2016年につきましてはですね、過去最高の2,403万9,000人が日本に来られたという形の中で、伸び数としてもですね、21.8%の増という形で、政府の施策が多くは寄与したという格好になっております。

特に阿見町もですね、茨城空港それから成田空港の部分でですね、2つの空港でインバウンドの部分の日本に来られた方たちをですね、どういうふうに阿見町に来ていただくかという形の中ではですね、それぞれの自治体よりはやりやすい。そういうパイがもともとあるというところ。アウトレットにつきましてもですね、400万人から300万人ぐらいまで、ちょっと落ちているというお話もありましたけれども、それでも300万人、350万人の方が年間に来られているというところの中で、阿見町をどんどんどんPRする絶好の環境にはあるという形になっております。

そこでですね、同じ観光庁が、来られた外国人の方のアンケートという形でですね、旅行中に困ったことは何ですかという形でアンケートをとっております。その中でですね、数字的に一番困ったというのが、無料公衆無線LANの環境が36.7%困ったよと。続いてですね、コミュニケーション、英語とか母国語をなかなか話せないということがあって、コミュニケーションが24.0%。それから、20.0%としては、目的地までの公共交通の経路について、その情報の入手がなかなか困難だったよという形でアンケート結果が載っています。ただ、これは都市部、地方部がちゃんこした中でですね、発表になっておりますけれども、じゃあ実際に地方

部の部分ではどうなのということを見てみるとですね、先ほどの無料公衆無線LANの環境については、36.7じゃなくて50%の方が非常に困ったという形になっております。続いてですね、両替、クレジットカードが使えないという形が35%という形になっております。

実際こういう形の中でですね、政府も動いておりまして、総務省の情報流通行政局がですね、Wi-Fi整備についての現状と課題という形の中でまとめております。この中の要約をいたしますと、実際に日本人が使う頻度よりも外国の使う方のほうが、Wi-Fiについてはですね、やっぱり使う頻度も、全量も違うという中で、その部分が非常にネックになってるよという形になっています。

阿見町もですね、そういう面では、なかなかフリーWi-Fiについては、なかなか設置されていないんじゃないかというふうに思っています。実際に外国人の方もそうですけども、今、日本人もですね、タブレットだとか携帯だとかという中でですね、自分のLTEで自分の携帯に課金されるよりは、フリーWi-Fiで使って、いろんなところの情報を見たいという日本人の要求もあると思います。

そこで、「SAQ²——サクサク・ジャパン・プロジェクト」というのをですね、立ち上げているそうです。その中に、民間主導でやんなきゃいけない部分も当然ありますよと。しかし、自治体主導でやらなければいけないものも当然あるんだと。そういう部分で、そこを何とか整備してもらいたいという形の中で、予算もつけて、27年度からですね、予算もつけながら、総務省のほうではやっているというのが実態としてございます。

そういう状況の中でですね、阿見町のフリーWi-Fiの環境の整備というのはですね、これ進んでいるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 通告にはないかな。すいません、栗原議員、通告にはありませんけれども。よろしいですか。

○6番（栗原宜行君） いいですか。これ例えば、先ほども言ったように、定住促進を国も都道府県もいろいろやっている中で、そういう形の中でやってるんだっていうのがあるわけですよ。そこは、そういう部分、そういう部分での、何ていうんですか、あれなんですけど、いかがですか。もしお答えいただければ。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） フリーWi-Fiにつきましてはですね、当然私どもの情報広報課のほうでもですね、整備ってということについては、大変、何ていうんですかね、実施したいという考えを持っているんですが、何分財源の問題がございまして、進んでないっていうような状況でございます。今、議員おっしゃいましたように、総務省でいろいろですね、特に防災とか観光につきまして、そういった形で特化して、国のほうも支援していただけるような事

業に入ったということを聞いております。今年度ですか、約32億円ほど国がつけてですね、そういった防災拠点ですとか、それから公的拠点について補助金を出していくと。2分の1とかってというような、そういった事業も入ったと聞いたんですが、その中に条件としまして、財政力指数が0.8以下というような、そういった自治体に限るってというようなことがありまして、当町はですね、0.9以上ありまして、ちょっと該当にならないということで、国の支援が受けられない中で、自主財源でなかなか今、優先順位がまだ低いものですから、ほかにやらなくちゃいけない事業っていうのがあるもんですから、なかなかそこまで進めていけないってというような状況でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） すいません、いろいろありがとうございます。なかなかこれは、1年たったとはいえですね、この通告外というのは、なかなか、私としてはあれだったんですけども、そうすると、例えばですね、町有資源のことを伺ったとして、これもまた通告外になっちゃうんですかね。通告外、通告外。通告外ですか。はい。じゃ、PRのことについても。だめですか。

じゃそうしましたらですね、次はですね、じゃあ、若年層の転出増加を解消する云々という形で御答弁いただいているので、これは大丈夫ですかね。はい、すいませんね。ふなれなもので申しわけございません。

じゃあ、若年層の定住促進を目指すという形で書かれてはおりますけれども、それにつきましてはですね、やっぱりお母様というか、若い世代の方たちと子供たちという形の中でですね、子育て環境の充実というのが大事になってくると思うんですけど、これにつきましては、どのような取り組みをされているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 若年層のそういった定住促進につきましては、子育て、そういった何ていうんですかね、子育て環境だけではなくてですね、ほかにもいろいろ取り組んでいるところなんですけども、子育て環境に絞りますと、例えばですね、そういう待機児童をなくすために、今、新しい民間の保育所をですね、誘致して立地するとか、そういったものをですね、積極的に取り組んでいるってということだと思います。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしましたらですね。では、3点目のところでですね、平成35年度の人口見通しの5万人の部分についてちょっとお伺いをいたします。

この第6次総合計画にもですね、見通し5万人という形で記載をされております。これはあえて目標5万人という形で努力目標ではなくて、見通しとして5万人を掲げられていると思う

んですけれども、この根拠と達成に向けての何か施策についてですね、伺います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） この6次総合ですね、の中で必ず人口の見通しと伺いますか、将来人口を設定するわけなんですけれども、その中でやはり議論が出ました。その当時は4万8,000弱の中で、いろんな国の試算でもですね、下がる一方だということなんですけれども、ただ、やはりそういった中で、この阿見町がですね、持続可能な行政をするには、どうしてもですね、そういった人口と伺いますか、生産人口が必要だというようなことがありますので、ですから、そういうような持続可能な定住促進を図るための施策を、まずは打っていくと。そして積極的に打っていくことによってですね、結果的にはその数字がついてくるだろうというような、そういった考え方をもちまして、見通しとしましては5万人というような設定をしてみました。

で、毎年毎年、流出よりも流入が多くなればですね、可能だということですので、その当時は区画整理のオルティエ本郷もですね、分譲も始まりまして、あと荒川本郷の件もありましたので、そこにハード面では住宅開発と伺いますか、要は人口の受け皿となるハード面も整備できます。あとプラスソフト面としまして、いろんな子育て支援とか、そういったものをやることによりまして可能だというような形で5万人という見通し、数値を設定したものでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。実際に御答弁いただいた部分でですね、実際に2010年ぐらいの社人研のデータを多分とられているのかという形と思うんです。実際にこの最初の資料編の中でもですね、4万7,000、4万8,000という形で最初の部分はスタートしています。答弁書の中にもですね、着目すべきは14歳以下の年少人口の部分ですね、14歳以下の部分でも、町の人口の13%をキープしているんだという形は、ほかの部分から比べて随分努力しているよ、評価があるんじゃないのという形が載っています。

後期の計画が平成35年になるわけなんですけれども、実際に今13%でずっと維持をいただいているんですけれども、社人研の部分でいけば、2025年、3年の部分につきましてはですね、かなりどの地域についても、ダウントレンドが厳しくなっているような状況になっています。その中でですね、後期計画で今度、目標5万人にするのか、見通しとすると4万5,000ぐらいになってしまうんですけれども、その5,000人の部分についてはですね、今御案内いただいた部分をさらに強化していくのかどうか。その市制への移行の最大の課題として5万人というのはあるわけなんですけれども、それとあわせてですね、その5万人、後期の5万人について、どのような見通しをされているのかお伺いします。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 総合計画の仕組みとしまして、基本構想が10年、それから前期、後期と5年ごとにですね、基本計画がございます。この人口の見通しにつきましては、基本構想の中で10年間で出てますので、基本計画ではそこまでは原則的には、修正とかそういったものがしないというようなことになっております。で、やはり今4万7,500前後でございますので、あと2,000ちょっとですか。そういった中で、やはりまだまだ頑張っていくっていいですか、そういった数字だと思いますので、後期計画におきましてですね、この人口を目標といいますか、施策をですね、実施した中でですね、最終的にその5万人がついてくるものというような施策を打っていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） では、第1問目の部分でですね、最後になりますけれども、やっぱりほかの市町村とですね、実際データをとってみました。土浦であるとかですね、つくば、牛久さん、美浦さん、利根さん、県南議員総会で御一緒さしていただいた皆さんの部分をいろいろデータとしてとったんですけども、やっぱり今、部長から御案内あったようにですね、なかなかやっぱり阿見町として、そういうダウントレンドにない、耐えていて、かなり、本来ならもっと下がってもおかしくない状況なんですけれども、とどまっているという格好になってると。

私としてはですね、自信を持って、この方向性は間違っていないと思っていますので、自信を持って進めていっていただきたいというふうに思っています。

ただですね、やっぱり5万人についてはですね、どうしてもやっぱりクリアを私としてはしたいという部分でいけば、大胆な施策がもっとも必要ではないかと。それはもう今回の第6次が終わってからの話かもしれないんですけども、そういった部分で大胆な施策が必要ではないかと。

最後に町長に伺いたいんですけども、夢、希望、何かこの第6次云々の中でいろいろ出てきましたけれども、町長が描かれているようなバラ色の、何ていうんですかね、あれがあれば、御教示いただければと思っています。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町長公室長もいろいろお話しされました。やはり5万という1つの目標は、やっぱりこの6次総合計画では捨てられない。今の状況の中で、まだまだ人口増を望める、そういう施策は打っているつもりです。そういう中で、今後どうなのかっていうことになると、やっぱり若い人にどうこの町に定住していただけるかとか、そういうことを考えると、やはり今からね、まだ私もわかりませんが、今から自分でやりたい仕事は、やはり町の中が元気になるような、そういう施設っていうか、そういうものをやっぱりつくっていききたいなど。

ただ、金がね、かかる仕事が随分あるんでね、ブレーキかけられちゃうと思いますけど、自分でやりたいのは、そういうことですね。もうこれはやっぱり自分のやりたい仕事としては、そういうものがあります。これはやっぱりいろんな面で老若男女じゃないですけど、子供から年寄りまで十分使えるような、そういう施設が非常に必要じゃないかなっていう気はしておりますので、これをよく計画立てて、皆さんと相談しながらできればいいなど、そういう思いはしています。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。私たちもですね、バックアップ、執行部の皆さんのバックアップをさせていただいて、頑張らせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして、1番目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） では、2問目でございます。2問目につきましてはですね、いきいき茨城ゆめ国体2019の準備はどこまで進んでいるかということで質問させていただきます。

ちょうど昨年ですね、議会が終了しまして、岩手県ですね、国体に、その足でですね、夜行バスに乗って大会を見に行きました。ちょうどこのときはですね、この年はかなりの雨が東北地方を襲いましてですね、国体自体が「2016希望郷いわて国体」がですね、できないんじゃないかっていうようなあれもあったんですけども、とにかく皆さんの努力によってですね、道路を改修されたりとか、河川の部分の改修が進んだとかいう形の中で、2016年の岩手国体が無事に終了いたしました。

特に茨城県の高校生、少年女子につきましてはですね、420のところでは1位という形ですね、2位の鳥取さんとですね、ダブルスコアに近い数字で1位になられたと。特には、また少年男子の420につきましてもですね、山口のところでは若干の部分で負けましたけども、準優勝という形ですね、天皇杯、皇后杯の部分の貢献をされたという格好で、去年はそういう形であったなというふうに思っております。

今年、愛媛国体という形で、新居浜が10月の3日、4日が第4、5、6レースがあると思うんで、私もですね、早速予約をいたしました。今年も国体サーリングを見に行きます。ですので、10月の3日、4日、行事を入れないようにしていただきたいと思うんですけども、そこでですね、国体の部分で3点ほど質問させていただきます。

1点目、いきいき茨城ゆめ国体のサーリング競技会の会期と競技会場について伺います。

2点目、いきいき茨城ゆめ国体サーリング競技会の準備の進捗状況について伺います。

3点目、今後のスケジュールについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、これが最後のトリっという感じで答弁させていただきます。ちょっと声を張ってっというか。

いきいき茨城ゆめ国体2019の準備はどこまで進んでいるか。

1点目の、いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会の会期と競技会場についてであります。平成31年に開催される、いきいき茨城ゆめ国体のセーリング競技会の会期は、平成31年9月29日、日曜日から10月2日、水曜日の4日間です。レース自体はこの4日間で行いますが、各都道府県のヨットを受け入れるのは、競技初日の5日前からが慣例となっておりますので、9月24日火曜日から9日間、会場がオープンすることになります。

競技会場についてですが、レースは霞ヶ浦沖に設置した2つの海面で行います。また、大会本部棟やヨット等の置き場所となる陸地部は、現在、大室地区で造成中の霞ヶ浦高等学校のグラウンドの一部、約3万4,000平米をお借りして仮設で設置し、その湖岸にヨットやウインドサーフィンを霞ヶ浦に下ろすスロープと運営艇が係留する栈橋を設置します。

現在は、陸地部、水域部とも実施設計を行っており、今年度11月の工事発注に向けて準備を進めております。

2点目の、いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会の準備の進捗状況についてであります。

昨年度は準備委員会を設立し、7月には実行委員会への改組をしました。その後、4つの専門委員会の開催、先月には第2回の総会を開催し、各種基本計画等の承認をいただいたところです。今後は、各種要項等の整備を進めてまいります。

庁内におきましても、昨年度に庁内推進本部を設置し、本部会と幹事会を設け、庁内体制を整え協議を進めております。また、啓発活動につきましても、積極的に実施しているところであります。

3点目の、今後のスケジュールについてであります。

今年度は、昨年度に引き続き、専門委員会で要項等の協議を進め、常任委員会での承認を求めてまいります。また、年度末にはリハーサル大会及び国体に向けた大会実施本部を設置し、さらなる庁内体制の整備強化を図ってまいります。

国体開催準備の進捗状況につきましては、引き続き議会に報告するとともに、町内外に情報発信してまいります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。そうでしたらですね、早速再質問なんですけれども、先ほど御案内したとおり、10月の3日、4日、新居浜のところですね、もう3月の末だったんですけれども、宿泊地がもう駅前はだめでした。結構遠いところですね、

やっとなんとしたという状況なんですけれども、やっぱりそう考えるとですね、なかなか阿見町に宿泊地がなくてですね、さぞ混乱するのかなというふうに感じております。この宿泊につきましてはですね、どのような形で考えられているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。町長の答弁にもございましたとおり、過日5月に総会のほうを実施しておりますので、その決定した内容を私のほうから御報告させていただきます。総会時でも御説明しましたとおり、阿見町の場合はですね、県の配宿システムにのっかって、今、配宿作業を進めてございます。実は、明日、その配宿の第1回の会議がございまして、つくば市を周辺に配宿場所が決められるというところまでは情報をいただいているんですが、いよいよ具体的に内容が示されてくるものというふうにご覧いただけます。議員の宮古への視察をされたときには、そういった配宿システム外の宿泊ということだったというふうに思います。

で、御指摘のように、阿見町の場合は宿泊施設がチサンインさんのみということでございますので、阿見町のほうで先にプールをするということは、当然困難ですけれども、国体の開催年に該当年になりますと、やはり栗原議員のように、各いろんな他県のほうからお越しいただく方から御連絡をいただいて、いろいろ情報提供を求められるということでございます。ですので、そういった情報をですね、的確にお伝えできるように、推進室としても、近隣の状況を把握して、情報提供に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ただいま、18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） すいません、長くなってしまって申しわけないです。続きましてですね、花いっぱい運動なんですけれども、私、充て職、充て職っていうか、社会教育委員会の委員のほうも仰せつかってですね、前回、総会のほうを出させていただきます。そこでもですね、子育連さんのほうからですね、実際の子育連さんも花壇整備という形で、花壇審査をやられているんですけれども、そのときにですね、花の苗を、なかなかその取り扱いが非常にしづらいんだっていうお話が出ました。今回、花いっぱい運動を全町を挙げてやるという形で伺ってますので、その花いっぱい運動についてですね、どういう形でやられていくのか。その苗の部分も含めてですね、お答えいただければと思います。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。国体の慣例のおもてなし

としまして、幾つかの定番の事業があるんですが、その中で花いっぱいということで、会場の装飾をするということが大きな目的ではありますが、開催数年前からですね、そういった育苗、育てるということを、地域の皆さんに取り組んでいただいて機運を高めるというのが一般的でございます。

阿見町においてもですね、今年度からいよいよ試験栽培を実施をいたしまして、そして来年度、再来年度ということで、本番に向けてその数量を大きくして、会場の装飾にも充てられてような準備を整えていきたいというふうに思います。

具体的なやり方としましては、公共施設、学校も含めてなんですけども、そういった施設を中心に、まずその苗等をお配りして、プランターで花を育てていただくというふうに思います。それとあわせてですね、地域の皆様のほうにもですね、予算の範囲の中ではありますけれども、一定の御案内をかけて、地域のほうでもプランターをお配りすると。そのほか、各企業、個人のほうにもお配りするというようなことをあわせて行っていきたいというふうに考えてございます。

具体的にはですね、6月の後半にこのような案内をホームページ等々で展開をしていきたいというふうに思います。ただ、秋口の花を想定しておりますので、物を配るということは、おおむね7月の後半にお配りできるような段取りを、今、整えております。今年度の大枠の数量としましては、プランターが735個、苗につきましては2,200余りを、今、想定してございます。多分、子供会でお配りされているのは、紙かなんかで苗のほうが。そういったことで、ちょっと扱いづらいというような、そういう御指摘もあったかと思っておりますので、私どものほうは、ちゃんとしたポットに入れた形でお配りするようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしましたらですね、ボランティアの件について、ちょっと伺いたいと思います。今、実際にですね、人数的に少ないんだろうと思うし、やっぱり各町民の皆さんもですね、一丸となってお客様のほうをお迎えしたいという形ですね、こういう形の参加をしたいというようにお考えの町民の方もいらっしゃると思います。それぞれホームページまたは広報あみ等でですね、御案内があるとは思いますが、そのボランティアについてのですね、募集のスケジュールについてですね、再度御案内いただければと思います。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。ボランティアの募集につきましても、この6月末からいよいよ具体的に開始をしたいというふうに考えてございます。

大きくは、会場におけるボランティアということで募集をします。そのほかに、前々年からいろんなイベントに御協力をいただく、そういったボランティアということで、ボランティアの中身も大きく分けて2つで募集をしたいというふうに考えてございます。

一応、対象のほうはですね、該当年時に高校生になる年齢の方を募集をしたいというふうに思います。募集の人員は、おおむね約100人を想定してございます。期間につきましては、大会までというふうに柔軟に対応させていただきまして、6月後半、7月上旬に募集を開始して、一定の人数の方が募集をいただけましたら、県のほうでの研修というの、実は組まれております。そういったところに研修のほうにも派遣をいただいて、町内部でも当然、研修ということをしていただくようになりますので、その辺は段取りで、具体的には、いろんな催事、まい・あみ・まつりですとか、いろんな広報イベントがございます。イベントのそういうボランティアを申し込んでいただいた方には、そういったことで、すぐ実践をお願いをしたいと思っております。

あと、リハーサル大会がボランティアの方の本番ということになりますので、リハーサル大会に向けて、その研修を積んでいただいて、リハーサル大会で実践をいただいて、その後、本番と、そのようなスケジュールで今、考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。1つ1つがですね、決まっていって、本当に盛り上がってくる感じがいたします。盛り上がってくるといえばですね、6月6日、職員の皆様、私たち、ポロシャツを着てですね、頑張りました。ところで私は7枚も買いましたので、少し貢献できたかと思っておるんですけども、まだまだですね、ちょっと足りないなと思っております。で、私も買いたいですけども、町民の方もですね、多分買いたいだろうと思っておりますが、実際に町民の方の購入部分というのは、同じタイミング、私たちが発注する同じタイミングで買えるんですか。買えない、だめ。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。まずもって、初日、それから最終日、御協力いただきましてありがとうございます。また、最終日もありますので、どうぞよろしく願いいたします。

実際、先週で職員の分を一旦切って、募集を締め切ったんですが、幾つか追加の募集がございましたので、6月末までは、私どものほうでお受けしたいというふうに思っております。そのときにですね、各団体さんとか、そういうことがもしありましたら、それはあわせて私どものほうでお受けするように考えてございます。ですので、7月に入りましてから、一般販売と

ということで、販売元でお受けをいただくような形で整理をしていきたいというふうに考えてございます。今のところの流れとしましては、7月から一般販売をさせていただくということで考えてございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ではですね、最後の質問になりますけれども、この前の総会のところでですね、ポスターでしたっけ、ポスターデザインでしたっけ、キャラクターデザイン、ポスターデザインだっけ、のところをまた募集をされるという形で啓発活動についてはですね、積極的にやっていきたいよという形で御案内があったかと思います。こちらのほうの最後、伺ってですね、国体、この2問目の質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。ポスターにつきましてもですね、一応、阿見町版の公式ポスターということで、8月の1日から8月の31日までの1カ月間を募集期間としまして募集をしたいというふうに考えてございます。募集の対象者につきましては、阿見町に在住、在勤ということで、児童生徒に限らず、広く募集をさせていただいて、そのデザインを決定していきたいというふうに思います。年度内に選考させていただいて、30年当初からですね、ポスターを活用した啓発を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） いろいろありがとうございました。あつという間にですね、2019年がやってくると思います。10月の新居浜、愛媛の国体が終わった後ですね、来年の福井についてもですね、ぜひ行きたいというふうに思っています。それはとにかく茨城国体を成功させるために、私たちもですね、現地に行って確認をしたいということでございますので、一緒になって頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月9日から6月19日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 5時45分散会

第 4 号

[6 月 20 日]

平成29年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成29年6月20日（第4日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
都市計画課長	林田克己君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成29年6月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第49号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第50号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
議案第51号 阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について
- 日程第2 議案第52号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第53号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
号）
議案第56号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

-
- | | |
|--------|--|
| 議案第49号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| 議案第50号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 議案第51号 | 阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について |

○議長（紙井和美君） 日程第1，議案第49号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第50号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第51号，阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について，以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月6日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会に付託されました議案について、審査の結果と経過について、会議規則77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成29年6月9日午前9時55分に開会し、午前10時27分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初めとし19名、事務局2名の出席をいただきました。なお、傍聴者が1名ございました。

初めに、議案第49号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項について、議案第50号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項についてを御報告申し上げます。

以上2議案は、いずれも質疑、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月9日午後1時54分に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第49号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、スーパー食育スクールは、26年度のみ事業でしょうかとの質疑に対して、これは26年度から28年度までの3か年事業で、事業終了に伴うため条文からの削除です。この事業は、平成26年度には阿見中学校区、27年度は朝日中学校区、28年度には竹来中学校区で実施してまいりましたと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、実際に成果、課題、今後の展開という形で報告書が出ているのが阿見中学校区だが、27年度の朝日中学校区については去年出たのか、また、その報告等はホームページに掲載してほしいがとの質疑に対して、スーパー食育スクール事業については、毎年、年度初めに会議を1回開いて、その年に行うことを委員の中で協議し、年度末にその年の成果を報告して評価を受けます。阿見中につきましては26年度、朝日中については27年度末、竹来中につきましては28年度末に、それぞれスーパー食育策定事業推進委員会の中で、それぞれ報告させていただきたいと思います。また、その報告についてはパンフレットが作成されているので、これを各対象中学校等に配付して周知を図っております。また、遅くなりましたが、ホームページのほうに載せさせていただきたいと思っておりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第50号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第50号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第51号、阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、今までの特別展の実績はとの質疑に対して、特別展は平成24年度に1回と、平成25年度に1回、合計2回行っておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、町内で予科練平和記念館を町民の方に案内をしていただくようになって、町外の方に予科練を広めていただくメリットがあると思う。特別展が24年と25年に1回ずつあれば、特別展を年間パスポートという中に含めることにより、1人でも多くの町民の人が、予科練を広めていこうという意味が高まっていくのではないか。また、常設展と企画とあるが、自衛隊のほうからも企画を多くしてもらいたいと要望がある。近隣の土浦航空隊、美浦を含め、霞ヶ浦近隣のところについては、協力し合いながら、巡回展示という中で相互利用ができればいいと思うがどうかとの質疑に対して、そのようなことも今後検討しながら、企画展等の充実を図っていきたいと考えておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、特別展を1,000円以内ということだが、現在、何か予定しているものがあり、600円ではできないから1,000円以内にするのか、ある程度600円前後でおさめようと考えているのかとの質疑に対して、現在の段階では、特別展の開催は予定しておりませんが、企画展を3回計画しています。特別展に関しての金額は検討中で、開催すると決まったときには、1,000円以内ということで検討したいと考えておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、企画展は年3回行い、リピーターを増やすことを考えれば、ホームページを含め、さまざまなツールを使い宣伝をすべきと思うがどうかとの質疑に対して、現在もホームページ等で企画展の案内をしています。また、関係機関にもポスター等を送付していますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、阿見町予科練平和記念館条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成29年6月12日午前9時56分に開会し、午前10時11分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第49号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会のメンバーの、メンバー内容についてお願いしますとの質疑があり、執行部からは、メンバーの構成は、現段階のところ、都市計画の運営事業に関し見識を有する者と公認会計士を外部から2名、それと、町の部長クラスの職員7名、合計9名を案として考えています。内容につきましては、荒川本郷地区の町有地売却業務を進める事業者を、公正でかつ公平に選定するために審査をしていただく業務となっていますとの答弁がありました。

次に、今のところ問い合わせみたいなのはありますかとの質疑があり、執行部からは地元宅建業者の方を含め、県外からも何名かいらっしゃいますとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第50号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号から議案第51号までの3件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第51号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第52号	平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第53号	平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号	平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第56号	平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号	平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第58号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、消防費、施設維持補修事業で、防火水槽の解体とありますが、現在阿見町では、昔の形のものが何カ所、今の形のものがどのくらいありますか。また、消火栓として活動できる消火栓はどのくらいありますかとの質疑に対し、阿見町の推移の状況ということで、消火栓につきましては、町内に今、906基ございます。その他、防火水槽、水槽につきましては456基、公設、公有地にあるものが304基、私有地にあるものが139基、その他、防火水槽というわけではないんですが、プールを水利とみなしてプールが13基ございますという

答弁がありました。

次に、防災管理費についての内容を教えてくださいという質疑に対し、防災管理費の役務費として、今回15万7,000円を補正予算として計上させていただきました。こちらは、防災行政無線の固定系の電波利用再免許申請にかかる手数料でございます。内容につきましては、阿見町で防災行政無線の固定系の電波利用免許を取得したのが、無線運用開始する直前の平成27年3月30日に免許取得しました。当方では、免許取得後5年後に免許更新を行使すればよいと認識しておりましたが、関東総合通信局から、全国一律で無線電波利用免許更新の時期が決まっているとの御指摘があり、5年ごとの11月30日が免許更新日でありました。このたび、免許更新に必要な金額を計上、補正予算として計上しているとの答弁がありました。

次に、自治振興費ということで、今回110万円計上されておりますが、その内容はという質疑に対し、財団法人の自治総合センターが、宝くじの社会貢献の広報事業としてコミュニティー活動に対する団体への助成でございまして、今回阿見町からは1行政区、本郷区から要望がございました備品について、3月4日付で採択を受けまして、その補正計上でございます。内容的には、地区公民館の備品関係ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 続きまして、御報告申し上げます。

議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、歳入教育費雑入1,551万6,000円は何かとの質疑に対して、助成事業として新規採択になった部分です。助成金については、スポーツ振興くじ助成金のうち地域スポーツ施設整備助成で、運動公園にあるテニスコート3コート分と、その照明灯改修に伴う助成金です。新規の助成金のほうですが、簡単に申し上げますと、サッカーくじのt o t oです。その収益の3分の2が、地域スポーツ振興に助成するという仕組みで、この申請者は、地方公共団体やスポーツ団体、スポーツ団体につきましては、阿見町ではいきいきクラブというクラブが備品購入をしています。そのような助成制度の内容ですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、保健衛生費の中の賃金ですが、保健師賃金と、その下の、母子保健事業での看護師の賃金があるが、その内容と看護師の人数はとの質疑に対して、保健

師賃金は1人分を雇う予算です。現在看護師は2名で、賃金については、臨時職員で雇用している2名の勤務時間を増やすためですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、教育費の中の事務局費の賃金で、一級建築士の分、当初予算がそのまま減額になった理由はとの質疑に対して、一級建築士の方が28年度までは学校教育課にいたが、29年度より管財のほうへ移ったため、全額減額しましたと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、文化事業で埋蔵文化保護事業の報酬の減額の理由と、報償額の増額の理由はとの質疑に対して、報酬費の減額ですが、平成29年4月から文化財の保護指導員が引き続き委嘱できなくなったため、4月から6月分の3カ月分を減額するものです。文化財保護指導員の報酬につきましては、月額報酬で決まっているので、12万9,700円の3カ月分ということになります。報償費については、報酬費との関係があります。事業教育謝礼金について、1日1万2,000円の60日分として計上してございます。この60日分というのは、試掘とあって、発掘する前に試掘調査を行います。その計画は、実際、文化財のほうとの兼ね合いがどうなのかということを含め、現場で立ち会いをします。それに伴い、意見書の作成と現地調査があります。その回数が年間80日間と想定し、4月から12月までの60日分で積算しています。60日掛ける1万2,000円で、72万円になりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、埋蔵文化財包蔵地区が4月から縮小されていると聞いているが、縮小した理由と、今、区域は何区域あるのかとの質疑に対して、遺跡関係というものは、もともとの地べたの高さから盛土をし、形質が変わるものもあり、昔の国土地理院の図面とかを鑑みて、実際調査をしていく中、ここは必要じゃないところは削除できます。また、そのようなことで、現状と資料を照らし合わせて、補足で歩きながら、現実合った形に修正したため縮小になりました。区域については、216カ所になりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論終結し、採決に入り、議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第53号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、前期高齢者納付費負担が当初予算50万で計上されているが、今回197万4,000円になった理由はとの質疑に対して、国保だけに限らず、社会保険、共済組合、全国の保険者で出し合った拠出金を集める金額ですが、現状ですと社会保険の負担が大きいということで、国のほうで、国保のほうにも若干の負担増を求められたものであり、その計算式、係数は、全部国の指定になります。今までですと、50万程度でおさまっていたものが、大幅に増額となったものですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第56号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、雑入の臨時職員保険料39万4,000円とあるが、収入の勘定科目の違いはあるのかとの質疑に対して、臨時職員に関する保険料については、国の法律の改正により、短時間労働者の加入条件が拡大されたのに伴い、臨時職員1名ずつが入る形になりました。そこで、臨時職員の自己負担分相当についても、基本的には取る形になり、一般会計のほうに自己負担分は1回入ってきて、それを一旦繰出金という形で出す形になります。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第57号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、土木費のうち、道路橋梁費の特定地区道路整備事業に旅費とありますが、特定地区道路整備とはどういうもので、旅費というのは、研修か何か行くのかとの質疑があり、執行部からは、予算の中にあります特定地区道路というこの道路については、他の主要施策等と整備を関連して、政策的な整備をする道路を特定道路というような位置づけをしています。また、今回計上した普通旅費は、南大通りから本郷小学校まで通す、小学校の通学路の整備のほうでかかる普通旅費となっています。当時、その地権者に相続が発生して、地元の方と契約をする予定でいたんですが、交渉を進めていく中で、法定相続人全員と契約をするという方向になりました。その中の1人に愛知県の地権者がいまして、そちらのほうに用地交渉に行くということで、今回の旅費を補正させていただきましたとの答弁がありま

した。

そのほか、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第54号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第55号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第58号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、水道給水収益の減額480万3,000円の家庭用料金、この減額の理由と、雑収入の駐車料使用料8名追加ということなのですが、全体的な説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、今回、人事異動で人件費が少なくなり、それに合わせて、収益のほうも削ったということになります。あと、雑収入のほうは、今度、水道事務所でも駐車料金を取るようになり、その分の収益が入るということで計上しておりますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号から議案第58号までの7件についての委員長報告は、原案どおり可決であります。

本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第58号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 日程第3で終わってしまいますので、緊急質問についてですね、議長の御許可をお願いしたいと思います。

阿見町議会会議規則第62条に基づいて、役場庁舎前に駐車されている件について、緊急質問いたします。

○議長（紙井和美君） しばらくお待ちください。

9番海野隆君。どのような内容でしょうか。

○9番（海野隆君） 内容は、今申し上げたとおりですね、役場庁舎前に、何日前からだったかわかりませんが、何日前だったかな……調べればわかりますが、駐車されている件について、質問をさせていただきます。

○議長（紙井和美君） それではここで、暫時休憩といたします。会議の再開は、10時45分といたします。

午前10時36分休憩

午前10時47分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで皆さんに申し上げます。議会運営委員会の中の話し合いがまだ終わっておりませんので、ここで引き続き、暫時休憩といたします。会議の再開は、議会運営委員会が終了後とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、議会運営委員会のメンバーの方は、第2委員会室をお願いいたします。

午前10時49分休憩

午前11時12分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催させていただきました。

先ほど、9番海野隆君から、緊急質問ということで出されました件について、議員各位に統一見解を図るという意味で、ここで少し第62条を説明させていただきます。

第62条は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず——前条というのは、一般質問の内容であります。議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2番。前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。このようにあります。

先ほどの、前条の規定にかかわらずというのは、一般質問第61条のことです。

第61条は、議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。このようになっております。しかし、この61条の規定にかかわらずということですので、62条の内容については、緊急を要するとき、また、真にやむを得ないときと認められたときに、ということが入っておりますので、海野隆議員に、この部分を説明していただきたいと思います。

全議員に統一見解を図るために、その内容がこの2つに合致しているかどうかを判断させていただきますので、9番海野隆君、お答えください。

○9番（海野隆君） 議長ね、議運でね、どういう議論があったのかということね、まず報告していただきたいと思うんですよ。その上でね、私は既に、もう皆さん、目にしているわけですよ、目の当たりに。

○議長（紙井和美君） 海野隆君に申し上げます。ただいま私が申し上げた内容のことについて、判断させていただくのでお答えください。

そしてまた、私が先ほど申し上げたことは、議会運営委員会の中で話し合われた内容でございますので、以上報告申し上げます。

それでは、9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それではね、なぜ私の質問が緊急であるかということをお願いしたいと思います。

今、役場庁舎の入り口にですね、団体の車が、もう今日で8日になります。よくよく見るとね、通常、駐車というのは、そのままですね、すぐ運転すれば動かせるという状況ですけども、あれは旗をですね、車にですね、くくりつけておりますので、すぐは動かせないと、こういう状況の中で、町民の方からですね、多くの疑問、それからメールもいただいておりますけれども、今朝もですね、正面から入ってきましたら、ある方から、あれはいつまで置いておくんだと、これは町ではどう考えてんだと、こういう話がありました。

今日が最終日なので、議会ですら、このことをお聞きするという機会はずいぶん、今日以外にはありません。これは、町民の大きな関心事になっております。

私が思うにですね、あれは、公有財産の管理規定及び役場の駐車場のですね、管理規定に違反をしている疑いが濃厚です。なおかつ、役場はですね、警察と相談をして、あの撤去を求めているというふうなこともお聞きしております。

したがって、これは緊急、やむを得ない質問であると、緊急質問にふさわしい質問だというふうに思って、緊急質問の許可をお願いいたしました。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいま海野隆君から、質問の内容についての趣旨が、お話がありました。

執行部も初め、議員各位の皆さんは、それぞれの調査をしながら、あれをどのようにしようかということは、皆さん同じように諮っている中で、なかなか実施できないで苦慮しているということは、皆さん統一の見解であると思っております。

それでは、質問の趣旨がわかりました。

ただいま、9番海野隆君から、駐車場の正面玄関に駐車されている車の件についての、詳しい内容の質問がありました。海野隆君のこの件について、緊急質問したいという申し出がありました。

したがって、阿見町議会会議規則第62条の規定によりまして、この採決は起立によって行います。

海野隆君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程に追加し、発言を許すことに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） それでは、賛成少数でございます。したがって、ただいまの質問に対しては、取り上げないということにいたします。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運び

となりました。議員各位並びに町長を初め、執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成29年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。皆様、大変に御苦勞さまでした。

午前11時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 野 口 雅 弘

署 名 員 永 井 義 一

参 考 资 料

平成29年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第49号 議案第50号 議案第52号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第56号 議案第57号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町予科練平和記念館条例の一部改正について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第49号 議案第50号 議案第52号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項</p>

産業建設 常任委員会	議案第54号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第55号	平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第58号	平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成29年3月～平成29年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	5月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会会期日程等について ・その他
議会だより 編集委員会	4月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第152号の発行について ・その他
	4月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第152号の発行について ・その他
全員協議会	5月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画策定について ・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について ・阿見町国民健康保険データヘルス計画書の策定について ・後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の均等割軽減判定所得の算定誤りについて ・指定廃棄物の保管庫建設等について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・阿見町立学校再編事業及び本郷地区新小学校建設事業の進捗状況について ・阿見町教育振興計画（後期計画）の進捗状況について ・阿見町生涯学習推進計画（後期計画）

全 員 協 議 会	5月29日	全員協議会室	の進捗状況について ・その他
-----------	-------	--------	-------------------

阿見町議会議録

29
年

第二回定例会